いすみ市地域防災計画

資　料　編

【 目 次 】

〔1〕 条例、規則等関係

[資料 1-1]いすみ市防災会議条例 8
[資料 1-2]いすみ市災害対策本部条例 10
[資料 1-3]いすみ市災害対策本部条例施行規則 11
[資料 1-4]いすみ市防災行政無線戸別受信機設置条例 13
[資料 1-5]いすみ市防災行政無線管理運用規則 15
[資料 1-6]いすみ市防災行政無線（固定局）運用規程 27
[資料 1-7]いすみ市防災行政無線（基地局及び陸上移動局）運用規程 29
[資料 1-8]いすみ市水防協議会条例 32
[資料 1-9]いすみ市自主防災組織育成指導要綱 34
[資料 1-10]いすみ市自主防災組織助成要綱 37
[資料 1-11]いすみ市自主防災組織防災資機材貸与要綱 75
[資料 1-12]いすみ市「市民防災の日」事業推進要綱 79

〔2〕応援協定、覚書関係

[資料 2-1]災害時における協定・覚書等締結一覧 81
[資料 2-2]災害時における千葉県内市町村間の相互応援に関する基本協定 83
[資料 2-3]災害時における千葉県内市町村間の相互応援に関する実施要領 85
[資料 2-4]千葉県広域消防相互応援協定書 92
[資料 2-5]千葉県広域消防相互応援協定書に基づく航空特別応援実施要綱 94
[資料 2-6]千葉県水道災害相互応援協定 106
[資料 2-7]災害時における廃棄物処理施設に係る相互援助細目協定 108
[資料 2-8]夷隅郡市３施設ごみ処理協定書 110
[資料 2-9]「千葉県広域火葬計画」災害時における広域火葬応援計画 111
[資料 2-10]災害時の医療救護活動についての協定書 132
[資料 2-11]医療救護に係る費用弁償等に関する覚書 134
[資料 2-12]災害時の医療救護活動実施細目 136
[資料 2-13]津波時における一時避難施設としての使用に関する協定書 137

[資料 2-14]災害時における災害応急対策に関する協定書 139
[資料 2-15]災害時における相互応援に関する協定書 147
[資料 2-16]災害時におけるいすみ市内郵便局といすみ市間の協力に関する覚書 149
[資料 2-17]避難標識設置に関する協定書 151
[資料 2-18]地震・風水害・その他の災害応急対策に関する業務細目協定書 153
[資料 2-19]災害時における家屋被害認定調査等に関する協定書 155
[資料 2-20]災害時避難場所の指定について 157
[資料 2-21]災害時における相互応援に関する協定書 158
[資料 2-22]津波時における一時避難施設としての使用に関する協定書 160
[資料 2-23]津波時における一時避難施設としての使用に関する協定書 162
[資料 2-24]津波時における一時避難施設としての使用に関する協定書 164
[資料 2-25]福祉避難所の指定に関する協定書 166
[資料 2-26]災害時の情報交換に関する協定 171
[資料 2-27]災害時における夷隅郡市内市町間の相互応援に関する協定書 173
[資料 2-28]災害時における相互応援に関する協定 175
[資料 2-29]災害時における避難所施設利用に関する協定書 177
[資料 2-30]災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定書 179
[資料 2-31]災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定書 182
[資料 2-32]災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定書 185
[資料 2-33]災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定書 188
[資料 2-34]災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定書 191
[資料 2-35]災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定書 194
[資料 2-36]災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定書 197
[資料 2-37]広告付避難施設等電柱看板の掲出に関する協定 200
[資料 2-38]災害に係る情報発信等に関する協定 202
[資料 2-39]災害時の応急救護活動及び医薬品の供給等に関する協定書 204
[資料 2-40]津波発生時における津波緊急避難場所に関する協定書 207
[資料 2-41]災害時における応急物資の供給等の協力に関する協定書 209
[資料 2-42]災害時における福祉用具の供給等に関する協定書 211
[資料 2-43]災害時における畳の供給に関する協定書 214

[資料 2-44]災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定書..... 216
[資料 2-45]災害時における石油類燃料の供給に関する協定書..... 219
[資料 2-46]移動式宿泊施設等の提供に関する協定書..... 221
[資料 2-47]災害時における段ボール製品の供給に関する協定書..... 223
[資料 2-48]災害時における飲料水等の提供に関する協定書..... 225
[資料 2-49]災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定書..... 227
[資料 2-50]災害時における停電復旧の連携等に関する基本協定..... 229
[資料 2-51]災害時における停電復旧作業および啓開作業に伴う障害物等除去に関する覚書.... 232
[資料 2-52]災害時における連絡調整員の派遣に関する覚書..... 234
[資料 2-53]災害時における電源車の配備に関する覚書..... 236
[資料 2-54]災害時及び感染症発生時における防疫業務の実施に関する協定書..... 238
[資料 2-55]災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書..... 240
[資料 2-56]災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書..... 243
[資料 2-57]災害時支援協定書..... 246
[資料 2-58]害時における支援協力に関する協定書.....249
[資料 2-59]災害時における石油燃料等の供給に関する協定書..... 252
[資料 2-60]災害ボランティアセンターの設置・運営等に関する協定書..... 254

〔３〕被害想定、ハザードマップ関係

[資料 3-1]地震被害想定一覧.....257
[資料 3-2]津波ハザードマップ.....260
[資料 3-3]揺れやすさマップ.....263
[資料 3-4]地域危険度マップ.....267
[資料 3-5]洪水ハザードマップ.....269
[資料 3-6]市内の主要河川.....273

〔４〕被害情報等報告関係

[資料 4-1]県への被害状況報告一覧.....275
[資料 4-2]被害状況報告書様式.....276

〔５〕気象情報関係

[資料 5-1]気象官署が発表する注意報・警報の基準.....292
[資料 5-2]千葉県水防テレメータ雨量観測所.....294
[資料 5-3]千葉県水防テレメータ水位観測所.....294
[資料 5-4]河川情報の種類.....295
[資料 5-5]震度計設置場所（情報観測点）.....295

〔６〕災害対策本部関係

[資料 6-1]災害対策本部の編成.....296
[資料 6-2]災害対策本部各対策部の編成表及び事務分掌.....297

〔７〕配備基準関係

[資料 7-1]配備基準.....300

〔８〕避難関係

[資料 8-1]警戒レベル・避難指示等の発令基準.....306
[資料 8-2]避難所等一覧.....310
[資料 8-3]避難所の開設要領.....315
[資料 8-4]避難所の運営要領.....315
[資料 8-5]避難所収容台帳等（様式）.....316
[資料 8-6]いすみ市避難行動要支援者避難支援計画.....319
[資料 8-7]福祉避難所一覧.....327

〔９〕災害救助法関係

[資料 9-1]災害救助法適用基準.....328
[資料 9-2]災害救助法による救助の程度、方法及び期間一覧表.....330

〔10〕情報通信、報道関係

[資料 10-1]防災行政無線の整備概要.....334
[資料 10-2]県防災行政無線通信施設.....340

[資料 10-3]放送要請協定機関及び窓口.....341
[資料 10-4]千葉県報道要請協定機関.....341
[資料 10-5]非常通信の利用.....341
[資料 10-6]緊急警報放送の要請（様式）.....342

〔11〕派遣、輸送、交通関係

[資料 11-1]自衛隊の災害派遣要請（様式）.....343
[資料 11-2]自衛隊の災害派遣部隊の撤収要請（様式）.....344
[資料 11-3]要請文書のあて先.....345
[資料 11-4]自衛隊派遣要請の連絡先（緊急の場合）.....345
[資料 11-5]ヘリコプター発着場の必要地積.....346
[資料 11-6]ヘリコプター臨時離発着所適地.....346
[資料 11-7]自衛隊備蓄駐屯部隊一覧表.....346
[資料 11-8]緊急輸送道路.....347
[資料 11-9]緊急通行車両等の確認及び事前届出事務手続き等.....348
[資料 11-10]交通規制箇所一覧.....355

〔12〕備蓄・物資関係

[資料 12-1]備蓄倉庫一覧.....355
[資料 12-2]備蓄物資.....357
[資料 12-3]米穀調達の要請等（様式）.....359

〔13〕消防関係

[資料 13-1]消防本部組織図.....361
[資料 13-2]消防団組織図.....362
[資料 13-3]消防機械保有状況.....364
[資料 13-4]消防車両等の配置状況.....364
[資料 13-5]消防水利の状況.....365
[資料 13-6]空中消火資機材.....365
[資料 13-7]指定水防管理団体整備基準.....366

〔14〕給水関係

[資料 14-1]指定給水装置工事事業者一覧.....367
[資料 14-2]補給水利の現況.....370
[資料 14-3]応急給水用資機材の保有状況.....370

〔15〕医療・救護関係

[資料 15-1]医療機関一覧.....371
[資料 15-2]救護班編成一覧.....372

〔16〕社会福祉施設関係

[資料 16-1]社会福祉施設一覧.....373

〔17〕保健衛生、防疫、廃棄物関係

[資料 17-1]クリーンセンターの処理能力.....383
[資料 17-2] 夷隅環境衛生組合の処理能力.....383
[資料 17-3]一時集積場所候補地一覧.....383
[資料 17-4]死体の捜索及び収容埋葬等（様式）.....384

〔18〕教育・文化財関係

[資料 18-1]文化財一覧.....390

〔19〕被災者支援関係

[資料 19-1]義援金品の受領証（様式）.....399
[資料 19-2]罹災証明申請書及び罹災証明書（様式）.....400
[資料 19-3]被災証明書（様式）.....402
[資料 19-4]応急仮設住宅台帳（様式）.....403
[資料 19-5]都市公園一覧.....404

〔20〕災害危険個所関係

[資料 20-1]市内河川一覧.....405

[資料 20-2]高潮、津波等により被害を受ける危険のある区域.....405
[資料 20-3]山地災害危険地区等.....406
[資料 20-4]重要水防箇所一覧.....408
[資料 20-5]土砂災害警戒区域.....409

〔21〕防災関係機関関係

[資料 21-1]防災関係機関一覧.....447

[資料 1-1]いすみ市防災会議条例

平成 17 年 12 月 5 日

条例第15号

改正　平成24年９月28日条例第15号

改正　平成26年３月14日条例第９号

（趣旨）

第１条　この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第６項の規定に基づき、いすみ市防災会議（以下「防災会議」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（所掌事務）

第２条　防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

（1）　いすみ市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。

（2）　市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。

（3）　前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。

（4）　前３号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

（会長及び委員）

第３条　防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

２　会長は、市長をもって充てる。

３　会長は、会務を総理する。

４　会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

５　委員は、次に掲げる者をもって充てる。

（1）　指定地方行政機関の職員のうちから市長が任命する者

（2）　陸上自衛隊の自衛官のうちから市長が任命する者

（3）　千葉県の知事の部内の職員のうちから市長が任命する者

（4）　千葉県警察の警察官のうちから市長が任命する者

（5）　市長がその部内の職員のうちから指名する者

（6）　教育長

（7）　消防長及び消防団長

（8）　指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が任命する者

（9）　自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が任命する者

６　前項第１号、第２号、第３号、第４号、第５号、第８号及び第９号の委員の定数は、それぞれ１人、１人、２人、１人、２人、４人以内及び４人以内とする。

７　第５項第８号及び第９号の委員の任期は、２年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

８　前項の委員は再任されることができる。

（専門委員）

第４条　防災会議に専門の事項を調査させるため専門委員を置くことができる。

２　専門委員は関係地方行政機関の職員、千葉県の職員、いすみ市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから市長が任命する。

３　専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

（議事等）

第５条　前各条に定めるもののほか防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、平成17年12月５日から施行する。

（任期の特例）

２　この条例の施行後、最初に任命された第３条第５項第７号の委員の任期は、第３条第７項の規定にかかわらず、平成20年３月31日までとする。

附　則（平成24年条例第15号）

（施行期日）

１　この条例は、公布の日から施行する。

（任期の特例）

２　この条例の施行後、最初に任命されるいすみ市防災会議条例第３条第５項第８号の委員の任期は、同条第７項の規定にかかわらず、平成26年３月31日までとする。

附　則（平成26年条例第９号）

この条例は、平成26年４月１日から施行する。

[資料 1-2]いすみ市災害対策本部条例

平成17年12月５日

条例第16号

改正　平成24年９月28日条例第16号

（趣旨）

第１条　この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の２第８項の規定に基づき、いすみ市災害対策本部（以下「本部」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（組織）

第２条　災害対策本部長（以下「本部長」という。）は、本部の事務を総括し、本部に属する職員を指揮監督する。

２　災害対策副本部長（以下「副本部長」という。）は、本部長を助け、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

３　災害対策本部員（以下「本部員」という。）は、本部長の命を受け、本部の事務に従事する。

（部）

第３条　本部の事務を分掌させるため、本部長が必要と認める数の部を置く。

２　部に属すべき本部員は、本部長が指名する。

３　部に部長を置き、本部長の指名する本部員がこれに当たる。

４　部長は、部の事務を掌理する。

（現地災害対策本部）

第４条　現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、副本部長、本部員その他の職員のうちから本部長が指名する者をもって充てる。

２　現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

（委任）

第５条　この条例に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は、規則で定める。

附　則

この条例は、平成17年12月５日から施行する。

附　則（平成24年条例第16号）

この条例は、公布の日から施行する。

[資料 1-3]いすみ市災害対策本部条例施行規則

平成 17 年 12 月 5 日

規則第 22 号

改正　平成 19 年 3 月 22 日規則第 3 号

平成 25 年 3 月 31 日規則第 14 号

平成 28 年 3 月 31 日規則第 21 号

（目的）

第１条　この規則は、いすみ市災害対策本部条例（平成 17 年いすみ市条例第 16 号。以下「条例」という。）第５条の規定に基づき、いすみ市災害対策本部（以下「本部」という。）の運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（本部室）

第２条　本部に本部室を設け、災害応急対策に関する基本方針を審議策定する。

（本部室の構成）

第３条　本部室は、次の者をもって構成する。

（1）　災害対策本部長（以下「本部長」という。）

（2）　災害対策副本部長（以下「副本部長」という。）

（3）　災害対策本部員（以下「本部員」という。）

（副本部長）

第４条　副本部長は、副市長及び教育長をもって充てる。

（本部員）

第５条　本部員は、いすみ市行政組織条例（平成 17 年いすみ市条例第６号）第２条に規定する総務課長、福祉課長、建設課長、農林水産課長の職にある者その他本部長が必要と認めた者をもって充てる。

２　前項の本部員の編成は、いすみ市地域防災計画に定める災害対策本部組織表のとおりとする。

（本部連絡員）

第６条　本部に本部連絡員（以下「連絡員」という。）を置く。

２　連絡員は、本部長が指名する職員をもってこれに充てる。

３　連絡員は、特に本部長の指示があった場合のほか、本部室において執務し、各種情報の収集及び相互連絡調整の事務を担当する。

（組織編成及び事務分掌）

第７条　条例第３条に規定する部は、班を置くことができる。部、班の編成及び事務分掌は、いすみ市地域防災計画に定めるものとする。

（職員の配備）

第８条　災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の本部職員の配備は、第１配備から第５配備までとし、配備要領は、別に定める。

（その他）

第９条　この規則に定めるもののほか、本部の活動に関し必要な事項は、別に定める。

附　則

この規則は、平成 17 年 12 月 5 日から施行する。

附　則（平成 19 年規則第 3 号）抄

この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附　則（平成 25 年規則第 14 号抄）

この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附　則（平成 28 年規則第 21 号）

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

[資料 1-4]いすみ市防災行政無線戸別受信機設置条例

平成17年12月５日

条例第17号

改正　平成24年６月25日条例第12号

（目的）

第１条　この条例は、災害及び防災情報等の緊急通報並びに行政情報等の通報を行うため、防災行政無線戸別受信機（以下「受信機」という。）を貸与することにより、市民の生命及び財産の保護並びに福祉の増進を図ることを目的とする。

（受信機の貸与）

第２条　受信機は、いすみ市内の国の機関若しくは公共団体が所有し、かつ、公共の用に供する建物の代表者に無償で貸与する。

２　受信機は、市内に居住し、住民基本台帳に記録されている世帯に有償で貸与する。

３　前２項に掲げるもののほか、市長が必要と認めた者には、有償で貸与することができる。

（貸与の申込み）

第３条　受信機の貸与を受けようとする者（以下「使用者」という。）は、市長が別に定める期限までに申し込まなければならない。

（分担金）

第４条　市長は、使用者から、分担金として１万円を徴収する。

２　前項の分担金は、還付しない。

（分担金の減免）

第５条　市長は、特別の理由があると認めるときは、前条の規定にかかわらず、分担金を減額し、又は免除することができる。

（管理）

第６条　使用者は、受信機の使用に当たり、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

（１）　使用者は、受信機の善良な管理に努め、異常を認めたときは、直ちにその旨を管理者に届け、その指示に従わなければならない。

（２）　使用者は、受信機を譲渡し、転貸し、又は担保に供してはならない。

（返還）

第７条　使用者がいすみ市に住所を有しなくなったとき、又は受信機が不要となったときは、受信機を

市に返還しなければならない。

（損害賠償）

第８条　貸与した受信機を故意又は過失により亡失し、又は損傷したものは、市長が相当と認める損害額を賠償しなければならない。

（委任）

第９条　この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、平成17年12月５日から施行する。

（経過措置）

２　この条例の施行の日の前日までに、合併前の夷隅町防災行政無線に関する条例（昭和55年夷隅町条例第10号）又は岬町防災行政無線に関する条例（平成元年岬町条例第８号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附　則（平成24年条例第12号）抄

（施行期日）

１　この条例は、平成24年７月９日から施行する。

[資料 1-5]いすみ市防災行政無線管理運用規則

平成17年12月５日

規則第23号

最終改正　令和元年８月28日規則第８号

（目的）

第１条　この規則は、いすみ市防災行政無線（以下「防災行政無線」という。）の適切な管理運用を図るため、必要な事項を定めることを目的とし、電波法（昭和25年法律第131号）及び関係法規に定めあるもののほか、この規則の定めるところによる。

（業務区域）

第２条　防災行政無線の管理の業務を行う区域は、いすみ市全域とする。

（定義）

第３条　この規則において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1）　無線局　電波法第２条第５号に規定する無線局をいう。

（2）　固定系親局　特定の２以上の受信設備に対し、同時に同一内容の通報を送信する無線局をいう。

（3）　固定系遠隔制御局　専用回線を介して親局装置を遠隔操作する装置をいう。

（4）　固定系中継局　親局から受けた通報を、受信設備に対し同時に同一の内容の通報を送信する中継局をいう。

（5）　固定系再送信子局　不感地帯の固定系子局に対して電波を再送信することで良好な回線を確保するための中継局をいう。

（6）　固定系子局　固定系親局の通信の相手方となる受信設備をいう。

（7）　基地局　陸上移動局を通信の相手方として、市内に設置する移動しない無線局をいう。

（8）　陸上移動局　陸上を移動中又はその特定しない地点に停止中運用する車載可搬又は携帯型の無線局をいう。

（9）　無線系　前各号の無線局及びその附帯設備を含めた通信システムをいう。

(10)　無線従事者　無線設備の操作を行う者であって、総務大臣の免許を受け、かつ、当該無線設備を操作する資格を有する者をいう。

（放送及び送受信施設）

第４条　防災行政無線による放送及び送受信を行うため固定局（固定系親局、固定系遠隔制御局、固定系中継局、固定系再送信子局及び固定系子局をいう。以下同じ。）並びに基地局及び陸上移動局を開

設し、設置する。

２　固定局の名称等は、別表第１のとおりとする。

３　基地局及び陸上移動局の名称等は、別表第２のとおりとする。

（無線系の総括管理者）

第５条　無線系に総括管理者を置く。

２　総括管理者は、無線系の管理及び運用の業務を総括し、管理責任者を指揮監督する。

３　総括管理者は、市長の職にある者を充てる。

（管理責任者）

第６条　無線系に管理責任者を置く。

２　管理責任者は、総括管理者の命を受けその無線系の管理及び運用の業務を行うとともに通信取扱責任者、管理者を指揮監督する。

３　管理責任者は、危機管理課長の職にある者を充てる。

（通信取扱責任者）

第７条　無線系に通信取扱責任者を置く。

２　通信取扱責任者は、管理責任者の命を受け無線局を管理運用し、無線局に係る業務を所掌する。

３　通信取扱責任者は、管理責任者がその職員の中から無線従事者の資格を有する者を指名し、これに充てる。

（管理者）

第８条　固定系親局及び基地局の通信操作を行う部署に管理者を置く。

２　管理者は当該部署の課長をもって充て、管理責任者の命を受け、当該部署に設置した無線局では施設等の管理、監督の業務を所掌する。

（無線従事者の配置養成等）

第９条　総括管理者は、無線系に属する無線局の運用体制に見合った員数だけ無線従事者を配置するものとする。

２　総括管理者は、無線従事者の適切な配置を確保するため常に無線従事者の養成に留意するものとする。

３　総括管理者は、無線従事者の現状を把握するため毎年４月１日をもって無線従事者名簿（様式第１号）を作成する。

（無線従事者の任務）

第10条　無線従事者は、無線系に属する無線局の無線設備の操作を行うとともに無線業務日誌（様式第２号その１又は様式第２号その２）の記載を行う。

２　基地局に配置された無線従事者は、その通信の相手方である陸上移動局の通信取扱者の行う無線設備の操作を指揮監督する。

（通信取扱者）

第11条　通信取扱者は、無線従事者の管理のもとに電波法等関係法令を遵守し、法令に基づいた無線局の運用を行う。

２　通信取扱者は、無線局の運用に携わる一般職員とする。

（備え付け書類等の管理）

第12条　管理責任者は、電波法等関係法令に基づく業務書類を管理保管する。

２　管理責任者は、電波法令集を常に現行のものに維持しておくものとする。

３　無線業務日誌は毎日、管理責任者及び通信取扱責任者の査閲を受けるものとする。

４　通信取扱責任者は、無線局業務日誌抄録（様式第３号）を毎年12月までに作成し、管理責任者に提出するものとする。

５　管理責任者は、無線従事者選（解）任届（様式第４号）及び無線業務日誌抄録の写しを整理保管しておくものとする。

（無線局の運用）

第13条　無線局の運用方法については、別に定める運用細則によるものとする。

（無線設備の保守点検）

第14条　無線設備の正常な機能維持を確保するため、次のとおり保守点検を行う。

（１）　毎日点検

（２）　月点検（業務委託）

（３）　年点検（精密点検・業務委託）

２　点検項目については、無線局月点検表（様式第５号その１又は様式第５号その２）のとおりとする。

３　保守点検の責任者は、次のとおりとする。

（１）　毎日点検は、通信取扱責任者又は管理者

（２）　毎月点検は、管理責任者

（３）　年点検は、総括管理者

４　予備装置及び予備電池については、毎月１回以上その装置を使用し、その機能を確認しておくもの

とする。

５　点検の結果異常を発見したときは、直ちに責任者に報告するものとする。

（通信訓練）

第15条　総括管理者は、非常災害発生に供え、通信機能の確認及び通信運用の習熟を図るため、次により定期的な通信訓練を行うものとする。

（１）　総合防災訓練に併せた総合通信訓練　毎年１回以上

（２）　定期通信訓練　毎四半期ごと

２　訓練は、通信統制訓練、住民への通報等の伝達訓練及び移動系による情報収集伝達訓練を重点として行うものとする。

（研修）

第16条　総括管理者は、毎年１回以上、通信取扱者等に対して電波法令等関係法令及び運用細則並びに無線機の取扱要領等の研修を行うものとする。

（執務時間外及び緊急時における連絡体制）

第17条　執務時間外及び日曜、祝祭日に緊急を要する事態が発生したとき又は発生が予測されるときは、あらかじめ総括管理者が定めた者がその任務に当たる。

２　前項の任務に当たる者は、その都度、管理責任者及び無線従事者に報告するものとする。

附　則

この規則は、平成17年12月５日から施行する。

附　則（平成22年規則第６号）

この規則は、平成22年４月１日から施行する。

附　則（平成24年規則第19号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成25年規則第14号）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附　則（平成29年規則第４号）

この規則は、平成29年4月1日からから施行する。

附　則（令和元年規則第8号）

この規則は、公布の日から施行する。

別表第１（第４条関係）

別表第１（第４条関係）

１　固定局の名称等

（１）　固定系親局

呼出名称	設置場所	電波の型式及び周波数	空中線電力
ぼうさいいすみし	送受信所 いすみ市大原7400―１ いすみ市役所内 通信所 いすみ市大原6779―１ 大原消防署内	９M50G７W　17.825GHz 「ぼうさいいすみしくりーんせんたあ」向け	45W

（２）　固定系遠隔制御局

種別	無線装置種別	設置場所	電波の型式及び周波数	空中線電力
遠隔制御局	遠隔制御装置	いすみ市大原6779―１ 大原消防署内 いすみ市国府台1524―１ 市役所夷隅庁舎内 いすみ市岬町長者549 市役所岬庁舎内	―	―

（３）　固定系中継局

呼出名称	設置場所	電波の型式及び周波数	空中線電力
ぼうさいいすみしくりーんせんたあ	いすみ市新田24―５ 大原クリーンセンター内	９M50G７W　18.575GHz 「ぼうさいいすみし」向け	45mW
		15KＯＤ７W　63.065MHz 子局及び受信設備向け	10W

（４）　固定系再送信子局

呼出名称	設置場所	電波の型式及び周波数	空中線電力
ぼうさいいすみしぶんかかいかん	いすみ市深谷1968―１ 夷隅文化会館内	15KＯＤ７W　63.065MHz 「ぼうさいいすみしくりーんせんたあ」向け	１W
		15KＯＤ７W　59.345MHz 屋外受信設備及び戸別受信機向け	２W
ぼうさいいすみしやまだごく	いすみ市山田4968―４	15KＯＤ７W　63.065MHz 「ぼうさいいすみしくりーんせんたあ」向け	２W
		15KＯＤ７W　59.36MHz 受信設備向け	１W
ぼうさいいすみしおおはらだい	いすみ市大原台76―１	15KＯＤ７W　63.065MHz 「ぼうさいいすみしくりーんせんたあ」向け	１W
		15KＯＤ７W　59.36MHz 屋外受信設備及び戸別受信機向け	２W
ぼうさいいすみしみさきししょ	いすみ市岬町長者549 市役所岬庁舎内	15KＯＤ７W　63.065MHz 「ぼうさいいすみしくりーんせんたあ」向け	100mW
		15KＯＤ７W　59.36MHz 受信設備向け	１W

（5）　固定系子局

番号	屋外子局名	設置場所	備考
0―1	市役所大原庁舎	いすみ市大原7400―1	
0―2	深堀神社	いすみ市深堀736	
0―3	横宿東（公会堂）	いすみ市日在2180―2	
0―4	宿之台（消防機庫脇）	いすみ市日在1639―3	
0―5	中之台	いすみ市日在1007	
0―6	伊能滝集会所	いすみ市深堀1390―2	
0―7	大原港交差点	いすみ市大原11499―3	
0―8	新場	いすみ市大原10292	
0―9	根方区民会館	いすみ市大原10667―1	
0―10	新田区民会館	いすみ市大原9260―1	
0―11	北町駐車場	いすみ市大原7660	
0―12	大井	いすみ市大原447	アンサーバック付子局
0―13	南町（大原小学校）	いすみ市大原8556	
0―14	渋田（交差点）	いすみ市大原8932	
0―15	矢指戸	いすみ市大原2919	アンサーバック付子局
0―16	貝須賀集会所	いすみ市大原1533	
0―17	岩船	いすみ市岩船2081	アンサーバック付子局
0―18	長岡	いすみ市小沢463―1	
0―19	岡之谷	いすみ市岩船650―1	
0―20	総合グランド	いすみ市大原6026―1	
0―21	小沢	いすみ市小沢1087―1	
0―22	小沢（根）	いすみ市小沢2574―1	
0―23	小池下	いすみ市小池223―1	
0―24	小池上	いすみ市小池859―1	
0―25	釈迦谷（下）	いすみ市釈迦谷533―1	
0―26	三島	いすみ市上布施1256	
0―27	谷堀	いすみ市下布施1191―2	
0―28	押替	いすみ市下布施4666―10	アンサーバック付子局
0―29	名熊	いすみ市下布施4067―1	
0―30	硯	いすみ市下布施644	

番号	屋外子局名	設置場所	備考
0—31	長志上	いすみ市長志568—５	
0—32	山田六区上（１）	いすみ市山田6921—１	
0—33	山田六区下（１）	いすみ市山田6027—１	
0—34	長志下	いすみ市長志2057—２	
0—35	山田五区	いすみ市山田4968—４	
0—36	大原クリーンセンター	いすみ市新田24—５	
0—37	山田三区	いすみ市山田2637—１	
0—38	山田四区	いすみ市山田4118—１	
0—39	山田二区	いすみ市山田1185	
0—40	いすみ農協東支所	いすみ市山田373—２	
0—41	新田野	いすみ市新田野580—７	アンサーバック付子局
0—42	高谷台	いすみ市高谷1986—１	
0—43	高谷	いすみ市高谷853—１	
0—44	細尾	いすみ市細尾862—１	
0—45	第７分団第１部機庫	いすみ市新田3567—３	
0—46	下原	いすみ市下原199	
0—47	大原台	いすみ市大原台76—１	
0—48	城山	いすみ市大原10437—２	
0—49	大原海水浴場利用施設	いすみ市大原49—18	アンサーバック付子局
0—50	大杉神社	いすみ市若山2613—１	
0—51	日在	いすみ市日在1289—21	
0—52	大原台バラ公園	いすみ市大原台202—12	
0—53	大原台団地	いすみ市大原749—19	
0—54	大原文化センター駐車場	いすみ市大原7838—１	
0—56	根方	いすみ市大原11151	
0—57	造式公会堂	いすみ市大原3558—１	
0—58	寺の谷	いすみ市小池1260—２	
0—59	沢崎	いすみ市小沢3690—３	
0—60	谷畑	いすみ市岩船2190—２	
0—61	舟谷	いすみ市岩船2253	
0—62	杉山	いすみ市岩船397—１	

番号	屋外子局名	設置場所	備考
0—63	大寺	いすみ市下布施2006—３	
0—64	山田六区上（２）	いすみ市山田7226—１	
0—65	山田六区下（２）	いすみ市山田6115—１	
0—66	大井・南川	いすみ市大原2512—２	
0—67	大井浜	いすみ市大原630—４	
0—68	上契受信所	いすみ市釈迦谷1635—３	
0—69	第７分団第２部機庫	いすみ市深堀913—１	
0—70	東海保育所	いすみ市若山238—２	
0—71	釈迦谷（上）	いすみ市釈迦谷1322	
0—72	古屋庭	いすみ市若山1674	
0—73	新町集会所	いすみ市日在2477—１	
0—74	大舟谷	いすみ市大原3001—２	アンサーバック付子局
0—75	小佐部熊野神社	いすみ市大原10893	
I—１	市役所夷隅庁舎	いすみ市国府台1524—１	アンサーバック付子局
I—２	東小倉局	いすみ市須賀谷3070—１	アンサーバック付子局
I—３	上須賀谷	いすみ市須賀谷744	
I—４	神置	いすみ市神置416—２	
I—５	能実	いすみ市能実1163	
I—６	千町小学校	いすみ市松丸3228	
I—７	吹良	いすみ市松丸3575—２	
I—８	明神前	いすみ市荻原2308—５	アンサーバック付子局
I—９	小池	いすみ市今関1257—５	
I—10	島	いすみ市島705—１	
I—11	万木	いすみ市万木627—１	
I—12	深谷原	いすみ市深谷316	
I—13	夷隅文化会館	いすみ市深谷1968—１	
I—14	本村	いすみ市国府台264—２	
I—15	苅谷上	いすみ市苅谷663—１	
I—16	作田	いすみ市作田803	アンサーバック付子局
I—17	稲荷越	いすみ市行川386	
I—18	多目的	いすみ市行川728—１	

番号	屋外子局名	設置場所	備考
I—19	増田	いすみ市増田32—１	
I—20	正立寺	いすみ市正立寺566—４	アンサーバック付子局
I—21	光福寺	いすみ市大野1107—１	
I—22	正保	いすみ市大野1723—３	
I—23	荒木根	いすみ市大野3426—２	アンサーバック付子局
M—１	市役所岬庁舎	いすみ市岬町長者549	
M—２	古沢小学校	いすみ市岬町岩熊563—２	
M—３	桑田公民館	いすみ市岬町桑田1222—２	
M—４	榎沢（市道岬20号線）	いすみ市岬町榎沢907—１	
M—５	上組農村広場	いすみ市岬町榎沢2330	
M—６	谷上農村広場	いすみ市岬町谷上1989	アンサーバック付子局
M—７	岬中学校	いすみ市岬町椎木1380—１	
M—８	太東小学校	いすみ市岬町椎木409	
M—９	東光山円頓寺	いすみ市岬町中原1242	
M—10	太東青年館	いすみ市岬町中原55—２	
M—11	下の原集会所	いすみ市岬町和泉669—２付近	
M—12	和泉志茂地区 （市道岬2205号線）	いすみ市岬町和泉4114	
M—13	興和地区	いすみ市岬町江場土4378	アンサーバック付子局
M—14	長者小学校	いすみ市岬町長者330—１	
M—15	宮清水集会所	いすみ市岬町江場土447—37	アンサーバック付子局
M—16	臼井神社	いすみ市岬町三門1372—２	
M—17	押日会館	いすみ市岬町押日312—１	
M—18	松堀公民館	いすみ市岬町押日970—３	
M—19	中根小学校	いすみ市岬町中滝954—１	
M—20	鴨根（市道岬4402号線）	いすみ市岬町鴨根478	
M—21	嘉谷揚水場入口	いすみ市岬町嘉谷265—３	
M—22	市野々下の谷集会所	いすみ市岬町市野々498—１	アンサーバック付子局
M—23	大宮神社	いすみ市岬町岩熊3845—２	
M—24	岩熊中央青年館	いすみ市岬町岩熊3975—１	
M—25	桑田七番組集会所	いすみ市岬町桑田848—１	
M—26	榎沢第一青年館	いすみ市岬町榎沢1086—１	

番号	屋外子局名	設置場所	備考
M―27	日明団地集会所	いすみ市岬町榎沢802―２	
M―28	第９分団第１部機庫	いすみ市岬町椎木1696―３	
M―29	西吉附青年館	いすみ市岬町中原464―１	
M―30	清付青年館	いすみ市岬町和泉938	
M―31	馬場集会所	いすみ市岬町和泉2909―８	
M―32	宮大村集会所	いすみ市岬町江場土480―１	
M―33	三門集会所	いすみ市岬町三門106―６	
M―34	沖モ神集会所	いすみ市岬町三門1897―１	
M―35	東中滝神社	いすみ市岬町東中滝487―１	
M―36	中瀧八幡神社	いすみ市岬町中滝1885	
M―37	B＆G海洋センター	いすみ市岬町和泉4448―１	
M―38	第12分団第３部機庫	いすみ市岬町嘉谷1058―４	
M―39	押日団地	いすみ市岬町押日2227―１	
M―40	大高水門付近	いすみ市岬町和泉3346―60	
M―41	太東海浜広場	いすみ市岬町中原115―１付近	アンサーバック付子局
M―42	東吉附青年館	いすみ市岬町中原370	アンサーバック付子局

別表第２（第４条関係）

１　基地局の名称等

種別	無線装置種別	設置場所	電波の型式及び周波数	空中線電力
統制局	統制局制御装置 EP―461P 統制台 RC―6243	いすみ市大原7400―１ いすみ市役所内	―	―

２　陸上移動局の名称等

（１）　移動系中継局

呼出名称	設置場所	電波の型式及び周波数	空中線電力
ぼうさいいすみし	いすみ市山田24-5 大原クリーンセンター	TX：272.6625MHz RX：263.6625MHz	10W
いすみぶんかかいかん	いすみ市深谷1968―１ 夷隅文化会館	TX：272.2625MHz RX：263.2625MHz	

（2） 移動系半固定局

呼出名称	設置場所	電波の型式及び周波数	空中線電力	備考
いすみ201	いすみ市大原7838 大原文化センター	システム波１ ＴＸ：263.6625ＭＨｚ　ＲＸ：272.6625ＭＨｚ システム波２ ＴＸ：263.2625ＭＨｚ　ＲＸ：272.2625ＭＨｚ 直接通信波 ＴＸ／ＲＸ：262.0375　ＭＨｚ～262.4125　ＭＨｚ	２Ｗ	28局
いすみ202	いすみ市大原6763 農村環境改善センター			
いすみ203	いすみ市山田460 東小学校			
いすみ204	いすみ市大原8530―３ 大原小学校			
いすみ205	いすみ市小沢1157 浪花小学校			
いすみ206	いすみ市若山1042 東海小学校			
いすみ207	いすみ市大原7400―12 大原中学校			
いすみ208	いすみ市大原7985 大原高等学校			
いすみ209	夷隅郡御宿町上布施909 組合立布施小学校			
いすみ210	いすみ市大原6779―１ 大原消防署			
いすみ301	いすみ市国府台1524―１ 市役所夷隅庁舎			
いすみ302	いすみ市深谷1968―１ 夷隅文化会館			
いすみ303	いすみ市深谷127 夷隅小学校			
いすみ304	いすみ市松丸3226 旧千町小学校			
いすみ305	いすみ市行川721―１ 夷隅地区多目的研修センター			
いすみ306	いすみ市国府台1552 国吉中学校			
いすみ307	いすみ市大野3822 大野浄水場			
いすみ401	いすみ市岬町長者549 市役所岬庁舎			
いすみ402	いすみ市岬町長者549 市役所岬庁舎			
いすみ403	いすみ市岬町東中滝720―１ 岬ふれあい会館			
いすみ404	いすみ市岬町長者22 岬公民館			
いすみ405	いすみ市岬町椎木408 太東小学校			
いすみ406	いすみ市岬町長者330 長者小学校			
いすみ407	いすみ市岬町中滝954 中根小学校			
いすみ408	いすみ市岬町岩熊563―２ 古沢小学校			
いすみ409	いすみ市岬町椎木1370 岬中学校			
いすみ410	いすみ市岬町鴨根1436 音羽浄水場			
いすみ411	いすみ市岬町長者366 大原高等学校岬キャンパス			

（３）　移動系中継端末局

呼出名称	設置場所	電波の型式及び周波数	空中線電力
いすみ211	いすみ市山田7494―１ 山田浄水場	TX：263.6625MHz RX：272.6625MHz	２W
いすみ212		TX／RX：262.0375MHz～ 262.4125MHz	

（４）　移動系車載局

呼出名称	電波の型式及び周波数	空中線電力	備考
いすみ230～いすみ240	システム波１ TX：63.6625MHz　　RX：272.6625MHz	５W	24局
いすみ330～いすみ336	システム波２ TX：263.2625MHz　　RX：272.2625MHz		
いすみ430～いすみ435	直接通信波 TX／RX：262.0375MHz～262.4125MHz		

（５）　移動系携帯局

呼出名称	電波の型式及び周波数	空中線電力	備考
いすみ250～いすみ269	システム波１ TX：263.6625MHz　　RX：272.6625MHz	２W	40局
いすみ350～いすみ359	システム波２ TX：263.2625MHz　　RX：272.2625MHz		
いすみ450～いすみ459	直接通信波 TX／RX：262.0375MHz～262.4125MHz		

[資料 1-6]いすみ市防災行政無線（固定局）運用規程

平成17年12月５日

訓令第21号

改正　平成22年３月31日訓令第５号

平成24年４月１日訓令第９号

平成25年３月31日訓令第４号

（目的）

第１条　この訓令は、いすみ市防災行政無線（固定局）の運用を円滑に行うことを目的に定めるものである。

（放送の種類）

第２条　放送の種類は、定時放送及び緊急放送とする。

（放送事項）

第３条　放送事項は、次に掲げるものとする。

（１）　地震、台風等の非常事態に関するもの

（２）　人命、その他特に緊急重要なこと。

（３）　市行政の普及及び周知連絡に関すること。

（放送時間）

第４条　放送時間は、次のとおりとする。

（１）　定時放送は、毎日午前６時45分、午後６時45分の２回行うことができる。

（２）　緊急放送は、災害その他緊急を要する事態が発生し、又は発生が予測されるとき放送する。

（３）　ミュージックチャイムによる時刻の放送は、毎日午前７時、午後零時、午後３時及び、午後５時の４回行うことができる。

（４）　放送は、緊急放送を除き３分以内に行うよう努めなければならない。

（放送の申込）

第５条　放送する場合の手続は、次に定めるところによる。

（１）　各課長等は、所掌の事務で放送によって市民に周知する必要のある場合は、防災行政無線通信依頼書（別記様式）を放送希望日の４日前の正午までに総務課長に提出しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

（２）　総務課長は、放送依頼書の提出を受けたときは、その内容を検討し、放送を必要とするものに

ついてのみ放送させることができる。この場合、放送しないことに決定したときは、その旨を依頼者に通知するものとする。

（放送の制限）

第６条　総務課長は、災害の発生その他特別の理由があるときは、放送を制限することができる。

（放送の記録）

第７条　通信取扱責任者は、放送を行ったとき、いすみ市防災行政無線管理運用規則（平成17年いすみ市規則第23号）に定める無線業務日誌に必要事項を記載しなければならない。

（放送の方法）

第８条　放送の方法は、次に定めるところによる。

（１）　一斉放送　市内全域に放送するもの

（２）　地区放送　地区ごとに分割して放送するもの

（３）　個別放送　グループごとに放送するもの

附　則

この訓令は、平成17年12月５日から施行する。

附　則（平成22年訓令第５号）

この訓令は、平成22年４月１日から施行する。

附　則（平成24年訓令第９号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附　則（平成25年訓令第４号）

この訓令は、公布の日から施行する。

［資料 1-7］いすみ市防災行政無線（基地局及び陸上移動局）運用規程

平成17年12月５日

訓令第22号

改正　平成22年３月31日訓令第５号

平成24年７月９日訓令第12号

（題名改称）

平成25年３月31日訓令第４号

（目的）

第１条　この訓令は、いすみ市防災行政無線（基地局及び陸上移動局）の運用を円滑に行うことを目的に定めるものである。

（通信の種類）

第２条　通信の種類は、平常通信及び緊急通信とする。

（通信事項）

第３条　通信事項は、次に掲げるものとする。

（１）　地震、台風等の非常事態に関するもの

（２）　一般行政連絡に関するもの

（３）　前２号に掲げるもののほか、危機管理課長が必要と認めるもの

（通信の原則）

第４条　通信を行うときは、次のことを守らなければならない。

（１）　必要のない無線通信を行ってはならない。

（２）　無線通信に使用する用語は、暗号、隠語等を使用せず、できる限り簡潔でなければならない。

（３）　無線通信を行うときは、自局の呼出名称を付して、その出所を明らかにしなければならない。

（４）　無線通信は、正確に行うものとし、通信上の誤りを知ったときは、直ちに訂正しなければならない。

（５）　相手局を呼び出すときは、通信が行われていないことを確かめた上で送信するものとする。

（通信時間）

第５条　無線局は、常時運用するものとする。ただし、平常時においては執務時間内運用を原則とする。

（通信の制限）

第６条　危機管理課長は、災害の発生その他特別の理由があるときは、通信を制限することができる。

（目的外使用の禁止）

第７条　無線局は、目的又は通信の相手方若しくは通信事項の範囲を超えて運用してはならない。

（混信等の防止）

第８条　無線局は、他の無線局にその運用を阻害するような混信を与えないように運用しなければならない。

（通信の記録）

第９条　通信取扱責任者は、通信を行ったとき、いすみ市防災行政無線管理運用規則（平成17年いすみ市規則第23号）に定める無線業務日誌に必要事項を記載しなければならない。

（通信の方法）

第10条　呼出は、次によるものとする。

（1）　通信の相手方である無線局一局を呼出す場合は、次の事項を順次送信して行う。

相手局の呼出名称　３回以下

こちらは　１回

自局の呼出名称　３回以下

（2）　呼出に対して応答がないため呼出を反復するときは、間隔をおいて行う。

（3）　通信の相手方である無線局を一括して呼出す場合は、次の事項を順次送信する。

各局　３回以下

こちらは　１回

自局の呼出名称　１回

（4）　２以上の特定の無線局を呼出す場合は、次の事項を順次送信して行う。

相手局の呼出名称　３回以下

こちらは　１回

自局の呼出名称　３回以下

２　応答は、次によるものとする。

（1）　無線局は、自局に対する呼出を受信したときは直ちに応答しなければならない。

（2）　呼出に対する応答は、次の事項を順次送信して行う。

相手方の呼出名称　３回以下

こちらは　１回

自局の呼出名称　１回

（3）　上記の応答に際して直ちに通信を受信しようとする場合は、応答事項の次に「どうぞ」を送信する。

（4）　自局に対する呼出しであることが確実ではない呼出しを受信したときは、その呼出しが反復されかつ自局に対する呼出しであることが確実に判明するまで応答してはならない。

（5）　自局に対する呼出しを受信したが、呼出局の呼出名称が不確実である場合は、応答事項のうち相手局の呼出名称に「誰かこちらを呼びましたか」を使用して直ちに応答しなければならない。

（6）　一括呼出しに対する各無線局の応答順位は、基地局、次に呼出名称の番号順によるものとする。ただし、特に急を要する内容の通報であり、相手局の受信が確実な場合には、相手局の応答を待たずに通報の送信ができる。

3　通報の送受信は、次によるものとする。

相手局の呼出名称　１回

こちらは　１回

自局の呼出名称　１回

通報

附　則

この訓令は、平成17年12月５日から施行する。

附　則（平成22年訓令第５号）

この訓令は、平成22年４月１日から施行する。

附　則（平成24年訓令第12号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附　則（平成25年訓令第４号）

この訓令は、公布の日から施行する。

[資料 1-8]いすみ市水防協議会条例

平成17年12月５日

条例第18号

改正　平成22年３月23日条例第８号

平成25年３月18日条例第13号

（設置）

第１条　水防法（昭和24年法律第193号）第33条第１項に規定に基づき、水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議させるため、いすみ市水防協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第２条　協議会は、水防計画、その他水防に関し重要な事項を調査審議及び関係機関に対する意見の陳述に関する事務をつかさどる。

（会長及び委員）

第３条　協議会は、会長及び委員15人以内をもって組織する。

２　会長は、市長をもって充てる。

３　会長は、会務を総理する。

４　会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

５　委員は、次に掲げる者のうちから会長が任命し、又は委嘱する。

（１）　関係行政機関の職員

（２）　水防関係団体の代表者

（３）　学識経験を有する者

（任期）

第４条　関係行政機関の職員たる委員の任期は、当該職にある期間とし、その他の委員の任期は、２年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任委員の残任期間とする。

（会議）

第５条　会議は、必要に応じて会長が招集し、会長が会議の議長となる。

２　会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

３　会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（庶務）

第６条　協議会の庶務は、危機管理課においてこれを処理する。

（委任）

第７条　この条例で定めるもののほか、協議会の議事及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、平成17年12月５日から施行する。

（任期の特例）

２　この条例の施行後、最初に任命された第３条第５項第２号及び第３号の委員の任期は、第４条の規定にかかわらず平成20年３月31日までとする。

附　則（平成22年条例第８号）

この条例は、平成22年４月１日から施行する。

附　則（平成25年条例第13号）

この条例は、平成 25 年４月１日から施行する。

［資料 1-9］いすみ市自主防災組織育成指導要綱

平成19年９月28日

告示第158号

改正　平成22年３月31日告示第46号

平成25年３月31日告示第28号

（目的）

第１条　この告示は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第５条第２項の規定及びいすみ市地域防災計画に基づき、本市が行う自主防災組織の育成及び指導等に関し、必要な事項を定め、もって災害に強いまちづくりに資することを目的とする。

（定義）

第２条　この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（１）　自主防災組織　地震、風水害及び火災等の災害が発生し、又は発生する恐れがある場合に被害を防止し、若しくは軽減し、又は予防するため、住民が自主的に結成し運営する組織をいう。

（２）　住民組織　地域住民が組織した自治会等をいう。

（認定の基準及び認定）

第３条　市長は、次に掲げる基準に適合するものを自主防災組織として認定するものとする。

（１）　住民組織であること。

（２）　活動区域の地形、面積又は構成世帯の規模及び形態等の事情により、防災活動の効果的な運営を図るため、住民組織の総意により、住民組織の分割若しくは集結して結成された組織であること。

（３）　別表に準ずる組織を結成し、かつ、役割分担に基づいて活動する組織であること。

（４）　市長に自主防災組織結成届出書（様式第１号）、自主防災組織図（様式第２号）及び組織規約その他市長が必要と認める書類を提出した組織であること。

２　市長は、前項第４号の規定による書類が提出され、適正な組織と認められる場合には、いすみ市自主防災組織認定証（様式第３号。以下「認定証」という。）を当該組織に交付するものとする。

（指導方針）

第４条　市長は、自主防災組織の結成について、住民組織との交流の機会を捉えて、積極的に地域における防災意識の高揚を図り、その自主的な結成を働きかけるとともに、第３条の規定に適合する組織となるよう指導するものとする。

２　市長は、自主防災組織の育成について、地域住民の自主性を尊重し、地域の実情に応じた組織づく

りを働きかけるとともに、災害発生の際に十分な防災活動が行われるよう指導するものとする。

３　市長は、自主防災組織の活動について、その実効性を発揮するため、自発的な活動を計画的に行うよう働きかけ、組織の活性化を図るよう指導するものとする。

（事業活動の促進）

第５条　市長は、自主防災組織の活発な事業活動を促すため、次に掲げる事項を行う。

（１）　自主防災組織の育成に係る企画・立案に関すること。

（２）　自主防災組織の結成及び講師派遣に協力すること。

（３）　自主防災組織及び他の実施機関との連絡調整に関すること。

（４）　自主防災組織の助成に関すること。

（変更届）

第６条　自主防災組織の代表者は、次のいずれかに該当するときは、自主防災組織変更届出書（様式第４号）により、市長に届け出なければならない。

（１）　自主防災組織の名称を変更したとき。

（２）　自主防災組織の代表者又は住所を変更したとき。

（３）　加入世帯数を変更したとき。

（管理台帳）

第７条　市長は、第３条第２項の規定により認定証を交付したとき又は前条の規定による変更の届出があったときは、いすみ市自主防災組織管理台帳（様式第５号）に必要な事項を記載するものとする。

２　いすみ市自主防災組織管理台帳は、危機管理課において備えておくものとする。

（補則）

第８条　この告示に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附　則

この告示は、平成19年10月１日から施行する。

附　則（平成22年告示第46号）

この告示は、平成22年４月１日から施行する。

附　則（平成25年告示第28号）

この告示は、公布の日から施行する。

別表（第３条関係）

自主防災組織表

	【災害時の各班ごとの活動】	【平常時の各班ごとの活動】
本部	・対策本部の設置 ・各班の活動内容の指示 ・被害状況の把握と各班への連絡 ・防災関係機関への情報提供及び協力 ・避難所の運営	・年間防災行事計画の作成 ・防災関係機関等との連携の確保 ・組織の役割の明確化を図る
情報班	・出火防止をはじめとする被害軽減のための広報活動 ・地域の被害状況のとりまとめ ・防災関係機関からの重要情報の伝達	・防災意識の啓発、高揚 ・発生時の情報収集、伝達方法など広報活動の訓練、研究
消火班	・用具の準備と人手、水利等の確保 ・消火器、バケツ等を利用した初期消火活動 ・防災関係機関が行う消火活動への協力	・出火防止の啓発 ・消火訓練の実施 ・消火用具の整備・保守点検 ・災害時の活動体制の研究
救出救護班	・負傷者等の救出、救護所までの搬送 ・負傷者等の応急手当 ・負傷者等の発生状況等の把握 ・災害時要支援者等の安全確認及び支援	・技術、技能の向上訓練 ・災害弱者等の支援方法の研究 ・用具、救急用品の整備 ・地域内の災害時要援護者の確認
避難誘導班	・避難ルートの安全確認及び確定 ・避難所までの誘導 ・避難者の把握 ・避難所における防災関係機関への協力	・地域内の危険箇所調査と安全対策 ・避難経路の確認 ・避難生活の運営の研究
給食給水班	・炊出しの実施 ・防災関係機関が行う給食給水活動への協力 ・災害弱者等への優先的対応 ・対象者の把握	・食糧、飲料水等の備蓄の呼びかけ ・炊出しの訓練 ・災害時の物資、給食の配布方法や優先順位の研究

[資料 1-10]いすみ市自主防災組織助成要綱

平成 20 年 3 月 1 日告示第 20 号

最終改正　令和 4 年 3 月 1 8 日告示第 31 号

目次

第１章　総則（第１条―第３条）

第２章　自主防災組織設置助成（第４条―第 12 条）

第３章　自主防災組織訓練助成（第 13 条―第 20 条

第４章　自主防災組織資機材購入助成（第 21 条―第 29 条）

第５章　自主防災組織一時避難所開設・運営助成（第 30 条―第 37 条）

第６章　助成金の交付の特例（第 38 条）

第７章　補則（第 39 条・第 40 条）

附則

第１章　総則

（目的）

第１条　この告示は、自主防災組織の設置並びに訓練、防災資機材の購入及び災害時等における一時避難所の開設・運営に要する費用を助成することにより、自主防災組織の活動を支援し、もって地震及びその他の災害による被害の防止及び軽減を図ることを目的とする。

（定義）

第２条　この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1）　自主防災組織　いすみ市自主防災組織育成指導要綱（平成 19 年いすみ市告示第 158 号）第３条第２項の規定により認定証を交付された自主防災組織をいう。

（2）　一時避難所　災害時等において、自主防災組織が行政区等の所有する集会所等を活用し、自主的に開設する避難所（いすみ市が開設する指定避難所を除く。）のうち、第 30 条の規定により市長が登録したものをいう。

（助成の範囲）

第３条　自主防災組織への助成に関しては、予算の範囲内において、いすみ市補助金等交付規則（平成 17 年いすみ市規則第 44 号。以下「規則」という。）及びこの告示に定めるところによる。

第２章　自主防災組織設置助成

（設置助成）

第４条　自主防災組織の設置助成（以下「設置助成」という。）の対象となる経費は、地域住民が協力して災害による被害を防止し、若しくは軽減し、又は予防するための活動を行う目的で新たに結成した自主防災組織の運営に係る経費とし、その額は、別表第１の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる金額とする。

（設置助成の交付申請）

第５条　設置助成における規則第３条第１項に規定する申請書は、いすみ市自主防災組織設置助成金交付申請書（様式第１号）とする。

２　設置助成における規則第３条第２項第４号の規定により申請書に添付しなければならない書類は、次に掲げるとおりとする。

（１）　いすみ市自主防災組織育成指導要綱第３条第２項の規定により交付された自主防災組織認定証の写し

（２）　助成金の交付を申請しようとする年度の収支予算書

（３）　助成金の交付を申請しようとする年度の事業計画

（４）　その他市長が必要と認める書類

３　規則第３条第３項の規定により、設置助成における同条第１項第２号及び第３号並びに同条第２項第１号から第３号までの事項は、省略するものとする。

（設置助成の交付決定）

第６条　設置助成における規則第６条第１項に規定する交付決定通知書は、いすみ市自主防災組織設置助成金交付決定通知書（様式第３号）とする。

（実績報告）

第７条　設置助成における規則第 13 条に規定する実績報告書は、いすみ市自主防災組織設置助成金実績報告書（様式第４号）とする。

２　前項に規定する実績報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

（１）　助成金の交付決定に係る年度の収支決算書

（２）　助成金の交付決定に係る年度の事業報告

（３）　その他市長が必要と認める書類

３　第１項に規定する実績報告書については、助成金の交付決定に係る年度の３月 31 日までに提出するものとする。

（確定通知）

第８条　設置助成における規則第 15 条の規定による額の確定通知は、いすみ市自主防災組織設置助成

金交付確定通知書（様式第５号）によるものとする。

（交付の請求）

第９条　前条の規定により、交付確定の通知を受けた自主防災組織の代表者は、助成金の交付の請求をしようとするときは、いすみ市自主防災組織設置助成金交付請求書（様式第６号）を市長に提出しなければならない。

（交付の方法）

第 10 条　市長は、前条の規定により請求書の提出があったときは、原則として、自主防災組織の代表者の指定する金融機関の預金口座に速やかに当該助成金を振り込むものとする。

（届出）

第 11 条　代表者は、設置助成により購入した防災用品（以下「購入物品」という。）が紛失し、又は損傷したときは、いすみ市自主防災組織購入物品紛失等届出書（様式第７号）により、速やかに市長に届け出なければならない。

（財産処分の制限）

第 12 条　設置助成における規則第 21 条ただし書に規定する市長が定める期間は、購入物品を購入した日の属する会計年度の翌会計年度から起算して、次の各号に定める期間とする。

（１）　電動機具　10 年

（２）　主として金属製の機具　10 年

（３）　前２号に掲げるもの以外の機具　５年

第３章　自主防災組織訓練助成

（訓練助成）

第 13 条　自主防災組織の訓練助成（以下「訓練助成」という。）の対象となる経費は、自主防災組織が行う防火防災訓練（防災知識の啓発活動も含む。以下同じ。）に要する費用とし、その額は、次の各号に掲げる額の合計額とする。

（１）　基礎額　１自主防災組織につき　10,000 円

（２）　参加割額　参加人数に 500 円を乗じた額。ただし、当該自主防災組織の加入世帯数に 500 円を乗じた額を限度とする。

２　助成金の交付は、１年度当たり１回に限るものとする。

（訓練助成の交付申請）

第 14 条　訓練助成における規則第３条第１項に規定する申請書は、いすみ市自主防災組織訓練助成金交付申請書（様式第８号）とし、防火防災訓練実施概要を添付のうえ、市長に提出しなければならな

い。

２　規則第３条第３項の規定により、訓練助成における同条第１項中第２号から第５号まで及び同条第２項第１号から第３号までの事項は、省略するものとする。

（交付の条件）

第 15 条　訓練助成における規則第５条第４号の規定による必要と認める条件とは、防火防災訓練の中止、期日の延期又は内容変更とし、その場合においては、速やかに市長に報告することとする。

（訓練助成の交付決定）

第 16 条　訓練助成における規則第６条第１項に規定する交付決定通知書は、いすみ市自主防災組織訓練助成金交付決定通知書（様式第９号）とする。

（実績報告）

第 17 条　訓練助成における規則第 13 条に規定する実績報告書は、いすみ市自主防災組織訓練助成金実績報告書（様式第 10 号）とする。

２　前項に規定する実績報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

（１）　参加人数が確認できる書類

（２）　訓練の写真

（３）　前２号に掲げるもののほか、市長が必要と認めたもの

３　第１項に規定する実績報告書の提出期限は、防火防災訓練実施後 30 日以内とする。

（確定通知）

第 18 条　訓練助成における規則第 15 条の規定による額の確定通知は、いすみ市自主防災組織訓練助成金交付確定通知書（様式第 11 号）によるものとする。

（交付の請求）

第 19 条　前条の規定により、交付確定の通知を受けた自主防災組織の代表者は、助成金の交付の請求をしようとするときは、いすみ市自主防災組織訓練助成金交付請求書（様式第 12 号）を市長に提出しなければならない。

（交付の方法）

第 20 条　市長は、前条の規定により請求書の提出があったときは、原則として、自主防災組織の代表者の指定する金融機関の預金口座に速やかに当該助成金を振り込むものとする。

第４章　自主防災組織資機材購入助成

（資機材購入助成）

第 21 条　自主防災組織の資機材購入助成（以下「資機材購入助成」という。）の対象となる経費は、助

成金交付対象期間（設置初年度以後５年度ごとに区分した各期間をいう。以下同じ。）内に、当該自主防災組織が行う防災活動に必要な別表第２に掲げる資材及び機具等（以下「防災資機材」という。）の購入に要する費用とする。

２　助成金の額は、前項に規定する経費の10分の10以内の額とする。ただし、次に掲げる額の合計額（以下「上限額」という。）を限度とする。

（１）　組織割額　１自主防災組織につき100,000円

（２）　世帯割額　助成金交付対象期間初日における当該自主防災組織の加入世帯数に500円を乗じた額

３　前項に規定する額に100円未満の端数が生じたときは、切り捨てるものとする。

４　助成金の交付は、１自主防災組織につき、１助成金交付対象期間当たり１回限りとする。

５　前項の規定にかかわらず、交付額が上限額に達しなかった場合は、同一の助成金交付対象期間内に限り、上限額から当該交付額を控除した額を翌年度に繰り越すことができる。

６　前項の規定は、繰り越された年度において助成金交付対象期間初年度からの交付額の累計額が上限額に達しなかった場合に準用する。この場合において、「交付額」とあるのは、「助成金交付対象期間初年度からの交付額の累計額」と読み替えるものとする。

７　第４項ただし書及び前項に該当する場合の交付申請は、１年度当たり１回限りとする。

（資機材購入助成の交付申請）

第22条　資機材購入助成における規則第３条第１項の申請書は、いすみ市自主防災組織資機材購入助成金交付申請書（様式第13号）とする。

２　資機材購入助成における規則第３条第２項第４号の規定により申請書に添付しなければならない書類は、次に掲げるとおりとする。

（１）　防災用品・防災資機材購入品目一覧表（様式第２号）

（２）　見積書の写し

（３）　防災資機材の保管又は配置予定場所

（４）　前２号に掲げるもののほか、市長が必要と認めたもの

３　規則第３条第３項の規定により、資機材購入助成における同条第１項第２号から第５号及び同条第２項第１号から第３号までの事項は、省略するものとする。

（交付の条件）

第23条　資機材購入助成における規則第５条第４号の規定により必要と認める条件は、前条に規定する申請書の提出後、購入を予定する防災資機材の品目、数量又は金額に変更が生じた場合に、いすみ

市自主防災組織資機材購入助成金変更交付申請書（様式第14号）を市長に提出しなければならない。

（資機材購入助成の交付決定）

第24条　資機材購入助成における規則第6条第1項に規定する交付決定通知書は、いすみ市自主防災組織資機材購入助成金交付決定通知書（様式第15号）とする。

（実績報告）

第25条　資機材購入助成における規則第13条に規定する実績報告書は、いすみ市自主防災組織資機材購入助成金実績報告書（様式第16号）とする。

2　前項に規定する実績報告書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

（1）　防災用品・防災資機材購入品目一覧表（様式第2号）

（2）　購入物品の領収書の写し

（3）　購入物品の保管又は配置場所

3　第1項に規定する実績報告書は、防災資機材購入後、速やかに提出しなければならない。

（確定通知）

第26条　資機材購入助成における規則第15条の規定による額の確定通知は、いすみ市自主防災組織資機材購入助成金交付確定通知書（様式第17号）によるものとする。

（交付の請求）

第27条　前条の規定により、交付確定の通知を受けた自主防災組織の代表者は、助成金の交付の請求をしようとするときは、いすみ市自主防災組織資機材購入助成金交付請求書（様式第18号）を市長に提出しなければならない。

（交付の方法）

第28条　市長は、前条の規定により請求書の提出があったときは、原則として、自主防災組織の代表者の指定する金融機関の預金口座に速やかに当該助成金を振り込むものとする。

（財産処分の制限）

第29条　資機材購入助成における規則第21条ただし書に規定する市長が定める期間については、第12条の規定を準用する。

第5章　自主防災組織一時避難所開設・運営助成

（一時避難所の登録の届出等）

第30条　一時避難所の登録を受けようとする自主防災組織は、いすみ市自主防災組織一時避難所登録届出書（様式第19号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（1）　登録を受けようとする施設の位置図

（2） 登録を受けようとする施設の平面図又は間取り等が分かる写真

2 市長は、前項の規定による届出があったときは、一時避難所としての利用に支障がないと認められる場合に限り、当該届出があった施設を一時避難所として登録するものとする。

3 市長は、前項の規定による一時避難所の登録に当たり、開設に関する条件を付することができる。

4 市長は、第2項の規定により一時避難所の登録をしたときは、いすみ市自主防災組織一時避難所登録通知書（様式第20号）により自主防災組織に通知するものとする。

（登録内容の変更）

第31条 自主防災組織は、一時避難所の登録内容に変更があったときは、いすみ市自主防災組織一時避難所登録内容変更届（様式第21号）により市長に届け出なければならない。

（廃止の届出）

第32条 自主防災組織は、登録を受けた一時避難所を廃止したときは、いすみ市自主防災組織一時避難所廃止届（様式第22号）により市長に届け出なければならない。

（登録の取消し）

第33条 市長は、前条の規定による届出があったとき、又は一時避難所周辺の環境の変化、土砂災害警戒区域の指定その他市長が一時避難所として適切でないと認めた場合は、当該一時避難所の登録を取り消すものとする。

2 市長は、前項の規定により登録を取り消したときは、いすみ市自主防災組織一時避難所登録取消通知書（様式第23号）により自主防災組織に通知するものとする。

（一時避難所開設・運営助成）

第34条 自主防災組織の一時避難所開設・運営助成（以下「一時避難所開設・運営助成」という。）の対象となる経費は、台風等により災害が発生し、又は発生するおそれがあって、いすみ市が指定避難所を開設した場合に、地域住民の安全確保を図ることを目的として開設した一時避難所の運営等に要する費用とし、その額は、次の各号に掲げる額の合計額とする。

（1） 基礎額 1自主防災組織につき 20,000円

（2） 避難割額 避難者数に500円を乗じた額

2 助成金の交付は、いすみ市が指定避難所を開設するごとに1回までとする。

（一時避難所開設・運営助成の交付申請等）

第35条 一時避難所開設・運営助成の交付を申請しようとする者は、いすみ市自主防災組織一時避難所開設・運営助成金交付申請書兼請求書（様式第24号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（1）　開設・運営状況の分かる写真

（2）　避難者名簿（様式第25号）

（3）　その他市長が必要と認める書類

（一時避難所開設・運営助成の交付決定）

第36条　一時避難所開設・運営助成における規則第6条第1項に規定する交付決定通知書は、いすみ市自主防災組織一時避難所開設・運営助成金交付決定通知書（様式第26号）とする。

（交付の方法）

第37条　市長は、前条の規定により一時避難所開設・運営助成の交付の決定をしたときは、原則として、自主防災組織の代表者の指定する金融機関の預金口座に速やかに当該助成金を振り込むものとする。

第6章　助成金の交付の特例

（交付の特例）

第38条　自主防災組織の代表者は、第6条、第16条又は第24条の規定による決定の通知を受けたときは、概算払による助成金の交付を受けることができる。

2　自主防災組織の代表者は、前項の規定により概算払による助成金の交付を受けようとするときは、いすみ市自主防災組織助成金概算払請求書（様式第27号）を市長に提出しなければならない。

第7章　補則

（補則）

第39条　この告示の規定による助成を受けた者は、助成事業等に係る収支の状況を帳簿その他の証拠書類により整備しておかなければならない。

2　前項に規定する帳簿その他の証拠書類は、当該助成事業等の完了した日の属する会計年度の翌会計年度から起算して5年間保存しなければならない。

（委任）

第40条　この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この告示は、公布の日から施行し、平成19年度に結成された自主防災組織から適用する。

附　則（平成27年3月17日告示第23号）

（施行期日）

1　この告示は、平成27年4月1日から施行する。

（経過措置）

2　この告示の施行の際、現に改正前の第 21 条第３項ただし書の規定により資機材購入助成金を繰り越している自主防災組織に対する助成ついては、改正後の第 21 条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附　則（平成 27 年７月 24 日告示第 125 号）

この告示は、公布の日から施行し、平成 27 年度分の予算に係る助成金から適用する。

附　則（平成 28 年３月 15 日告示第 22 号）

この告示は、平成 28 年４月１日から施行する。

附　則（平成 28 年３月 31 日告示第 50 号）

この告示は、平成 28 年４月１日から施行する。

附　則（平成 29 年３月 31 日告示第 65 号）

（施行期日）

1　この告示は、平成 29 年４月１日から施行する。

（経過措置）

2　この告示による改正後のいすみ市自主防災組織助成要綱第 21 条の規定は、この告示の施行の日以後に第 22 条の規定による申請を初めて行う自主防災組織について適用し、同日前に第 22 条の規定による申請をしたことのある自主防災組織については、なお従前の例による。

附　則（平成 30 年３月 16 日告示第 41 号）

この告示は、平成 30 年４月１日から施行し、平成 30 年度分の予算に係る助成金から適用する。

附　則（令和２年９月４日告示第 133 号）

（施行期日）

1　この告示は、令和３年４月１日から施行する。

（経過措置）

2　この告示による改正後のいすみ市自主防災組織助成要綱第 21 条の規定は、この告示の施行日前に設置された自主防災組織についても適用する。

3　この告示の施行日前に設置され、かつ、設置から５年度以上経過している自主防災組織における、改正後のいすみ市自主防災組織助成要綱第 21 条の規定の適用については、同条第１項中「設置初年度」とあるのは、「令和３年４月１日」とする。

附　則（令和４年３月１８日告示第 31 号）

（施行期日）

1　この告示は、令和４年４月１日から施行する。

別表第１（第４条関係）

設置助成金額

加入世帯数	金額
49 世帯以下	50,000 円
50～299 世帯	80,000 円
300～999 世帯	100,000 円
1,000 世帯以上	120,000 円

別表第２（第 21 条関係）

設置助成・資機材購入対象防災用品一覧表

救出・救護・避難用具		情報収集・伝達用具	初期消火用具
バール	救急セット	非常用メガホン	消火器
ジャッキ	寝袋	トランシーバー	消火器格納庫
のこぎり	簡易トイレ	ハンドマイク	バケツ
スコップ	担架	ラジオ	ホース
つるはし	三角巾	食糧・医療品	可搬型小型ポンプ
ハンマー	軍手	備蓄食糧	組立水槽
斧	車椅子	備蓄飲料水	給食・給水用具
チェーンソー	リヤカー	備蓄医薬品	鍋
工具セット	発電機	被服・標識	かまど
はしご	投光器	ヘルメット	コンロ
懐中電灯	コードリール	腕章	備蓄燃料
ロープ	土のう	防災服	調理用具
ビニールシート	倉庫	避難誘導旗	食器
テント	防災用資機材倉庫	その他市長が必要があると認めたもの	

様式第1号(第5条関係)

年　　月　　日

いすみ市自主防災組織設置助成金交付申請書

いすみ市長　　様

申請者（代表者）　住　　所
氏　　名
電話番号
E-mail

いすみ市自主防災組織設置助成金の交付を受けたいので、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1　設置助成金申請金額　　円

2　概要

組　織　名	
設立年月日	年　　月　　日
認定番号	認定第　　号
自治会等名称	
加入世帯数	世帯

3　添付書類

(1)　自主防災組織認定証の写し
(2)　助成金の交付を申請しようとする年度の収支予算書
(3)　助成金の交付を申請しようとする年度の事業計画
(4)　その他市長が必要と認める書類

本件責任者（職氏名・連絡先）	

※団体・法人等については、必ず本件責任者欄は、記入してください。

いすみ市記入欄

債権者登録状況　新規・有・無（無の場合　本人確認書類等（写）の添付又は目視等による確認）
本人確認　確認者（　　）□運転免許証　□健康保険証　□（　　）
在籍確認　確認者（　　）□（　　）

様式第2号（第22条及び第25条関係）

防災用品・防災資機材購入品目一覧表

番号	品名	規格	数量	単価	金額
合　計　金　額					

様式第３号（第６条関係）

指令第　　号
年　　月　　日

様

いすみ市長　　印

いすみ市自主防災組織設置助成金交付決定通知書

年　　月　　日付けで申請のあった設置助成については、下記のとおり決定したので、いすみ市自主防災組織設置助成要綱第６条の規定により通知します。

記

１　交付決定額　　円
２　交付条件
（１）　この助成金は、自主防災組織の防災活動以外の目的に使用しないこと。
（２）　助成事業を中止し、又は期日を延期する場合及び助成事業の内容を変更する場合は、速やかに市長に報告すること。
（３）　虚偽その他不正の手段で助成金の交付を受けたときは、設置助成金の全部又は一部を返還させること。

様式第4号(第7条関係)

年　　月　　日

いすみ市自主防災組織設置助成金実績報告書

いすみ市長　　様

自主防災組織名
代表者　住　　所
氏　　名
電話番号
E-mail

年　　月　　日付け　　指令第　　号で交付決定された助成金に係る事業については完了したので、下記のとおり報告します。

記

1　交付決定額　　円
2　添付書類
(1)　助成金の交付決定に係る年度の収支決算書
(2)　助成金の交付決定に係る年度の事業報告
(3)　その他市長が必要と認める書類

本件責任者（職氏名・連絡先）	

※団体・法人等については、必ず本件責任者欄は、記入してください

様式第5号(第8条関係)

達第　　号
年　　月　　日

様

いすみ市長　　印

いすみ市自主防災組織設置助成金交付確定通知書

　　年　　月　　日付け　　指令第　　号をもって交付決定した自主防災組織設置助成金については、下記のとおり額を確定したので、通知します。

記

交付確定額　　円

様式第6号（第9条関係）

年　　月　　日

いすみ市自主防災組織設置助成金交付請求書

いすみ市長　　様

自主防災組織名
代表者　住　　所
氏　　名
電話番号
E-mail

年　　月　　日付け　　達第　　号で額の確定のあった自主防災組織設置助成金について、下記のとおり請求します。

記

1　請求額　　円

2　振込先

金融機関	銀行 信用金庫 農協	本・支店・本・支所
口座科目	普通　・　当座	
口座番号		
口座名義人	ふりがな	

本件責任者（職氏名・連絡先）	

※団体・法人等については、必ず本件責任者欄は、記入してください。

様式第7号(第11条関係)

年　　月　　日

いすみ市自主防災組織購入物品紛失等届出書

いすみ市長　　様

自主防災組織名
代表者　住　　所
氏　　名
電話番号
E-mail

下記の購入物品について紛失等があったので、届け出ます。

記

購　入　物　品	紛失・損傷の別

本件責任者（職氏名・連絡先）	

※団体・法人等については、必ず本件責任者欄は、記入してください。

様式第8号(第14条関係)

年　月　日

いすみ市自主防災組織訓練助成金交付申請書

いすみ市長　　様

自主防災組織名
代表者　住　所
氏　名
電話番号
E-mail

自主防災組織訓練助成金の交付を受けたいので、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1　交付申請額　　円

2　防火防災訓練実施概要

(1)　実施予定日　　年　月　日　時　分から　時　分まで

(2)　実施場所

(3)　訓練内容

(4)　参加人数　　人

3　添付書類

本件責任者（職氏名・連絡先）	

※団体・法人等については、必ず本件責任者欄は、記入してください。

いすみ市記入欄

債権者登録状況　新規・有・無（無の場合　本人確認書類等（写）の添付又は目視等による確認）

本人確認　確認者（　　）□運転免許証　□健康保険証　□（　　）

在籍確認　確認者（　　）□（　　）

様式第９号（第16条関係）

指令第　　号
年　　月　　日

様

いすみ市長　　印

いすみ市自主防災組織訓練助成金交付決定通知書

年　　月　　日付けで申請のあった訓練助成については、下記のとおり決定したので、いすみ市自主防災組織助成要綱第16条の規定により通知します。

記

１　交付決定額　　円

２　交付条件

（１）　この助成金は、自主防災組織の防災活動以外の目的に使用しないこと。

（２）　助成事業を中止し、又は期日を延期する場合及び助成事業の内容を変更する場合は、速やかに市長に報告すること。

（３）　虚偽その他不正の手段で助成金の交付を受けたときは、訓練助成金の全部又は一部を返還させること。

様式第10号(第17条関係)

年　　月　　日

いすみ市自主防災組織訓練助成金実績報告書

いすみ市長　　様

自主防災組織名
代表者　住　　所
氏　　名
電話番号
E-mail

年　　月　　日付け　　指令第　　号で交付決定された助成金に係る自主防災組織防火防災訓練が完了したので、下記のとおり報告します。

記

1　交付決定額　　円
2　訓練実施日　　年　　月　　日
3　参加人数　　人
4　添付書類
　(1)　参加人数が確認できる書類
　(2)　訓練の写真
　(3)　市長が必要と認めたもの

本件責任者（職氏名・連絡先）	

※団体・法人等については、必ず本件責任者欄は、記入してください。

様式第11号(第18条関係)

達第　　号
年　　月　　日

様

いすみ市長　　印

いすみ市自主防災組織訓練助成金交付確定通知書

年　　月　　日付け　　指令第　　号をもって交付決定した自主防災組織訓練助成金については、下記のとおり額を確定しましたので、通知します。

記

交付確定額　　円

様式第12号(第19条関係)

年　　月　　日

いすみ市自主防災組織訓練助成金交付請求書

いすみ市長　　様

自主防災組織名
代表者　住　　所
氏　　名
電話番号
E-mail

年　　月　　日付け　　達第　　号で額の確定のあった自主防災組織訓練助成金について、下記のとおり請求します。

記

1　請求額　　円

2　振込先

金融機関	銀行 信用金庫　　本・支店、本・支所 農協
口座科目	普通　・　当座
口座番号	
口座名義人	ふりがな

本件責任者（職氏名・連絡先）	

※団体・法人等については、必ず本件責任者欄は、記入してください。

様式第13号(第22条関係)

年　　月　　日

いすみ市自主防災組織資機材購入助成金交付申請書

いすみ市長　　様

自主防災組織名
代表者　住　　所
氏　　名
電話番号
E-mail

自主防災組織資機材購入助成金の交付を受けたいので、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1　交付申請額　　円
2　購入予定額　　円
3　購入予定期間　　年　月　日～　年　月　日
4　結成時の加入世帯数　　戸
5　添付書類
(1)　防災用品・防災資機材購入品目一覧表(様式第2号)
(2)　見積書の写し
(3)　防災資機材の保管又は配置予定場所
(4)　市長が必要と認めたもの

本件責任者（職氏名・連絡先）	

※団体・法人等については、必ず本件責任者欄は、記入してください。

いすみ市記入欄

債権者登録状況　新規・有・無（無の場合　本人確認書類等（写）の添付又は目視等による確認）
本人確認　確認者（　　）□運転免許証　□健康保険証　□（　　）
在籍確認　確認者（　　）□（　　）

様式第14号(第23条関係)

年　　月　　日

いすみ市自主防災組織資機材購入助成金変更交付申請書

いすみ市長　　様

自主防災組織名
代表者　住　　所
氏　　名
電話番号
E-mail

自主防災組織資機材購入助成金交付申請に変更が生じたので、下記のとおり関係書類を添えて提出します。

記

1　内容を変更しようとする理由
2　変更しようとする内容

品　　目		数　量		金　　額	
変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後
計			変更前		
			変更後		

3　添付書類(変更に係るもの)

本件責任者（職氏名・連絡先）	

※団体・法人等については、必ず本件責任者欄は、記入してください。

様式第15号（第24条関係）

指令第　　号
年　　月　　日

様

いすみ市長　　印

いすみ市自主防災組織資機材購入助成金交付決定通知書

年　　月　　日付けで申請のあった資機材購入助成については、下記のとおり決定したので、いすみ市自主防災組織助成要綱第24条の規定により通知します。

記

1　交付決定額　　円
2　交付条件
（1）　申請書の提出後、購入を予定する防災資機材の品目、数量又は金額に変更が生じたときは、速やかに市長に報告すること。
（2）　助成事業の内容を変更し、又は中止する場合においては、市長の承認を受けること。ただし、軽微な変更を除く。
（3）　助成事業により取得した防災資機材等は、助成事業の完了後においても助成金交付の目的に従い、善良な管理者の注意をもって効果的に管理すること。
（4）　助成事業完了後、速やかに助成金実績報告書を提出すること。

様式第16号(第25条関係)

年　　月　　日

いすみ市自主防災組織資機材購入助成金実績報告書

いすみ市長　　様

自主防災組織名
代表者　住　　所
氏　　名
電話番号
E-mail

年　　月　　日付け　　指令第　　号で交付決定された助成金に係る自主防災組織の資機材購入が完了したので、下記のとおり報告します。

記

1　交付決定額　　円
2　資機材購入実施日　　年　　月　　日
3　添付書類
(1)　防災用品・防災資機材購入品目一覧表(様式第2号)
(2)　領収書の写し
(3)　防災用品の保管又は配置場所

本件責任者（職氏名・連絡先）	

※団体・法人等については、必ず本件責任者欄は、記入してください。

様式第17号（第26条関係）

達第　　号
年　　月　　日

様

いすみ市長　　印

いすみ市自主防災組織資機材購入助成金交付確定通知書

年　　月　　日付け　　指令第　　号をもって交付決定した自主防災組織資機材購入助成金については、下記のとおり額を確定しましたので、通知します。

記

交付確定額　　円

様式第18号(第27条関係)

年　　月　　日

いすみ市自主防災組織資機材購入助成金交付請求書

いすみ市長　　様

自主防災組織名
代表者　住　　所
氏　　名
電話番号
E-mail

年　　月　　日付け　　達第　　号で額の確定のあった自主防災組織資機材購入助成金について、下記のとおり請求します。

記

1　請求額　　円
2　振込先

金　融　機　関	銀行 信用金庫　　本・支店、本・支所 農協
口　座　科　目	普通　・　当座
口　座　番　号	
口　座　名　義　人	ふりがな

本件責任者（職氏名・連絡先）	

※団体・法人等については、必ず本件責任者欄は、記入してください。

様式第19号（第30条関係）

年　　月　　日

いすみ市自主防災組織一時避難所登録届出書

いすみ市長　　様

自主防災組織名
代表者　住　　所
氏　　名
電話番号
E-mail

いすみ市自主防災組織助成要綱第30条の規定により下記のとおり届け出ます。

一時避難所の名称 ※集会所等の名称	
一時避難所の所在地 ※集会等の所在地	
施設所有者等の同意 ※行政区長等	上記施設について一時避難所として登録することに同意します。 年　　月　　日 住所 氏名

添付書類
・位置図
・平面図（※写真でも可）

本件責任者（職氏名・連絡先）	

※団体・法人等については、必ず本件責任者欄は、記入してください。

いすみ市記入欄

債権者登録状況　新規・有・無（無の場合　本人確認書類等（写）の添付又は目視等による確認）
本人確認　確認者（　　）□運転免許証　□健康保険証　□（　　）
在籍確認　確認者（　　）□（　　）

様式第20号（第30条関係）

指令第　　号
年　　月　　日

様

いすみ市長　　印

いすみ市自主防災組織一時避難所登録通知書

年　　月　　日付けで届出のあった一時避難所の登録について、いすみ市自主防災組織助成要綱第30条の規定により、下記のとおり登録したので、通知します。

記

自主防災組織名	
一時避難所の名称	
一時避難所の所在地	
登録年月日	年　　月　　日
登録条件	

様式第21号（第31条関係）

年　　月　　日

いすみ市自主防災組織一時避難所登録内容変更届

いすみ市長　　様

自主防災組織名
代表者　住　　所
　　氏　　名
　　電話番号
　　E-mail

一時避難所の登録内容に変更がありましたので、次のとおり届け出ます。

記

1　変更内容

2　変更理由

3　変更年月日　　年　　月　　日

本件責任者（職氏名・連絡先）	

※団体・法人等については、必ず本件責任者欄は、記入してください。

様式第22号（第32条関係）

年　　月　　日

いすみ市自主防災組織一時避難所廃止届

いすみ市長　　様

自主防災組織名
代表者　住　　所
氏　　名
電話番号
E-mail

一時避難所を廃止したので、次のとおり届け出ます。

記

1　廃止理由

2　廃止年月日　　年　　月　　日

本件責任者（職氏名・連絡先）	

※団体・法人等については、必ず本件責任者欄は、記入してください。

様式第23号（第33条関係）

達第　　号
年　　月　　日

様

いすみ市長　　印

いすみ市自主防災組織一時避難所登録取消通知書

このことについて、一時避難所の登録を下記のとおり取り消ししたので、いすみ市自主防災組織助成要綱第33条の規定により通知します。

記

自主防災組織名	
一時避難所の名称	
一時避難所の所在地	
取消年月日	年　　月　　日
取消理由	

様式第24号（第35条関係）

年　　月　　日

いすみ市自主防災組織一時避難所開設・運営助成金交付申請書兼請求書

いすみ市長　　様

自主防災組織名
代表者　住　　所
氏　　名
電話番号
E-mail

いすみ市自主防災組織一時避難所開設・運営助成金の交付を受けたいので、いすみ市自主防災組織助成要綱第35条の規定により下記のとおり申請及び請求します。

記

1　申請兼請求額　　円
2　振込先

金融機関	銀行 信用金庫　　本・支店、本・支所 農協
口座科目	普通　・　当座
口座番号	
口座名義人	ふりがな

3　避難所開設状況

一時避難所の名称	
一時避難所開設期間	年　月　日　時　分から 年　月　日　時　分まで
避難者数	人

4　添付書類

（1）　開設・運営状況の分かる写真

（2）　避難者名簿（様式第25号）

（3）　その他市長が必要と認めた書類

本件責任者（職氏名・連絡先）	

※団体・法人等については、必ず本件責任者欄は、記入してください。

いすみ市記入欄

債権者登録状況　新規・有・無（無の場合　本人確認書類等（写）の添付又は目視等による確認）

本人確認　確認者（　　）□運転免許証　□健康保険証　□（　　）

在籍確認　確認者（　　）□（　　）

様式第25号（第35条関係）

避難者名簿

番号	氏　名	住　所	電話番号	備　考

様式第26号（第36条関係）

達第　　号
年　　月　　日

様

いすみ市長　　印

いすみ市自主防災組織一時避難所開設・運営助成金交付決定通知書

年　　月　　日付けで申請のあったいすみ市自主防災組織一時避難所開設・運営助成金の交付については、下記のとおり決定をしたので、いすみ市自主防災組織助成要綱第36条の規定により通知します。

記

交付決定額　　円

様式第27号（第38条関係）

年　　月　　日

いすみ市自主防災組織助成金概算払請求書

いすみ市長　　様

自主防災組織名
代表者　住　　所
氏　　名
電話番号
E-mail

年　　月　　日付け　　指令第　　号をもって交付決定された助成金について、いすみ市自主防災組織助成要綱第38条の規定により、下記のとおり概算払されるよう請求します。

記

1　助成金の種類　　（　設置助成　・　訓練助成　・　資機材購入助成　）

2　助成金交付決定額　　円

3　助成金概算払交付請求額　　円

4　添付書類
・助成金交付決定通知書の写し

本件責任者（職氏名・連絡先）	

※団体・法人等については、必ず本件責任者欄は、記入してください。

［資料 1-11］いすみ市自主防災組織防災資機材貸与要綱

平成20年８月26日

告示第168号

（目的）

第１条　この告示は、自主防災組織に対し、必要な防災資機材（以下「資機材」という。）を貸与することにより、自主防災組織の育成と住民の防災意識の高揚を図ることを目的とする。

（定義）

第２条　この告示において「自主防災組織」とは、いすみ市自主防災組織育成指導要綱（平成19年いすみ市告示第158号）第３条第２項の規定により自主防災組織認定証（以下「認定証」という。）を交付された自主防災組織をいう。

（資機材の貸与）

第３条　市長は、自主防災組織に対し、次に掲げる資機材のうち当該自主防災組織が必要とするものを貸与するものとする。

（1）　可搬式動力ポンプ

（2）　消防用ホース

（3）　小型ポンプ運搬用台車

（4）　その他市長が必要と認めたもの

（資機材の貸与の申請）

第４条　資機材の貸与を受けようとする自主防災組織は、防災資機材貸与申請書（様式第１号）に、認定証の写しを添えて市長に提出しなければならない。

（審査及び決定）

第５条　市長は、前条の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、貸与するかどうかを決定し、防災資機材貸与決定（申請却下）通知書（様式第２号）により当該申請者に通知するものとする。

（貸与期間）

第６条　資機材の貸与期間は耐用年数とし、引き続き使用する場合は、第４条の規定により再度申請するものとする。

２　借受人は、貸与期間中であっても、物品の貸与を必要としなくなったときは、速やかに当該資機材を返却しなければならない。

（管理及び使用に関する留意事項）

第７条　借受人は、善良な管理者の注意をもって貸与された資機材の維持管理を行い、これを貸与の目的以外に利用し、転貸し、又は担保に供してはならない。

２　借受人は、物品の全部又は一部をき損、又は滅失したときは、速やかに市長にその状況を報告し、その指示に従わなければならない。

３　資機材の修繕及び消耗品の費用については、借受人にて負担することとする。

４　資機材の使用に関しては、その性能を熟知し安全に運用することとする。

（貸与決定の取消し）

第８条　市長は、自主防災組織が偽りその他不正の手段により資機材の貸与を受けたときは、貸与決定を取り消し、既に貸与してある資機材を返還させることができる。

（検査及び報告）

第９条　市長は、自主防災組織に対して資機材を検査し、又は報告を求めることができる。

（補則）

第10条　この告示に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附　則

この告示は、平成20年９月１日から施行する。

様式第1号(第4条関係)

年　　月　　日

いすみ市長　　様

申請者　自主防災組織名
代表者住所
代表者氏名　　㊞
電話番号

防災資機材貸与申請書

いすみ市自主防災組織防災資機材貸与要綱第4条の規定により、下記のとおり貸与を受けたく申請いたします。

記

1　貸与を受ける資機材名及び個数

2　添付書類
・いすみ市自主防災組織認定証(写し)

様式第2号(第5条関係)

指令第　　号
年　　月　　日

様

いすみ市長　　印

防災資機材貸与決定(申請却下)通知書

年　　月　　日付けで申請のあった自主防災組織防災資機材の貸与については、下記のとおり決定したので、いすみ市自主防災組織防災資機材貸与要綱第5条の規定により、次のとおり通知します。

記

1　貸与の決定
(1)　貸与する資機材名及び個数

(2)　貸与の条件
ア　本決定により貸与した資機材の維持管理は自主防災組織が行うこと。
イ　毎年4回以上資機材の点検をすること。
ウ　毎年1回以上資機材を使用した訓練を行うこと。
エ　その他「いすみ市自主防災組織防災資機材貸与要綱」を遵守すること。
2　申請却下
理由

[資料 1-12]いすみ市「市民防災の日」事業推進要綱

平成23年12月１日

告示第169号

第１　趣旨

この告示は、「自らの家庭、地域、事業所は自らの手で守る」ことを基本理念とし、発生が危惧される大規模地震、大津波等の災害に対する地域防災力の向上を図り、市民が安全で安心して暮らせるまちづくりを推進するため必要な事項を定めるものとする。

第２　市民防災の日

平成23年３月11日に発生した東日本大震災を受け、国が定めた11月５日の「津波防災の日」を踏まえ、毎月５日を「市民防災の日」と定め、市民の防災知識の向上及び防災意識の高揚を図り、地震、津波、洪水等の災害に対する家庭、地域、事業所等における自主的な防災活動を積極的に推進するものとする。

第３　推進事項

推進事項の主なものは次のとおりとし、当該年度において具体的な活動計画を定め実施するものとする。

（１）　家庭における防災活動

ア　防災についての家族の話合い（家族防災会議）の開催

イ　地震、津波、洪水等の災害に対する知識の習得

ウ　避難所、避難経路等の確認

エ　非常持出し品、備蓄品の用意、点検

オ　その他

（２）　地域における防災活動

ア　災害発生危険箇所の確認

イ　避難所、避難経路等の周知

ウ　避難訓練の実施

エ　災害時要援護者の把握

オ　自主防災組織等における防災資機材の点検、取扱訓練の実施

カ　その他

（３）　事業所等における防災活動

ア　避難所、避難経路等の確認、周知

イ　防災訓練の実施

ウ　防災資機材の点検、取扱訓練の実施

エ　その他

（4）　市における防災活動

ア　市民への防災知識の普及、防災意識の高揚を目的とする事業の実施

イ　市民防災の日における広報の実施

ウ　各種防災訓練の実施

エ　災害発生危険箇所の点検

オ　災害時要援護者避難支援個別計画の作成

カ　その他

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

[資料 2-1]災害時における協定・覚書等締結一覧

令和３年9月１0日現在

	協定・覚書名	締　結 年月日	締　結 旧町名	相　手　方
1	千葉県広域消防相互応援協定	平成4年4月1日	旧３町	県下市町村
2	千葉県水道災害相互応援協定	平成7年11月2日	旧３町	県内水道事業体
3	災害時における千葉県内市町村間の相互応援に関する基本協定	平成8年2月23日	旧３町	県下市町村
4	災害時等における廃棄物処理施設に係る相互援助細目協定書	平成9年7月31日	旧３町	県下市町村
5	夷隅郡市３施設ごみ処理協定	平成14年12月2日	旧３町	夷隅郡市内
6	「千葉県広域火葬計画」　災害時における広域火葬応援計画	平成17年4月1日	旧大原町	千葉県
7	災害時の医療救護活動についての協定書	平成18年4月1日	いすみ市	勝浦市夷隅郡医師会
8	医療救護に係る費用弁償等に関する覚書	平成18年4月1日	いすみ市	勝浦市夷隅郡医師会
9	災害時の医療救護活動実施細目	平成18年4月1日	いすみ市	勝浦市夷隅郡医師会
10	津波時における一時避難施設としての使用に関する協定	平成18年8月1日	いすみ市	サンフラワー大原管理組合
11	災害時における災害応急対策に関する協定書	平成18年12月25日	いすみ市	千葉土建一般労働組合夷隅支部
12	災害時における相互応援に関する協定	平成19年3月1日	いすみ市	新潟県南魚沼市
13	災害時におけるいすみ市内郵便局といすみ市間の協力に関する覚書	平成19年4月1日	いすみ市	代表郵便局　大原郵便局長
14	非常時における飲料供給に関する覚書	平成20年8月29日	いすみ市	㈲いすみ自販 ｲｰ･ﾄﾞﾘﾝｺｲｰｽﾄ㈱
15	災害時における緊急対応生活物資等の供給に関する協定書	平成20年9月3日	いすみ市	社団法人千葉県エルピーガス協会　長夷支部
16	避難標識設置に関する協定書	平成21年2月20日	いすみ市	ＮＰＯ法人都市環境標識協会
17	地震・風水害・その他の災害応急対策に関する業務細目協定書	平成23年9月20日	いすみ市	いすみ市建設業協会
18	災害時における救援物資提供に関する覚書	平成22年3月2日	いすみ市	キリンビバレッジ㈱　石橋牛乳店
19	災害時における家屋被害認定調査等に関する協定書	平成23年3月1日	いすみ市	千葉県土地家屋調査士会
20	災害時避難場所の指定について	平成23年5月19日	いすみ市	県教育長、大原高校校長、岬高校校長
21	災害時における相互応援に関する協定	平成23年5月27日	いすみ市	群馬県吾妻郡長野原町
22	津波時における一時避難施設としての使用に関する協定	平成23年6月16日	いすみ市	老人保健施設　エスポワール大原
23	津波時における一時避難施設としての使用に関する協定	平成23年6月16日	いすみ市	老人保健施設　エスポワール岬
24	津波時における一時避難施設としての使用に関する協定	平成23年6月28日	いすみ市	シーサイド・リゾート　南房総貴賓館
25	災害時における物資の供給の応援に関する協定書	平成23年7月7日	いすみ市	新田野営農組合
26	災害時における物資の供給の応援に関する協定書	平成23年7月7日	いすみ市	有限会社　増田ライスファーム
27	福祉避難所の指定に関する協定書	平成24年3月12日	いすみ市	千葉県立夷隅特別支援学校
28	災害時における物資の供給の応援に関する協定書	平成24年3月21日	いすみ市	株式会社カインズ
29	災害時における防災活動協力に関する協定書	平成24年6月11日	いすみ市	㈱三晃　(パチンコABC)
30	災害時の情報交換に関する協定	平成24年7月5日	いすみ市	国土交通省　関東地方整備局
31	災害時における夷隅郡市内市町間の相互応援に関する協定書	平成24年8月10日	いすみ市	勝浦市、大多喜町、御宿町
32	災害時における救援物資提供に関する覚書	平成25年3月1日	いすみ市	㈱伊藤園茂原支店
33	災害時における相互応援に関する協定	平成26年10月8日	いすみ市	山形県上山市
34	災害時における避難所施設利用に関する協定書	平成26年12月17日	いすみ市	児童養護施設　子山ホーム
35	災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定書	平成27年1月27日	いすみ市	特別養護老人ホーム　いすみ苑
36	災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定書	平成27年1月27日	いすみ市	特別養護老人ホーム　愛恵苑
37	災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定書	平成27年1月27日	いすみ市	特別養護老人ホーム　シルバーガーデン
38	災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定書	平成27年1月27日	いすみ市	特別養護老人ホーム　茶ノ木台くらぶ
39	災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定書	平成27年1月27日	いすみ市	指定障害者支援施設　いすみ学園
40	災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定書	平成27年7月30日	いすみ市	指定障害者支援施設　ピア宮敷
41	災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定書	平成27年7月30日	いすみ市	指定障害者支援施設　あかね園
42	災害時における物資供給及び店舗営業の継続又は早期再開に関する覚書	平成27年7月30日	いすみ市	㈱セブン－イレブン・ジャパン
43	広告付避難施設等電柱看板の掲出に関する協定	平成27年10月1日	いすみ市	東電タウンプランニング㈱
44	災害に係る情報発信等に関する協定	平成27年12月1日	いすみ市	ヤフー株

	協定・覚書名	締　結 年月日	締　結 旧町名	相　手　方
45	災害時における応急生活物資の供給等に関する協定書	平成28年2月22日	いすみ市	大塚食品㈱
46	災害時の応急救護活動及び医薬品の供給等に関する協定書	平成28年3月24日	いすみ市	一般社団法人　外房薬剤師会
47	千葉県広域防災拠点施設の利用に関する協定	平成28年3月25日	いすみ市	千葉県
48	特設公衆電話の設置・利用に関する覚書	平成28年8月31日	いすみ市	東日本電信電話㈱
49	津波緊急避難場所としての土地の利用に関する協定書	平成29年1月4日	いすみ市	いすみ市大原字上祢宜
50	津波発生時における津波緊急避難場所に関する協定書	平成29年1月16日	いすみ市	一宮町、一宮町綱田区
51	災害時における応急物資の供給等の協力に関する協定書	平成29年2月27日	いすみ市	一般社団法人　S．I．Net会
52	災害時における福祉用具等の供給等に関する協定	平成29年2月27日	いすみ市	一般社団法人　日本福祉用具供給協会
53	災害時における畳の供給に関する協定書	平成29年10月27日	いすみ市	5年で5000枚の約束。プロジェクト実行委員会
54	災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定書	2019年6月7日	いすみ市	医療法人社団　寿光会
55	災害時における石油類燃料の供給に関する協定書	2019年6月20日	いすみ市	いすみ農業協同組合
56	移動式宿泊施設等の提供に関する協定書	2019年8月30日	いすみ市	株式会社　デベロップ
57	災害時における段ボール製品の供給に関する協定書	2019年9月5日	いすみ市	株式会社　アベクラ
58	災害時における飲料水等の提供に関する協定書	2020年2月5日	いすみ市	株式会社　伊藤園
59	災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定書	2020年6月15日	いすみ市	株式会社　アクティオ
60	災害時における停電復旧の連携等に関する基本協定	2020年6月16日	いすみ市	東京電力パワーグリッド（株）木更津支社
61	災害時における停電復旧作業および啓開作業に伴う障害物等除去に関する覚書	2020年6月16日	いすみ市	東京電力パワーグリッド（株）木更津支社
62	災害時における連絡調整員の派遣に関する覚書	2020年6月16日	いすみ市	東京電力パワーグリッド（株）木更津支社
63	災害時における電源車の配備に関する覚書	2020年6月16日	いすみ市	東京電力パワーグリッド（株）木更津支社
64	災害時及び感染症発生時における防疫業務の実施に関する協定	2020年8月17日	いすみ市	一般社団法人　　千葉県ペストコントロール協会
65	災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書	2021年4月1日	いすみ市	特定非営利活動法人つどい
66	災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書	2021年4月1日	いすみ市	一般社団法人　岬やよい会
67	災害時支援協定	2021年1月22日	いすみ市	NPO法人ロボットビジネス支援機構
68	災害時における支援協力に関する協定書	2020年12月21日	いすみ市	千葉県行政書士会
69	災害時における石油燃料等の供給に関する協定書	2021年9月10日	いすみ市	千葉県石油商業協同組合夷隅支部
70	災害ボランティアセンターの設置・運営等に関する協定書	2021年7月21日	いすみ市	社会福祉法人いすみ市社会福祉協議会

[資料 2-2]災害時における千葉県内市町村間の相互応援に関する基本協定

平成 8 年 2 月 23 日

（目的）

第１条 この協定は、千葉県内の地域に災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号。以下「災対法」という。）第２条第１号に規定する災害（以下「災害」という。）が発生し、被災市町村のみでは十分な応急対策及び復旧対策を実施することができない場合において、災対法第６７条第１項による市町村相互の応援が迅速かつ円滑に実施されるよう、千葉県内のすべての市町村が相互に協力することを確認し、相互応援に関する基本的な事項を定めるものとする。

（応援の種類）

第２条 この協定による応援の種類は次の各号に掲げるとおりとする。

（１）食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供

（２）被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供

（３）救援及び救助活動に必要な車両、舟艇等の提供

（４）救助及び応急復旧に必要な医療職、技術職、技能職等の職員の派遣

（５）被災者の一時収容のための施設の提供

（６）被災傷病者の受入れ

（７）遺体の火葬のための施設の提供

（８）ゴミ・し尿等の処理のための施設の提供

（９）ボランティアの受付及び活動調整

(10) 前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項

（応援要請の手続き）

第３条 被災市町村の長は、個別に他の市町村の長に応援を要請しようとする場合には、次の各号に掲げる事項を明らかにして電話等により応援を要請するものとする。

（１）被害の状況

（２）応援の種類

（３）応援の具体的な内容及び必要量

（４）応援を希望する期間

（５）応援場所及び応援場所への経路

（６）前各号に掲げるもののほか必要な事項

２ 被災市町村の長は、複数の市町村の長に同時に応援を要請しようとする場合には、前項に掲げる事項を明らかにして電話等により千葉県知事（以下「知事」という。）に対し応援要請の依頼を行うものとし、知事は、他の市町村の長に対して速やかに要請内容を伝達するものとする。

３ 応援を受けた被災市町村の長は、応援を実施した市町村の長に対し、後日速やかに要請文書を提出するものとする。

（応援の実施）

第４条 前条第１項の規定により応援要請を受けた市町村の長は、応援の内容を電話等により要請した被災市町村の長に連絡し、その後直ちに応援を実施するものとする。ただし、特別な事情により応援できない場合は、その旨を直ちに電話等により連絡するものとする。

２ 前条第２項の規定により要請内容の伝達を受けた市町村の長は、受諾の可否を速やかに決定し、応援の可否及び応援を実施する場合は、その内容を知事に対し電話等により連絡するとともに応援を実施するものとする。

（自主応援）

第５条 被災市町村の長からの応援要請又は知事からの応援要請の依頼がない場合においても、被害の状況に応じ緊急に応援することを必要と認めた市町村の長は、自主的に応援を行うものとする。

２ 前項の場合において、応援を行おうとする市町村の長は、応援の内容をあらかじめ電話等により被災市町村の長に連絡するとともに、応援を実施する旨及びその内容を知事に連絡するものとする。

（応援の調整）

第６条 知事は、前２条に定める相互応援が迅速かつ円滑に実施されるよう応援の調整を行うことができるものとする。

（応援経費の負担）

第７条 応援に要した費用は、応援を受けた市町村で負担するものとする。

２ 応援を受けた市町村において前項の規定により負担する費用を支弁するいとまがないときは、応援を受けた市町村の求めにより応援した市町村は、当該費用を一時繰替支弁するものとする。

３ 前２項の規定によりがたいときは、その都度、関係市町村間で協議して定める。

（情報の交換等）

第８条 市町村は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、千葉県総合防災情報システム等により応援に必要な情報の交換を行うほか、平常時から応援の受入れ体制の整備に努めるものとする。

（その他）

第９条 この協定の実施に関し必要な事項については、その都度協議して定めるものとする。

附 則

１ この協定は、平成８年２月23日から施行する。

２ この協定の締結を証するため、千葉県及び各市町村は、本協定書８１通を作成し、それぞれ記名押印の上、各１通を保管するものとする。

［資料 2-3］災害時における千葉県内市町村間の相互応援に関する実施要領

１．目的

この要領は、災害時における千葉県内市町村間の相互応援に関する基本協定（以下「協定」という。）第９条の規定に基づき、災害時における県内市町村間の相互応援が円滑に実施されるため必要な事項を定めるものとする。

２．定義

この要領において「災害」とは、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第２条第１号に定める災害であり、地震、津波、暴風、豪雨等の異常な自然現象のみでなく、航空機の墜落、列車の衝突転覆等の大規模事故による被害も含む。

３．県、市町村の連絡先

災害時の市町村間の相互応援が迅速かつ円滑に実施されるよう、県は、年度当初に「県及び市町村の勤務時間内及び勤務時間外の連絡先一覧」を作成し、市町村に配布する。

４．応援要請の手続き及び応援の実施（協定第３条、第４条）

（１）個別に他の市町村に応援要請する場合（協定第３条第１項、第４条第１項）の手続き等は、以下のとおりとする。

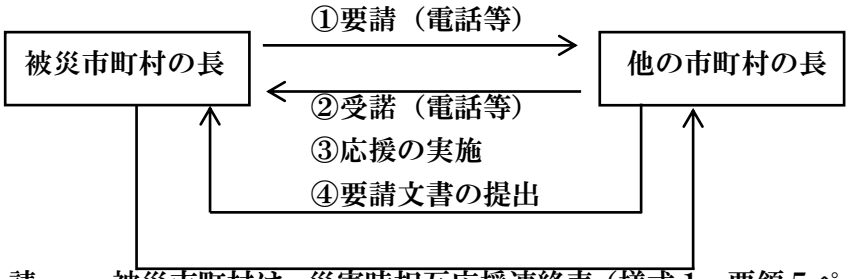

①要　　請　　被災市町村は、災害時相互応援連絡表（様式１、要領５ページ、以下「応援連絡票」という。）に必要事項を記入の上、その要旨を電話（県防災行政無線電話又はＮＴＴ電話）で連絡するとともにファクシミリ（県防災行政無線又はＮＴＴ）送信する。

応援連絡表の記入例
記入例１・単独－要請（要領８ページ）

②受　　諾　　要請を受けた市町村は、受諾の可否を電話（県防災行政無線電話又はＮＴＴ電話）で連絡するとともに、受信した応援連絡表の写しに加除訂正を行い、ファクシミリ（県防災行政無線又はＮＴＴ）送信する。

応援連絡表の記入例
記入例２・単独－要請（要領９ページ）

③応援の実施　　応援を受諾した市町村は、応援連絡表に記載した応援受諾内容を実施する。

④要請文書の提　出　　応援実施後、応援を受けた市町村は、応援を実施した市町村に対し、速やかに要請文書（様式３、要領７ページ）を提出する。要請文書施行の日付けは、実際に要請を行った日とする。

（２）複数市町村に同時に応援を要請する場合（協定第３条第２項、第４条第２項）の手続き等は以下のとおりとする。

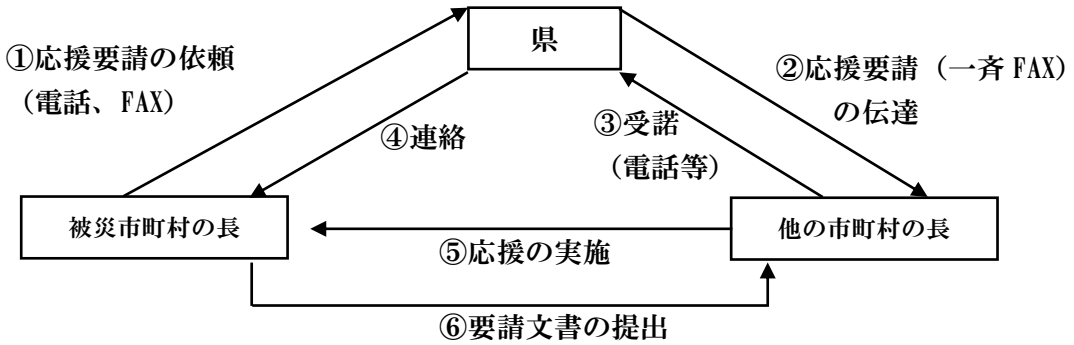

①要請の依頼　　被災市町村は、応援連絡表（様式１、要領５ページ）に必要事項を記入の上、その要旨を県（県災害対策本部又は県消防地震防災課）に電話（県防災行政無線電話又はＮＴＴ電話）で連絡するとともに、ファクシミリ（県防災行政無線又はＮＴＴ）送信する。

応援連絡表の記入例
記入例３・広域－要請１（要領１０ページ）

②応援要請の伝　達　　県はファクシミリ受信した応援連絡表を県防災行政無線により一斉送信する。
原則として、音声一斉とファクシミリ一斉送信を行うこととする。

応援連絡表の記入例
記入例４・広域－要請２（要領１１ページ）

③受諾の連絡
市町村
↓
県　　応援できる市町村は、受信した応援連絡表に加除訂正を行い、その要旨を県（県災害対策本部又は県消防地震防災課）に電話（県防災行政無線又はＮＴＴ電話）で連絡するとともに、ファクシミリ（県防災行政無線又はＮＴＴ）送信する。

応援連絡表の記入例
記入例５・広域－受諾（要領１２ページ）

④受諾の連絡
県
↓
要請市町村　　県は、応援の内容を取りまとめ、必要に応じ調整を行った上、応援を要請した市町村に応援の内容を電話（県防災行政無線電話又はＮＴＴ電話）で連絡するとともに、応援連絡票をファクシミリ（県防災行政無線又はＮＴＴ）送信する。

⑤応援の実施　　県から応援を実施するよう連絡を受けた市町村は、速やかに応援連絡票に記載した応援受諾内容を実施する。

⑥要請文書の提　出　　応援実施後、応援を受けた市町村は、応援を実施した市町村に対し、速やかに要請文書（様式３、要領７ページ）を提出する。要請文書施行の日付けは、実際に応援要請を県に伝達した日とする。

５．　自主応援　（協定第５条）

自主応援を行う場合の手続き等は以下のとおりとする。

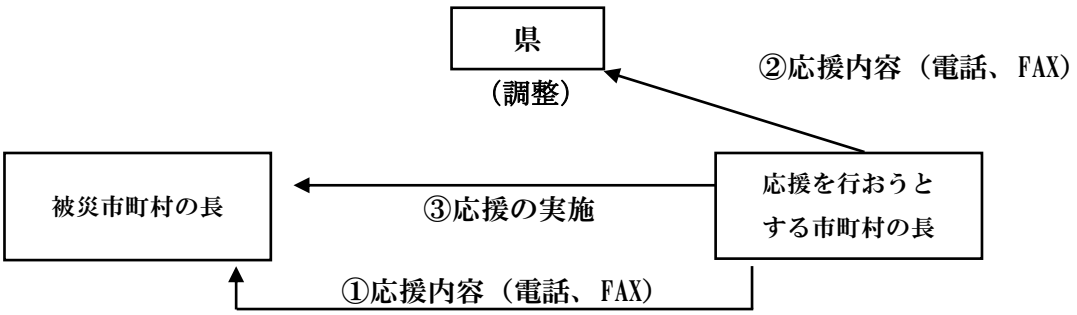

①応援内容の連　絡 応援市町村 ↓ 被災市町村	自主応援をしようとする市町村は、応援連絡表（様式２、要領６ページ）に必要事項を記入の上、その要旨を被災市町村に電話（県防災行政無線電話又はＮＴＴ電話）で連絡するとともに、ファクシミリ（県防災行政無線又はＮＴＴ）送信する。 応援連絡表の記入例 記入例６・自主応援（要領１３ページ）
②応援内容の連　絡 応援市町村 ↓ 県	自主応援を行うこととなった市町村は、県に応援を行う旨及び応援内容を電話（県防災行政無線電話又はＮＴＴ電話）で連絡するとともに、応援連絡表（様式２）をファクシミリ（県防災行政無線又はＮＴＴ）送信する。
(県による調整)	県は、救援物資の余剰の発生や緊急輸送路の渋滞などを勘案して必要に応じ調整を行う。
③応援の実施	応援連絡表に記載した応援内容を実施する。

６．情報の交換（協定第８条）

応援が円滑に行われるよう、以下の方法により必要な情報交換を行うものとする。

（１）　千葉県総合防災情報システムによる情報交換

ア「物資管理サブシステム」により管理する次の項目については、平成８年度中に県が情報を初期入力し、その後は、情報の変更に伴い、随時、市町村が各保有端末により情報の更新を行い、常に最新の情報が得られるよう努めるものとする。

ａ）食料、飲料水、生活必需品、これらの供給に必要な資機材

ｂ）被災者の救出、医療、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資

ｃ）救難及び救助活動に必要な車両、舟艇等

イ「支援情報サブシステム」により管理する次の項目については、平成８年度中に県が情報を初期入力し、次年度以降は、県の指定する期限までに各市町村において端末入力又は県に文書を提出し情報の更新を行うこととする。

ａ）公共施設情報

病院、清掃施設、火葬場等の名称、場所及び電話番号

ｂ）避難所情報

被災者の一時収容のための施設の名称、場所及び電話番号

ｃ）ヘリコプター臨時離発着場

救急搬送、物資輸送のためのヘリコプターの臨時離発着場の名称及び住所

ｄ）行政職員情報

職員の職種ごとの人数（市町村役場情報）

e）ボランティア団体情報

ボランティア団体の名称、活動内容、連絡先

（2）その他の方法による情報交換

その他相互応援に必要な情報の交換は、必要に応じ随時行うことができるものとする。

様式１（応援要請）

災害時相互応援連絡表

要請側市町村 連　絡　者	千　葉　県 連　絡　者	応援側市町村 連　絡　者

下記のとおり要請（受諾）します。

記

要請先（応援側） ① 市　町　村　名　等	単独の場合：対象市町村	市（町・村）
	広域の場合：対象地区	全　県　・（　　）　地　区
② 要請者職・氏名	市　町　村　長	
③ 要　請　日　時	令和　　年　　月　　日　　時　　分	
④ 被　害　の　状　況		
⑤ 応　援　の　種　類	（協定第２条第　　号）	
応援の具体的内容 ⑥ 及び所要量等		
応援希望（可能） ⑦ 時　期　・　期　間		
⑧ 応援場所及び経路		
⑨ その他必要事項		

様式２　（自主応援）

災害時相互応援連絡表

応援側市町村 連　絡　者

下記のとおり応援します。

記

① 応援者職・氏名	市　町　村　長
② 応　援　日　時	令和　　年　　月　　日　　時　　分
③ 応　援　の　種　類	（協定第２条第　　号）
応援の具体的内容 ④ 及び所要量等	
応　援　可　能 ⑤ 時　期　・　期　間	
⑥ 応援場所及び経路	
⑨ その他必要事項	

様式３

文　書　番　号
令和　年　月　日

○○○市（町・村）　長 様

○○○市（町・村）長
○　○　○　○

公印

災害時における相互応援の要請について（依頼）

災害時における千葉県内市町村間の相互応援に関する基本協定第３　条第１　項（ 複数の市町村の長に同時に要請する場合は第３　条第２　項）　に基づき、別紙のとおり応援を要請します。

※ 別紙 災害時相互応援連絡表（ 様式１）

[資料 2-4]千葉県広域消防相互応援協定書

平成４年４月１日

（協定の目的）

第１条 この協定は、消防組織法（昭和２２年法律第２２６号。以下「法」という。）第３９条の規定により、千葉県下の市町村及び一部事務組合（以下「市町村等」という。）が大規模災害、産業災害その他の災害（以下「災害」という。）の予防、鎮圧等に万全を期し、併せて民心の安定を図るため相互応援体制を確立し、不測の事態に対処することを目的として締結するものである。

（応援の種類）

第２条 この協定による応援は、次のとおりとする。

（１） 普通応援 市町村等が当該市町村等の区域外において、当該市町村等に接する地域及び当該地域周辺部で災害が発生した場合に、発生地の市町村等の長又は消防長（以下「要請側市町村等の長」という。）の要請を待たずに出動する応援

（２） 特別応援 市町村等が当該市町村等の区域外において災害が発生した場合に、要請側市町村等の長の要請に基づいて出動する応援

（３） 航空特別応援 前号の場合において、回転翼航空機が出動する応援

（４） 火災調査特別応援 市町村等が当該市町村等の区域外において、火災･爆発が発生した場合に要請側市町村等の長の要請に基づいて行う火災原因･損害調査の応援及び鑑定･鑑識等の支援

（応援要請の方法）

第３条 応援を要請しようとするときは、次の事項を明確にし、要請側市町村等の長から電話、その他の方法により要請し、事後速やかに応援要請に必要な文書を提出する。

（１） 災害の種別

（２）災害発生の場所

（３）応援を要する人員、機械器具、消火薬剤等の種別、数量

（４）応援隊受け入れ場所

（５）その他必要な事項

２ 普通応援で出動した場合、応援側の市町村等の長又は消防長（以下「応援側市町村等の長」という。）は、直ちに要請側市町村等の長に連絡するものとする。

（応援隊の派遣）

第４条 前条の規定により応援要請を受けた応援側市町村等の長は、当該団体の区域内の警備に支障のない範囲内において応援隊を派遣するものとする。ただし、派遣しがたいときは、その旨を、遅滞なく要請側市町村等の長に通報するものとする。

２ 応援側市町村等の長は、応援隊を派遣したときは、出発時刻、出動人員、機械器具、消火薬剤等の数量及び到着予定時刻を要請側市町村等の長に通報するものとする。

３ 応援隊の隊数については、応援側市町村等の長と要請側市町村等の長との間において協議するものとする。

（応援の中断）

第５条 応援側の市町村等の都合により応援隊を復帰させるべき特別の事態が生じた場合においては、応援側市町村等の長は、要請側市町村等の長と協議のうえ、応援を中断することができるものとする。

（応援隊の指揮）

第６条 応援隊の指揮は、法第４７条の規定に基づき要請側の市町村等の消防長の定める現場最高指揮者が応援隊の長を通じ、これを行うものとする。ただし、緊急を要し、応援隊の長を通じ指揮するいとまがない場合は、直接応援隊員を指揮することができる。

（応援隊の報告）

第７条 応援隊の長は、現場到着、引き上げ及び消防活動の状況を要請側の市町村等の現場最高指揮者に報告するものとする。

（費用の負担）

第８条 応援に要した費用については、次の区分に従いそれぞれ負担するものとする。

（１）機械器具の小破損の修理、燃料、消防職（団）員の手当及び被服の損料等に関する費用は、応援側の市町村等の負担とする。

（２）機械器具の大破損の修理、応援隊員及び一般人の死傷に係る災害補償等に関する重要事項に係る費用は、応援側の市町村等と要請側の市町村等との間において協議するものとする。

（３）前各号以外の費用は、原則として要請側の市町村等の負担とする。

（航空特別応援）

第９条 航空特別応援については、第３条から第８条の規定にかかわらず、別に定める要綱によるものとする。

（火災調査等特別応援）

第１０条 火災調査等特別応援については、第３条から第８条の規定にかかわらず、別に定める要綱によるものとする。

（委任）

第１１条 この協定に定めるもののほか必要な事項は、市町村等間において定めることができる。

附 則

１ この協定は、平成４年４月１日から施行する。

２ この協定の締結を証するため、市町村等の長は、本書を５通作成し、記名押印のうえ、千葉県、千葉県市長会、千葉県町村会、千葉県消防長会及び財団法人千葉県消防協会に保管を依頼するとともに、その写しを各１通所持するものとする。

附 則

この協定は、平成１５年４月１日から施行する。

附 則

この協定は、平成１８年８月２２日から施行する。

[資料 2-5]千葉県広域消防相互応援協定書に基づく航空特別応援実施要綱

改正 平成１３年１２月１日千消
会第１２０号

（目 的）

第１条 この要綱は、千葉県広域消防相互応援協定書（平成４年４月１日締結）第９条の規定に基づき、災害発生地の市町村及び一部事務組合（以下「市町村等」という。）が、回転翼航空機（以下「ヘリ」という。）を使用した航空特別応援を要請する場合の必要な事項について定めるものとする。

（航空特別応援の対象）

第２条 航空特別応援の対象とする災害は、ヘリを使用することが消防機関の活動にとって極めて有効であると考えられる場合で、次の各号に掲げる災害とする。

（１）地震、風水害その他大規模な自然災害

（２）陸上又は海上からの接近が著しく困難な地域で発生した大規模な林野火災

（３）高層建築物火災

（４）コンビナート災害

（５）航空機、列車事故等で大規模又は特殊な救急救助事故

（６）その他前各号に掲げる災害に準じる災害

（航空特別応援の種別）

第３条 航空特別応援の種別は、主な任務により次の各号に掲げるとおりとする。

（１）調査出動 現場把握、情報収集、指揮支援等のための出動

（２）火災出動 消火活動のための出動

（３）救助出動 人命救助のための特別な活動を必要とする場合の出動（これに付随した救急搬送活動を含む。）

（４）救急出動 重篤傷病者等の搬送のための出動で、特別な人命救助活動を伴わないもの

（５）救援出動 救援物資、資機材、人員等の輸送のための出動

（航空特別応援の出動限定条件）

第４条 航空特別応援の出動限定条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

（１）出動時間帯は、原則として日出から日没までとする。

（２）気象状態は、災害の発生場所において雲高（地表面から雲までの高さ）３００メートル以上、視程３，０００メートル以上、風速毎秒１５メートル以下であるとともに、凍結気象状態でないこと。

（航空特別応援の要請手続）

第５条 航空特別応援の必要があると認めた要請側の市町村等の長又は消防長（以下「要請側市町村等の長」という。）は、次の各号に掲げる事項を明らかにして応援側の市町村等の長又は消防長（以下「応援側市町村等の長」という。）に要請するものとする。

（１）必要とする応援の種別及びその具体的な活動内容

（２）応援活動に必要な資機材等

（３）離発着可能な場所

（４）災害現場の最高指揮者の職及び氏名並びに無線による連絡方法

（５）離発着場における資機材の準備状況

（６）他の消防機関にヘリの応援を要請している場合は要請した消防本部名

（７）現場付近で活動中の他機関の航空機及びヘリの活動状況

（８）気象状況
（９）ヘリの誘導方法
（10）その他必要な事項
２ 応援側消防本部の連絡先は、別表のとおりとする。
３ 航空特別応援の要請は、航空特別応援要請連絡票（様式第１号）によるものとし、電話、ファックス等により明確に連絡するとともに、後日正式文書を送付するものとする。
（航空特別応援の決定通知）
第６条 応援側市町村等の長は、前条の要請に基づき、航空特別応援を行うことが可能と判断した場合は、要請側市町村等の長へ航空特別応援を決定した旨を連絡するものとする。
（航空特別応援の中断）
第７条 応援側市町村等の長は、ヘリを復帰させるべき特別な事態が応援側の市町村等で発生した場合は、要請側市町村等の長と協議のうえ航空特別応援を中断することができるものとする。
（航空特別応援の始期及び終期）
第８条 航空特別応援は、ヘリが航空特別応援の命令を受け応援側のヘリポートを離陸した時点から始まり、ヘリポートに帰着した時点に終了するものとする。
２ ヘリが応援側のヘリポート以外の場所にあるときに、飛行目的を変更して航空特別応援のため出動すべき命令があったときは、その時点から航空特別応援が始まるものとする。
３ ヘリが航空特別応援に出動中、前条の規定に基づき航空特別応援が中断され、応援側の市町村等に復帰すべく命令があったときは、その時点をもって航空特別応援は終了するものとする。
（出動したヘリに対する指揮等）
第９条 航空特別応援に出動したヘリに対する指揮は、要請側の市町村等の消防長又は消防団長の定める現場最高指揮者が行うものとする。ただし、ヘリの搭乗している応援側の市町村等の指揮者は、現場最高指揮者の命令内容が、ヘリの運航に重大な支障があると認めた場合は、その旨を現場最高指揮者に通告できるものとする。
２ ヘリに搭乗している応援側の市町村等の指揮者は、活動に当たって要請側消防本部等の基地局及び現場最高指揮者と緊密な連絡を行うものとする。
３ ヘリと要請側消防本部等あるいは現場最高指揮者間の通信連絡は、県内共通波（１５２．８１ＭＨＺ）によるものとし、無線の運用統制については、要請側消防本部等の統制に従うものとする。
（航空特別応援の報告）
第１０条 応援側市町村等の長は、ヘリが帰着したときは速やかに応援活動の概要を航空特別応援活動報告書（様式第２号）により、要請側市町村等の長に報告するものとする。
２ 要請側市町村等の長は、災害が終息したときは速やかに当該災害の概要を航空特別応援災害報告書（様式第３号）により、応援側市町村等の長に報告するものとする。
（要請側の市町村等の事前計画）
第１１条 要請側市町村等の長は、航空特別応援を受ける場合の事前計画を作成しておくものとする。
２ 前項に規定する事前計画の内容は、次の各号に掲げるとおりとする。
（１）地域防災計画に定める離発着場のうち、ヘリの活動拠点として最適な飛行場外離発着場（以下「臨着場」という。）の位置図等
（２）ヘリと消防本部等との通信連絡方法

（３）臨着場への職員の派遣
（４）離発着に伴う一般人及び建物等に対する各種障害の除去等の必要な措置
（５）救急救助用資機材及び隊員等の補給体制
（６）その他必要と認める事項
３ 前項各号の計画のうち、第１号については飛行場外離発着場調査表（様式第４号）により作成し、あらかじめ応援側市町村等の長に提出しておくとともに、内容等の変更を行った場合についても同様とする。
（応援側の情報提供）
第１２条 航空特別応援の応援側市町村等の長は、新規にヘリを保有した場合又は更新した場合若しくは性能等に変更があった場合は、ヘリコプター性能表（様式第５号）により、その情報を各市町村等の長へ提供するものとする。
（航空特別応援に要する費用の負担区分）
第１３条 航空特別応援に要する費用の負担区分は、次の各号に定めるところによるものとする。
（１）ヘリの燃料費、隊員の出動手当、旅費、日当等応援に直接要する費用は、要請側の市町村等の負担とする。
（２）応援中に発生した事故処理に要する土地、建物、工作物等に対する補償費及び一般人の死傷に伴う損害賠償その他の費用は、要請側の市町村等の負担とする。ただし、応援側の重大な過失により生じた損害は、応援側の市町村等の負担とする。
（３）前号に規定する要請側の市町村等の負担額は、応援側の市町村等が加入する航空保険により支払われる金額を控除した金額とする。
（４）前３号に規定する以外に要した諸費用の負担については、その都度応援側市町村等の長と要請側市町村等の長が協議し決定するものとする。
２ 応援側市町村等の長は、航空特別応援が終了した場合は、前項第１号に規定する費用については、航空特別応援に要した費用請求書（様式第６号）により、速やかに要請側市町村等の長に請求するものとする。
（ヘリの事故発生時の連絡）
第１４条 要請側市町村等の長は、航空特別応援のため出動したヘリが、次の各号に掲げる事故を発生した場合は、速やかに応援側市町村等の長に連絡するものとする。
（１）人の死傷を伴う事故
（２）ヘリの重大な損傷事故
（３）救難対策を必要とする事故
（救急出動に関する運用）
第１５条 第３条４号に定める救急出動に関する運用については、この要綱に定めるもののほか別に定める要領により実施するものとする。
附 則
この要綱は、平成４年４月１日から施行する。
附 則
この要綱は、平成１３年１２月１日から施行する。

別 表（第５条関係）

応援側消防本部の連絡先

消 防 本 部 名	所　　在　　地	電　話　番　号　等	連　　絡　　先
千葉市消防局	千葉市中央区長洲 １丁目２番１号	電話 (043) 223-1831 FAX (043) 202-1676	消防局 警防部指令課

様式第１号

航空特別応援要請連絡表

要請側消防本部等連絡者	応援側消防本部受報者

要請側市町村等名	
要請者職・氏名	
要　請　日　時	年　月　日　時　分
災害発生日時	年　月　日　時　分
災害発生場所	
災害の概要	
応援の種別	１調査　２火災　３救助　４救急　５救護
活動の拠点	定置場　離発着場
応援の具体的内容	
必要資機材	

<table>
<tr><td rowspan="2">離発着可能な場所</td><td>第　1　順　位</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>第　2　順　位</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>現場最高指揮者職・氏名無線局名</td><td>職・氏名</td><td></td><td>無線局名</td><td></td></tr>
<tr><td>離発着場における資機材の準備状況</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>他の消防本部に対するヘリの応援要請状況</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>他機関の航空機及びヘリの活動状況</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>気象状況</td><td colspan="4">天候　　風向　　風速　　m/s　　視程　　m</td></tr>
<tr><td>特殊気象の発令状況</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>ヘリの誘導方法</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>要請側消防本部等</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>連絡先</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>その他参考事項</td><td colspan="4"></td></tr>
</table>

様式第２号

航空特別応援活動報告書

（消防本部名　）

<table>
<tr><td>応援の種別</td><td colspan="3">１調査２火災３救助４救急５救援</td><td rowspan="2">要請者
職・氏名</td><td>職　名</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>応援要請
受報日時</td><td colspan="3">年　月　日　時　分</td><td>氏　名</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>出動時分
（離陸）</td><td>時　分</td><td>帰投時分
（着陸）</td><td>時　分</td><td>応援時間</td><td colspan="2">時　分</td></tr>
<tr><td>現場到着時分</td><td>時　分</td><td>活動開始時分</td><td>時　分</td><td>活動終了時分</td><td colspan="2">時　分</td></tr>
<tr><td>災害発生場所</td><td colspan="6"></td></tr>
<tr><td>活動概要</td><td colspan="6"></td></tr>
<tr><td rowspan="5">被救助者</td><td>氏　名</td><td>年令</td><td>性別</td><td>職　業</td><td colspan="2">住　所</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>使用資機</td><td colspan="6"></td></tr>
<tr><td rowspan="4">応援出動隊員</td><td>隊長</td><td></td><td>隊員</td><td></td><td rowspan="4">その他
搭乗者</td><td></td></tr>
<tr><td>機長</td><td></td><td>隊員</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>隊員</td><td></td><td>隊員</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>隊員</td><td></td><td>隊員</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>人員・資機材の異常の有無</td><td colspan="6"></td></tr>
<tr><td>その他</td><td colspan="6"></td></tr>
</table>

担当者・職名

氏名

電話　　（内線）

様式第３号

航空特別応援災害報告書

（市町村等名　　）

災害発生日時	年　月　日　時　分	覚知日時	年　月　日　時　分
災害終息日時	年　月　日　時　分	災害活動時間	時間　分
災害発生場所			
災害の種別			
災害の概要			
被害の程度（死傷者）			
消防隊の活動概要			
消防隊の出動状況	要請側		
	応援側		
他機関の航空機等の出動状況及び活動内容			
その他			

担当者・職名

氏名

電話　　（内線）

様式第４号

飛行場外離発着場調査表

<table>
<tr><td colspan="2">離　発　着　場　名</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td rowspan="3">所　有　者</td><td>地名・番地</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">所有者又は管理者</td><td>住所</td><td></td><td>電話</td><td></td></tr>
<tr><td>氏名</td><td></td><td>職業</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="3">土地の状況</td><td>長さ・幅</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>勾　配</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>面　積</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td colspan="2">恒　風　方　向</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td colspan="2">付近の障害物の状況</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td colspan="2">離発着場との連絡方法</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td colspan="2">そ　の　他</td><td colspan="4"></td></tr>
</table>

（市町村等名　　）

離発着場位置図（１/　　）	離発着場位置図（１/　　）
１/５０,０００	１/１０,０００
離発着場見取図（恒風方向を矢印で記入すること）	
１/３,０００	

様式第５号

ヘリコプター性能表

消防本部名				
機種・機名				
愛称名・無線呼称				
機体	製造会社名			
	型式			
	全長（ｍ）			
	主回転翼直径（m）			
座席数	乗務員数（人）			
	その他（人）			
重	全備重量（kg）			
	空虚重量（kg）			
	有効搭載量（kg）			
エンジン	製造会社			
	型式			
	基数			
性能	最大速度（km/h）			
	巡航速度（km/h）			
	航続距離（km）			
	航続時間（h）			
	実用上昇速度（m）			
	耐風性能（m/s）			
燃料	使用燃料			
	タンク容量（L）			
	増設タンク容量(L)			
	消費量（L/h）			
装置	カーゴスリング(kg)			
	ホイスト（kg）			
	タンカ（人分）			
	主な装備 拡声装置（W）			
	主な装備 サーチライト(W)			
	主な装備 消火バケット(L)			
保険	対人			
	対物			
	搭乗者			
	機体			
	年間保険料（円）			

様式第６号

第　　号
年　　月　　日

様

請 求 者
市町村等名
職・氏名

航空特別応援に要した費用請求書

年　　月　　日千葉県広域消防相互応援協定書に基づく航空特別応援実施要綱に基づき出動したので、同要綱第１３条第２項の規定により、下記のとおり応援に要した費用を請求します。

記

請求金額　　円

		項　目　・　内　容	金　　額
費用内訳	業務事項		
	協議事項		
合　　計			円

※添付資料　　精算基礎資料

[資料 2-6]千葉県水道災害相互応援協定

（趣 旨）

第１条 この協定は、地震、異常渇水その他の水道災害において、千葉県内の水道事業体及び水道用水供給事業体並びに、下総町、大栄町、山武町及び芝山町（以下「事業体等」という。）が、千葉県（以下「県」という。）の調整の下に行う応援活動について、必要な事項を定めるものとする。

（連絡体制）

第２条 災害が発生した場合の連絡体制は、「千葉県内水道災害時対処要領」の非常時の連絡先（以下「連絡体制」という。）による。

（応 援）

第３条 被災事業体等が、他の事業体等の応援を求めようとするときは、法令に別段の定めがあるものを除くほか、原則として連絡体制を通じて県に必要な措置を要請するものとする。

２ 県は被災事業体等からの要請に基づいて応援の調整を行うとともに、他の事業体等に応援要請を行うこととし、応援要請を受けた事業体等は、極力これに応じ、応援に努めるものとする。

（要請方法）

第４条 被災事業体等が、県に応援を要請しようとするときは、応援要請書（別記第１号様式）により防災ファクス等を用いて要請するものとする。

また、被災事業体等の判断により県を通さず応援要請を行った場合についても、同様に事後報告を行うものとする。

（応援の内容）

第５条 事業体等が行う応援活動は、おおむね次のとおりとする。

⑴ 応急給水作業

⑵ 応急復旧作業

⑶ 応急復旧用資器材の供出

２ 前項第１号及び第２号の作業期間は、原則として７日以内とし、継続する場合は被災事業体等、応援事業体等及び県の協議による。

（緊急連絡管の活用）

第６条 応援給水に当たっては、緊急連絡管の有効活用を図るものとする。

なお、当該費用の負担については、当該事業体等の間で協議により定めるものとする。

（応援物資等の調査）

第７条 事業体等は、応援活動を円滑にするため、保有する物資車両等を調査し、その結果を応援物資等調査表（別記第２号、第３号様式）により、毎年４月末日までに県に提出するものとする。

２ 県は、前項の応援物資等調査表を取りまとめ整理の上、事業体等に送付するものとする。

（応援体制）

第８条 応援事業体等が派遣する職員（以下「応援職員」という。）は、災害の状況に応じ必要な食糧、被服、資金等を携行するものとする。

２ 応援職員は、応援事業体等の名を表示する標識を着用するものとする。

（被応援体制）

第９条 被応援事業体等は、災害の状況に応じ、応援職員の宿舎のあっせん、その他必要な便宜を供与するものとする。

２　被応援事業体等は、資器材等の応援を受ける場合は、倉庫、保管場所等を確保し、これらを管理するものとする。

（経費の負担）

第10条　応援に要する経費は、法令に別段の定めがあるものを除くほか、次のとおりとする。

⑴　応急給水、応急復旧、応急復旧用資器材に要する費用は、被応急事業体等が負担する。

⑵　応援事業体等の職員を派遣するに要する経費は、応援事業体等が負担する。

⑶　応援職員が応援業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における災害補償は、応援事業体等の負担とする。

⑷　応援職員が業務上第三者に損害を与えた場合において、原則として、その損害が応援業務中に生じたものについては被応援事業体等が、被応援事業体等への往復途中に生じたものについては、応援事業体等がその賠償の責に任ずる。

２　前項各号の定めにより難いときは、関係事業体等が協議して定めるものとする。

（協　議）

第11条　この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、その都度協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、事業体等を「甲」とし、県を「乙」として本書６６通を作成し、それぞれ記名押印の上、各自１通を保有する。

平成７年１１月２日

[資料 2-7]災害時における廃棄物処理施設に係る相互援助細目協定

（趣旨）

第１条 この協定は、「災害時における千葉県内市町村間の相互応援に関する基本協定」（平成８年２月２３日施行、以下「基本協定」という。）第２条第８号に係る細目を定めるとともに、災害等により多量の廃棄物が発生する等の緊急事態及び一般廃棄物処理施設に改修工事等の事態が発生した場合、市町村及び一部事務組合（以下「市町村等」という。）間で相互に援助協力体制をつくるため必要な事項を定めるものとする。

（対象業務）

第２条 対象業務は、市町村等が行うごみ又はし尿（災害廃棄物を含む。）の収集運搬及び一般廃棄物処理施設において行うごみ処理並びにし尿処理業務とする。

ただし、埋立による最終処分は原則として対象業務から除外する。

（市町村等の責務）

第３条 市町村等は、協力体制を円滑に実施するため、次の責務を負うものとする。

１ 分別収集の徹底を図り、可燃、不燃の区分はもとより資源化、有効利用等を積極的に行い、ごみの減量化に努めなければならない。

２ 廃棄物処理基本計画に基づき、計画的に施設整備を行い、将来にわたり適正処理を確保できるように努めなければならない。

３ 施設が常に良好な状態を保持できるよう、適切な維持管理に努めなければならない。

４ 協力の要請を受けた時は、相互援助の精神をもって、積極的に協力に応ずるよう努めなければならない。

（協力の必要な事態）

第４条 協力の必要な事態とは、次のとおりとする。

１ 緊急事態

（１）災害等による多量の廃棄物が発生し、当該市町村等で処理が困難な事態

（２）災害時等において、ごみ又はし尿の収集運搬が困難な事態

（３）不慮の事故による突発的な一般廃棄物処理施設の停止又は処理能力が著しく低下した事態

２ 改修工事等の事態

（１）一般廃棄物処理施設の定期点検整備又は改修工事等で予め計画された事態

（協力の要請）

第５条 協力の要請は、次により行うものとする。

１ 緊急事態に係る協力要請は、基本協定の定めるところにより行うものとする。

２ 改修工事等の事態に係る協力の要請を行う場合は、協力要請書（様式１号）により行うものとする。

（費用負担）

第６条 市町村等間で行う収集運搬、ごみ処理及びし尿処理委託業務に係る費用は、原則として処理原価を基準に当事者間で協議決定をするものとする。

（計画書の提出）

第７条 市町村等は、施設の改修工事等事前に予測が可能な事態については、当該年度の一般廃棄物処理施設の処理計画、処理能力、主な定期点検整備計画及び改修工事計画等を、一般廃棄物処理施設事業計画書（様式２号）により協力を要請する市町村等に対し事前に提出するものとする。

（契約の締結）

第８条 協力要請に基づく収集運搬、ごみ処理及びし尿処理に係る委託業務の契約は、当事者間において書面をもって行うものとする。

（疑義が生じた場合）

第９条 協力体制を行う上で疑義が生じた場合は、千葉県環境衛生促進協議会で協議の上、決定するものとする。

附 則

１ この協定は、平成９年７月３１日より効力を生ずる。

２ この協定の締結を証するため、各市町村等は、本協定書１０２通を作成し、それぞれ記名押印の上、各１通を保管するものとする。

[資料 2-8]夷隅郡市３施設ごみ処理協定書

この協定は、広域ごみ処理施設稼働までの暫定として、夷隅郡市３施設を改造し平成１４年１２月１日からのダイオキシン排出ガス高度処理を行う中で、災害時における千葉県内市町村間の相互応援に関する基本協定（平成８年２月２３日施行）第２条第８号を受けて、平成９年７月３１日から効力を生ずる、災害時等における廃棄物処理施設に係る相互援助細目協定第４条第１項第３号及び同条第２項第１号により、相互の援助協力体制は確保されているが、その他細部に関する運用について、下記のとおり夷隅郡市３施設の管理者がごみ処理協定を締結し、円滑な対応を図ると共に関係市町とのごみ減量化対策の一元化を目指す。

記

１.この協定で３施設とは勝浦市クリーンセンター及び御宿町清掃センター並びに夷隅町岬町清掃組合をいう。

２.この協定は、広域ごみ処理施設稼働までの間とする。

３.この協定でごみ処理とは､廃棄物の処理及び清掃に関する法律第２条第２項及び同法第１１条第２項で定める廃棄物をいう。ただし、ふん尿、粗大ごみ、動物の死体及び不燃物は含まない。

４.搬入時間等は、その施設の運営時間内とする。

５.ごみ処理に係る経費は搬入量１トン当り３千円とし、毎月清算する。

６.この協定書に定めのない事項については、その都度協議して定める。

以上、この協定書の締結を証するため本書７通を作成し、それぞれ記名押印の上、各自１通所持する

平成１４年１２月２日

勝浦市新官 1,343-1
勝浦市長　藤　平　輝　夫

大多喜町大多喜 93
大多喜町長　田　嶋　隆　威

夷隅町国府台 1,524-1
夷隅町長　　久　我　　洋

御宿町須賀 1,522
御宿町長　　井　上　七　郎

大原町大原 7,400-1
大原町長　　近　藤　万　芳

岬町長者 549
岬町長　　太　田　　洋

夷隅町小又井 170
夷隅町岬町清掃組合
管理者　　久　我　　洋

千葉県広域火葬計画

第１章　総則

１　趣旨

この計画は、災害等発生時における広域火葬を円滑に実施するため、県、市町村及び火葬場設置者が行うべき基本的事項を定める。

２　用語の定義

(1)　この計画において、「災害等」とは、災害の他、武力攻撃及び新型インフルエンザ等の感染症の大流行などをいう。

(2)　この計画において、「広域火葬」とは、災害等により市町村が平常時に使用している火葬場の火葬能力だけでは、当該市町村内の遺体の火葬を行うことが不可能となった場合（当該火葬場が被災して稼働できなくなった場合を含む。）において、県内及び県外の火葬場を活用して広域的に火葬を行うことをいう。

３　基本方針

県、市町村及び火葬場設置者は、広域火葬が必要となった場合は、死者への尊厳と遺族への配慮を失することのないよう行動することを基本とし、本計画に基づき広域火葬を実施するものとする。

第２章　災害等に備えた対応

１　火葬場及び連絡担当部局の把握

県は、次の事項を定期的に把握し、広域火葬を円滑に実施するため市町村及び火葬場設置者に情報提供するものとする。

(1)　県内及び近隣都県内の火葬場の名称、所在地、連絡先、能力、形式、その他必要な事項

(2)　県内市町村及び近隣都県の広域火葬に係る連絡担当部局の名称、連絡先及びその他必要な事項

２　広域火葬実施体制の整備

(1)　市町村は、災害等発生時における遺体の取扱体制、火葬実施体制及び情報伝達方法等について、あらかじめ定めておくものとする。

(2)　火葬場設置者は、災害等発生時における火葬実施体制及び情報伝達方法等について、あらかじめ定めておくものとする。

3　資機材等の確保及び関係事業者との協定締結等

(1)　市町村は、次の事項について、あらかじめ検討し、必要な措置を講じておくものとする。

ア　資機材等の確保

・棺及び遺体保存剤並びに作業要員の確保

・災害等発生時に使用する遺体安置所

・災害等発生時における火葬場までの搬送手段及び搬送経路

イ　協定等の締結

災害等発生時における資機材等の確保を目的とした葬祭業者、霊柩車運行業者等の関係事業者又は関係団体との協定等の締結

ウ　緊急通行車両の届出

遺体の搬送及び資機材の搬送に使用する車両に係る災害対策基本法（以下「法」という。）第７６条第１項の規定による緊急通行車両の届出

(2)　火葬場設置者は、次の事項について、あらかじめ検討し、必要な措置を講じておくものとする。

ア　資機材等の確保

火葬に必要な燃料及び資機材の確保

イ　協定等の締結

災害等発生時における火葬に必要な燃料及び資機材の確保を目的にした関係事業者又は関係団体との協定等の締結

ウ　緊急通行車両の届出

資機材の搬送に使用する車両に係る法第７６条第１項の規定による緊急通行車両の届出

(3)　県は、必要に応じ遺体の保存及び火葬に必要な資機材の確保並びに遺体搬送の応援に係る協定等を関係事業者又は関係団体と締結し、市町村及び火葬場設置者を支援するものとする。

4　訓練等

(1)　県は、市町村及び火葬場設置者等の協力の下に広域火葬の訓練を随時行うものとする。

(2)　火葬場設置者は、災害等発生時を想定した訓練を随時行うものとする。

第３章　広域火葬の実施

１　即応体制

県は、広域火葬が必要であると判断した場合は、健康福祉部衛生指導課に広域火葬のための専従班を設置し、情報収集及び連絡調整にあたるものとする。

２　被災状況等の把握

(1)　関係市町村は、災害等発生時には速やかに区域内の死者数及び平常時に使用している火葬場の被災状況等について把握するものとする。

(2)　火葬場設置者は、災害等発生時には速やかに施設の被災状況、火葬要員の安否及び出動の可能性並びに火葬能力等の把握を行い、県に報告するものとする。**（別記第1号様式）**

(3)　県は、火葬場設置者からの報告等に基づき、広域火葬に必要な情報を集約し、関係市町村及びその他の関係機関に周知するとともに、国に報告するものとする。

３　広域火葬の応援・協力

(1)　県及び火葬場設置者は、県内又は近隣都県で災害等が発生したときは、速やかに協力体制を整え、積極的に対応するものとする。

(2)　関係市町村は、広域火葬が必要と判断したときは、速やかに県に応援を要請するものとする。**（別記第2号様式）**

(3)　県は、関係市町村からの応援要請、把握した被災状況及び火葬場の被災状況等に基づき、広域火葬の実施を決定し、関係する市町村及び火葬場設置者等に周知するとともに、国に報告するものとする。

(4)　県は、関係市町村からの応援要請に基づき、火葬場設置者及び必要に応じ、近隣都県に協力依頼するものとする。**（別記第3号様式）**

また、さらに広域的に火葬を実施する必要が生じた場合は、国に協力を依頼するものとする。

(5)　県から広域火葬の協力依頼を受けた火葬場設置者は、可能な協力内容を県に回答するものとする。**（別記第4号様式）**

(6)　県及び火葬場設置者は、近隣都県又は国から広域火葬の協力依頼があった場合には、(4)及び (5)を準用し、対応するものとする。

4　応援火葬場の調整

(1)　県は、火葬場設置者、近隣都県等からの回答に基づき応援火葬場を割り振り、関係市町村及び協力の承諾のあった火葬場設置者又は近隣都県等に通知するものとする。

（別記第5号様式の1、 別記第5号様式の2）

(2)　関係市町村は、県の割り振りに基づき、さらに遺体ごとに火葬場を割り振り、協力の承諾のあった火葬場と火葬実施方法等について、詳細を調整するものとする。

5　火葬要員の派遣要請等

(1)　火葬場設置者は、火葬要員の被災により火葬場が稼働できない場合は、県に火葬要員派遣の手配を要請するものとする。

火葬に必要な燃料又は資機材の確保が困難な場合にあっても同様とする。**（別記第6号様式）**

(2)　県は、火葬場設置者からの要請に基づき、他の火葬場設置者又は近隣都県に対し、火葬要員の派遣について依頼するとともに、国にその旨を報告するものとする。

また、県は燃料又は資機材の確保のための手配の要請があった場合には、関係事業者又は関係団体に応援・協力を依頼するものとする。

6　火葬許可事務

(1)　関係市町村は、火葬に係る相談窓口を設置し、広域火葬についての情報提供及び火葬の受付を行うものとする。

その際、広域火葬実施に伴う遺族による火葬場への火葬依頼の制限、火葬場までの遺体搬送における遺族の同乗制限及び焼骨の受け渡し方法等について、遺族の感情を十分考慮した上で遺族等への説明を行うものとする。

なお、自然死、病死等災害以外の事由による遺体の火葬についても同様に受付を行い、広域火葬の対象とするものとする。

(2)　関係市町村及び火葬場設置者は、迅速な火葬許可事務の実施が困難であると認められる場合には、戸籍確認の事後の実施等、状況に応じた事務処理を行うものとする。

7　遺体の保存及び搬送

(1)　関係市町村は、速やかに遺体を火葬することが困難な場合には、十分な数の遺体安置所を設置するとともに遺体保存に必要な資機材を確保し、遺体を適切に保存するものとする。

なお、交通規制が行われている場合は、遺体保存のための資機材の搬入は緊急通行車両により行うものとする。

(2)　関係市町村は、遺体安置所から火葬場までの遺体搬送手段を確保し、効率的に搬送を行うものとする。

なお、交通規制が行われている場合は、遺体の火葬場までの搬送は、緊急通行車両により行うものとする。

(3)　関係市町村は、遺体保存に必要な資機材を確保できない場合、又は遺体搬送手段を確保できない場合には、県にそれらの手配を要請するものとする。**（別記第7号様式）**

(4)　県は、関係市町村から遺体保存に必要な資機材の確保の要請があった場合には、関係事業者及び関係団体に応援・協力を依頼するものとする。

また、遺体搬送手段の確保の要請があった場合には、関係団体又は自衛隊への応援・協力依頼を行うものとする。

8　引き取り者のない焼骨の保管

引き取り者のない焼骨は、関係市町村が火葬場から引き取り、引き取り者が現れるまでの間、保管するものとする。

9　火葬状況の報告

(1)　広域火葬が実施された場合、災害等により死亡した遺体の火葬を行った火葬場は、火葬状況を集計し、広域火葬が終了するまでの間、日報として県に報告するものとする。

ア　広域火葬協力を行った火葬場（**別記第8号様式の1**）

イ　関係市町村が平常時に使用している火葬場（**別記第8号様式の2**）

(2)　県は、火葬場からの報告をとりまとめ、国に報告するものとする。

１０　広域火葬の終了

(1)　関係市町村は、広域火葬を行う必要がなくなった場合には、県に連絡するものとする。

(2)　県は、関係市町村からの連絡又は火葬状況の報告から判断して支障がないと認める場合には、広域火葬を終了し、関係する市町村及び火葬場設置者等に周知するとともに国に報告するものとする。

(3)　広域火葬を依頼した市町村は、依頼実績を取りまとめ、県に報告するものとする。**（別記第9号様式）**

(4)　災害等により死亡した遺体の火葬を行った火葬場は、火葬実績を取りまとめ、県に報告するものとする。**（別記第10号様式）**

第４章　雑則

他の協定等との関係

この計画は、市町村又は火葬場設置者が他の市町村又は火葬場設置者と締結している災害等発生時の協定その他の契約に基づく火葬の応援・協力の実施を妨げるものではない。

附則

この計画は、平成１７年４月１日から適用する。

附則

この計画は、平成２０年４月１日から適用する。

別記第1号様式

(災害)緊急

年　　月　　日

千葉県健康福祉部長　様
（衛生指導課）

火葬場設置者

火葬場被災状況等報告書（第　報）

災害（武力攻撃、感染症の大流行、その他）［　　］による被災状況等を下記のとおり報告します。

火葬場名称			
点検日時	年　月　日　時		
被災状況	火葬炉本体	□無　□有（程度：　　）	
	火葬炉付帯設備	□無　□有（程度：　　）	
	建屋	□無　□有（程度：　　）	
	進入路	□無　□有（程度：　　）	
	その他	□無　□有（程度：　　）	
火葬炉の使用	□支障なし（最大火葬数：　　体／日）		
	□一部稼働（最大火葬数：　　体／日）		
	復旧見込	通常稼働：　年　月　日	
	□不　能		
	復旧見込	一部稼働：　年　月　日	
		通常稼働：　年　月　日	
	□不　明	□調査中	
その他	通信手段の確保	□支障なし □支障あり（　　）	
	職員の確保	□支障なし □支障あり（　　）	
	復旧時の応援の必要性（内容：　　）		
連絡担当者	担当部課係		
	職名・氏名		
	電話	（内線）	
	FAX		

㊟：［　　］には、災害等の具体的な内容を記載すること。

※連絡先　千葉県健康福祉部衛生指導課　　電話　043(223)2627 又は 012(500)7254
FAX　043(227)2713 又は 012(500)7259

別記第2号様式

(災害)緊急

年　　月　　日

千葉県健康福祉部長　様
（衛生指導課）

○○市町村長
（○○課）

広域火葬応援要請書（第　　報）

災害（武力攻撃、感染症の大流行、その他）［　　］により、当市・町・村内において多数の死亡者が発生したので、広域火葬応援を要請します。

災害等発生場所	□市町村内全域 □一部地域 ※感染症大流行の場合には市町村内全域にチエックを入れること。		
死亡者数 （災害等以外の死亡者を含む）	月　　日現在の合計数　　人 （前回報告比増加数：　　人）	内訳	①大人：　　人 ②小人：　　人 ③胎児：　　人 ④不明：　　人
広域火葬応援要請事項	月　　日現在 広域火葬応援要請遺体数　　人 （前回要請比増加数：　　人）	内訳	①大人：　　人 ②小人：　　人 ③胎児：　　人 ④不明：　　人
	その他の事項		
連絡担当者	担当部課係		
	職名・氏名		
	電話	（内線）	
	FAX		

㊟ 1：［　　］には、災害等の具体的な内容を記載すること。
㊟ 2：広域火葬応援要請遺体数は、要請時点での総数とし、前回要請時の数に新たに判明又は発生した遺体のうち広域火葬が必要な数を加え、前回の要請により広域火葬が行われた又は予定された数を減じた数とすること。
㊟ 3：小人は、１２才未満の子供とすること。

※連絡先　千葉県健康福祉部衛生指導課　　電話　043(223)2627 又は 012(500)7254
FAX　043(227)2713 又は 012(500)7259

別記第3号様式

(災害)緊急

年　　月　　日

火葬場設置者　様

千葉県健康福祉部長
（衛生指導課）

広域火葬協力依頼書（第　　報）

災害（武力攻撃、感染症の大流行、その他）［　　］により、多数の死亡者が発生し、広域火葬を実施することとしましたので協力願います。

つきましては、貴火葬場において可能な協力内容について回答願います。

<table>
<tr><td>火葬応援を要する関係市町村名</td><td colspan="3">※第２報以降、再応援要請市町村は、△印、新規応援市町村は○印を付ける。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">火葬応援要請の内容</td><td colspan="2">月　　日現在合計遺体数　　人
（前回依頼比増加数：　　人）</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">うち火葬応援要請遺体数　　人
（前回報告比増加数：　　人）</td><td>内訳　①大人：　　人
②小人：　　人
③胎児：　　人
④不明：　　人</td></tr>
<tr><td>備　　考</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td rowspan="4">連絡担当者</td><td>担当部課班</td><td colspan="2">千葉県健康福祉部衛生指導課　生活衛生推進室</td></tr>
<tr><td>職名・氏名</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>電　　話</td><td colspan="2">043(223)2627　又は　012(500)7254</td></tr>
<tr><td>ＦＡＸ</td><td colspan="2">043(227)2713　又は　012(500)7259</td></tr>
</table>

㊟１：［　　］には、災害等の具体的な内容を記載すること。
㊟２：小人は、１２才未満の子供とすること。

別記第4号様式

(災害)緊急

年　　月　　日

千葉県健康福祉部長　様
（衛生指導課）

火葬場設置者

広域火葬協力回答書

年　　月　　日付け（第　　報）をもって依頼のありましたこのことについて、次のとおり回答します。

広域火葬協力について	**可能　・　不可能** (今後の応援協力の可能性　　)		
火葬場名称及び所在地			
最寄りのヘリポート名称		最寄りの港名	
受入可能遺体数等	月　日（　）	時～　時　体	時～　時　体
	月　日（　）	時～　時　体	時～　時　体
	月　日（　）	時～　時　体	時～　時　体
	月　日（　）	時～　時　体	時～　時　体
	月　日（　）	時～　時　体	時～　時　体
	月　日（　）	時～　時　体	時～　時　体
	月　日（　）	時～　時　体	時～　時　体
	上記期間以降の受入	□可能　□不可能　□検討中	
	最寄りのﾍﾘﾎﾟｰﾄ等からの搬送のための車両配備	□有　□無　□検討中	
	最寄りのﾍﾘﾎﾟｰﾄ等における棺運搬等要員	□有　□無　□検討中	
	火葬場内における棺運搬等要員	□有　□無　□検討中	
火葬要員派遣	□可能　□不可能　□検討中		
	月　日（　）	時～　時　人	時～　時　人
	月　日（　）	時～　時　人	時～　時　人
	月　日（　）	時～　時　人	時～　時　人
	月　日（　）	時～　時　人	時～　時　人
	月　日（　）	時～　時　人	時～　時　人
	月　日（　）	時～　時　人	時～　時　人
	月　日（　）	時～　時　人	時～　時　人
その他の可能な協力内容			
連絡担当者	担当部課係		
	職名・氏名		
	電　話	(内線)	
	ＦＡＸ		

※連絡先　千葉県健康福祉部衛生指導課　電話　043(223)2627 又は 012(500)7254
FAX　043(227)2713 又は 012(500)7259

別記第5号様式の1

(災害)緊急

年　　月　　日

○ ○ 市 町 村 長　様
（ ○ ○ 課 ）

千葉県健康福祉部長
（衛 生 指 導 課）

応援火葬場割振通知書(関係市町村用)

年　　月　　日付けで要請のありました広域火葬について、別添のとおり応援火葬場を割り振りましたので通知します。

なお、詳細については別途当該火葬場と直接協議・調整されるよう願います。

記

○添付書類：応援火葬場割振（計画）表　　枚（No　　～　　）
（　　年　　月　　日　　時現在）

連絡担当者	担当部課班	千葉県健康福祉部衛生指導課　生活衛生推進室
	職名・氏名	
	電　　話	043(223)2627　　又は　　012(500)7254
	F　A　X	043(227)2713　　又は　　012(500)7259

別記第5号様式の2

(災害)緊急

年　　月　　日

火葬場設置者　様

千葉県健康福祉部長
（衛生指導課）

応援火葬場割振通知書(応援火葬場用)

年　　月　　日付けの広域火葬協力回答書に基づき、別添のとおり割り振りましたので御協力をお願いします。

なお、詳細については別途関係市町村から直接協議・調整連絡がありますのでよろしくお願いします。

記

○添付書類：応援火葬場割振（計画）表　　枚（No　　～　　）
（　　年　　月　　日　　時現在）

連絡担当者	担当部課班	千葉県健康福祉部衛生指導課　生活衛生推進室
	職名・氏名	
	電　　話	043(223)2627　　又は　　012(500)7254
	F　A　X	043(227)2713　　又は　　012(500)7259

別記第6号様式

(災害)緊急

年　　月　　日

千葉県健康福祉部長　様
（衛生指導課）

火葬場設置者

火葬要員及び燃料・資機材の手配要請書

このことについて、下記のとおり火葬要員（燃料・資機材）の手配を要請します。

火葬場名称及び所在地	

1．火葬要員派遣要請の内容			
派遣要請要員数	月　日（　）	時～　時　人	時～　時　人
	月　日（　）	時～　時　人	時～　時　人
	月　日（　）	時～　時　人	時～　時　人
	月　日（　）	時～　時　人	時～　時　人
	月　日（　）	時～　時　人	時～　時　人
	月　日（　）	時～　時　人	時～　時　人
	月　日（　）	時～　時　人	時～　時　人
派遣要請理由	□職員の被災 □時間延長稼働のための人員確保 □その他		
派遣要請要員の職務内容	＊具体的に		

2．必要な燃料・資機材の内訳		
種　類	数　量	備　考（期限等）

連絡担当者	担当部課係	
	職名・氏名	
	電　話	（内線）
	ＦＡＸ	

※連絡先　千葉県健康福祉部衛生指導課　　電話　043(223)2627 又は 012(500)7254
FAX　043(227)2713 又は 012(500)7259

別記第7号様式

(災害)緊急

年　　月　　日

千葉県健康福祉部長　様
（衛生指導課）

○○市町村長
（○○課）

遺体保存用資機材及び遺体搬送応援手配要請書

このことについて、下記のとおり遺体保存用資機材（遺体搬送応援）の手配を要請します。

記

1　必要とする遺体保存用資機材の内容		
種　　類	数　量	備考（期限及及び搬入場所等）

2　必要とする遺体搬送応援の内容		
遺体安置所及び搬送先	搬送応援要請遺体数	内　　訳
遺体安置所名称・所在地 搬送先名称・所在地	人 （前回要請比増加数：　人）	①大人：　人 ②小人：　人 ③胎児：　人 ④不明：　人
	人 （前回要請比増加数：　人）	①大人：　人 ②小人：　人 ③胎児：　人 ④不明：　人
	人 （前回要請比増加数：　人）	①大人：　人 ②小人：　人 ③胎児：　人 ④不明：　人
	人 （前回要請比増加数：　人）	①大人：　人 ②小人：　人 ③胎児：　人 ④不明：　人

連絡担当者		
	担当部課係	
	職名・氏名	
	電　　話	（内線）
	F　A　X	

㊟：搬送応援要請遺体数は、要請時点での総数とし、前回要請時の数に新たに判明又は発生した遺体のうち広域火葬が必要な数を加え、前回の要請により搬送された又は予定された数を減じた数とすること。

※ 連絡先　千葉県健康福祉部衛生指導課　　電話　043(223)2627 又は 012(500)7254
FAX　043(227)2713 又は 012(500)7259

別記第8号様式の1

(災害)緊急

年　　月　　日

千葉県健康福祉部長　様
（衛生指導課）

火葬場設置者

広域火葬実施日報（応援火葬場用）

年　月　日に行った広域火葬の実施状況を次のとおり報告します。

火葬場名称及び所在地										
広域火葬依頼市町村１ 市町村名	総計			災害等による死亡			災害等以外の死亡			
	体(　　体)			体(　　体)			体(　　体)			
	内訳			内訳			内訳			
	大人	小人	胎児	大人	小人	胎児	大人	小人	胎児	
	体 (　)	体 (　)	体 (　)	体 (　)	体 (　)	体 (　)	体 (　)	体 (　)	体 (　)	
広域火葬依頼市町村２ 市町村名	総計			災害等による死亡			災害等以外の死亡			
	体(　　体)			体(　　体)			体(　　体)			
	内訳			内訳			内訳			
	大人	小人	胎児	大人	小人	胎児	大人	小人	胎児	
	体 (　)	体 (　)	体 (　)	体 (　)	体 (　)	体 (　)	体 (　)	体 (　)	体 (　)	
広域火葬依頼市町村３ 市町村名	総計			災害等による死亡			災害等以外の死亡			
	体(　　体)			体(　　体)			体(　　体)			
	内訳			内訳			内訳			
	大人	小人	胎児	大人	小人	胎児	大人	小人	胎児	
	体 (　)	体 (　)	体 (　)	体 (　)	体 (　)	体 (　)	体 (　)	体 (　)	体 (　)	
その他の応援事項等										
報告担当者	担当部課係									
	職名・氏名									
	電話			(内線)						
	FAX									

㊟ 1：総計及び内訳欄の（　　）内には、累計の数字を記入すること。
㊟ 2：小人は、１２才未満の子供とすること。
㊟ 3：死亡原因が災害等か否かを区別できない遺体については、「災害等による死亡」として計上すること。

※連絡先　千葉県健康福祉部衛生指導課　　電話　043(223)2627 又は 012(500)7254
FAX　043(227)2713 又は 012(500)7259

別記第8号様式の2

(災害)緊急

年　　月　　日

千葉県健康福祉部長　様
（衛生指導課）

火葬場設置者

火葬実施日報（関係市町村が平常時に使用している火葬場用）

年　月　日に行った火葬の実施状況を次のとおり報告します。

火葬場名称及び所在地									
関係市町村１	総　計			災害等による死亡			災害等以外の死亡		
市町村名	体(　　体)			体(　　体)			体(　　体)		
	内　訳			内　訳			内　訳		
	大人	小人	胎児	大人	小人	胎児	大人	小人	胎児
	体(　)	体(　)	体(　)	体(　)	体(　)	体(　)	体(　)	体(　)	体(　)
関係市町村２	総　計			災害等による死亡			災害等以外の死亡		
市町村名	体(　　体)			体(　　体)			体(　　体)		
	内　訳			内　訳			内　訳		
	大人	小人	胎児	大人	小人	胎児	大人	小人	胎児
	体(　)	体(　)	体(　)	体(　)	体(　)	体(　)	体(　)	体(　)	体(　)
関係市町村３	総　計			災害等による死亡			災害等以外の死亡		
市町村名	体(　　体)			体(　　体)			体(　　体)		
	内　訳			内　訳			内　訳		
	大人	小人	胎児	大人	小人	胎児	大人	小人	胎児
	体(　)	体(　)	体(　)	体(　)	体(　)	体(　)	体(　)	体(　)	体(　)
その他の応援事項等									
報告担当者	担当部課係								
	職名・氏名								
	電　話			(内線)					
	F　A　X								

㊟ 1：関係市町村が平常時に使用している火葬場が、**他の市町村からの遺体を受け入れ、広域火葬を行った場合には、広域火葬分を別途第８号様式の１により報告すること。**
㊟ 2：総計及び内訳欄の（　　）内には、累計の数字を記入すること。
㊟ 3：小人は、１２才未満の子供とすること。
㊟ 4：死亡原因が災害等か否かを区別できない遺体については、「災害等による死亡」として計上すること。

※連絡先　千葉県健康福祉部衛生指導課　　電話　043(223)2627 又は 012(500)7254
FAX　043(227)2713 又は 012(500)7259

別記第9号様式

(災害)緊急

年　　月　　日

千葉県健康福祉部長　様
（衛生指導課）

○○市町村長
（○○課）

広域火葬依頼実績報告書（関係市町村用）

当市町村からの応援火葬場への広域火葬依頼実績を次のとおり報告します。

火葬場名称及び所在地								
火葬依頼実績	月日・曜日	依頼数（体）	内訳					
			災害等による死亡（体）			災害等以外の死亡（体）		
			大人	小人	胎児	大人	小人	胎児
	月　日（　）							
	月　日（　）							
	月　日（　）							
	月　日（　）							
	月　日（　）							
	月　日（　）							
	月　日（　）							
	合　計							
その他	ヘリポート等からの遺体搬送件数等：　　件、　　体							
	ヘリポート等における動員人数等　：延　　日、　　人							
	その他（　　）							
報告担当者	担当部課係							
	職名・氏名							
	電　話	（内線）						
	ＦＡＸ							

㊟ 1：本票は、依頼した火葬場ごとに作成すること。
㊟ 2：小人は、１２才未満の子供とすること。
㊟ 3：死亡原因が災害等か否かを区別できない遺体については、「災害等による死亡」として計上すること。

※連絡先　千葉県健康福祉部衛生指導課　　電話　043(223)2627 又は 012(500)7254
FAX　043(227)2713 又は 012(500)7259

別記第10号様式

(災害)緊急

年　　月　　日

千葉県健康福祉部長　様
（衛生指導課）

火葬場設置者

＿＿＿＿＿市町村分　火葬実施報告書

当火葬場において、＿＿＿＿＿市町村から搬入された遺体の火葬実施状況等を次のとおり報告します。

火葬場名称及び所在地								
火葬実績	月日・曜日	依頼数（体）	内訳					
			災害等による死亡（体）			災害等以外の死亡（体）		
			大人	小人	胎児	大人	小人	胎児
	月　日（　）							
	月　日（　）							
	月　日（　）							
	月　日（　）							
	月　日（　）							
	月　日（　）							
	月　日（　）							
	合　計							
その他	ヘリポート等からの遺体搬送件数等：　　件、　　体							
	ヘリポート等における動員人数等　：延　　日、　　人							
	被災火葬場への要員派遣日数等：延　　日、　　人							
	その他（　　）							
報告担当者	担当部課係							
	職名・氏名							
	電　話	（内線）						
	ＦＡＸ							

㊟ 1：本票は、広域火葬協力火葬場及び関係市町村が平常時に使用している火葬場共通様式である。（災害等による遺体を火葬した全ての火葬場は、本票により報告すること。）

㊟ 2：小人は、１２才未満の子供とすること。

㊟ 3：死亡原因が災害等か否かを区別できない遺体については、「災害等による死亡」として計上すること。

※連絡先　千葉県健康福祉部衛生指導課　　電話　043(223)2627 又は 012(500)7254
FAX　043(227)2713 又は 012(500)7259

参考
※第5号様式の2「応援火葬場割振通知書」を受けて、関係市町村が広域火葬協力火葬場と詳細を協議・調整する場合の参考にしてください。

(災害)緊急

年　　月　　日

火葬場設置者　様

○ ○ 市 町 村 長
（ ○ ○ 課 ）

広域火葬協力依頼書（第　　報）

年　　月　　日付けで千葉県健康福祉部長から通知のあった広域火葬について、次のとおり御協力をお願いします。

協力依頼火葬場名称	

番号	1	2	3	4
火葬実施日	月　日	月　日	月　日	月　日
到着予定時刻	時　分	時　分	時　分	時　分
火葬開始時刻	時　分～	時　分～	時　分～	時　分～
氏名等				
住所				
性別	男・女	男・女	男・女	男・女
区分	大人・小人 胎児・不明	大人・小人 胎児・不明	大人・小人 胎児・不明	大人・小人 胎児・不明
死亡原因	災害等・その他	災害等・その他	災害等・その他	災害等・その他
死亡届出	済・未	済・未	済・未	済・未
火葬許可証	有・無	有・無	有・無	有・無
死亡診断書等	有・無	有・無	有・無	有・無
遺体搬送方法	車両・ヘリ・船舶	車両・ヘリ・船舶	車両・ヘリ・船舶	車両・ヘリ・船舶
搬送職員数及び責任者名	人	人	人	人
同行遺族人数	人	人	人	人
持参品	骨壺・骨箱・その他（　　）	骨壺・骨箱・その他（　　）	骨壺・骨箱・その他（	骨壺・骨箱・その他（　　）

その他連絡事項	

連絡担当者	担当部課名	
	職名・氏名	
	電話	
	FAX	

㊟：死亡者の身元が不明の場合、氏名欄には遺体安置所における識別番号等を記入してあります。

応援火葬場割振（計画）表

年　月　日 現在 No.

遺体搬入関係市町村		担当部課係担当者及び電話・FAX	応援火葬場名称及び所在地	担当部課係担当者及び電話・FAX	最寄のヘリポート・港名	受入れ可能日時及び遺体数（午前・午後の対応の場合は、2段書き）	左記月日以降の受入れ	ﾍﾘﾎﾟｰﾄ等からの車両配置	ﾍﾘﾎﾟｰﾄ等での棺等運搬等要員	火葬場内での棺等運搬要員	被災地火葬場要員派遣	その他応援可能内容
1		電話 FAX		電話 FAX		月　日　時～　時　体 月　日　時～　時　体 月　日　時～　時　体 月　日　時～　時　体 月　日　時～　時　体	□可　能 □不可能 □検討中	□可　能 □不可能 □検討中	□可　能 □不可能 □検討中	□可　能 □不可能 □検討中	□可　能 □不可能 □検討中	□可　能 □不可能 □検討中
2		電話 FAX		電話 FAX		月　日　時～　時　体 月　日　時～　時　体 月　日　時～　時　体 月　日　時～　時　体 月　日　時～　時　体	□可　能 □不可能 □検討中	□可　能 □不可能 □検討中	□可　能 □不可能 □検討中	□可　能 □不可能 □検討中	□可　能 □不可能 □検討中	□可　能 □不可能 □検討中
3		電話 FAX		電話 FAX		月　日　時～　時　体 月　日　時～　時　体 月　日　時～　時　体 月　日　時～　時　体 月　日　時～　時　体	□可　能 □不可能 □検討中	□可　能 □不可能 □検討中	□可　能 □不可能 □検討中	□可　能 □不可能 □検討中	□可　能 □不可能 □検討中	□可　能 □不可能 □検討中
4		電話 FAX		電話 FAX		月　日　時～　時　体 月　日　時～　時　体 月　日　時～　時　体 月　日　時～　時　体 月　日　時～　時　体	□可　能 □不可能 □検討中	□可　能 □不可能 □検討中	□可　能 □不可能 □検討中	□可　能 □不可能 □検討中	□可　能 □不可能 □検討中	□可　能 □不可能 □検討中
5		電話 FAX		電話 FAX		月　日　時～　時　体 月　日　時～　時　体 月　日　時～　時　体 月　日　時～　時　体 月　日　時～　時　体	□可　能 □不可能 □検討中	□可　能 □不可能 □検討中	□可　能 □不可能 □検討中	□可　能 □不可能 □検討中	□可　能 □不可能 □検討中	□可　能 □不可能 □検討中

千葉県内の火葬場整備状況

平成21年6月1日現在

番号	Ⅰ. 基本事項					Ⅱ. 設置・運営			Ⅲ. 火葬炉		
	1. 名称	2. 火葬場所在地	3. 電話番号	4. FAX番号	5. 竣工年月	6. 火葬場担当部署	7. 電話番号	8. FAX番号	9. 火葬炉数	10. 使用燃料	11. 炉形式
1	千葉市斎場	千葉市緑区平山町1762-2	043-293-4000	043-293-4003	H17.6	千葉市生活衛生課	043-245-5213	043-245-5556	16	都市ガス 非常時軽油	台車式
2	いちはら聖苑	市原市今富1088-8	0436-36-3389	0436-36-7513	H11.3	市原市保健福祉課ﾒﾓﾘｱﾙﾊﾟｰｸ管理所	0436-36-3389	0436-36-7513	8	都市ガス	台車式
3	市川市斎場	市川市大野町4-2610-1	047-338-2941	047-338-2942	S55.2	市川市斎場	047-338-2941	047-338-2942	10	都市ガス	台車式
4	馬込斎場	船橋市馬込町1102-1	047-438-1151	047-438-1152	S55.4	四市複合事務組合	047-436-2772	047-436-2774	15	灯油 都市ガス	台車式
5	浦安市斎場	浦安市千鳥15-3	047-316-3611	047-316-3614	H17.6	浦安市環境保全課	047-351-1111	047-381-7221	4	都市ガス 非常時軽油	台車式
6	松戸市斎場	松戸市串崎新田63-1	047-387-4042	047-388-9620	S49.3	松戸市高齢者福祉課	047-366-7346	047-366-0991	10	灯油	ロストル式
7	野田市斎場	野田市目吹7-1	04-7122-3017	04-7123-6424	H3.8	野田市市民課	04-7125-1111	04-7123-1088	3	灯油	台車式
8	野田市関宿斎場	野田市中戸496	04-7196-3301	04-7196-3301	S58.3	野田市市民課	04-7125-1111	04-7123-1088	2	灯油	台車式
9	ｳｲﾝｸﾞﾎｰﾙ柏斎場	柏市布施281-1	04-7131-6649	04-7132-4567	H7.10	東葛中部地区総合開発事務組合	04-7164-5251	04-7164-6802	9	都市ガス 非常時LPガス	台車式
10	八富成田斎場	成田市吉倉124-1 1	0476-23-4511	0476-23-4514	H4.12	成田市環境衛生課	0476-20-1531	0476-22-4436	5	都市ガス	台車式

番号	Ⅰ. 基本事項					Ⅱ. 設置・運営			Ⅲ. 火葬炉		
	1. 名称	2. 火葬場所在地	3. 電話番号	4. FAX番号	5. 竣工年月	6. 火葬場担当部署	7. 電話番号	8. FAX番号	9. 火葬炉数	10. 使用燃料	11. 炉形式
11	さくら斎場	佐倉市大蛇町790-4	043-484-0846	043-486-2304	H8.7	佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合	043-484-6747	043-486-2304	8	都市ガス 非常時LPガス	台車式
12	印西斎場	印西市平岡1538	0476-42-1700	0476-42-6006	H19.6	印西地区環境整備事業組合	0476-46-2731	0476-47-1765	4	LPガス	台車式
13	香取広域市町村圏事務組合北総斎場	香取郡神崎町神崎神宿1009-2	0478-72-3166	0478-72-3166	S57.3	香取広域市町村圏事務組合	0478-78-1182	0478-78-1185	5	灯油	台車式
14	おみがわ聖苑	香取市小見川1797-1	0478-82-3293	なし	H16.10	香取市市民課	0478-82-1114	0478-82-3325	2	灯油	台車式
15	銚子市斎場	銚子市西小川町4732	0479-25-1593	なし	H2.12	銚子市市民課	0479-24-8181	0479-25-0277	3	灯油	台車式
16	山桑メモリアルホール	匝瑳市山桑730	0479-73-8000	0479-73-8001	H14.3	匝瑳市ほか二町環境衛生組合	0479-72-3036	0479-72-3048	4	LPガス	台車式
17	みたま苑 旭	旭市二5935-10	0479-64-0409	0479-64-0805	H8.12	旭市環境課	0479-62-5329	0479-63-4946	2	都市ガス	台車式
18	一宮聖苑	長生郡一宮町一宮7459-4	0475-42-5445	0475-42-5445	S60.2	一宮聖苑組合	0475-42-1430	0475-40-1075	3	灯油	台車式
19	長南聖苑	長生郡長南町報恩寺579	0475-46-3525	0475-46-3526	H10.4	長南聖苑	0475-46-3525	0475-46-3526	5	都市ガス	台車式
20	山武郡市広域斎場	東金市堀上1357	0475-55-6360	0475-55-3452	S62.10	山武郡市広域行政組合	0475-54-0250	0475-52-1652	6	都市ガス 非常時LPガス	台車式
21	かつうら聖苑	勝浦市松部116-1	0470-76-2950	0470-76-2950	H17.10	勝浦市環境防災課	0470-73-6639	0470-73-8788	2	灯油	台車式

番号	Ⅰ. 基本事項					Ⅱ. 設置・運営			Ⅲ. 火葬炉		
	1. 名称	2. 火葬場所在地	3. 電話番号	4. FAX番号	5. 竣工年月	6. 火葬場担当部署	7. 電話番号	8. FAX番号	9. 火葬炉数	10. 使用燃料	11. 炉形式
22	大多喜斎場無相苑	夷隅郡大多喜町田丁238	0470-82-3831	なし	S62.3	大多喜町環境生活室	0470-82-2111	0470-82-2076	2	灯油	台車式
23	いすみ市大原聖苑	いすみ市大原4891-1	0470-63-1667	0470-63-1667	H1.7	いすみ市環境保全課	0470-62-1111 内343	0470-63-1252	2	灯油	台車式
24	木更津市火葬場	木更津市大久保840-3	0438-37-3874	0438-37-3874	S42.12	木更津市環境衛生課	0438-23-7463 内310	0438-23-7765	3	灯油	台車式
25	上総聖苑	君津市久留里市場978-1	0439-27-3574	0439-27-3574	H4.2	君津市環境衛生課	0439-56-1221	0439-56-1629	2	灯油	台車式
26	富津聖苑	富津市前久保375	0439-87-4142	0439-87-4142	H5.2	富津市環境保全課	0439-80-1273	0439-87-9331	4	灯油	台車式
27	館山火葬場	館山市上真倉2038	0470-23-7350	0470-23-7350	S47.4	安房郡市広域市町村圏事務組合	0470-22-5633	0470-23-9155	3	灯油	台車式
28	長狭地区火葬場	鴨川市東町1850-17	04-7094-1170	04-7094-1170	S59.5	安房郡市広域市町村圏事務組合	0470-22-5633	0470-23-9155	2	灯油	台車式
29	千倉火葬場	南房総市千倉町南朝夷1635	0470-44-4290	0470-44-4290	H2.8	安房郡市広域市町村圏事務組合	0470-22-5633	0470-23-9155	2	灯油	台車式

[資料 2-10]災害時の医療救護活動についての協定書

いすみ市において、大規模な災害が発生した場合に迅速な医療救護活動を実施するため、いすみ市（以下「甲」という。）と勝浦市夷隅郡医師会（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第１条　この協定は、いすみ市地域防災計画に基づき、甲が行う医療救護活動に対する乙の協力に関し必要な事項を定める。

（医療救護班の派遣）

第２条　甲は、いすみ市地域防災計画に基づく医療救護活動を実施する必要が生じた場合は、乙に対し医師、看護師等で編成する医療救護班（以下「医療救護班」という。）の派遣を要請するものとする。

２　乙は、前項の定めにより甲から要請を受けた場合は、直ちに医療救護班を甲の指定する場所に派遣するものとする。

（医療救護班の派遣の特例）

第３条　乙は、前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、医療救護班を派遣するものとする。

（１）緊急やむを得ない事情により、甲の要請を受けるいとまのない場合

（２）夷隅郡市広域市町村圏事務組合消防本部から要請を受けた場合

２　乙は、前項の規定により医療救護班を派遣した場合は、医療救護班を派遣後速やかに甲に報告し、その承認を得るものとする。

３　前項の規定による報告を承認したときは、当該派遣を甲が乙に要請したものとみなす。

（医療救護班の業務）

第４条　医療救護班の業務は、次のとおりとする。

（１）　傷病者に対する応急処置及び医療

（２）　医療機関への収容

（３）　助産

（４）　死亡の確認

（５）　その他

（医薬品等）

第５条　医療救護活動に必要は医薬品・医療材料等は、原則として甲が調達する。ただし、甲から要請があった場合は乙が携行又は調達する。

（避難場所及び救護所の設置）

第６条　甲は、災害の態様により必要に応じて避難場所及び救護所を設置する。

（収容医療機関の選定）

第７条　乙は、甲が傷病者の収容医療機関を選定しようとするときは、これに協力するものとする。

（医療費等）

第８条　第５条に規定する救護所における医療費は無料とする。

２　収容医療機関における医療費は、原則として患者負担とする。

（合同訓練）

第９条　乙は甲から要請があった場合は、甲が実施する合同訓練に参加協力するものとする。

（費用弁償等）

第１０条　甲の要請に基づき、乙が医療救護活動等を実施した場合に要する次の経費は、甲が負担するものとする。

（1）　医療救護班の編成派遣に伴うもの

ア　医療救護班の編成派遣に要する経費

イ　医療救護班が携行した医療品等を使用した場合の実費弁償

ウ　医療救護班の医師等が医療救護活動において、負傷し疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助費

（2）　合同訓練時における医療救護活動の前号に係る経費

２　前項の定めによる費用弁償等の額については、甲乙協議のうえ別に定めるものとする。

（医事紛争の措置）

第１１条　医療救護班が医療救護活動により患者との間に医事紛争が生じたときは、乙は、直ちに甲に連絡するものとする。

２　甲は、前項の連絡を受けたときは、速やかに調査し、乙と協議のうえ、誠意をもって解決のため適当な措置を講ずるものとする。

（細目）

第１２条　この協定を実施するための必要な事項については、別に定める。

（協議）

第１３条　この協定に定めていない事項又は、この協定について疑義が生じた事項については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

（その他）

第１４条　この協定の有効期限は、協定締結の日から１年間とする。ただし、この協定の有効期限終了１箇月前までに、甲乙いずれからも何らの意思表示もないときは、期間終了の日の翌日から１年間この協定を更新するものとする。

平成２３年４月１日

甲　いすみ市大原７４００番地１
いすみ市
いすみ市長　　太　田　　洋

乙　いすみ市大原８８４６番地
勝浦市夷隅郡医師会
会　　長　　吉　田　賢一郎

[資料 2-11]医療救護に係る費用弁償等に関する覚書

いすみ市と勝浦市夷隅郡医師会との間に平成 23 年 4 月 1 日付で締結した「災害時の医療救護活動についての協定書」及び「災害時の医療救護活動実施細目」で定める費用弁償等に関し、次のとおり覚書を交わし相互にこれを遵守するものとする。

（医療救護従事者の実費弁償）

第１条　医療救護活動の従事者に対する実費弁償の額は、1 回の出動につき次のとおりとする。

（1）　医　師　２１，７００円

（2）　看護師　１４，２００円

（3）　事務等　　８，５００円

２　医療救護活動の時間が 4 時間を越える場合は、次表の 1 時間単位に超過時間数を乗じた額を加算するものとする。

職　　種	1 時間単価
医　　師	５，４００円
看　護　師	３，５００円
事　務　等	２，１００円

３　前 1 項及び 2 項における従事時間が午後 5 時から午後 10 時まで及び午前 5 時から午前 9 時までの場合は、前項に規定された 1 時間単位に、100 分の 25 を、また午後 10 時から午前 5 時までの場合は、100 分の 50 により算出した額を加算するものとする。

４　旅費の支給については「いすみ市特別職の職員で非常勤のもの等の報酬及び費用弁償に関する条例」（平成 17 年条例第 40 号）の第 3 条の規定に準じて算出した額とする。

（医療品等の実費弁償）

第２条　医療救護班が携行した医薬品、衛生材料等を使用した場合は実費とする。

２　救護所を設置した医療機関等において医療救護活動により生じた施設、設備の損傷にかかる経費は実費とする。

（扶助費）

第３条　医療救護活動に従事した者が、そのために負傷し疾病にかかり又は死亡した場合は「災害救助法」（昭和 22 年法律第 118 号）の規定に準じて損害補償を行うものとする。

（合同訓練参加経費）

第４条　合同訓練参加者に対する実費弁償の額は、次のとおりとする。

（1）　医　師　　１７，４００円

（2）　看護師　　１１，４００円

（3）　事務等　　６，８００円

２　旅費、医薬品等の実費弁償及び扶助費については、第 1 条、第 2 条及び第 3 条の規定を準用する。

（未収金の処理）

第５条　協定書第 6 条により選定された収容医療機関において災害時の医療救護に係る医療費の未収が生じた時は、甲の負担とする。

（その他）

第６条　第１条及び第４条の実費弁償の額は、昭和 57 年１月１日付けで千葉県と社団法人千葉県医師会で締結された「医療救護に係る費用弁償等に関する覚書」の第１条（医療救護従事者の実費弁償）及び第４条（合同訓練参加者経費）の額に変更があったときは自動的に変更されるものとする。

２　この覚書の有効期限は、覚書締結の日から１年間とする。

ただし、この覚書の有効期限終了１箇月前までに甲・乙いずれからも何らの意思表示もないときは、期間終了の日の翌日から１年間この覚書を更新するものとする。

平成２３年４月１日

甲　いすみ市大原７４００番地１
いすみ市
いすみ市長　　太　田　　洋

乙　いすみ市大原８８４６番地
勝浦市夷隅郡医師会
会　　長　　吉　田　賢一郎

[資料 2-12]災害時の医療救護活動実施細目

平成 23 年４月１日付けをもって締結した「災害時の医療救護活動についての協定書」（以下「協定書」という。）第 10 条の規定による細目は、次のとおりとする。

（費用弁償等）

第１条　協定書第６条により、救護所を設置した医療機関等において医療救護活動により生じた施設、設備の損傷については、甲が負担する。

（費用弁償等の請求、報告）

第２条　乙は、協定書第 10 条及び前条の定めによる費用弁償の請求報告については、事後速やかに次により一括して甲に行うものとする。

（１）　医療救護班派遣に係る費用弁償は、「費用弁償等請求書」（様式第１号）に各医療救護班ごとの「医療救護班活動報告書」（様式第２号）及び「医療救護診療記録」（様式第３号）を添えて請求するものとする。

（２）　医療救護班派遣に係る旅費については前（１）による様式第１号に「旅行命令票」（様式第４号）を添えて請求するものとする。

（３）　医療救護班が携行した医薬品、衛生材料を使用した場合の実費弁償は前（１）による様式に「医療品、衛生材料使用報告書」（様式第５号）を添えて請求するものとする。

（４）　医療救護活動の従事者が、そのため負傷し、疾病にかかり又は死亡した場合は、速やかに「事故報告書」（様式第６号）により報告するものとする。

（５）　甲が実施する合同訓練に参加する医療救護班に係る費用弁償等については、前（１）から（４）の定めを準用する。

（６）　救護所を設置した医療機関等において、医療救護活動により生じた施設整備の損傷にかかる実費弁償は、前（１）による様式第１号に「物件損傷報告書」（様式第７号）を添えて申請するものとする。

（７）　その他医療、救護活動のため必要とする様式等については、別に定める。

（費用弁償等の支払）

第３条　甲は前条により請求報告された実費弁償請求書等の内容を調査し適正と認めたときは、協定書第 10 条第２項による基準により算定した額を速やかに乙に支払うものとする。

平成２３年４月１日

甲　いすみ市大原７４００番地１
いすみ市
いすみ市長　　太　田　　洋

乙　いすみ市大原８８４６番地
勝浦市夷隅郡医師会
会　　長　　吉　田　賢一郎

[資料 2-13]津波時における一時避難施設としての使用に関する協定書

津波時における一時避難施設としての使用に関し， いすみ 市 （以下「甲」という。）とサンフラワー大原管理組合（以下「乙」という。）との間において，次のとおり協定する。

（目的）

第１条　この協定は，いすみ市内に津波が発生し，または発生する恐れがある場合における一時避難施設として，乙の所有する施設を使用することについて必要な事項を定めることを目的とする。

（使用用途）

第２条　この協定による施設の使用用途は，津波による一時避難施設とする。

（施設の使用）

第３条　乙は，次に掲げる施設（以下「使用施設」という。）を公共福祉の立場から，一時避難施設として甲に使用させるものとする。

施　設　名　称	サンフラワー大原
所　　在　　地	千葉県いすみ市深堀 1751 番地２
所　　有　　者	サンフラワー大原管理組合
構　　造　　等	鉄筋コンクリート造り８階建
建　　築　　年	昭和５８年
増　改　築　年	なし
耐　　震　　性	あり

（使用範囲）

第４条　甲は，次に掲げる範囲を一時避難場所として使用するものとする。

避　難　場　所	１階ロビー・開放廊下（約 190 ㎡） ２階開放廊下　（約 71 ㎡） ３階開放廊下　（約 71 ㎡） ４階開放廊下　（約 71 ㎡） ５階開放廊下　（約 71 ㎡） ６階開放廊下　（約 71 ㎡） ７階開放廊下　（約 71 ㎡） ８階開放廊下　（約 71 ㎡） 敷地・駐車場他　（約 1800 ㎡） 合　　計　（約 2487 ㎡）

（施設変更の報告）

第５条　乙は，使用施設の増改築等により，当該建物の面積等に変更が生じる場合，または何らかの事情により施設の使用が不可能となるときは，甲に報告するものとする。

（費用負担）

第６条　施設の使用料は無料とする。ただし，使用施設が一時避難施設として使用された場合の施設の破損については，甲が復旧に係る費用を負担するものとする。

（避難時の事故等に係る責任）

第７条　乙は，避難した際に発生した事故等に対する責任を一切負わないものとする。

（使用期間）

第８条　一時避難施設の使用期間は，強い地震を感じたとき，弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたとき，または津波注意報及び津波警報が発表されたときから，解除の発表等により津波の恐れがなくなったときまでとする。

（協議）

第９条　この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは，その都度，甲，乙双方協議のうえ定めるものとする。

（有効期間）

第10条　この協定の締結期間は，協定の日から平成21年３月31日までとする。

２　前項の期間満了の日の１か月前までに，甲、乙いずれからか申し出がない場合は，この協定は期間満了の翌日からさらに３年間更新されるものとし，以降も同様とする。

この協定の証として協定書を２通作成し，甲乙記名押印のうえ，各１通を保有する。

平成１８年　８月　１日

甲　　千葉県いすみ市大原7400番地１
　　いすみ市
　　いすみ市長　太　田　　洋

乙　　サンフラワー大原管理組合
　　理事長　安　藤　義　光

[資料 2-14]災害時における災害応急対策に関する協定書

いすみ市（以下「甲」という。）と千葉土建一般労働組合夷隅支部（以下「乙」という。）とは、大規模災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の災害応急対策に係る業務（以下「災害応急業務」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、いすみ市地域防災計画に基づき、災害時における救出救援活動、被災した収容施設等の補修にあたり、甲と乙との必要な基本事項を定め、市内建設業者の積極的な協力を得て迅速かつ的確に災害応急業務に対応することを目的とする。

（協力要請）

第２条　甲は前条の目的を達成するため、基本的には災害対策本部が設置された時点で、災害応急業務の必要があると認めたときは、乙に協力を要請することができる。

２　乙は、前項の協力要請があった時は、甲に協力するものとする。

３　甲は、乙の会員以外の建設業者に対しても必要と認めた場合は、協力を要請することができるものとする。

（災害応急業務の内容）

第３条　甲が乙に要請を行なうことができる災害応急業務は次のとおりとする。

⑴ 市施設の倒壊建物等からの救出救援活動に関すること。

⑵ 収容施設及びその他の市施設の応急補修に関すること。

⑶ その他甲が必要と認める緊急応急作業。

（協力体制）

第４条　乙は、甲からの協力要請に対応するため、災害応急業務を速やかに施行する者（以下「施工業者」という。）をあらかじめ定めておかなければならない。

２　乙は、施工業者が災害応急業務を実施する施工区域又は区間を、あらかじめ定めておかなければならない。

ただし、災害応急業務の状況、その他やむを得ない事情が発生したときは、あらかじめ定められた区域又は区間を変更することができるものとする。

（出動要請）

第５条　甲は、乙に対し第３条に規定する業務を施工するための出動を書面により要請するものとする。

ただし、緊急を要する場合は口頭で要請し、事後速やかに書面により行うことができる。

２　前項の要請はいすみ市災害対策本部から乙の支部長（以下「支部長」という。）に対し行うものとする。

ただし、事故又は不在のときはあらかじめ支部長が指名した者に対して行うものとする。

３　乙又は施工業者は甲との連絡がとれないときは、甲の要請がなくとも自主的判断により災害応急業務をできるものとし、事後速やかに甲に連絡するものとする。

（災害応急業務活動）

第６条　前条の規定により災害応急業務を実施する施工業者は、現地に派遣された甲の職員の指

示に従い応急活動をするものとする。

２　災害応急業務において、現地に甲の職員が派遣されていないときは、施工業者の責任において施工できるものとする。

（資機材等の提供）

第７条　乙は、あらかじめ乙又は施工業者が保有する災害時に稼働可能な資機材及び労力（以下「資機材等」という。）を把握し、甲に報告するものとする。

２　乙は、前項の資機材等に著しい変化があったとき、もしくは甲の請求があったときは、保有状況を速やかに甲に報告するものとする。

３　乙は、甲の要請があったときは、特別な理由がある場合を除き甲に対し資機材等を提供するものとする。

（完了報告）

第８条　乙は、災害応急業務終了後、災害応急業務完了報告書（別記第１号様式）を甲に提出するものとする。ただし、緊急を要するときは電話等により報告し、事後同報告書を提出するものとする。

（費用負担）

第９条　公共施設等の災害応急業務に要した費用（以下「費用」という。）は、甲が負担する。

２　前項に規定する費用は、「千葉県積算基準」等によるものとする。

３　乙は、前項の規定により積算した費用を甲と協議し、請求書（別記第２号様式）により甲に請求するものとする。

（損害補償）

第10条　災害応急業務に従事した者が死亡又は負傷し、若しくは疾病にかかり、又は廃疾となった場合の本人又はその遺族若しくは被扶養者に対する損害の補償は、「労働者災害補償保険法（昭和２２年法律第５０号）」を適用するものとする。

（協定の期間の更新）

第11条　この協定の有効期限は、協定締結の日から起算して１年間とする。

　ただし、期間満了の日の３０日前までに、甲又は乙が、それぞれ相手方に文書をもってこの協定を変更若しくは、終了させる意思を表示しないときは、期間満了の日の翌日から１年間更新するものとし、以後この例によることとする。

（雑則）

第12条　この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に疑義が生じたときは、その都度甲と乙が協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各１通を保有する。

平成１８年１２月２５日

甲　住　所　千葉県いすみ市大原７４００番地１
　　氏　名　いすみ市長　太　田　　洋

乙　住　所　いすみ市深堀１６１７-８
　　氏　名　千葉土建一般労働組合夷隅支部
　　支部長　押戸部金造

第　　号
平成　　年　　月　　日

千葉土建一般労働組合夷隅支部
支部長　　様

いすみ市長

災害時における出動要請について

このことについて、「災害時における災害応急対策に関する協定書」に基づき出動を要請します。

別記第１号様式

年　　月　　日

いすみ市長　　様

千葉土建一般労働組合夷隅支部
支部長　　印

災害応急業務完了報告書

このことについて、「災害時における災害応急対策に関する協定書」第８条第２項の規定により、下記のとおり完了しましたので報告いたします。

記

着工年月日 完了年月日	業　務　箇　所		業 務 内 容	施工業者名
	公 共 施 設 名	いすみ市　　地先		

確認者　職氏名　　印

別記第２号様式

年　　月　　日

いすみ市長　　様

千葉土建一般労働組合夷隅支部
支部長　　印

災害応急業務費請求書

このことについて、「災害時における災害応急対策に関する協定書」第９条第３項の規定により、下記のとおり請求します。

業務完了 年　月　日	平成　　年　　月　　日	業務期間	平成　　年　　月　　日 平成　　年　　月　　日
公共施設等名			
業務箇所	いすみ市		
応急業務費	一金　　円		
業務内容			

様式（1）

平成　　年　　月　　日

いすみ市長

様

施工業者　　住所

氏名　　㊞

災 害 応 急 業 務 完 了 報 告 書

このことについて、「地震・風水害・その他の災害応急対策に関する業務細目協定」第８条により、下記のとおり完了しましたので報告します。

記

業務完了 年　月　日	業　務　箇　所				業務内容	施工業者名
	路線河川名等	郡　市	町　村	大　字		

様式（2）

平成　　年　　月　　日

いすみ市長

様

施工業者　　住所

氏名　　㊞

災害応急業務費請求書

このことについて、「地震・風水害・その他の災害応急対策に関する業務細目協定」第 10 条により、下記のとおり請求します。

記

業務完了 年　月　日	平成　　年　　月　　日	業務期間	平成　　年　　月　　日 平成　　年　　月　　日
路線河川名称			
業務箇所名	いすみ市		
応急業務費	一金　　円		
業務内容			

[資料 2-15]災害時における相互応援に関する協定書

平成 19 年 3 月 1 日

千葉県いすみ市及び新潟県南魚沼市（以下「協定市」という。）は、いずれかの市の地域において、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号。以下「法」という。）第２条第１号に規定する災害（以下「災害」という。）が発生し、被災した市では十分な応急措置を実施することができない場合に、法第 67 条第１項の規定に基づく応援を円滑に遂行するため、次のとおり協定を締結する。

（応援の種類）

第１条 応援の種類は、次のとおりとする。

⑴ 食料、飲料水及び生活必需物資の供給並びにその供給に必要な資機材の提供

⑵ 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供

⑶ 救援及び救助活動に必要な車両等の提供

⑷ 救援、防疫、応急復旧等に必要な職員の派遣

⑸ 被災者の一時受入れ及びその受入れに必要な施設の提供

⑹ ボランティアの斡旋

⑺ 前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

（応援要請の手続き）

第２条 応援を要請する市（以下「要請市」という。）は、次に掲げる事項を明らかにして、第７条で定める連絡担当部課を通じて電話、ファクシミリ等により要請を行い、その後速やかに文書を提出するものとする。

⑴ 災害の状況

⑵ 前条第１号から第３号までに掲げる応援を要請する場合にあっては、供給又は提供を必要とする物資等の品名、数量その他必要な事項

⑶ 前条第４号に掲げる応援を要請する場合にあっては、派遣を必要とする職員の職種別人員その他必要な事項

⑷ 前条第５号に掲げる応援を要請する場合にあっては、受入人数その他必要な事項

⑸ 応援場所及び応援場所への経路

⑹ 応援を必要とする期間

⑺ 前各号に掲げるもののほか、応援を受けるために必要な事項

（応援の実施）

第３条 前項の規定により応援を要請された市は、これに速やかに応じるものとする。

（自主的応援出動）

第４条 応援を行おうとする市は、災害の発生により要請市との連絡が取れない場合であって、要請市周辺の市町村の被災状況等から判断して応援する必要があると認めた場合は、自主的な判断に基づき必要な応援を行うことができるものとする。この場合においては、第２条に規定する要請があったものとみなす。

（応援経費の負担）

第５条 応援に要した経費は、原則として要請市の負担とする。

２　第３条及び前条の規定により応援を行った市（以下「応援市」という。）は、要請市が前項の経費を支弁するいとまがなく、かつ、要請市から法第 92 条第２項の規定により当該経費の一時繰替支弁を要請された場合は、当該経費の一時繰替支弁を行うものとする。

（災害補償等）

第６条 第１条第４号の規定により派遣された職員（以下「派遣職員」という。）に係る公務災害補償については、地方公務員災害補償法（昭和 42 年法律第 121 号）の定めるところによる。

２ 派遣職員が公務執行中に第三者に損害を与えた場合は、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては要請市が、要請市への往復経路の途中に生じたものについては応援市が、それぞれ賠償の責めを負うものとする。

（連絡窓口）

第７条 協定市は、相互応援のための連絡窓口として、あらかじめ連絡担当部課を定めておくものとする。

２ 連絡担当部課は、この協定に基づく応援の円滑化を図るため、災害が発生した場合には、速やかに緊密な情報交換を行うものとする。

（資料の提供等）

第８条 協定市は、協定に基づく相互応援を円滑に行うため、相互に協力して必要な資料の提供、定期的な意見交換、必要な訓練等を実施するものとする。

（協議）

第９条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項については、協定市が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、各自署名押印の上、各１通を保有するものとする。

平成１９年　３月　１日

千葉県いすみ市長　　太　田　　洋

新潟県南魚沼市長　　井　口　一　郎

[資料 2-16]災害時におけるいすみ市内郵便局といすみ市間の協力に関する覚書

いすみ市内郵便局(以下「甲」という。）代表局長及びいすみ市（以下「乙」という。）は、いすみ市内に発生した地震その他による災時におけるいすみ市及びいすみ市内の郵便局が相互に協力し、必要な対応を円滑に遂行するため、次のとおり覚書を締結する。

（用語の定義）

第１条　この覚書において、「災害」とは、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第２条第１号に定める被害をいう。

（協力要請）

第２条　甲及び乙は、いすみ市内に災害が発生し、次の事項について必要性が生じた場合は、相互に協力を要請することができる。ただし、いすみ市内区域内の状況に応じ迅速に対応する必要があるときは、いすみ市各行政連絡員及び当該行政区を所管する集配郵便局長が相互に協力を要請することができる。

⑴　災害救助法適用時にこける郵便・為替貯金・簡易保険の郵政事業に係わる災害特別時事務取扱及び援護対策。

⑵　甲が所有し、又は管理する施設及び用地の避難場所、物資集積場所等としての提供。

⑶　乙が所有し、又は管理する施設及び用地の提供。

⑷　甲が収集した被災住民の避難先及び被災状況の情報の相互提供。

⑸　甲は必要に応じ避難所に臨時に郵便差出箱を設置。

⑹　その他協力できる事項。

（協力の実施）

第３条　両者は、前条の規定による要請を受けたときは、その重要性に鑑み、協力するよう努めなければならない。ただし、協力の範囲は甲及び乙のそれぞれの業務に支障を来さない範囲とする。

（経費の負担）

第４条　第２条に規定する協力要請を受けて、協力をしたものが要した経費については、法令その他に特段の定めがあるものを除き、それぞれ要請をしたものが、適正な方法により算出した金額を負担する。

２　前項の負担につき疑義が生じたときは、両者協議のうえ、負担すべき額を決定する。

（災害対策本部への参加）

第５条　甲は、乙の要請により、いすみ市災害対策本部に連絡員を派遣できるものとする。

（災害情報等連絡体制の整備）

第６条　甲及び乙は、安否情報等の連絡体制を整備するため、その方策について協議するものとする。

（防災訓練等への参加）

第７条　甲は、乙若しくは市内の各地域の行う防災訓練等に参加することができる。

（情報の交換）

第８条　甲及び乙は、相互の防災計画の状況、協力要請事項に関し、必要に応じて情報交換を行う。

（疑義の決定等）

第９条　この覚書に定めのない事項及びこの覚書に関し疑義が生じたときは、両者協議のうえ、決定するものとする。

この覚書を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各１通を保有する。

平成１９年　４月　１日

甲　住　所　　千葉県いすみ市大原８９２７番地の１
　　氏　名　　いすみ市内郵便局代表局長

　　大原郵便局長　　羽　田　　健

乙　住　所　　千葉県いすみ市大原７４００番地の１
　　氏　名　　いすみ市長　太　田　　洋

[資料 2-17]避難標識設置に関する協定書

いすみ市（以下「甲」という。）とＮＰＯ法人都市環境標識協会（以下「乙」という。）は、避難標識等の設置事業の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　本協定は、甲の防災計画に基づく標識事業に関し、大災害発生時における住民・外来者等の避難場所への避難を迅速且つ円滑にするための避難誘導標識の設置事業を行うものとし、且つ将来の総合情報受発信標識整備のための協働事業として、甲、乙は取り組むものとする。

（費用負担）

第２条　本協定に基づく標識の製作、設置、保守、管理、更新等に係る費用は、乙が民間企業、各種団体等に対して行う協賛者募集活動の賛同者（以下「協賛者」という。）による協賛金等によって負担するものとする。

（設置場所）

第３条　標識の設置場所は、甲と乙の協議に基づき関連行政機関の指導のもとに決定するものとする。甲の要望により乙が設置計画案の作成等の作業を行う場合、甲は乙に地図等の関連資料の提供を行うものとする。

（申請手続）

第４条　標識の設置申請に関わる道路占用許可等の申請は、甲の名の基に行うものとする。但し、これらの申請書の作成、事務手続き等は乙が行うものとする。

（道路占用料の免除）

第５条　甲は、乙が本協定に基づき標識を市道に設置したとき、標識設置に係る道路占用料を免除するものとする。

（期間）

第６条　標識の設置期間は、本協定第 12 条（本協定の解除）の適用が行われる期間とする。

（事業の周知）

第７条　甲は、地域住民・協賛者に対して乙との協働事業の周知を図るため、甲の広報等に掲載し、更に協賛活動の促進と円滑な展開を図るため趣意書を発行し協賛者に協力の呼びかけを行うものとする。又、協賛者が感謝状を希望した場合、甲又は甲と乙の連名をもって贈呈する。尚、感謝状の製作費用は別途協議する。

（管理確認）

第８条　設置した標識の管理状況の確認は甲、乙が共同で行うものとする。甲、乙何れかが、標識の破損・汚れ・錆び・倒壊等を確認したときには相手方に連絡し合い、乙において速やかに対策を講じるものとする。

（移設）

第９条　甲の都合により標識の設置場所に支障が生じた場合、乙は甲の指示に従い、新たに指定された場所に移設等の措置を講じるものとする。

（仕様）

第10条　標識の表示面は、甲の意見も採用したデザインとする。又、協賛者の表示面は公序良俗にふさわしいものとし、甲の許容範囲内のものとする。

（損害賠償）

第11条　乙は、標識に関わる事故に備え、施設賠償損害保険に加入するものとし、第三者に損害を与えたときはその損害を賠償するものとする。

（本協定の解除）

第12条　甲の相当な期間を設けた催促にも関わらず乙が本協定を履行しないとき、又は、乙が解散等何らかの事由により組織を有しなくなった場合、甲は書面による通告のうえ、本協定を解除出来るものとする。

（解除後の帰属）

第13条　前条の規定により本協定を解除した場合、甲、乙は既に設置された標識の帰属その他について、双方協議のうえ決定するものとする。

（協議）

第14条　本協定に定めのない事項又は、協定の履行に疑義が生じた場合は、関係法令、一般慣習に従い、甲、乙誠意を以って協議し、その解決を図るものとする。

甲と乙は、この協定を証するため、本書２通を作成し、それぞれ記名押印のうえ、各１通を保有する。

平成２１年２月２０日

甲　千葉県いすみ市大原７４００番地１
いすみ市
いすみ市長　　太　田　　洋

乙　東京都武蔵野市西久保１丁目３８番地５号
ＮＰＯ法人都市環境標識協会
代表理事　　小　関　長一郎

[資料 2-18]地震・風水害・その他の災害応急対策に関する業務細目協定書

いすみ市（以降「甲」という。）といすみ市建設業協会（以下「乙」という。）とは、地震、風水害、その他の災害（以下「災害」という。）が発生するおそれがある場合の防止及び災害が発生した場合の応急対策に係る業務（以下「災害応急業務」という。）の施行に関し、次のとおり協定する。

（目的）

第 1 条　この協定は、甲の管理する道路、河川、その他公共土木施設（以下「公共土木施設」という）の機能の確保及び回復のため、甲と乙との細目事項を定め、災害に対し迅速かつ的確に対応することを目的とする。

（協力要請）

第 2 条　甲は、前条の目的を達成するため、災害応急業務を施行する必要があると認めたときは、乙に対し協力を要請することができるものとする。

（災害応急業務の内容）

第 3 条　甲が乙に対し、要請を行う災害応急業務は、公共土木施設における損害箇所等の被害状況の把握と甲への報告及び応急措置・応急復旧工事（以下「応急工事」という。）とする。

（協力体制）

第 4 条　乙は、災害応急業務を速やかに施行するための者（以下「施工業者」という。）を会員の中からあらかじめ定めておかなければならない。

２　乙は、施工業者が災害応急業務を実施する施行区域又は区間を甲、乙協議の上、あらかじめ定めておかなければならない。

ただし、災害の状況その他によりやむを得ない事情が発生したときは、施行区域又は区間の変更ができるものとする。

（出動要請）

第 5 条　甲は、乙、又は施工業者に対し災害応急業務施行するための出動を電話等により要請するものとする。

２　甲と乙、又は施工業者との連絡がつかないときは、甲の要請があったものとみなし、乙、又は施工業者は、自主的判断により災害応急業務を施行できるものとする。

（応急工事）

第 6 条　前条により、応急工事を実施する施工業者は、現地に派遣れた甲の職員の指示に従い施行するものとする。

２　応急工事において、現地に甲の職員が派遣されていないときは、施工業者の責任において施行できるものとする。

（資機材の提供）

第 7 条　乙は、あらかじめ、乙又は施工業者が保有する災害時に稼働可能な資機材及び労力（以下「資機材等」という。）を把握し、甲に報告するものとする。

２　乙は前項の資機材等に著しい変化があったとき、もしくは甲の請求があったときは、保有状況を速やかに甲に報告するものとする。
３　乙は、甲の要請があったときは、特別な理由がない限り甲に対し資機材等を提供するものとする。
（完了報告）
第 8 条　乙は、施工業者が災害応急業務を完了したときは、その状況を速やかに別紙様式（1）により、甲に報告するものとする。
　ただし、緊急を要するときは、電話をもって報告し、事後に遅滞なく別紙様式（1）を提出するものとする。
（費用の積算）
第 9 条　災害応急業務に要した費用の積算は、災害発生時の「千葉県積算基準」等によるものとする。
（費用の精算）
第 10 条　甲は、災害応急業務に要した費用については、施工業者の請求（別紙様式（2））に基づき、施工業者と協議の上、いすみ市財務規則に基づく手続きにより速やかに工事請負契約書を締結し、支払うものとする。
（雑則）
第 11 条　この協定に定めない事項について定めをする必要が生じたとき、又はこの協定に定める事項に疑義が生じたときは、その都度甲と乙が協議して定めるものとする。
（付則）
１．　この協定は、平成２１年４月３０日から適用する。

この協定を証するため、本書２通を作成し、甲及び乙は記名押印の上、各自１通を保有するものとする。

平成２３年９月２０日

甲：　千葉県いすみ市大原７４００番地１
　　いすみ市
　　いすみ市長　太　田　　洋

乙：　千葉県いすみ市大原 10095 番地
　　いすみ市建設協会
　　会　長　　川　城　幸　也

[資料 2-19] 災害時における家屋被害認定調査等に関する協定書

災害時における家屋被害認定調査等に関する協定書

いすみ市（以下「甲」という。）と千葉県土地家屋調査士会（以下「乙」という。）は，災害時における家屋被害認定調査等（以下「認定調査等」という。）に関し，次のとおり協定を締結する。

（認定調査等への協力）

第１条　甲は，いすみ市内に災害が発生した場合において，乙の協力が必要と認めるときは，乙に対し，認定調査等の実施について協力を要請することができる。

２　乙は，前項の要請を受けたときは，乙の会員を甲に派遣し，甲と協力して認定調査等を実施する。

（認定調査等の内容）

第２条　認定調査等の内容は，次に掲げるものとする。

(1) 災害に係る住家の被害認定基準運用指針（平成１３年６月２８日府政防第５１８号内閣府制作統括官（防災担当）通知別紙）に基づき，甲の職員と連携して行ないいすみ市内の家屋の調査。

(2) 甲が発行したり災証明について市民からの相談の補助。

(3) 建物滅失登記申請手続きに関する相談。

(4) 土地境界復元等に関する相談。

（費用の負担）

第３条　甲は，第１条第２項の規定により派遣された乙の会員の人件費は負担しない。

２　甲は，家屋被害認定調査に必要な資機材を負担するものとする。

（研修会への参加）

第４条　甲は，必要に応じ家屋被害認定調査に関する研修会等を開催するものとし，乙の会員は，当該研修会等に参加することができる。

（秘密の保持）

第５条　乙及び乙の会員は，認定調査等の実施により知り得た甲又は第三者の秘密を漏らしてはならない。認定調査等の終了後も，また同様とする。

（従事者の災害補償）

第６条　乙は，家屋認定調査に従事した乙の会員が当該調査のために負傷し，疾病に

かかり，又は死亡した場合は，乙が別途加入する災害補償保険等により対応する。

（有効期間）

第７条　この協定の有効期間は，協定締結の日から平成24年２月末日までとする。ただし，有効期間満了の日までに甲又は乙から何らの意思表示がないときは，この協定は更に１年間延長するものとし，以後も同様とする。

２　甲又は乙は，この協定の有効期間満了前にこの協定を解除しようとするときは，３０日前までに解除の申入れをしなければならない。

（定めのない事項等の処理）

第８条　この協定に定めのない事項及び疑義を生じた事項については，法令（いすみ市の条例，規則等を含む。）の定めによるもののほか，甲，乙協議の上処理するものとする。

この協定の成立を証するため，この協定書を２通作成し，甲，乙双方記名押印の上各自１通を保有する。

平成23年３月１日

甲　　いすみ市大原７４００番地１

いすみ市長　　太　田　　洋

乙　　千葉市中央区中央港一丁目２３番２５号

千葉県土地家屋調査士会

会　長　　椎　名　　勤

[資料 2-20] 災害時避難場所の指定について

教　財　第　３２６　号
平成２３年　６　月　１　日

いすみ市長　太田　洋　様

千葉県教育委員会教育長

災害時避難場所等指定の依頼について（回答）

平成２３年５月１９日付けい総危第１４３号で依頼のあったこのことについては、異存ありません。

なお、指定に伴う管理上の取り扱い等の詳細については、各学校長と別途協議することとし、標識の設置等については、事前に所定の手続きをとられるよう願います。

施設名　　千葉県立大原高等学校
　　千葉県立岬高等学校

千葉県教育庁　財務施設課　施設室
教育財産管理班　TEL043-223-4154

[資料 2-21]災害時における相互応援に関する協定書

平成 23 年 5 月 27 日

いすみ市及び長野原町（以下「協定市町」という。）は、いずれかの市町において災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号。以下「法」という。）第２条第１号に規定する災害（以下「災害」という。）が発生し、被災した協定市町（以下「被災市町」という。）では十分な応急措置を実施することができない場合に、法第 67 条第１項の規定に基づく応援を円滑に遂行するため、次のとおり協定書を締結する。

（応援の内容）

第１条　応援の種類及び内容は、次のとおりとする。

⑴ 食料、飲料水及び生活必需品の供給並びにその供給に必要な資機材の提供

⑵ 被災者の救出、救護、防疫、施設等の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供

⑶ 救援及び救助活動に必要な車両等の提供

⑷ 救援、救護、防疫、その他応急復旧活動等に必要な職員の派遣

⑸ 被災者の一時受入れ及びその受入れに必要な施設の提供

⑹ ボランティアの斡旋

⑺ 前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

（応援要請の手続き）

第２条　応援要請をする協定市町（以下「要請市町」という。）は、次に掲げる事項を明らかにして、第７条で定める連絡担当部課を通じて電話、ファクシミリ等により要請するものとし、その後速やかに文書を提出するものとする。

⑴ 災害の状況

⑵ 前条第１号から第３号までに掲げる応援を要請する場合にあっては、供給又は提供を必要とする物資等の品名及び数量等

⑶ 前条第４号に掲げる応援を要請する場合にあっては、派遣を必要とする職員の職種別人員及び活動内容等

⑷ 前条第５号に掲げる応援を要請する場合にあっては、受入人数等

⑸ 応援場所及び応援場所への経路

⑹ 応援を必要とする期間

⑺ 前各号に掲げるもののほか、応援を受けるために必要な事項

（応援の実施）

第３条　前条の規定により応援要請を受けた協定市町（以下「応援市町」という。）は、誠意をもって速やかにこれに応じるものとする。

（自主的応援出動）

第４条　協定市町は、いずれかの市町において災害が発生し、通信途絶等により被災市町と連絡が取れない場合であって、被災市町周辺の市町村の被災状況等から判断して応援する必要があると認めたときは、自主的な判断に基づき必要な応援を行うことができるものとする。

２　前項による応援については、第２条の規定に基づく応援要請があったものとみなす。

（応援経費の負担）

第５条　応援に要した経費については、原則として要請市町が負担するものとする。

２　前２条の規定により応援を行った協定市町は、被災市町が前項の経費を支弁するいとまがなく、かつ、被災市町から法第 92 条第２項の規定により当該経費の一時繰替支弁を要請された場合は、当該経費の一時繰替支弁を行うものとする。

（災害補償等）

第６条　第１条第４号の規定により派遣された職員（以下「派遣職員」という。）に係る公務災害補償については、地方公務員災害補償法（昭和 42 年法律第 121 号）の定めるところによる。

２　派遣職員が公務執行中に第三者に損害を与えた場合は、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては要請市町が、要請市町への往復経路の途中に生じたものについては応援市町が、それぞれ賠償の責めを負うものとする。

（連絡体制の整備）

第７条　協定市町は、相互応援のための連絡窓口として、あらかじめ連絡担当部課を定めておくものとする。

２　連絡担当部課は、この協定に基づく応援の円滑化を図るため、災害が発生した場合には、速やかに緊密な情報交換を行うものとする。

（資料の提供等）

第８条　協定市町は、この協定に基づく相互応援を円滑に行うため、必要に応じて資料の提供、定期的な意見交換及び訓練等を実施するものとする。

（協議）

第９条　この協定に定めのない事項及びこの協定の実施に関し必要な事項については、協定市町がその都度協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、各自署名押印の上、各１通を保有するものとする。

平成２３年５月２７日

群馬県吾妻郡長野原町大字長野原６６番地３
長野原町
長野原町長　　高　山　欣　也

千葉県いすみ市大原７４００番地１
いすみ市
いすみ市長　　太　田　　洋

[資料 2-22]津波時における一時避難施設としての使用に関する協定書

津波時における一時避難施設としての使用に関し，いすみ 市 （以下「甲」という。）と 医療法人社団 寿光会 介護老人保健施設 エスポワール大原 （以下「乙」という。）との間において，次のとおり協定する。

（目的）

第１条 この協定は，いすみ市内に津波が発生し，または発生する恐れがある場合における一時避難施設として，乙の所有する施設を使用することについて必要な事項を定めることを目的とする。

（使用用途）

第２条 この協定による施設の使用用途は，津波による一時避難施設とする。

（施設の使用）

第３条 乙は，次に掲げる施設（以下「使用施設」という。）を公共福祉の立場から，一時避難施設として甲に使用させるものとする。

施設名称	介護老人保健施設 エスポワール大原
所在地	千葉県いすみ市日在２６２３番地
所有者	医療法人社団 寿光会
構造等	鉄筋コンクリート３階建て
建築年	平成１９年１０月
増改築年	なし
耐震性	有

（使用範囲）

第４条 甲は，次に掲げる範囲を一時避難場所として使用するものとする。

避難場所	１階ロビー・開放廊下	（約 220 ㎡）
	２階 開放廊下	（約 447 ㎡）
	３階 開放廊下	（約 404 ㎡）
	敷地・駐車場他	（約 6000 ㎡）
	合計	（約 7071 ㎡）

（施設変更の報告）

第５条 乙は，使用施設の増改築等により，当該建物の面積等に変更が生じる場合，または何らかの事情により施設の使用が不可能となるときは，甲に報告するものとする。

（費用負担）

第６条 施設の使用料は無料とする。ただし，使用施設が一時避難施設として使用された場合の施設の破損については，甲が復旧に係る費用を負担するものとする。

（避難時の事故等に係る責任）

第７条　乙は，避難した際に発生した事故等に対する責任を一切負わないものとする。

（使用期間）

第８条　一時避難施設の使用期間は，強い地震を感じたとき，弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたとき，または津波注意報及び津波警報が発表されたときから，解除の発表等により津波の恐れがなくなったときまでとする。

（協議）

第９条　この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは，その都度，甲，乙双方協議のうえ定めるものとする。

（有効期間）

第10条　この協定の締結期間は，協定の日から平成26年３月31日までとする。

２　前項の期間満了の日の１か月前までに，甲、乙いずれからか申し出がない場合は，この協定は期間満了の翌日からさらに３年間更新されるものとし，以降も同様とする。

この協定の証として協定書を２通作成し，甲乙記名押印のうえ，各１通を保有する。

平成２３年６月２０日

甲　千葉県いすみ市大原7400番地１
いすみ市
いすみ市長　太　田　　洋

乙　千葉県いすみ市日在2623番地
医療法人社団　寿光会
介護老人保健施設　エスポワール大原
施設長　小　倉　脩　二

[資料 2-23]津波時における一時避難施設としての使用に関する協定書

津波時における一時避難施設としての使用に関し，いすみ 市 （以下「甲」という。）と 医療法人社団 寿光会 介護老人保健施設 エスポワール岬 （以下「乙」という。）との間において，次のとおり協定する。

（目的）

第１条 この協定は，いすみ市内に津波が発生し，または発生する恐れがある場合における一時避難施設として，乙の所有する施設を使用することについて必要な事項を定めることを目的とする。

（使用用途）

第２条 この協定による施設の使用用途は，津波による一時避難施設とする。

（施設の使用）

第３条 乙は，次に掲げる施設（以下「使用施設」という。）を公共福祉の立場から，一時避難施設として甲に使用させるものとする。

施設名称	介護老人保健施設 エスポワール岬
所在地	千葉県いすみ市岬町和泉字苅込台３３０番地１
所有者	医療法人社団 寿光会
構造等	鉄筋コンクリート３階建て
建築年	平成１２年１１月２７日
増改築年	平成２３年６月
耐震性	有

（使用範囲）

第４条 甲は，次に掲げる範囲を一時避難場所として使用するものとする。

避難場所	１階 （約 317.63 ㎡） （ホール・会議室・ボランティアルーム・廊下） ２階 廊下 （約 209.98 ㎡） ３階 廊下 （約 210.09 ㎡） 屋上 （約 1224.63 ㎡） 敷地・駐車場 （約 10622.36 ㎡） 合計 （約 12584.69 ㎡）

（施設変更の報告）

第５条 乙は，使用施設の増改築等により，当該建物の面積等に変更が生じる場合，または何らかの事情により施設の使用が不可能となるときは，甲に報告するものとする。

（費用負担）

第６条 施設の使用料は無料とする。ただし，使用施設が一時避難施設として使用された場合の

施設の破損については，甲が復旧に係る費用を負担するものとする。

（避難時の事故等に係る責任）

第７条　乙は，避難した際に発生した事故等に対する責任を一切負わないものとする。

（使用期間）

第８条　一時避難施設の使用期間は，強い地震を感じたとき，弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたとき，または津波注意報及び津波警報が発表されたときから，解除の発表等により津波の恐れがなくなったときまでとする。

（協議）

第９条　この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは，その都度，甲，乙双方協議のうえ定めるものとする。

（有効期間）

第10条　この協定の締結期間は，協定の日から平成26年３月31日までとする。

２　前項の期間満了の日の１か月前までに，甲、乙いずれからか申し出がない場合は，この協定は期間満了の翌日からさらに３年間更新されるものとし，以降も同様とする。

この協定の証として協定書を２通作成し，甲乙記名押印のうえ，各１通を保有する。

平成２３年６月２０日

甲　千葉県いすみ市大原7400番地１
いすみ市
いすみ市長　太　田　　洋

乙　千葉県いすみ市岬町和泉字苅込台330番地１
医療法人社団　寿光会
介護老人保健施設　エスポワール岬
施設長　小　菅　正　規

[資料 2-24]津波時における一時避難施設としての使用に関する協定書

津波時における一時避難施設としての使用に関し， いすみ 市 （以下「甲」という。）と シーサイド・リゾート南房総貴賓館管理組合法人（以下「乙」という。）との間において，次のとおり協定する。

（目的）

第１条　この協定は，いすみ市内に津波が発生し，または発生する恐れがある場合における一時避難施設として，乙の所有する施設を使用することについて必要な事項を定めることを目的とする。

（使用用途）

第２条　この協定による施設の使用用途は，津波による一時避難施設とする。

（施設の使用）

第３条　乙は，次に掲げる施設（以下「使用施設」という。）を公共福祉の立場から，一時避難施設として甲に使用させるものとする。

施　設　名　称	シーサイド・リゾート南房総貴賓館
所　　在　　地	千葉県いすみ市岬町和泉 185 番地 12
所　　有　　者	シーサイド・リゾート南房総貴賓館管理組合法人
構　　造　　等	鉄骨鉄筋コンクリート造１３階建
建　　築　　年	平成６年３月
増　改　築　年	なし
耐　　震　　性	有

（使用範囲）

第４条　甲は，次に掲げる範囲を一時避難場所として使用するものとする。

避　難　場　所	3 階開放廊下	（約 93 ㎡）
	4 階開放廊下	（約 93 ㎡）
	5 階開放廊下	（約 93 ㎡）
	6 階開放廊下	（約 93 ㎡）
	7 階開放廊下	（約 93 ㎡）
	8 階開放廊下	（約 93 ㎡）
	9 階開放廊下	（約 93 ㎡）
	10 階開放廊下	（約 93 ㎡）
	11 階開放廊下	（約 93 ㎡）
	12 階開放廊下	（約 93 ㎡）
	13 階開放廊下	（約 93 ㎡）
	合　　計	（約 1023 ㎡）

（施設変更の報告）

第５条　乙は，使用施設の増改築等により，当該建物の面積等に変更が生じる場合，または何らかの事情により施設の使用が不可能となるときは，甲に報告するものとする。

（費用負担）

第６条　施設の使用料は無料とする。ただし，使用施設が一時避難施設として使用された場合の施設の破損については，甲が復旧に係る費用を負担するものとする。

（避難時の事故等に係る責任）

第７条　乙は，避難した際に発生した事故等に対する責任を一切負わないものとする。

（使用期間）

第８条　一時避難施設の使用期間は，強い地震を感じたとき，弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたとき，または津波注意報及び津波警報が発表されたときから，解除の発表等により津波の恐れがなくなったときまでとする。

（協議）

第９条　この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは，その都度，甲，乙双方協議のうえ定めるものとする。

（有効期間）

第10条　この協定の締結期間は，協定の日から平成26年３月31日までとする。

２　前項の期間満了の日の１か月前までに，甲、乙いずれからか申し出がない場合は，この協定は期間満了の翌日からさらに３年間更新されるものとし，以降も同様とする。

この協定の証として協定書を２通作成し，甲乙記名押印のうえ，各１通を保有する。

平成２３年　６月２８日

甲　千葉県いすみ市大原7400番地１
いすみ市
いすみ市長　太　田　　洋

乙　千葉県いすみ市岬町和泉185番地12
シーサイド・リゾート南房総貴賓館管理組合法人
理事長　高　橋　秀　夫

［資料 2-25］福祉避難所の指定に関する協定書

（目的）

第１条　この協定は、いすみ市（以下「甲」という。）が、千葉県立夷隅特別支援学校（以下「乙」という。）に対し、乙の施設を福祉避難所としてあらかじめ指定し、いすみ市内で大規模な災害等が発生した場合において、災害時要援護者（以下「要援護者」という。）が避難するためにその施設を使用することについて協力を要請するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

（対象者）

第２条　この協定において、福祉避難所への入所の対象となる者（以下「対象者」という。）は、一般の避難所において共同生活が困難な要援護者で、何らかの特別な配慮を必要とするもの及びその家族とする。

（福祉避難所指定の周知）

第３条　甲は、いすみ市内で大規模な災害等が発生した場合において、乙の管理する施設を福祉避難所として使用することについて、地域住民に周知するよう必要な措置を講ずるものとする。

（施設使用の要請）

第４条　甲は、通常の避難所に避難した対象者が、２次的に避難するために開設される福祉避難所として当該施設を使用することについて、乙に協力を要請することができるものとする。

２　乙は、甲から前項の要請があったときは、できる限り受け入れるよう努めるものとする。

（福祉避難所開設の通知）

第５条　甲は、前条の規定により乙から受入れの承諾があった後、福祉避難所を開設しようとするときは、乙に対しその旨を文書又は口頭で通知するものとする。

（対象者の受入れ）

第６条　甲は、乙に対して対象者の受入れを依頼するときは、あらかじめ電話等で確認の上、次に掲げる事項を記載した書面により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、あらかじめ電話等で確認の上受入れを依頼し、事後速やかに書面を提出するものとする。

（１）　対象者の氏名、住所、生年月日（年齢）、連絡先及び心身の状況（特記事項）等

（２）　身元引受人の氏名、住所及び連絡先

（対象者の移送）

第７条　対象者の移送については、甲又は対象者の家族等が行うものとする。

（福祉避難所の運営）

第８条　福祉避難所の運営は、甲の責任において行うものとし、対象者への食料及び日常生活要品等の調達に努めるとともに看護師、介護員、ボランティア等の介護支援者の確保に努めるものとする。

２　乙は、福祉避難所の運営について可能な範囲で甲に協力するものとする。

（福祉避難所の開設期間）

第９条　甲の要請に基づく福祉避難所の開設期間は、災害発生の日から７日以内とする。ただし、状況により期間を延長する必要があるときは、甲、乙協議の上、延長することができるものと

する。

（福祉避難所の早期閉鎖への努力）

第１０条　甲は、福祉避難所を開設したときは、乙が早期に教育活動を再開できるよう配慮するとともに、当該福祉避難所の早期閉鎖に努めるものとする。

（福祉避難所の閉鎖）

第１１条　甲は、福祉避難所を閉鎖するときは、乙に対しその旨文書により提出するとともに当該施設を原状に復し、乙の確認を受けた後に引き渡すものとする。

（費用の負担）

第１２条　甲の要請に基づき、福祉避難所として乙が対象者の受入れに要した経費については、甲が所要の実費を負担するものとする。

（協議）

第１３条　甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため、必要に応じて情報共有の機会を設けるものとし、この協定に定めのない事項及びこの協定について疑義が生じたときは、その都度、甲、乙協議の上定めるものとする。

（有効期間）

第１４条　この協定の有効期間は、協定締結の日から平成２４年３月３１日までとする。ただし、有効期間満了の日の１箇月前までに、甲乙いずれからも何らの意思表示がないときは、この協定はさらに１年間更新されるものとし、その期間は２年までとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自１通を保有するものとする。

平成２４年３月１２日

甲　いすみ市大原７４００番地１
いすみ市
いすみ市長　　太　田　　洋

乙　いすみ市楽町３０番地１
千葉県
千葉県立夷隅特別支援学校
校　長　渡　部　　勉

別記様式（第５条関係）

第　　号

年　　月　　日

様

いすみ市長　　印

応急生活物資供給要請書

「災害時における応急生活物資供給等に関する協定書」第５条により、下記のとおり物資の供給を要請します。

記

商　　品　　名	数　　量	備　　考

（別記第１号）

緊急災害時用物資

・駐車スペース２６０台分の敷地開放
・防寒着、毛布類、タオル
・携帯ラジオ５個
・ナイフ、ろうそく、ライター多数
・缶切り、栓抜き
・ティッシュペーパー１５００個
・ビニール袋１５０袋
・救急セット、常備薬（頭痛、胃薬、かぜ薬）
・発電機１基、ガスボンベ式コンロ２基
・懐中電灯３０本、電池各種類５０本、携帯充電器６本

〇非常食（サバイバルフーズ）※５０人×３日分
・ドライチキンシチュー
・ドライ野菜シチュー牛肉入り
・ドライ牛肉とマカロニチリソース煮
・マウンテンハウス高級クラッカー
・水（２リットルペットボトル）２４０本

〇景品類、飲食水
・お茶、ジュース（３５０ミリリットルペットボトル）５００本
・コーヒー缶２００本
・カップ麺１５０食
・お菓子２０種類２００個
※景品に関しては営業しているため、多少の変動あり。

（別記第２号様式）

災害時の防災活動協力要請書

年　　月　　日

様

㊞

災害時における防災活動に関する協定書第２条に基づき、下記のとおり防災活動に関する協力を要請します。

記

１．災害及び協力を必要とする状況

２．協定第２条に基づき協力を要請する内容

３．その他　必要事項

[資料 2-26]災害時の情報交換に関する協定

災害時の情報交換に関する協定

国土交通省関東地方整備局長（以下「甲」という。）と、いすみ市長（以下「乙」という。）とは、災害時における各種情報の交換等に関し、次のとおり協定する。

（目　的）

第１条　この協定は、いすみ市の地域について災害が発生または、災害が発生するおそれがある場合において、甲及び乙が必要とする各種情報の交換等（以下、情報交換という）について定め、もって、適切迅速かつ的確な災害対処に資することを目的とする。

（情報交換の開始時期）

第２条　甲及び乙の情報交換の開始時期は、次のとおりとする。

一　いすみ市内で重大な被害が発生または、発生するおそれがある場合

二　いすみ市災害対策本部が設置された場合

三　その他甲または乙が必要とする場合

（情報交換の内容）

第３条　甲及び乙の情報交換の内容は、次のとおりとする。

一　一般被害状況に関すること

二　公共土木施設（道路、河川、ダム、砂防、都市施設等）の被害状況に関すること

三　その他甲または乙が必要な事項

（情報連絡員（リエゾン）の派遣）

第４条　第２条の各号のいずれかに該当し、乙の要請があった場合または甲が必要と判断した場合には、甲から乙の災害対策本部等に情報連絡員を派遣し情報交換を行うものとする。

なお、甲及び乙は、相互の連絡窓口を明確にしておき派遣に関して事前に調整を図るものとする。

（平素の協力）

第５条　甲及び乙は、必要に応じ情報交換に関する防災訓練及び防災に関する地図等の資料の整備に協力するものとする。

（協議）

第６条　本協定に疑義が生じたとき、または本協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議のうえ、これを定めるものとする。

本協定は、２通作成し、甲乙押印のうえ各１通を所有する。

平成 24 年 7 月 5 日

甲）埼玉県さいたま市中央区新都心２番地１
さいたま新都心合同庁舎２号館
国土交通省
関東地方整備局長　　下　保　　修

乙）千葉県いすみ市大原７４００番地１
いすみ市
いすみ市長　　太　田　　洋

[資料 2-27]災害時における夷隅郡市内市町間の相互応援に関する協定書

平成 24 年 8 月 10 日

（目的）

第１条　この協定は、夷隅郡市内の市町（以下「関係市町」という。）に災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号。以下「災対法」という。）第２条第１項に規定する災害及びその他の事故が発生し、被害を受けた市町（以下「被災市町」という。）独自では、十分な応急対策及び復旧復興対策を実施することが出来ない場合において、災対法第 67 条第１項による市町相互の応援及びその他の応援が迅速かつ円滑に実施されるよう、「災害時における千葉県内市町村間の相互応援に関する基本協定」（平成８年２月 23 日締結。）を関係市町間において優先的・積極的運用を図るほか、弾力的に活用するとともに、併せて関係市町の一層の協力関係を固持することを目的とし、関係市町間の相互応援に関する必要な事項を定めるものとする。

（応援の種類）

第２条　この協定による応援の種類は次の各号に掲げるとおりとする。

⑴　食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供

⑵　被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材の提供

⑶　救援及び救助活動又は応急復旧等に必要な車両、舟艇等の提供

⑷　救援及び応急復旧に必要な職員の派遣

⑸　被災者の一時収容のための施設の提供又は斡旋

⑹　被災した児童及び生徒の応急の教育の受け入れ

⑺　遺体の火葬のための施設の提供

⑻　ゴミ・し尿等の処理のための施設の提供

⑼　前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項

（応援要請の手続き）

第３条　被災市町の長は、個別に他の市町の長に応援を要請しようとするときは、次の各号に掲げる事項を明らかにして要請書を提出するものとする。ただし、緊急を要するときは電話等により応援を要請することができるものとし、要請後速やかに要請書を提出するものとする。

⑴　被害の状況

⑵　前条第１号、２号に掲げるものの品名及び数量

⑶　前条第３号に掲げるものの種別及び台数

⑷　前条第４号に掲げるものの職種別人員

⑸　前条第５号にあっては収容を要する被災者状況及び人数

⑹　前条第６号にあっては受け入れを要する児童及び生徒の状況及び人数

⑺　前条第７号にあっては火葬を要する件数

⑻　前条第８号にあっては処理を要する種別及び数量

⑼　応援の場所及び応援場所への経路

⑽　応援の期間

⑾　前各号に掲げるもののほか、必要な事項

（応援の実施）

第４条　前条の規定により応援要請を受けた関係市町の長は、応援の実施内容を電話等により要請した被災市町の長に連絡し、速やかに応援を実施するものとする。ただし、特別な事情により応援できない場合は、その旨を直ちに電話等により連絡するものとする。

（応援経費の負担）

第５条　応援に要した費用は、別に定めがある場合を除き、応援を受けた被災市町で負担するものとする。ただし、応援を行った関係市町の長が請求を要しないと認めた場合はこの限りでない。

２　応援を受けた被災市町において前項の規定により負担する費用を支弁するいとまがないときは、応援を受けた被災市町の求めにより応援した関係市町は、当該費用を一時繰替支弁するものとする。

３　応援により派遣された職員（以下「応援職員」という。）が応援の業務に従事したことにより負傷、疾病又は死亡した場合における公務災害補償に要する経費は、応援を行った関係市町が負担するものとする。

４　応援職員が業務上第三者に被害を与えた場合の損害賠償については、次の各号に掲げる場合を除き被災市町が負担するものとする。

⑴　応援職員に故意又は過失があった場合

⑵　被災市町への往復の途中において生じた場合

５　前各項によりがたい場合については、応援を要請した被災市町と応援を行った関係市町とがその都度協議して定めるものとする。

（情報の交換等）

第６条　この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、地域防災計画の修正の都度、参考資料等を相互に交換するものとする。

（交流）

第７条　この協定の目的に資するため、必要に応じて相互の各種訓練の参加及び勉強会等の開催を行うとともに、平常時から地域間交流に努めるものとする。

（その他）

第８条　この協定の実施に関し必要な事項については、その都度協議のうえこれを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書４通を作成し、関係市町の長がそれぞれ署名のうえ、各自１通を保有する。

平成２４年８月１０日

勝浦市長　　猿　田　寿　男

いすみ市長　　太　田　　洋

大多喜町長　　飯　島　勝　美

御宿町長　　石　田　義　廣

[資料 2-28]災害時における相互応援に関する協定

千葉県いすみ市と山形県上山市は、いずれかの市の地域において、災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号。以下「法」という。）第２条第１号に規定する災害が発生し、被災した市では十分な応急措置を実施することが出来ない場合に、法第６７条第１項の規定に基づく応援を円滑に遂行するため、次のとおり協定を締結する。

（応援の種類）

第１条　応援の種類は、次のとおりとする。

（１）　食料、飲料水及び生活必需物資の供給並びにその供給に必要な資機材の提供

（２）　被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供

（３）　救援及び救助活動に必要な車両等の提供

（４）　救援、防疫、応急復旧等に必要な職員の派遣

（５）　被災者の一時受入れ及びその受入れに必要な施設の提供

（６）　ボランティアの斡旋

（７）　前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

（応援の要請）

第２条　前条に規定する応援の要請は、次に掲げる事項を明らかにし文書により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話をもって要請し、事後文書により提出するものとする。

（１）　被害の状況及び要請理由

（２）　提供を要する生活必需物資、資機材等の種類及び数量

（３）　派遣を要請する職員の職種及び人員

（４）　応援の場所

（５）　応援を必要とする期間

（自主的応援出動）

第３条　応援を行おうとする市は、被災した市との連絡が取れない場合であって、被災市周辺の市町村の被災状況等から判断して応援する必要があると認めた場合は、自主的な判断に基づき必要な応援を行うことができるものとする。この場合においては、第２条に規定する要請があったものとみなす。

（応援経費の負担）

第４条　応援に要した経費は、原則として応援を要請した市の負担とする。

（情報及び資料の交換）

第５条　この協定に基づく相互応援が円滑に行われるよう、次のとおり情報及び資料の交換を行う。

（１）　防災担当者及び連絡担当者名簿を交換するものとする。

（２）　地域防災計画その他の資料を相互に交換するものとする。

（協議）

第６条　この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項については、その都度、

協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書２通を作成し、各自署名押印のうえ、各１通を保有するものとする。

平成２６年１０月　８日

（甲）千葉県いすみ市長　　太　田　　洋

（乙）山形県上山市長　　横　戸　長兵衛

[資料 2-29]災害時における避難所施設利用に関する協定書

いすみ市（以下「甲」という。）と社会福祉法人子山ホーム（以下「乙」という。）は、いすみ市内に発生した地震その他による災害（以下単に「災害」という。）時において、避難場所及び避難所（以下「避難所等」という。）としての施設利用に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条 この協定は、災害時において甲が乙の管理する施設の一部を、避難所等として利用することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

（避難所等として利用できる施設の周知）

第２条 乙は、避難所等として利用できる施設（以下単に「施設」という。）の範囲をあらかじめ定め、避難所等指定承諾書（第１号様式）を甲に提出する。

２ 甲は、施設の範囲を市民に周知するための必要な措置を講じるものとする。

（避難所等の開設）

第３条 甲は、災害が発生し、周辺市民の住家が被害を受けた場合、その被害状況に応じて施設を避難所等として開設することができる。

（開設の通知等）

第４条 甲は、施設を避難所等として開設する場合は、事前にその旨を避難所等開設通知書（第２号様式）で、乙に対して通知するものとする。

２ 甲は、避難所等を緊急に開設する必要があるときは、前項の規定にかかわらず、事前に乙に通知をせずに、施設を避難所等として開設することができるものとする。ただし、甲は、速やかに乙に対し開設した旨を連絡のうえ通知するものとする。

３ 乙は、甲が施設に避難所等を開設する以前に市民が避難してきたことを現認した場合は、甲へその旨通報するものとする。甲は、乙から通報を受けた場合は速やかに甲の職員を派遣するものとする。

（避難所等の管理）

第５条 災害時の避難所等の管理運営は、甲の責任において行うものとする。

２ 甲はあらかじめ、避難所等運営組織について乙に通知するものとする。

３ 甲は、避難所等の状況を勘案し、運用に要する職員を適切に配置するものとする。

４ 甲は、情報伝達手段を確保し、適宜正確な情報を提供するとともに適切な指示を行うものとする。

５ 甲は、避難所等を開設している期間に応じて、飲料水、食料等の手配を行うとともに、平等かつ能率的な配給を実施するものとする。

６ 甲は、避難所等の閉鎖をした場合の避難者の帰宅行動を、安全かつ円滑に誘導するものとする。

（費用負担）

第６条 避難所等の管理運営に係る費用及び避難者によって避難所等に生じた損害は、甲が負担するものとする。

（開設期間）

第７条 避難所等の開設期間は、災害発生の日から７日以内とする。ただし、災害の状況により期間を延長する必要がある場合は、甲は乙に対して避難所等使用許可期限延長申請書（第３号様式）により、期間の延長を申請するものとする。

（避難所等解消への努力）

第８条 甲は、乙が早期に教育活動を再開できるよう配慮するとともに、当該避難所等の早期解消に努めるものとする。

（避難所等の終了）

第９条 甲は、施設の避難所等としての利用を終了する際は、乙に避難所等使用終了届（第４号様式）を提出するとともに、その施設を現状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

（地区防災倉庫の設置）

第１０条 甲は、災害時に必要な地区防災倉庫を、乙の承認の下に設置し管理するものとする。この場合、甲乙双方でその鍵を所有し、乙は甲に対してその所在を明確にするものとする。

（協定の有効期間）

第１１条 この協定の有効期間は、平成２６年　月　日から平成２８年３月３１日までとする。ただし、期間満了の３箇月前までに甲、乙いずれからも申出がないときは、更に１年間延長されたものとみなし、以後この例による。

（協議）

第１２条 この協定の各条項の解釈について疑義を生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書を２通作成し、甲乙両者記名押印のうえ、各自その１通を保有するものとする。

平成２６年１２月１７日

甲　千葉県いすみ市大原 7400 番地１
いすみ市
代表者 いすみ市長 太田　洋

乙　千葉県いすみ市深堀 685 番地
社会福祉法人子山ホーム
代表者 理事長 藍　野　常　司

[資料 2-30]災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定書

いすみ市（以下「甲」という。）と社会福祉法人 広寿会 特別養護老人ホーム いすみ苑（以下「乙」という。）とは、災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第２条第１号に規定する災害（以下、「災害」という。）が発生した場合において、避難所での生活において、特別の配慮を要する者及びその家族（以下「要配慮者等」という。）を受け入れるための福祉避難所について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、災害発生時に要配慮者等が避難所生活に支障が生じないよう、乙の運営する福祉施設内において、福祉避難所を設置することに関し、必要な事項を定めるものとする。

（受け入れの対象者）

第２条　受け入れの対象となる者は、特別の配慮を要する者及びその家族の者など、甲が避難所において、福祉避難所での避難生活が必要であると判断した要配慮者等とする。

（指定する施設）

第３条　乙が運営する施設のうち、福祉避難所として指定する施設は、別表のとおりとする。また、対象施設に変更等が生じた場合又は新たに対象となる施設の追加を要する場合は、速やかに甲に報告し、別途協議のうえ、必要により当該協定書別表を変更するものとする。

（福祉避難所の開設）

第４条　甲は、福祉避難所を開設する必要が生じた場合は、前条において定められた対象施設について、その被害状況及び利用状況を乙に確認のうえ、福祉避難所として開設することができる。

（開設の通知）

第５条　甲は、前条に基づき福祉避難所を開設する際は、事前に乙に対しその旨を、福祉避難所開設通知書（様式第１号）によって通知するものとする。

２ 甲は、福祉避難所の開設に緊急を要するときは、前項の規定にかかわらず口頭で通知することにより開設することができるものとする。ただし、甲は、開設後速やかに、乙に対し福祉避難所開設通知書を提出するものとする。

（管理運営）

第６条　乙は、福祉避難所の設置運営にあっては、次に掲げる業務を履行するものとする。

（１）要配慮者等への相談等に応じる介助員等の配置及び福祉避難所に避難した要配慮者等の日常生活上の支援

（２）要配慮者等の状況の急変等に対応できる体制の確保

（３）福祉避難所の設置運営に係る実績報告及び費用に係る毎月の請求

（４）乙は、甲からの要請に可能な範囲で応じるものとする。

（運営期間）

第７条　乙が開設する福祉避難所の運営期間は、甲からの要請に基づき要配慮者等を受け入れたときから一般の避難所が閉鎖するまでの期間とし、甲は乙に対しその旨を、福祉避難所閉設通知書（様式第２号）によって通知するものと。ただし、特段の事情のあるときはこの限りでな

い。

（費用の清算）

第８条　甲は、乙に対し、福祉避難所の管理運営に要した費用であって、次に掲げるものについて支払をするものとする。

（１）介助員等に要する人件費（夜勤、宿直等に要する費用を含む。）

（２）要配慮者等に要する食費

（３）その他乙が直接支払を行ったものに要した費用

２　その他必要な費用の負担については、甲、乙協議の上、決定するものとする。

（要配慮者等の避難手段）

第９条　福祉避難所への移送は、原則として要配慮者等が自身の責任において行うものとする。ただし、避難にあたり支援が必要であると判断した場合は、甲が要配慮者等を移送するものとする。

２　乙は甲から移送に関する協力の要請があった場合は、可能な範囲で移送に協力するものとする。

（個人情報の保護）

第10条　甲及び乙は、福祉避難所の管理運営に当たり業務上知り得た要配慮者等又はその家族等の固有の情報を漏らしてはならない。

２　前項に規定する個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

（権利義務の譲渡等の制限）

第11条　乙は、この協定により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又はその権利を担保に供してはならない。

（関係書類の保管）

第12条　乙は、この協定に関する書類等を事業所に整備するほか、次に掲げる記録を事業実施後５年間保管しなければならない。

（１）要配慮者等の氏名・滞在期間等

（２）要配慮者等に提供した食事や物資の数量・価格等

（３）その他乙が直接支払を行ったものに要した費用

（協定の解除）

第13条　甲は、乙がこの協定に基づく目的を達成することができないと認めるときは、これを解除できるものとする。

（有効期間）

第14条　この協定は、締結の日から効力を発生するものとし、平成２９年３月３１日までとする。ただし、期間満了の２月前までに甲、乙いずれかから書面により更新しない旨の申立がない限り、毎年度自動更新されるものとする。

（その他）

第15条　この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項は、甲、乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲、乙記名押印の上、各１通を保有するものとする。

平成２７年１月２７日

甲 千葉県いすみ市大原 7400 番地 1
いすみ市
代表者 いすみ市長 太田　洋

乙　千葉県いすみ市能実 615
社会福祉法人 広寿会
特別養護老人ホーム いすみ苑
代表者 施設長 小室　昌弘

[資料 2-31]災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定書

いすみ市（以下「甲」という。）と社会福祉法人 愛恵会 特別養護老人ホーム 愛恵苑（以下「乙」という。）とは、災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第２条第１号に規定する災害（以下、「災害」という。）が発生した場合において、避難所での生活において、特別の配慮を要する者及びその家族（以下「要配慮者等」という。）を受け入れるための福祉避難所について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、災害発生時に要配慮者等が避難所生活に支障が生じないよう、乙の運営する福祉施設内において、福祉避難所を設置することに関し、必要な事項を定めるものとする。

（受け入れの対象者）

第２条　受け入れの対象となる者は、特別の配慮を要する者及びその家族の者など、甲が避難所において、福祉避難所での避難生活が必要であると判断した要配慮者等とする。

（指定する施設）

第３条　乙が運営する施設のうち、福祉避難所として指定する施設は、別表のとおりとする。また、対象施設に変更等が生じた場合又は新たに対象となる施設の追加を要する場合は、速やかに甲に報告し、別途協議のうえ、必要により当該協定書別表を変更するものとする。

（福祉避難所の開設）

第４条　甲は、福祉避難所を開設する必要が生じた場合は、前条において定められた対象施設について、その被害状況及び利用状況を乙に確認のうえ、福祉避難所として開設することができる。

（開設の通知）

第５条　甲は、前条に基づき福祉避難所を開設する際は、事前に乙に対しその旨を、福祉避難所開設通知書（様式第１号）によって通知するものとする。

２　甲は、福祉避難所の開設に緊急を要するときは、前項の規定にかかわらず口頭で通知することにより開設することができるものとする。ただし、甲は、開設後速やかに、乙に対し福祉避難所開設通知書を提出するものとする。

（管理運営）

第６条　乙は、福祉避難所の設置運営にあっては、次に掲げる業務を履行するものとする。

（１）要配慮者等への相談等に応じる介助員等の配置及び福祉避難所に避難した要配慮者等の日常生活上の支援

（２）要配慮者等の状況の急変等に対応できる体制の確保

（３）福祉避難所の設置運営に係る実績報告及び費用に係る毎月の請求

（４）乙は、甲からの要請に可能な範囲で応じるものとする。

（運営期間）

第７条　乙が開設する福祉避難所の運営期間は、甲からの要請に基づき要配慮者等を受け入れた

ときから一般の避難所が閉鎖するまでの期間とし、甲は乙に対しその旨を、福祉避難所閉設通知書（様式第２号）によって通知するものと。ただし、特段の事情のあるときはこの限りでない。

（費用の清算）

第８条　甲は、乙に対し、福祉避難所の管理運営に要した費用であって、次に掲げるものについて支払をするものとする。

（１）介助員等に要する人件費（夜勤、宿直等に要する費用を含む。）

（２）要配慮者等に要する食費

（３）その他乙が直接支払を行ったものに要した費用

２　その他必要な費用の負担については、甲、乙協議の上、決定するものとする。

（要配慮者等の避難手段）

第９条　福祉避難所への移送は、原則として要配慮者等が自身の責任において行うものとする。ただし、避難にあたり支援が必要であると判断した場合は、甲が要配慮者等を移送するものとする。

２　乙は甲から移送に関する協力の要請があった場合は、可能な範囲で移送に協力するものとする。

（個人情報の保護）

第10条　甲及び乙は、福祉避難所の管理運営に当たり業務上知り得た要配慮者等又はその家族等の固有の情報を漏らしてはならない。

２　前項に規定する個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

（権利義務の譲渡等の制限）

第11条　乙は、この協定により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又はその権利を担保に供してはならない。

（関係書類の保管）

第12条　乙は、この協定に関する書類等を事業所に整備するほか、次に掲げる記録を事業実施後５年間保管しなければならない。

（１）要配慮者等の氏名・滞在期間等

（２）要配慮者等に提供した食事や物資の数量・価格等

（３）その他乙が直接支払を行ったものに要した費用

（協定の解除）

第13条　甲は、乙がこの協定に基づく目的を達成することができないと認めるときは、これを解除できるものとする。

（有効期間）

第14条　この協定は、締結の日から効力を発生するものとし、平成２９年３月３１日までとする。ただし、期間満了の２月前までに甲、乙いずれかから書面により更新しない旨の申立がない限り、毎年度自動更新されるものとする。

（その他）
第15条　この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項は、甲、乙協議して定めるものとする。
この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲、乙記名押印の上、各１通を保有するものとする。

平成２７年１月２７日

甲 千葉県いすみ市大原7400番地１
いすみ市
代表者 いすみ市長 太田　洋

乙　千葉県いすみ市岬町中滝1692番地
社会福祉法人 愛恵会
特別養護老人ホーム 愛恵苑
代表者 施設長 吉田　好美

[資料 2-32]災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定書

いすみ市（以下「甲」という。）と社会福祉法人 徳寿会 特別養護老人ホーム シルバーガーデン（以下「乙」という。）とは、災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第２条第１号に規定する災害（以下、「災害」という。）が発生した場合において、避難所での生活において、特別の配慮を要する者及びその家族（以下「要配慮者等」という。）を受け入れるための福祉避難所について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、災害発生時に要配慮者等が避難所生活に支障が生じないよう、乙の運営する福祉施設内において、福祉避難所を設置することに関し、必要な事項を定めるものとする。

（受け入れの対象者）

第２条　受け入れの対象となる者は、特別の配慮を要する者及びその家族の者など、甲が避難所において、福祉避難所での避難生活が必要であると判断した要配慮者等とする。

（指定する施設）

第３条　乙が運営する施設のうち、福祉避難所として指定する施設は、別表のとおりとする。また、対象施設に変更等が生じた場合又は新たに対象となる施設の追加を要する場合は、速やかに甲に報告し、別途協議のうえ、必要により当該協定書別表を変更するものとする。

（福祉避難所の開設）

第４条　甲は、福祉避難所を開設する必要が生じた場合は、前条において定められた対象施設について、その被害状況及び利用状況を乙に確認のうえ、福祉避難所として開設することができる。

（開設の通知）

第５条　甲は、前条に基づき福祉避難所を開設する際は、事前に乙に対しその旨を、福祉避難所開設通知書（様式第１号）によって通知するものとする。

２ 甲は、福祉避難所の開設に緊急を要するときは、前項の規定にかかわらず口頭で通知することにより開設することができるものとする。ただし、甲は、開設後速やかに、乙に対し福祉避難所開設通知書を提出するものとする。

（管理運営）

第６条　乙は、福祉避難所の設置運営にあっては、次に掲げる業務を履行するものとする。

（１）要配慮者等への相談等に応じる介助員等の配置及び福祉避難所に避難した要配慮者等の日常生活上の支援

（２）要配慮者等の状況の急変等に対応できる体制の確保

（３）福祉避難所の設置運営に係る実績報告及び費用に係る毎月の請求

（４）乙は、甲からの要請に可能な範囲で応じるものとする。

（運営期間）

第７条　乙が開設する福祉避難所の運営期間は、甲からの要請に基づき要配慮者等を受け入れたときから一般の避難所が閉鎖するまでの期間とし、甲は乙に対しその旨を、福祉避難所閉設通知書（様式第２号）によって通知するものと。ただし、特段の事情のあるときはこの限りでな

い。

（費用の清算）

第８条　甲は、乙に対し、福祉避難所の管理運営に要した費用であって、次に掲げるものについて支払をするものとする。

（１）介助員等に要する人件費（夜勤、宿直等に要する費用を含む。）

（２）要配慮者等に要する食費

（３）その他乙が直接支払を行ったものに要した費用

２　その他必要な費用の負担については、甲、乙協議の上、決定するものとする。

（要配慮者等の避難手段）

第９条　福祉避難所への移送は、原則として要配慮者等が自身の責任において行うものとする。ただし、避難にあたり支援が必要であると判断した場合は、甲が要配慮者等を移送するものとする。

２　乙は甲から移送に関する協力の要請があった場合は、可能な範囲で移送に協力するものとする。

（個人情報の保護）

第10条　甲及び乙は、福祉避難所の管理運営に当たり業務上知り得た要配慮者等又はその家族等の固有の情報を漏らしてはならない。

２　前項に規定する個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

（権利義務の譲渡等の制限）

第11条　乙は、この協定により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又はその権利を担保に供してはならない。

（関係書類の保管）

第12条　乙は、この協定に関する書類等を事業所に整備するほか、次に掲げる記録を事業実施後５年間保管しなければならない。

（１）要配慮者等の氏名・滞在期間等

（２）要配慮者等に提供した食事や物資の数量・価格等

（３）その他乙が直接支払を行ったものに要した費用

（協定の解除）

第13条　甲は、乙がこの協定に基づく目的を達成することができないと認めるときは、これを解除できるものとする。

（有効期間）

第14条　この協定は、締結の日から効力を発生するものとし、平成２９年３月３１日までとする。ただし、期間満了の２月前までに甲、乙いずれかから書面により更新しない旨の申立がない限り、毎年度自動更新されるものとする。

（その他）

第15条　この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項は、甲、乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲、乙記名押印の上、各１通を保有するものとする。

平成２７年１月２７日

甲 千葉県いすみ市大原 7400 番地 1
いすみ市
代表者 いすみ市長 太田　洋

乙　千葉県いすみ市新田若山深堀入会地 9 番地
社会福祉法人 徳寿会
特別養護老人ホーム シルバーガーデン
代表者 施設長 庄司　典子

[資料 2-33]災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定書

いすみ市（以下「甲」という。）と社会福祉法人 茶ノ木台くらぶ 特別養護老人ホーム 茶ノ木台くらぶ （以下「乙」という。）とは、災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第２条第１号に規定する災害（以下、「災害」という。）が発生した場合において、避難所での生活において、特別の配慮を要する者及びその家族（以下「要配慮者等」という。）を受け入れるための福祉避難所について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、災害発生時に要配慮者等が避難所生活に支障が生じないよう、乙の運営する福祉施設内において、福祉避難所を設置することに関し、必要な事項を定めるものとする。

（受け入れの対象者）

第２条　受け入れの対象となる者は、特別の配慮を要する者及びその家族の者など、甲が避難所において、福祉避難所での避難生活が必要であると判断した要配慮者等とする。

（指定する施設）

第３条　乙が運営する施設のうち、福祉避難所として指定する施設は、別表のとおりとする。また、対象施設に変更等が生じた場合又は新たに対象となる施設の追加を要する場合は、速やかに甲に報告し、別途協議のうえ、必要により当該協定書別表を変更するものとする。

（福祉避難所の開設）

第４条　甲は、福祉避難所を開設する必要が生じた場合は、前条において定められた対象施設について、その被害状況及び利用状況を乙に確認のうえ、福祉避難所として開設することができる。

（開設の通知）

第５条　甲は、前条に基づき福祉避難所を開設する際は、事前に乙に対しその旨を、福祉避難所開設通知書（様式第１号）によって通知するものとする。

２ 甲は、福祉避難所の開設に緊急を要するときは、前項の規定にかかわらず口頭で通知することにより開設することができるものとする。ただし、甲は、開設後速やかに、乙に対し福祉避難所開設通知書を提出するものとする。

（管理運営）

第６条　乙は、福祉避難所の設置運営にあっては、次に掲げる業務を履行するものとする。

（１）要配慮者等への相談等に応じる介助員等の配置及び福祉避難所に避難した要配慮者等の日常生活上の支援

（２）要配慮者等の状況の急変等に対応できる体制の確保

（３）福祉避難所の設置運営に係る実績報告及び費用に係る毎月の請求

（４）乙は、甲からの要請に可能な範囲で応じるものとする。

（運営期間）

第７条　乙が開設する福祉避難所の運営期間は、甲からの要請に基づき要配慮者等を受け入れたときから一般の避難所が閉鎖するまでの期間とし、甲は乙に対しその旨を、福祉避難所閉設通知書（様式第２号）によって通知するものと。ただし、特段の事情のあるときはこの限りでな

い。

（費用の清算）

第８条　甲は、乙に対し、福祉避難所の管理運営に要した費用であって、次に掲げるものについて支払をするものとする。

（１）介助員等に要する人件費（夜勤、宿直等に要する費用を含む。）

（２）要配慮者等に要する食費

（３）その他乙が直接支払を行ったものに要した費用

２　その他必要な費用の負担については、甲、乙協議の上、決定するものとする。

（要配慮者等の避難手段）

第９条　福祉避難所への移送は、原則として要配慮者等が自身の責任において行うものとする。ただし、避難にあたり支援が必要であると判断した場合は、甲が要配慮者等を移送するものとする。

２　乙は甲から移送に関する協力の要請があった場合は、可能な範囲で移送に協力するものとする。

（個人情報の保護）

第10条　甲及び乙は、福祉避難所の管理運営に当たり業務上知り得た要配慮者等又はその家族等の固有の情報を漏らしてはならない。

２　前項に規定する個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

（権利義務の譲渡等の制限）

第11条　乙は、この協定により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又はその権利を担保に供してはならない。

（関係書類の保管）

第12条　乙は、この協定に関する書類等を事業所に整備するほか、次に掲げる記録を事業実施後５年間保管しなければならない。

（１）要配慮者等の氏名・滞在期間等

（２）要配慮者等に提供した食事や物資の数量・価格等

（３）その他乙が直接支払を行ったものに要した費用

（協定の解除）

第13条　甲は、乙がこの協定に基づく目的を達成することができないと認めるときは、これを解除できるものとする。

（有効期間）

第14条　この協定は、締結の日から効力を発生するものとし、平成２９年３月３１日までとする。ただし、期間満了の２月前までに甲、乙いずれかから書面により更新しない旨の申立がない限り、毎年度自動更新されるものとする。

（その他）

第15条　この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項は、甲、乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲、乙記名押印の上、各１通を保有するものとする。

平成２７年１月２７日

甲　千葉県いすみ市大原 7400 番地 1
いすみ市
代表者 いすみ市長 太田　洋

乙　千葉県いすみ市山田 6033 番地 3
社会福祉法人 茶ノ木台くらぶ
特別養護老人ホーム 茶ノ木台くらぶ
代表者 施設長 石渡　裕子

[資料 2-34]災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定書

いすみ市（以下「甲」という。）と社会福祉法人 槇の里 指定障害者支援施設 いすみ学園（以下「乙」という。）とは、災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第２条第１号に規定する災害（以下、「災害」という。）が発生した場合において、避難所での生活において、特別の配慮を要する者及びその家族（以下「要配慮者等」という。）を受け入れるための福祉避難所について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、災害発生時に要配慮者等が避難所生活に支障が生じないよう、乙の運営する福祉施設内において、福祉避難所を設置することに関し、必要な事項を定めるものとする。

（受け入れの対象者）

第２条　受け入れの対象となる者は、特別の配慮を要する者及びその家族の者など、甲が避難所において、福祉避難所での避難生活が必要であると判断した要配慮者等とする。

（指定する施設）

第３条　乙が運営する施設のうち、福祉避難所として指定する施設は、別表のとおりとする。また、対象施設に変更等が生じた場合又は新たに対象となる施設の追加を要する場合は、速やかに甲に報告し、別途協議のうえ、必要により当該協定書別表を変更するものとする。

（福祉避難所の開設）

第４条　甲は、福祉避難所を開設する必要が生じた場合は、前条において定められた対象施設について、その被害状況及び利用状況を乙に確認のうえ、福祉避難所として開設することができる。

（開設の通知）

第５条　甲は、前条に基づき福祉避難所を開設する際は、事前に乙に対しその旨を、福祉避難所開設通知書（様式第１号）によって通知するものとする。

２ 甲は、福祉避難所の開設に緊急を要するときは、前項の規定にかかわらず口頭で通知することにより開設することができるものとする。ただし、甲は、開設後速やかに、乙に対し福祉避難所開設通知書を提出するものとする。

（管理運営）

第６条　乙は、福祉避難所の設置運営にあっては、次に掲げる業務を履行するものとする。

（１）要配慮者等への相談等に応じる介助員等の配置及び福祉避難所に避難した要配慮者等の日常生活上の支援

（２）要配慮者等の状況の急変等に対応できる体制の確保

（３）福祉避難所の設置運営に係る実績報告及び費用に係る毎月の請求

（４）乙は、甲からの要請に可能な範囲で応じるものとする。

（運営期間）

第７条　乙が開設する福祉避難所の運営期間は、甲からの要請に基づき要配慮者等を受け入れたときから一般の避難所が閉鎖するまでの期間とし、甲は乙に対しその旨を、福祉避難所閉設通知書（様式第２号）によって通知するものと。ただし、特段の事情のあるときはこの限りでな

い。

（費用の清算）

第８条　甲は、乙に対し、福祉避難所の管理運営に要した費用であって、次に掲げるものについて支払をするものとする。

（１）介助員等に要する人件費（夜勤、宿直等に要する費用を含む。）

（２）要配慮者等に要する食費

（３）その他乙が直接支払を行ったものに要した費用

その他必要な費用の負担については、甲、乙協議の上、決定するものとする。

（要配慮者等の避難手段）

第９条　福祉避難所への移送は、原則として要配慮者等が自身の責任において行うものとする。ただし、避難にあたり支援が必要であると判断した場合は、甲が要配慮者等を移送するものとする。

乙は甲から移送に関する協力の要請があった場合は、可能な範囲で移送に協力するものとする。

（個人情報の保護）

第10条　甲及び乙は、福祉避難所の管理運営に当たり業務上知り得た要配慮者等又はその家族等の固有の情報を漏らしてはならない。

前項に規定する個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

（権利義務の譲渡等の制限）

第11条　乙は、この協定により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又はその権利を担保に供してはならない。

（関係書類の保管）

第12条　乙は、この協定に関する書類等を事業所に整備するほか、次に掲げる記録を事業実施後５年間保管しなければならない。

（１）要配慮者等の氏名・滞在期間等

（２）要配慮者等に提供した食事や物資の数量・価格等

（３）その他乙が直接支払を行ったものに要した費用

（協定の解除）

第13条　甲は、乙がこの協定に基づく目的を達成することができないと認めるときは、これを解除できるものとする。

（有効期間）

第14条　この協定は、締結の日から効力を発生するものとし、平成２９年３月３１日までとする。ただし、期間満了の２月前までに甲、乙いずれかから書面により更新しない旨の申立がない限り、毎年度自動更新されるものとする。

（その他）

第15条　この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項は、甲、乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲、乙記名押印の上、各１通を保有するもの

とする。

平成２９年１月２７日

甲　千葉県いすみ市大原 7400 番地 1
いすみ市
代表者 いすみ市長 太田　洋

乙　千葉県いすみ市万木 22 番地
社会福祉法人 槇の里
指定障害者支援施設 いすみ学園
代表者 施設長 秋本　泰司

[資料 2-35]災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定書

いすみ市（以下「甲」という。）と社会福祉法人 土穂会（以下「乙」という。）とは、災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第２条第１号に規定する災害（以下、「災害」という。）が発生した場合において、避難所での生活において、特別の配慮を要する者及びその家族（以下「要配慮者等」という。）を受け入れるための福祉避難所について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、災害発生時に要配慮者等が避難所生活に支障が生じないよう、乙の運営する福祉施設内において、福祉避難所を設置することに関し、必要な事項を定めるものとする。

（受け入れの対象者）

第２条　受け入れの対象となる者は、特別の配慮を要する者及びその家族の者など、甲が避難所において、福祉避難所での避難生活が必要であると判断した要配慮者等とする。

（指定する施設）

第３条　乙が運営する施設のうち、福祉避難所として指定する施設は、別表のとおりとする。また、対象施設に変更等が生じた場合又は新たに対象となる施設の追加を要する場合は、速やかに甲に報告し、別途協議のうえ、必要により当該協定書別表を変更するものとする。

（福祉避難所の開設）

第４条　甲は、福祉避難所を開設する必要が生じた場合は、前条において定められた対象施設について、その被害状況及び利用状況を乙に確認のうえ、福祉避難所として開設することができる。

（開設の通知）

第５条　甲は、前条に基づき福祉避難所を開設する際は、事前に乙に対しその旨を、福祉避難所開設通知書（様式第１号）によって通知するものとする。

甲は、福祉避難所の開設に緊急を要するときは、前項の規定にかかわらず口頭で通知することにより開設することができるものとする。ただし、甲は、開設後速やかに、乙に対し福祉避難所開設通知書を提出するものとする。

（管理運営）

第６条　乙は、福祉避難所の設置運営にあっては、次に掲げる業務を履行するものとする。

（１）要配慮者等への相談等に応じる介助員等の配置及び福祉避難所に避難した要配慮者等の日常生活上の支援

（２）要配慮者等の状況の急変等に対応できる体制の確保

（３）福祉避難所の設置運営に係る実績報告及び費用に係る毎月の請求

（４）乙は、甲からの要請に可能な範囲で応じるものとする。

（運営期間）

第７条　乙が開設する福祉避難所の運営期間は、甲からの要請に基づき要配慮者等を受け入れたときから一般の避難所が閉鎖するまでの期間とし、甲は乙に対しその旨を、福祉避難所閉設通知書（様式第２号）によって通知するものと。ただし、特段の事情のあるときはこの限りでない。

（費用の清算）

第８条　甲は、乙に対し、福祉避難所の管理運営に要した費用であって、次に掲げるものについて支払をするものとする。

（１）介助員等に要する人件費（夜勤、宿直等に要する費用を含む。）

（２）要配慮者等に要する食費

（３）その他乙が直接支払を行ったものに要した費用

その他必要な費用の負担については、甲、乙協議の上、決定するものとする。

（要配慮者等の避難手段）

第９条　福祉避難所への移送は、原則として要配慮者等が自身の責任において行うものとする。

ただし、避難にあたり支援が必要であると判断した場合は、甲が要配慮者等を移送するものとする。

乙は甲から移送に関する協力の要請があった場合は、可能な範囲で移送に協力するものとする。

（個人情報の保護）

第10条　甲及び乙は、福祉避難所の管理運営に当たり業務上知り得た要配慮者等又はその家族等の固有の情報を漏らしてはならない。

前項に規定する個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

（権利義務の譲渡等の制限）

第11条　乙は、この協定により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又はその権利を担保に供してはならない。

（関係書類の保管）

第12条　乙は、この協定に関する書類等を事業所に整備するほか、次に掲げる記録を事業実施後５年間保管しなければならない。

（１）要配慮者等の氏名・滞在期間等

（２）要配慮者等に提供した食事や物資の数量・価格等

（３）その他乙が直接支払を行ったものに要した費用

（協定の解除）

第13条　甲は、乙がこの協定に基づく目的を達成することができないと認めるときは、これを解除できるものとする。

（有効期間）

第14条　この協定は、締結の日から効力を発生するものとし、平成２８年３月３１日までとする。ただし、期間満了の２月前までに甲、乙いずれかから書面により更新しない旨の申立がない限り、毎年度自動更新されるものとする。

（その他）

第15条　この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項は、甲、乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲、乙記名押印の上、各１通を保有するもの

とする。

平成２７年７月３０日

甲　千葉県いすみ市大原 7400 番地 1
いすみ市
代表者 いすみ市長 太田　洋

乙　千葉県いすみ市岬町岩熊 138 番地 10
社会福祉法人 土穂会
代表者 理事長 多田　美穂子

[資料 2-36]災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定書

いすみ市（以下「甲」という。）と社会福祉法人 つばさ（以下「乙」という。）とは、災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第２条第１号に規定する災害（以下、「災害」という。）が発生した場合において、避難所での生活において、特別の配慮を要する者及びその家族（以下「要配慮者等」という。）を受け入れるための福祉避難所について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、災害発生時に要配慮者等が避難所生活に支障が生じないよう、乙の運営する福祉施設内において、福祉避難所を設置することに関し、必要な事項を定めるものとする。

（受け入れの対象者）

第２条　受け入れの対象となる者は、特別の配慮を要する者及びその家族の者など、甲が避難所において、福祉避難所での避難生活が必要であると判断した要配慮者等とする。

（指定する施設）

第３条　乙が運営する施設のうち、福祉避難所として指定する施設は、別表のとおりとする。また、対象施設に変更等が生じた場合又は新たに対象となる施設の追加を要する場合は、速やかに甲に報告し、別途協議のうえ、必要により当該協定書別表を変更するものとする。

（福祉避難所の開設）

第４条　甲は、福祉避難所を開設する必要が生じた場合は、前条において定められた対象施設について、その被害状況及び利用状況を乙に確認のうえ、福祉避難所として開設することができる。

（開設の通知）

第５条　甲は、前条に基づき福祉避難所を開設する際は、事前に乙に対しその旨を、福祉避難所開設通知書（様式第１号）によって通知するものとする。

２ 甲は、福祉避難所の開設に緊急を要するときは、前項の規定にかかわらず口頭で通知することにより開設することができるものとする。ただし、甲は、開設後速やかに、乙に対し福祉避難所開設通知書を提出するものとする。

（管理運営）

第６条　乙は、福祉避難所の設置運営にあっては、次に掲げる業務を履行するものとする。

（１）要配慮者等への相談等に応じる介助員等の配置及び福祉避難所に避難した要配慮者等の日常生活上の支援

（２）要配慮者等の状況の急変等に対応できる体制の確保

（３）福祉避難所の設置運営に係る実績報告及び費用に係る毎月の請求

（４）乙は、甲からの要請に可能な範囲で応じるものとする。

（運営期間）

第７条　乙が開設する福祉避難所の運営期間は、甲からの要請に基づき要配慮者等を受け入れたときから一般の避難所が閉鎖するまでの期間とし、甲は乙に対しその旨を、福祉避難所閉設通知書（様式第２号）によって通知するものと。ただし、特段の事情のあるときはこの限りでな

い。

（費用の清算）

第８条　甲は、乙に対し、福祉避難所の管理運営に要した費用であって、次に掲げるものについて支払をするものとする。

（１）介助員等に要する人件費（夜勤、宿直等に要する費用を含む。）

（２）要配慮者等に要する食費

（３）その他乙が直接支払を行ったものに要した費用

２　その他必要な費用の負担については、甲、乙協議の上、決定するものとする。

（要配慮者等の避難手段）

第９条　福祉避難所への移送は、原則として要配慮者等が自身の責任において行うものとする。ただし、避難にあたり支援が必要であると判断した場合は、甲が要配慮者等を移送するものとする。

乙は甲から移送に関する協力の要請があった場合は、可能な範囲で移送に協力するものとする。

（個人情報の保護）

第10条　甲及び乙は、福祉避難所の管理運営に当たり業務上知り得た要配慮者等又はその家族等の固有の情報を漏らしてはならない。

前項に規定する個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

（権利義務の譲渡等の制限）

第11条　乙は、この協定により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又はその権利を担保に供してはならない。

（関係書類の保管）

第12条　乙は、この協定に関する書類等を事業所に整備するほか、次に掲げる記録を事業実施後５年間保管しなければならない。

（１）要配慮者等の氏名・滞在期間等

（２）要配慮者等に提供した食事や物資の数量・価格等

（３）その他乙が直接支払を行ったものに要した費用

（協定の解除）

第13条　甲は、乙がこの協定に基づく目的を達成することができないと認めるときは、これを解除できるものとする。

（有効期間）

第14条　この協定は、締結の日から効力を発生するものとし、平成２８年３月３１日までとする。ただし、期間満了の２月前までに甲、乙いずれかから書面により更新しない旨の申立がない限り、毎年度自動更新されるものとする。

（その他）

第15条　この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項は、甲、乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲、乙記名押印の上、各１通を保有するもの

とする。

平成２７年７月３０日

甲　千葉県いすみ市大原 7400 番地 1
いすみ市
代表者 いすみ市長 太田　洋

乙　千葉県いすみ市山田 5901 番地
社会福祉法人 つばさ
代表者 理事長 三上　幸治

[資料 2-37]広告付避難施設等電柱看板の掲出に関する協定

いすみ市（以下「甲」という。）と東電タウンプランニング株式会社千葉総支社（以下「乙」という。）とは、いすみ市内における広告付避難場所等電柱看板（以下「看板」という。）の掲出について、甲と乙の協力に関し必要な事項について次の条項により協定を締結する。

（趣旨）

第1条　この協定は、いすみ市内における看板の掲出により、市民及び観光客等の来訪者に対する災害発生時の地域の避難場所等を案内表示することを目的とする。

（定義）

第2条　この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

⑴ 看　　板　　乙の実施している広告事業のうちの乙が事業を営む電柱へ設置する看板（巻広告）に民間企業などの広告と併せて避難場所等案内表示を記載するものをいう。

⑵ 広　告　主　　本協定の趣旨に賛同する企業等をいう。

⑶ 避難場所等　　津波緊急避難場所及び避難所、避難場所の案内表示のほかに、観光案内、交通安全、防犯関係について掲出するものをいう。

（避難場所等の情報提供）

第3条　甲は、看板の掲出のために必要な情報を乙に提供し、本協定の趣旨の実現に必要な指導・協力をするものとする。

（乙の業務）

第4条　乙は、次に掲げる事項を誠実に実行するものとする。

⑴ この協定の趣旨に適う広告主を募り、看板の掲出に必要な一切の手続きを行うこと。

⑵ 掲出された看板に関する維持管理及び住民からの申し出等に対しての対応を行うこと。

⑶ 看板の掲出状況につき、甲の求めるときに報告を行うこと。

⑷ 新規掲出のあるときは、甲と事前協議を行うこと。

⑸ 避難場所等の変更削除があった場合には、必要な修正を行うこと。

（看板の仕様）

第5条　看板に記載する避難場所等案内表示は、看板掲出場所から極力近い距離の避難場所等を表示することを原則とする。

（広告の範囲）

第6条　次の各号のいずれかに該当する広告は、広告媒体には掲載しない。

⑴ 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの。

⑵ 公序良俗の反するもの又はそのおそれがあるもの。

⑶ 政治性のあるもの。

⑷ 宗教性のあるもの。

⑸ 社会問題についての主義主張。

⑹ 個人の名刺広告。

⑺ 美観風致を害するおそれがあるもの。

⑻　公衆に不快の念または危害を与えるおそれがあるもの。

⑼　その他、広告媒体の掲載する広告として不適当であると甲が認めるもの。

（経費等）

第7条　看板の掲出にあたり、必要な一切の経費等は、乙及び広告主が負担し、甲はその一切を負担しないものとする。

（協議）

第8条　この協定の実施に関し必要となる事項及び協定に定めのない事項及び協定の解釈に疑義が生じた場合については、甲と乙が協議して定める。

（効力）

第9条　この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定終了の通知をしない限り、その効力は持続するものとする。

甲と乙は、本協定書を２通作成し、それぞれ記名押印の上、その１通を保有する。

平成２７年１０月１日

甲　　千葉県いすみ市大原７４００番地１
いすみ市
市　長　太　田　　洋

乙　　千葉県千葉市中央区汐見丘町２４－２
東電タウンプランニング株式会社　千葉総支社
千葉総支社長　轟　和夫

[資料 2-38]災害に係る情報発信等に関する協定

千葉県いすみ市（以下「甲」という。）とヤフー株式会社（以下「乙」という。）は、災害に係る情報発信等に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、いすみ市域内（以下「市域内」という。）における地震、津波、台風、豪雨、洪水、暴風その他の災害に備え、甲が市民等に対して必要な情報を迅速に提供し、かつ甲の行政機能の低下を軽減させるため、甲と乙が互いに協力して様々な取組みを行うことを目的とする。

（取組内容）

第２条　この協定における取組みの内容は、次の各号の中から、甲及び乙の両者の協議により具体的な内容及び方法について合意が得られたものを実施するものとする。

⑴　乙は、甲の運営するホームページの災害時のアクセス負荷の軽減を目的として、甲の運営するホームページのキャッシュサイトをヤフーサービス上に掲載し、一般の閲覧に供すること。

⑵　甲は、市域内の避難所等の防災情報を乙に提供し、乙は、これらの情報を平常時からヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。

⑶　甲は、市域内の避難勧告、避難指示等の緊急情報を乙に提供し、乙は、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。

⑷　甲は、災害発生時における市域内の被害状況、ライフラインに関する情報及び避難所におけるボランティア受入れ情報を乙に提供し、乙は、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。

⑸　甲は、市域内の避難所等における必要救援物資に関する情報を乙に提供し、乙は、この必要救援物資に関する情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。

⑹　乙が提供するブログサービスにおいて、甲が運営するブログ（以下「災害ブログ」という）にアクセスするための web リンクを、乙は、ヤフーサービス上に掲載するなどして、災害ブログを一般に広く周知すること。

⑺　甲は、災害発生時における避難者の安否確認を行うため、市域内の避難所に避難している避難者の名簿を乙に提供し、ヤフーサービス上に掲載する場合は、作成する場合、ヤフー乙が提示する所定のフォーマット（別記様式１）を用いて名簿を作成すること。

２　甲及び乙は、前項各号の事項が円滑になされるよう、お互いの窓口となる連絡先及びその担当者名を相手方に連絡するものとし、これに変更があった場合、速やかに相手方に連絡するものとする。

３　第１項各号に関する事項及び同項に記載のない事項についても、甲及び乙は、両者で適宜協議を行い、決定した取組みを随時実施するものとする。

（費用）

第３条　前条に基づく甲及び乙の対応は別段の合意がない限り無償で行われるものとし、それぞれの対応にかかる旅費・通信費その他一切の経費は、各自が負担するものとする。

（情報の周知）

第４条　乙は、甲から提供を受ける情報について、甲が特段の留保を付さない限り、本協定の目的を達成するため、乙が適切と判断する方法（提携先への提供、ヤフーサービス以外のサービス上での掲載等を含む）により、一般に広く周知することができる。ただし、乙は、本協定の目的以外のために二次利用をしてはならないものとする。

（協定の公表）

第５条　協定締結の事実及び協定の内容を公表する場合は、その時期、方法及び内容について、甲乙別途協議のうえ、決定するものとする。

（有効期間）

第６条　この協定の有効期間は、協定締結の日から１年間とする。ただし、期間満了の１箇月前までに、甲、乙いずれかから何等の意思表示がないときは、期間満了の翌日から１年間延長するものとし、以後も同様とする。

（協議）

第７条　この協定に定めのない事項またはこの協定に関して疑義が生じた事項については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

この協定締結の証として本書２通を作成し、甲乙両者記名押印のうえ各１通を保有する。

平成２７年１２月１日

甲：千葉県いすみ市大原 7400 番地１
いすみ市
市長　太　田　　洋

乙：東京都港区赤坂九丁目７番１号
ヤフー株式会社
代表取締役　宮　坂　　学

[資料 2-39]災害時の応急救護活動及び医薬品の供給等に関する協定書

いすみ市（以下「甲」という。）と一般社団法人外房薬剤師会（以下「乙」という。）は、いすみ市において、災害が発生した場合の迅速な応急救護活動及び医薬品等の供給を実施するため、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第１条　この協定は、災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号。以下「法」という。）及びいすみ市地域防災計画（以下「市防災計画」という。）に基づき、甲が行う応急救護活動及び医療救護活動に必要な医薬品、衛生材料、医療機器（以下「医薬品等」という。）の供給に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（救護班の派遣）

第２条　甲は、いすみ市内において災害が発生し、いすみ市地域防災計画に基づき、調剤、服薬指導及び医薬品管理等の医療救護活動を実施する必要が生じたときは、乙に対し、薬剤師で編成する救護班（「以下「救護班」という。）の派遣を要請するものとする。

２　乙は、前項の規定に基づき、甲から派遣要請を受けた場合には、速やかに救護班を編成し、救護所または医薬品の集積場所等、甲の指定する場所（「以下「救護所等」という。）に派遣するものとする。

（救護班の派遣の特例）

第３条　乙は、前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、救護班を派遣するものとする。

（１）緊急やむを得ない事情により、甲の要請を受けるいとまのない場合

（２）夷隅医師会から要請を受けた場合

2　乙は、前項の規定により救護班を派遣した場合は、速やかに甲に報告し、その承認を得るものとする。

（救護班の業務）

第４条　救護班の業務は、次のとおりとする。

（1）　救護所等における傷病者等に対する調剤及び服薬指導

（2）　救護所及び医薬品の集積場所等における医薬品の仕分け及び管理

（3）　その他医療救護活動に必要な業務

（医薬品等の供給）

第５条　医療救護活動に必要な医薬品等は、原則として甲が調達することとする。ただし、緊急の場合は、乙が派遣する救護班が携行するものを含め、乙が供給するものを使用することができる。

（救護班の活動場所）

第６条　救護班は、救護所等において、医療救護活動を実施するものとする。

（調剤費）

第７条　救護所等における調剤費は、無料とする。

2　収容医療機関における薬剤費は、原則として患者負担とする。

（指揮命令及び連絡調整）

第８条　救護班が行う医療救護活動は、いすみ市地域防災計画に基づき、原則として甲の指定する者の指示により行うものとする。

（活動記録及び報告）

第９条　救護班の長は、医療救護活動に係る記録を行うとともに、甲に報告するものとする。

（合同訓練）

第１０条　乙は、甲が行う防災訓練や研修会等に関し、甲の要請に基づき参加協力するものとする。

（医薬品等の確保）

第１１条　甲は、いすみ市内において災害が発生し、いすみ市地域防災計画に基づき、医療救護活動に使用する医薬品等を調達する必要が生じたときは、乙に対し、乙の会員が保有する医薬品等の供給を要請するものとする。

２　乙は、甲から医療救護活動に使用する医薬品等の供給要請を受けた場合には、速やかに救護所等に医薬品等を供給するものとする。

（医薬品等の報告）

第１２条　甲は、この協定に基づく医薬品等の供給が円滑に行われるよう、乙に対し、医薬品等の確保状況等の報告を求めることができるものとする。

（医薬品等の輸送）

第１３条　供給要請を受けた医薬品等の運搬は、原則として、乙の責任において行うものとする。

２　乙は、前項の規定に基づき、医薬品等の運搬を行うにあたり、円滑な運搬ができるよう、甲に必要な協力を求めることができる。

（費用弁償等）

第１４条　甲の要請に基づき、乙が医療救護活動等を実施した場合に要する次の経費は、甲が負担するものとする。

（１）薬剤師班の編成、派遣に要する経費

（２）薬剤師班が携行した医薬品等を使用した場合の実費

（３）甲が実施する防災訓練、研修会等への参加に要する経費

（４）甲の要請により乙が供給した医薬品等に係る実費

（５）薬剤師班の班員が医療救護活動において負傷し疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助費

（６）前各号に定めるもののほか、この協定実施のために要した経費のうち、甲が必要と認めた経費

２　前項の定めによる費用弁償等の額については、甲乙協議のうえ、別に定めるものとする。

（医療紛争の措置）

第１５条　この協定により実施した医療救護活動に関して、医療紛争が生じた場合は、甲は、乙と緊密な連携のもとに速やかに原因等を調査し、紛争解決のために、適切な措置を講ずるものとする。

（個人情報の保護）

第１６条　甲及び乙は、医療救護活動を行うに当たり、業務上知り得た情報を漏らしてはならない。

２　　前項に規定する個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

（有効期間）

第１７条　この協定は、締結の日から効力を発生するものとし、有効期間は平成２８年３月３１日までとする。ただし、この協定の有効期間が満了する２ヶ月前までに甲、乙いずれかから何等の意思表示がないときは、期間満了の翌日から１年間延長するものとし、以後も同様とする。

（実施細目）

第１８条　この協定を実施するために必要な事項は、別に定める。

（協議）

第１９条　この協定の実施に関し、必要な事項または定めのない事項及びこの協定に疑義が生じた事項については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙両者、記名押印のうえ、各自１ 通を保有する。

平成２８年３月２４日

甲　　千葉県いすみ市大原７４００番地１
いすみ市
市　長　　太田　　洋

乙　　千葉県茂原市高師１８９番地７
一般社団法人　外房薬剤師会
代表理事・会長　石井　昌宏

[資料 2-40]津波発生時における津波緊急避難場所に関する協定書

地震・津波災害から椎木区民等の身の安全を図るため、津波発生時における緊急避難に関し、いすみ市（以下「甲」という。）と一宮町（以下「乙」という。）、綱田区（以下「丙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　大津波が発生し、また発生するおそれがある場合に、甲住民が一宮町綱田区の高台に避難することについて必要な事項を定める。

（受け入れ用途）

第２条　乙及び丙の地域に避難する位置付けは「津波緊急避難場所」とする。

（津波緊急避難場所）

第３条　乙及び丙は、次に揚げる地域を「津波緊急避難場所」として、甲住民の避難場所として使用させる。

一宮町綱田区内の一般県道　一宮椎木長者線の綱田跨線橋までの道路周辺　※別紙地図参照

（津波緊急避難場所の変更報告）

第４条　乙及び丙は、何らかの事情により地域の使用が不可能になるときは、甲に連絡をするものとする。

（費用負担）

第５条　地域の使用にあたり、甲住民が故意若しくは過失により破損させた場合は、甲が地域及び施設の原状回復をするものとする。

（避難時の事故等に係る責任）

第６条　乙及び丙は、甲住民が避難した際に発生した事故等に対する責任を一切負わないものとする。

（避難者の受け入れ期間）

第７条　甲住民を津波緊急避難場所として受け入れる期間は、大津波警報が発表されたときから、大津波警報の解除により津波のおそれが無くなったときまでとする。

（協議）

第８条　この協定に定めのない事項及び甲の協定に関して疑義が生じたときは、その都度、甲・乙双方が協議して定めるものとする。なお、協議した内容については、その都度、乙が丙へ報告するものとする。

（有効期間）

第９条　この協定の有効期間は、締結の日から平成３０年３月３１日までとする。

２　前項の期間満了の日の１ヵ月前までに、甲・乙・丙いずれかから申し出がない場合は、この協定は期間満了の日の翌日からさらに１年間更新されるものとし、以降も同様とする。

上記協定の証として、本協定書３通を作成し、甲乙丙記名押印のうえ、各１通を保有するものとする。

平成２９年　１月１６日

甲　住　　所　千葉県いすみ市大原７４００番地１
　　名　　称　いすみ市
　　代表者職氏名　いすみ市長　太田　　洋

乙　住　　所　千葉県長生郡一宮町一宮２４５７番地
　　名　　称　一宮町
　　代表者職氏名　一宮町長　馬淵　昌也

丙　住　　所　千葉県長生郡一宮町綱田１０７２番地
　　名　　称　綱田区
　　代表者職氏名　綱田区長

[資料 2-41]災害時における応急物資の供給等の協力に関する協定書

千葉県いすみ市（以下「甲」という。）と一般社団法人 S.I.Net 会（以下「乙」という。）は、甲の自治体域において、地震等により大規模な災害が発生した場合（以下「災害時等」という。）に、甲に対し乙が提供する業務等の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条 この協定は、「いすみ市地域防災計画」に基づき、災害時等に迅速な応急物資の供給等を実施するため、乙が甲に対し回転翼航空機を用いた協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（協力の要請）

第２条 甲は、災害時等に次の業務について、必要が生じた場合は、乙に協力を要請できるものとする。

(1) 応急物資（医薬品、水、食料等）の調達及び供給並びに役務の提供

(2) 甲の自治体域の災害状況調査（回転翼航空機による目視）及び関係機関への報告・連絡

(3) 要人の搬送

(4) その他、必要とする事項

（協力の実施）

第３条 乙は、甲の要請を受けたときは、その他の業務に優先して前条に掲げる業務を実施するものとする。

（協力の要請手続き）

第4条　甲は、次の事項を明らかにして、文書により乙に協力要請を行うものとする。ただし、それが困難な場合には、電話、ファックス等の可能な手段によることができるものとする。

(1) 被害等の状況（人的被害、建物・ライフライン、臨時ヘリポート等）

(2) 要請する協力の内容と規模等

(3) 協力の期間

(4) 前各号に定めるもののほか、必要な事項

（連絡窓口）

第5条　災害時等に甲と乙とが連絡を取り合う際は、それぞれの代表者が予め定める者を通じて行うこととする。

（報告）

第6条　乙は、甲の要請により第２条に掲げる業務を実施したときは、速やかに実施内容を甲に報告するものとする。

（経費の負担）

第7条　甲は、乙が実施した第２条に掲げる業務にかかる実費及び運航料を負担するものとする。

（経費の請求）

第8条　乙は、業務が完了したときは、業務実績を集計し、実費及び運航料を甲に一括して請求するものとする。

（経費の支払）

第9条　甲は、前条の規定に基づき、乙からの請求を受けて経費を支払うものとする。

（価格の決定）

第10条 甲が負担する経費の価格は、回転翼航空機の運航料金に於いては別紙１のとおりとする。その他の費用に於いては、災害時等の直前における適正価格を基準として甲乙協議して決定するものとする。

（支援体制の整備）

第11条 乙は、災害時等における円滑な協力体制が図れるよう、応援体制整備及び情報収集伝達体制の整備に務めるものとする。

（平常時における協力体制）

第12条 災害時に協力が円滑に行えるよう、平常時において、定期的に連絡会議を開催するなどして、情報の共有、職員等の交流その他防災に関する相互協力を積極的に進めるよう努める。

（実施細目）

第13条 この協定に関し、必要な手続きその他の事項は、実施細目で定めるものとする。

（協議）

第14条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた事項については、その都度甲乙協議して定めるものとする。

この協定書は甲及び乙の合意に基づき随時改定することができる。

（協定期間）

第15条 この協定期間は、協定締結日から１年間とする。ただし、この協定の有効期間終了前１か月までに甲乙いずれからも別段の意思表示がない場合は、期間終了の日から１年間この協定は更新され、以下同様とする。

この協定の締結を証するため、本協定書２通を作成し、甲乙双方記名押印の上、各１通を保有するものとする。

平成 29 年２月 27 日

（甲）千葉県いすみ市大原７４００番地１
いすみ市
いすみ市長　太田　　洋

（乙）東京都千代田区九段北 4-3-16
一般社団法人 S.I.Net 会
代表理事　松郎　信弘

［資料 2-42］災害時における福祉用具の供給等に関する協定書

第１条（趣旨）

いすみ市（以下「甲」という。）と一般社団法人日本福祉用具供給協会（以下「乙」という。）とは、いすみ市内に地震、風水害その他による災害が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「災害時」という。）に、相互に協力して避難所等において必要とされる介護用品・衛生用品等の福祉用具等の物資（以下「福祉用具等」という。）を確保することに関して必要な事項を定めるものとする。

第２条（協力事項の発動）

この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲がいすみ市災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動するものとする。

第３条（福祉用具等供給の協力要請）

災害時において甲が福祉用具等を必要とするときには、甲は、乙に対して福祉用具等の供給について協力を要請することができる。また甲は乙が福祉用具等を円滑に設置搬入できるよう、関係機関との連絡調整を行うものとする。

第４条（福祉用具等供給の協力実施）

乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、取り扱う福祉用具等の優先供給及び運搬に積極的に努めるものとする。

第５条（福祉用具等物資の内容）

甲が乙に要請する災害時の福祉用具等物資の内容は、予め別表のとおりとする。なお、この内容は甲乙協議し、随時変更できるものとする。

２　乙は、甲の要請があったときは、前項により定めた福祉用具等以外の物資の供給についても可能な範囲で協力するものとする。

第６条（福祉用具等供給の要請手続き）

甲の、乙に対する要請手続きは、別記様式「福祉用具等供給要請書」をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭・電話等をもって要請し、事後要請書を提出するものとする。

第７条（引渡し）

福祉用具等の引き渡し場所は、甲乙協議の上決定するものとし、当該場所において甲が確認して引き取るものとする。

第８条（福祉用具等の適合確認）

福祉用具等物資の適合確認は、甲の要請に対し必要に応じて乙の福祉用具専門相談員が、現地の状況や災害時要配慮者の状態に合わせて福祉用具等の適合を確認するものとする。

第９条（福祉用具等の運搬）

福祉用具等の運搬は、甲又は乙の指定する者が行うものとする。また、甲は、必要に応じて乙に対して運搬の協力を求めることができるものとする。

第１０条（車両の通行）

甲は、第３条及び第９条の規定により乙が物資を供給又は運搬する際には、警察等の関係機

関への連絡を行い、乙の車両を緊急通行車両として通行できるように支援するものとする。また甲は、乙が燃料・車両等の輸送手段の確保が困難な場合には協力を行うものとする。

第１１条（配慮事項）

甲は、乙に第３条の規定に基づき協力要請を行う場合は、各種警報、避難勧告その他立入制限が出されている地域への要請を避けるなど、輸送業務従事者及び福祉用具等の設置に従事する乙の福祉用具専門相談員の生命の安全に配慮するものとする。

第１２条（損害の負担）

本協定に基づく協力の実施にあたり損害（物資の紛失、福祉用具等が原因となる事故等）が生じたときは、その賠償の責について甲乙協議して定めるものとする。

第１３条（費用）

第３条及び第９条の規定により、乙が供給した福祉用具等物資及び乙が行った運搬等の費用については甲が負担するものとする。

２　前項に規定する費用は、災害時直前の平常時における適正な価格を基準とし、甲乙協議の上決定するものとする。

３　甲は、前２項の規定に基づき、乙から支払請求書を受理したときは、受理した日から３０日以内に支払うものとする。ただし、支払期限については、甲乙協議の上、変更することができるものとする。

第１４条（情報連絡体制の確認）

甲及び乙は、災害時における円滑な協力を図るため、毎年４月３０日までに同月１日の各々の担当者を相互に文書で報告するものとする。

第１５条（平常時の防災活動への協力）

乙は、次に掲げる甲の平常時における防災活動に対し協力するよう努めるものとする。

（１）甲が実施する防災啓発事業及び防災訓練への参加

（２）その他甲の要請に基づく平常時の防災活動への協力

第１６条（有効期間）

この協定は、締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書により協定の終了を通知しない限り継続するものとする。

第１７条（疑義の決定）

本協定に定めのない事項又は本協定に疑義が生じた場合は、その都度、甲乙協議の上決定するものとする。

本協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、それぞれ１通を保管する。

平成２９年６月３０日

甲　千葉県いすみ市大原 7400 番地１
いすみ市
いすみ市長　太田　　洋

乙　東京都港区浜松町２丁目７番１５号
一般社団法人　日本福祉用具供給協会
理事長　小野木　孝二

別表（第５条関係）

福祉用具等物資の内容	介護用品、衛生用品、食事用品、トイレ・おむつ用品、特殊寝台及び付属品、車椅子及び付属品、床ずれ防止用具、体位変換器、手すり、スロープ、歩行器、歩行補助杖、移動用リフト、医療関連用品　等

[資料 2-43]災害時における畳の供給に関する協定書

千葉県いすみ市（以下「甲」という。）と５日で５０００枚の約束。プロジェクト実行委員会（以下「乙」という。）は、災害時における畳の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、いすみ市内において災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号。）第２条第１号に規定する災害が発生した場合に、甲の要請に応じ、乙が、避難所等で使用する畳を提供することについて必要な事項を定めるものとする。

（災害時の要請）

第２条　甲は乙に対して、災害時に畳の提供を受けようとするときは、電話等にて必要な畳の枚数、受領の日時及び場所等を明示して畳の提供を要請するものとする。ただし、緊急時において乙は甲の要請がなくても協力できるものとする。

２　乙は、前項の要請について特別な事情によりこれを実施できない場合は、その旨を遅滞なく報告するものとする。

（畳の運搬、引渡し）

第３条　乙は、前条の規定により甲の要請を受けたときは、可能な範囲において、畳の提供に努めるものとする。

２　乙は、避難所までの畳の輸送を行うこととするが、被害状況により困難な場合は、甲乙協議のうえ甲が輸送体制の整備を行う。

３　甲は、利用後の畳の処分を行う。

４　前２項の作業については、その都度甲乙協議の上、協力して行うものとする。

（費用の負担）

第４条　乙が甲に提供する畳の費用は無償とし、その他畳の提供に当たり生じる費用は甲乙協議して定める。

（訓練）

第５条　乙は、甲の主催する防災訓練等に積極的に参加するものとする。

（情報の交換）

第６条　甲及び乙は、この協定に定める事項が円滑に行われるよう、平素から必要な情報の交換を行い、災害時に備えるものとする。

（連絡の責任者）

第７条　甲及び乙は、あらかじめ連絡責任者を定めて様式によりそれぞれ相手方に報告し、災害時には速やかに相互に連絡をとるものとする。連絡責任者等に変更があった場合は、速やかに相手方に通知するものとする。

（守秘義務）

第８条　乙及び乙の会員は、第２条に規定する要請業務の実施により知り得た秘密事項を他に漏らしてはならない。

（協議）

第９条　この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた事項については、その都度

甲乙協議して定めるものとする。

（有効期間）

第10条　この協定は、協定締結の日から効力を有し、甲乙いずれかがこの協定を終了する旨の協議申し出がない限り継続する。

２　前項で規定する協議は、協定終了を希望する日の３か月前までに相手方に申し出ること。

この協定の締結を証するため、本協定書２通を作成し、甲乙署名押印のうえ、各１通を保有するものとする。

平成29年10月27日

（甲）千葉県いすみ市大原７４００番地１
いすみ市
いすみ市長　太田　　洋

（乙）茨城県水戸市見和２丁目２３２番５３号
５日で5000枚の約束。プロジェクト実行委員会
関東地区委員長　関川　恵一

[資料 2-44]災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書

いすみ市（以下「甲」という。）と医療法人社団寿光会（以下「乙」という。）とは、災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第２条第１号に規定する災害（以下、「災害」という。）が発生した場合の避難所での生活において、特別の配慮を要する者及びその家族（以下「要配慮者等」という。）を受け入れるための福祉避難所の設置運営について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、災害発生時に要配慮者等が避難所生活に支障が生じないよう、乙の運営する福祉施設内において、福祉避難所を設置することに関し、必要な事項を定めるものとする。

（受け入れの対象者）

第２条　受け入れの対象となる者は、特別の配慮を要する者及びその家族の者など、甲が避難所において、福祉避難所での避難生活が必要であると判断した要配慮者等とする。

（指定する施設）

第３条　乙が運営する施設のうち、福祉避難所として指定する施設は、別表のとおりとする。また、対象施設に変更等が生じた場合又は新たに対象となる施設の追加を要する場合は、速やかに甲に報告し、別途協議のうえ、必要により当該協定書別表を変更するものとする。

（福祉避難所の開設）

第４条　甲は、福祉避難所を開設する必要が生じた場合は、前条において定められた対象施設について、その被害状況及び利用状況を乙に確認のうえ、福祉避難所として開設することができる。

（開設の通知）

第５条　甲は、前条に基づき福祉避難所を開設する際は、事前に乙に対し、その旨を福祉避難所開設通知書（様式第１号）によって通知するものとする。

２　甲は、福祉避難所の開設に緊急を要するときは、前項の規定にかかわらず口頭で通知することにより開設することができるものとする。ただし、甲は、開設後速やかに、乙に対し福祉避難所開設通知書を提出するものとする。

（管理運営）

第６条　乙は、福祉避難所の設置運営にあっては、次に掲げる業務を履行するものとする。

（１）要配慮者等への相談等に応じる介助員等の配置及び福祉避難所に避難した要配慮者等の日常生活上の支援

（２）要配慮者等の状況の急変等に対応できる体制の確保

（３）福祉避難所の設置運営に係る実績報告及び費用に係る毎月の請求

（４）乙は、甲からの要請に可能な範囲で応じるものとする。

（運営期間）

第７条　乙が開設する福祉避難所の運営期間は、甲からの要請に基づき要配慮者等を受け入れたときから一般の避難所が閉鎖するまでの期間とし、甲は乙に対し、その旨を福祉避難所閉設通知書（様式第２号）によって通知するものとする。ただし、特段の事情のあるときは、この限りでない。

（費用の清算）

第８条　甲は、乙に対し、福祉避難所の管理運営に要した費用であって、次に掲げるものについて支払をするものとする。

（１）介助員等に要する人件費（夜勤、宿直等に要する費用を含む。）

（２）要配慮者等に要する食費

（３）その他乙が直接支払を行ったものに要した費用

２　その他必要な費用の負担については、甲、乙協議の上、決定するものとする。

（要配慮者等の避難手段）

第９条　福祉避難所への移送は、原則として要配慮者等が自身の責任において行うものとする。ただし、避難にあたり支援が必要であると判断した場合は、甲が要配慮者等を移送するものとする。

２　乙は甲から移送に関する協力の要請があった場合は、可能な範囲で移送に協力するものとする。

（個人情報の保護）

第10条　甲及び乙は、福祉避難所の管理運営に当たり、業務上知り得た要配慮者等又はその家族等の固有の情報を漏らしてはならない。

２　前項に規定する個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

（権利義務の譲渡等の制限）

第11条　乙は、この協定により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又はその権利を担保に供してはならない。

（関係書類の保管）

第12条　乙は、この協定に関する書類等を事業所に整備するほか、次に掲げる記録を事業実施後、５年間、保管しなければならない。

（１）要配慮者等の氏名・滞在期間等

（２）要配慮者等に提供した食事や物資の数量・価格等

（３）その他乙が直接支払を行ったものに要した費用

（協定の解除）

第13条　甲は、乙がこの協定に基づく目的を達成することができないと認めるときは、これを解除できるものとする。

（有効期間）

第14条　この協定は、締結の日から効力を発生するものとし、有効期間は令和２年３月３１日までとする。ただし、期間満了の２月前までに甲、乙いずれかから書面により、更新しない旨の申立がない限り、毎年度、自動更新されるものとする。

（その他）

第15条　この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項は、甲、乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲、乙記名押印の上、各１通を保有するものとする。

令和元年６月７日

甲　千葉県いすみ市大原７４００番地１
いすみ市
代表者　いすみ市長　太田　洋

乙　千葉県いすみ市岬町和泉３３０番地１
医療法人社団　寿光会
代表者　理事長　作田　美緒子

[資料 2-45]災害時における石油類燃料の供給に関する協定書

いすみ市（以下「甲」という。）といすみ農業協同組合（以下「乙」という。）は、災害時の石油類燃料の供給に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、いすみ市域において災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第２条第１項に規定する災害が発生、又は発生する恐れがある場合(以下「災害時」という。)に、甲が行う災害対策活動に必要な石油類燃料の供給に関し、必要な事項を定めるものとする。

（協力の要請及び受諾）

第２条　甲は、災害対策活動を実施する上で石油類燃料を必要とする場合は、乙に対して、燃料供給要請書(様式第１号)により、石油類燃料の供給について協力を要請することができる。ただし、緊急を要する場合は、口頭または電話等により要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

２　乙は、前項の要請を受けたときは、石油類燃料の優先的な供給及び運搬について、可能な限り協力するものとする。

３　乙は、第１項の要請を受けたときは、要請内容を円滑に実施できるよう必要な措置を講じるものとする。

（石油類燃料の種類）

第３条　前条の物資の種類は、次に掲げるものとする。

⑴ ガソリン

⑵ 軽油

⑶ 灯油

⑷ その他乙の取扱商品

（供給及び運搬）

第４条　石油類燃料の供給並びに運搬は、原則として、乙又は乙の指定する者(以下「乙等」という。)が行うものとする。

（引渡し）

第５条　石油類燃料の引渡し場所は、原則として、甲が指定するものとする。

２　甲は、当該引渡し場所に職員を派遣し、納品を確認の上、引き取るものとする。

（報告）

第６条　乙は、甲の要請により前条に掲げる業務を実施したときは、速やかに実施した内容を燃料供給完了報告書（様式第２号）により甲に報告するものとする。

２　乙は、石油類燃料の供給に際し、やむを得ない事由が発生し供給等を中断したときは、甲に対し速やかにその状況を報告しなければならない。

（費用の負担）

第７条　第４条の規定により、乙等が供給した石油類燃料の対価及び運搬に要した費用については、甲が負担するものとする。

２　前項に規定する対価及び費用は、災害時直前における燃料単価契約書の単価を基準として、

甲乙協議の上、決定するものとする。

（対価及び費用の支払い）

第８条　前条の規定による対価及び費用は、乙からの請求により甲が支払うものとし、甲は、請求があったときは、その内容を確認し、速やかに支払いを行うものとする。

（その他必要な支援）

第９条　この協定に定める事項のほか、災害対策活動を実施するために必要な事項は、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

（実施細目）

第10条　この協定の実施について必要な事項については、甲乙協議の上、別途定めるものとする。

（協議）

第11条　この協定に疑義が生じたとき、またはこの協定に記載がない事項については、必要に応じて甲乙協議の上、別途定めるものとする。

（有効期間）

第12条　この協定の有効期間は、令和元年６月２０日から令和２年３月３１日までとする。ただし、この期間満了の１か月前までに甲乙いずれからも協定解除の申し出がないときは、さらに１年間延長するものとし、その後においても同様とする。

この協定の締結を証するため、本書を２通作成し、甲乙記名押印の上、各１通を保有する。

令和元年６月２０日

甲　千葉県いすみ市大原７４００番地１
いすみ市
いすみ市長　太田　洋

乙　千葉県いすみ市国府台１５１５番地１
いすみ農業協同組合
代表理事　組合長　花﨑　隆

[資料 2-46]災害発生時等における移動式宿泊施設等の提供に関する協定書

いすみ市（以下「甲」という。）と株式会社デベロップ（　（以下「乙」という。）とは、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、甲の区域内において災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第２条第１号に規定する災害が発生したとき又はそのおそれがある場合（以下、「災害発生時等」という。）に乙が甲に対し、保有する移動式宿泊施設等（以下「宿泊施設等」という。）を提供することにより、甲の災害対策活動を支援するために必要な事項を定めるものとする。

（支援の要請）

第２条　甲は、災害発生時等において、宿泊施設等を用いた災害対策を行う必要があると判断した場合、災害発生時等における移動式宿泊施設等の支援要請書（様式第１号）により乙に要請を行うものとする。

２　甲は、支援に緊急を要するときは、前項の規定にかかわらず電話・FAX 及び電子メール等で要請することができるものとする。ただし、甲は、速やかに、乙に対し支援要請書を提出するものとする。

（支援の実施）

第３条　乙は前条第１項の規定による支援の要請を受けたときは、可能な限り保有する宿泊　施設等を甲に提供するものとする。

２　乙は前条第１項の規定による支援の要請に基づき支援を実施した場合は事後速やかに、災害発生時等における移動式宿泊施設等の支援報告書（様式第２号）を甲に提出するものとする。

（連絡体制）

第４条　甲及び乙は、この協定に基づく支援の要請等を円滑に行うため、災害発生時等における連絡先及び連絡責任者を別途定めるものとする。

（費用の負担）

第５条　この協定に基づく支援を実施したことに伴う乙が支出した費用は、原則として甲が負担するものとする。

２　その他必要な費用の負担、その額及び支払い方法については、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

（管理責任）

第６条　この協定に基づき甲が乙から提供を受けた宿泊施設等は甲が善良な管理者の注意義務をもって管理することとし、損傷を発生させた場合は甲乙協議のうえ、賠償の内容を決定するものとする。

（権利義務の譲渡等の制限）

第７条　乙は、この協定により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又はその権利を担保に供してはならない。

（有効期間）

第８条　この協定は、締結の日から効力を発生するものとし、有効期間は、令和２年３月３１日

までとする。ただし、期間満了の２月前までに甲、乙いずれかから書面により更新しない旨の申立がない限り、毎年度、自動更新されるものとする。

（その他）

第９条　この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項は、甲、乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲、乙記名押印の上、各１通を保有するものとする。

令和元年８月３０日

（甲）所在地　　千葉県いすみ市大原７４００番地１
名　称　　いすみ市
代表者職氏名　いすみ市長　太田　洋

（乙）所在地　　千葉県市川市市川１丁目４番１０号
名　称　　株式会社　デベロップ
代表者職氏名　代表取締役　岡村　健史

[資料 2-47]災害時における段ボール製品の供給に関する協定書

いすみ市（以下「甲」という。）と株式会社アベクラ（以下「乙」という。）は災害時における段ボール製品の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、いすみ市において地震、風水害、その他の災害が発生し、又は発生する恐れがある場合に設置する避難所の運営に必要な物資（以下「物資」という。）の供給等について、必要な事項を定めるものとする。

（協力の要請）

第２条　甲は、いすみ市地域防災計画に基づき災害対策本部を設置し、又は同計画に基づく配備体制をとった場合で、必要があると認めるときに、乙に対して必要な支援を要請することができる。

（物資の種類）

第３条　物資の種類は次に掲げるものとする。

（１）段ボール製簡易ベッド

（２）段ボール製間仕切り

（３）その他乙の取扱商品

（物資供給の要請手続）

第４条　甲は、物資供給要請書（様式第１号）により、乙に物資の供給の要請をするものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭、電話、電子メール等により要請し、事後速やかに物資供給要請書を提出するものとする。

（物資の引渡）

第５条　乙は、前条の規定による要請に従い甲の指定する場所に物資を運搬するものとし、甲は、指定する場所に職員を派遣し、供給された物資を確認のうえ、これを引き取るものとする。

２　乙は、運搬終了後、速やかに物資供給完了書（様式第２号）により甲に報告するものとする。

３　甲は、乙が第１項の規定による物資を運搬する車両を優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

４　乙は本協定を履行するよう最大限の努力をもって務めるが、履行することが困難である場合、甲にこれを通知し、甲はこれを承諾する。

（費用負担及び価格）

第６条　第４条の規定による要請に基づき供給された物資の代金及び運搬等の経費は甲の負担とし、災害の発生した直前における販売価格を基準として、甲と乙が協議の上決定するものとする。

２　費用の支払い方法及び支払い時期は、甲と乙が協議の上決定する
ものとする。

（協定の解除）

第７条　甲又は乙からこの協定の解除を申し出たときは、両者が協議の上解除することができる。

（他の協定との関係）

第８条　この協定は、甲または乙が既に締結している協定及び個別に締結する災害時の応援協定を妨げるものではない。

（雑則）

第９条　この協定に関して必要な事項は、甲と乙が協議の上別に定めることとする。

（協定の有効期間）

第10条　この協定は、締結の日から効力を発生するものとし、当該年度末の３月３１日までとする。ただし、期間満了の１ヶ月前までに、甲又は乙から何等の申し出がないときは、この協定は更に１年間更新するものとし、その後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書を２通作成し、甲及び乙の両者が記名押印し各自１通を保有する。

令和元年９月５日

甲　千葉県いすみ市大原７４００番地１
いすみ市
いすみ市長　太田　洋

乙　千葉県長生郡白子町五井２３７１番地
株式会社 アベクラ
代表取締役社長　阿部倉　貴之

[資料 2-48]災害時における飲料水等の提供に関する協定書

いすみ市（以下「甲」という。）と　株式会社 伊藤園（以下「乙」という。）とは、いすみ市における地震、風水害、大火災その他災害（以下「災害」という。）発生に際し、甲から乙に対して行う飲料水等の提供に関する協定を締結する。

（発 動）

第１条　この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が災害対策本部を設置、または同等の災害発生が予見され、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

（要 請）

第２条　乙は災害発生時に甲から飲料水等の提供要請がなされた場合、その要請の対処に万全を期するものとする。

２　甲が前項の乙への要請を行う時は、飲料水等提供要請書（第１号様式）により行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭または電子メール等により要請し、事後、飲料水等提供要請書を提出するものとする。

３　前項の要請を受けた場合、乙はでき得る限り早急に、提供可能な飲料水等の種類及び数量、配送可能な場所・日時等を飲料水等提供可能数量報告書（第２号様式）により甲に連絡するものとする。

（実 施）

第３条　乙は、甲から要請を受けたときは、保有商品を提供するとともに、運搬に関しても協力するものとし、商品を出荷したときは、速やかに甲に対し飲料水等提供報告書（第３号様式）を提出するものとする。

２　甲が乙に提供要請を行うことができる飲料水等は、次に掲げるもののうち、提供要請を受けた時点で乙が保有する提供可能な数量とする。

（1）　ミネラルウォーター

（2）　その他飲料

（運搬及び引渡し）

第４条　飲料水等の引渡し場所は、甲が状況に応じて指定するものとし、乙が出荷する飲料水等の引渡し場所までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙による運搬が困難な場合は、別に甲の指定する者が行うものとする。

２　甲は、当該引渡し場所に職員を派遣し、提供物資を確認し、受領するものとする。

（経費の負担）

第５条　この協定に基づき、乙が提供した飲料水等の代金及び運搬を行った場合の経費は、甲が負担するものとし、甲は、乙からの請求があった場合、遅滞なくその支払いを行うものとする。

（商品の価格等の決定）

第６条　前条の規定により甲が負担すべき飲料水等の価格及び運搬を行った場合の経費は、乙が提出する物資提供報告書その他甲が指定する書類等に基づき、甲乙協議のうえ、災害発生時直前における適切な価格をもって決定するものとする。

（情報交換）

第７条　甲と乙は、この協定の成立にかかる連絡責任者を協定締結後速やかに別に定める「連絡責任者届」により相手方に報告するものとし、変更があった場合には直ちに相手方に報告するものとする。

（雑 則）

第８条　この協定の実施に関し必要な事項は、甲乙協議のうえ定めるものとする。

（有効期間）

第９条　この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、有効期限は令和２年３月３１日までとする。ただし、甲又は乙が有効期間満了の１ケ月前までに、文書をもって協定の終了を通知しない限り、この協定は１年間期間を延長するものとし、以後もこの例による。

この協定の成立を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自１通を保有する。

令和２年２月５日

甲　いすみ市大原７４００番地１
　　いすみ市
　　いすみ市長　太田　洋

乙　東京都渋谷区本町３丁目47番10号
　　株式会社　伊藤園
　　総務部長　国枝　保

[資料 2-49]災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定書

いすみ市（以下「甲」という。）と株式会社アクティオ（以下「乙」という。）は、災害時におけるレンタル機材の提供について、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、いすみ市域において災害が発生し、又は発生する恐れがある場合（以下「災害時」という。）において、甲の要請に応じ、乙が保有するレンタル機材（以下「保有機材」という。）を提供することについて、必要な事項を定めるものとする。

（要請の方法）

第２条　甲は、災害時において必要とする保有機材を要請するときは、乙に対し、品目及び数量等を記載した要請書（第１号様式）をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭、電話、電子メール等をもって要請し、その後速やかに文書を送付するものとする。

（協力の実施）

第３条　乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、乙の営業に支障がない範囲において、保有機材の優先的な提供に努めるものとする。

（保有機材の種類）

第４条　乙が提供する保有機材は、次の各号に掲げるものとする。

（１）仮設トイレ

（２）発電機

（３）空調機器

（４）前各号に掲げるものの他、乙の取扱商品

（引渡し等）

第５条　保有機材の引渡し場所は、甲が指定するものとし、引渡し場所までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することが困難な場合は、甲が定める手段により運搬するものとする。

２　甲が引渡しを受けるときには、甲は引渡し場所に職員を派遣し、保有機材を確認のうえ、引渡しを受けるものとする。

３　保有機材の返却については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

（費用の負担）

第６条　乙が提供した保有機材の提供に係る費用及び甲の要請に基づき乙の行った運搬等の費用は、甲が負担するものとする。

２　前項に規定する費用は、災害発生直前における適正な価格を基準とし、甲乙協議のうえ決定するものとする。

（請求及び支払）

第７条　乙は、保有機材の引渡し又は返却が完了したときは、災害時における協力要請報告書（第２号様式）及び前条の価格による代金について明細書等を作成し甲に請求するものとする。

２　甲は、前項の規定による乙からの代金請求があったときは、その内容を確認のうえ、速や

かに代金を支払うものとする。

（連絡責任者等）

第８条　甲及び乙は、要請及び協力等に関する事項の伝達を正確かつ円滑に行うため、連絡責任者を定め、相互に届け出るものとする。

２　前項の連絡責任者に変更があったときは、相互に速やかに通知するものとし、災害時においては災害の状況等について相互に、かつ綿密に連絡を取り合うものとする。

（協議）

第９条　甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため、必要に応じ協議するものとする。

２　この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、その都度、甲乙が協議して定めるものとする。

（協定の有効期間）

第10条　この協定は、締結の日から効力を発生するものとし、当該年度末の３月３１日までとする。ただし、期間満了の１ヶ月前までに、甲又は乙から何等の申し出がないときは、この協定は更に１年間更新するものとし、その後も同様とする。

この協定を証するため、本書２通を作成し、甲、乙は押印のうえ各１通を保有するものとする。

令和２年６月１５日

甲　千葉県いすみ市大原７４００番地１
いすみ市
いすみ市長　太田　洋

乙　東京都中央区日本橋３丁目１２番２号
株式会社　アクティオ
代表取締役社長　小沼　直人

［資料 2-50］災害時における停電復旧の連携等に関する基本協定

いすみ市（以下「甲」という。）と東京電力パワーグリッド株式会社木更津支社（以下「乙」という。）は、いすみ市内において、災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号 。以下「法」という。 ）第２条第１号に定める災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）に、広範囲の長時間停電が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「大規模停電等」という。）の早期復旧および事前対応についての甲及び乙における相互協力に関して、次のとおり協定を締結する。なお、甲乙間で平成２０年７月１日付け締結の「いすみ市防災行政無線の活用に関する協定書」は、この協定締結をもって失効するものとする。

（目的）

第１条　本協定は、災害時等の大規模停電等において、住民生活の安定を図るため、甲及び乙が連携して停電復旧等の活動に取り組むことを目的とする。

（連絡体制）

第２条　甲及び乙は、災害時等の大規模停電等の場合は、停電復旧作業の連携等のための連絡体制を確立する。

２　甲及び乙は、双方の連絡先を定め、定期的に確認する。

（相互協力の範囲）

第３条　甲及び乙は、早期の停電復旧のために必要と認められるときは、それぞれが持つ資機材・施設・用地・人材等の資源提供を要請することができる。

２　甲及び乙が要請する主な内容を次の各号に定める。

（１）乙から甲への主な要請

①甲が保有する土地や施設について、乙が行う復旧作業拠点としての使用要請

②甲が保有する広報手段による停電情報の発信

（２）甲から乙への主な要請

乙が保有する広報車による広報活動の要請

（停電情報及び道路・河川等の状況の情報共有）

第４条　乙は、大規模停電等の場合は、速やかに甲へ報告するとともに、早期の停電復旧に努める。

２　甲は、いすみ市内において道路・河川等の被害が発生し、又は発生のおそれがある場合は、乙へ報告するとともに、早期の復旧に努める。

３　甲及び乙は、それぞれの復旧の進捗状況について、適時双方へ報告する。

４　甲は、いすみ市内において停電の発生情報を取得した場合は、速やかに乙へ情報を提供する。

５　乙は、いすみ市内において道路・河川等の被害情報を取得した場合は、速やかに甲へ情報を提供する。

６　甲及び乙が共有する主な情報を次の各号に定める。

（１）乙が甲に提供する情報

①停電発生時間、停電地域、停電軒数、停電の原因、停電復旧作業の状況及び見込み

②知り得た道路・河川等の被害及び樹木倒壊の状況

③プレスリリースの内容

（２）甲が乙に提供する情報

①知り得た道路・河川等の被害及び樹木倒壊の状況、住民から提供された停電情報

②道路啓開、樹木・土砂等の除去状況

③住民が避難している地域、甲が開設している避難場所等

（重要施設の優先復旧）

第５条　いすみ市内の停電復旧を優先すべき重要施設は、次のとおりとし、甲は、優先すべき施設リストを乙に提供する。

・生命の危険に直結する医療施設や福祉施設等

・指定避難所として開設されている施設

・災害対応の中枢機能となる甲の災害対策本部が存在する施設

・上下水道施設などライフライン施設

２　乙は、停電復旧計画の策定にあたっては、前項に掲げる重要施設の優先復旧について十分に配慮しなければならない。ただし、前項の施設リストに沿った停電復旧が困難な場合は、双方で調整を図る。

（広報活動）

第６条　乙は、いすみ市内において停電が発生した場合は、乙が実施可能な広報手段にて情報発信を行うとともに、乙のホームページ等への停電情報の掲載を行う。

２　乙は、前項の規定による広報手段のみでは、住民に対して十分な周知ができないと認められるときは、甲に対して停電情報の発信を要請することができる。

３　甲は、前項の規定に基づき乙から要請を受けた場合には、甲が実施可能な広報手段にて情報発信を行う。

（覚書の締結）

第７条　甲及び乙は、本協定書に定める甲及び乙の役割や具体的な実施事項、相互利用する施設等について、別に覚書等に定める。

（秘密の保持）

第８条　甲及び乙は、本協定に基づく活動を通じて知り得た秘密情報を他人に開示又は、漏えいしてはならない。

２ 本協定の締結事実を自己または他人を利するための手段として利用してはならない。

（協定期間）

第９条　本協定の有効期間は、協定締結の日から令和３年３月３１日までとする。ただし、有効期間が満了する１か月前までに、甲又は乙から特段の意思表示がない場合は、本協定は、期間満了日の翌日から更に１年間同一の条件をもって更新するものとし、以後も同様とする。

（定めのない事項等）

第10条　本協定に関し、定めのない事項又は疑義が生じた場合は、甲乙協議して定める。

本協定を証するため、本書２通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自１通を保有する。

令和２年６月１６日

甲　いすみ市大原７４００番地１
いすみ市
いすみ市長　太田　洋

乙　木更津市貝渕３丁目１３番４０号
東京電力パワーグリッド株式会社
木更津支社長　飯尾　真

[資料 2-51]災害時における停電復旧作業および啓開作業に伴う障害物等除去に関する覚書

いすみ市（以下「甲」という。）と東京電力パワーグリッド株式会社木更津支社（以下「乙」という。）は、令和２年６月１６日に締結した「災害時における停電復旧の連携等に関する基本協定」に基づき、停電復旧に係る作業に支障となる樹木などの障害物の除去等（以下「復旧作業」という。）及び同復旧に係る甲の管理する道路上の障害物の除去等（以下「啓開作業」という。）並びに予防措置に関して、次のとおり必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第１条　本覚書は、災害対策基本法（以下「災対法」という。）及び道路法に基づいて、甲及び乙が復旧作業と啓開作業を早急に実施するため、相互協力を行うことを目的とする。

（対象区域）

第２条　対象とする区域は、道路法その他関係法令及び甲の条例などに基づき甲が管理している全ての道路、里道、農林道等に関連する区域とし、必要に応じて周辺の区域を含め対象とする。

（復旧作業及び啓開作業の協力）

第３条　乙は、応急措置を実施するために必要があるときは、甲に対して必要な復旧作業及び啓開作業を要請することができる。なお、要請にあたっては協議の上、書面をもって行うこととする。

２　甲は、前項の要請が正当であると認めるときは、その要請に応じて、可能な範囲において優先的、積極的に復旧作業及び啓開作業を実施する。

３　甲が復旧作業及び啓開作業を実施するにあたり、電線等に接触している障害物等の除去作業で甲自ら実施することが困難な場合、甲は乙に対し、現場の安全性を判断できる技術員の派遣を依頼し、甲は同技術員の指示に基づき除去等を行う。

４　乙は、前項により甲からの技術員の派遣要請に基づき、速やかに乙の技術員を派遣する。

５　甲は、乙に対して道路の早期開放のために必要な復旧作業及び啓開作業を要請することができる。なお、要請にあたっては協議の上、書面をもって行う。

６　乙は、前項の要請が正当であると認めるときは、その要請に応じて、可能な範囲において優先的、積極的に復旧作業及び啓開作業を実施する。

７　第１項又は第５項において、緊急を要するときは、甲及び乙は、相手方に対し口頭又は電話等で要請を行うことができる。ただし、作業の実施後、第１項又は第５項に基づき手続きを行う。

８　災害などの状況により、応急措置を早期に実施するにあたってやむを得ない場合に限り、甲又は乙は第１項又は第５項の規定によらず、復旧作業又は啓開作業を実施することができる。ただし、甲及び乙がやむを得ず実施した復旧作業又は啓開作業は、第１項又は第５項に基づき手続きを行う。

（費用負担）

第４条　第３条第２項により甲が実施した復旧作業に要した費用については乙の負担とし、甲が乙に請求することができる。

２　乙は、前項による請求を精査し適当と認めた時は、速やかに甲へ費用を支払う。

３　第３条第６項により乙が実施した啓開作業に要した費用については甲の負担とし、乙が甲に請求することができる。

４　甲は、前項による請求を精査し適当と認めた時は、速やかに乙へ費用を支払う。

５　復旧作業及び啓開作業の請求の精査においては、別添の「災害時における障害物の除去等に係る復旧作業・啓開作業の費用負担」を基準とする。

（障害物等の保管、土地の一時使用）

第５条　乙は、復旧作業又は啓開作業を行った際における障害物等の移動先は、甲の指示に従う。

２　乙は、応急措置の円滑な実施に必要な場合に限り、障害物等を前項の移動先へ移動する際に、災対法及び道路法に基づく甲の指示により、他人の土地を一時使用できる。

（連絡体制）

第６条　甲及び乙は、広範囲の長時間停電発生時又は発生するおそれがある場合は、復旧作業及び啓開作業の連携等のため別図の「復旧作業および啓開作業における連携フロー」及び別表の「復旧作業、啓開作業の連絡体制」により連絡体制を確立する。

２　前項の連絡体制に係る各機関部署の窓口に変更が生じた場合は、随時更新のうえ、甲乙共有する。

（実施責任）

第７条　復旧作業及び啓開作業に係る関係機関への周知並びに第三者からの問い合わせ等の対応は、甲及び乙が連携して行う。

２　復旧作業及び啓開作業の協力に伴い発生した事故・災害への対応は、作業を実施した者が責任を持って行う。

（災害の予防）

第８条　甲及び乙は、電力設備への被害が想定される箇所の予防伐採について、情報共有等の協力体制を図るものとし、甲及び乙は連携し可能な範囲において必要な措置を講じる。

（定めのない事項等）

第９条　本覚書に関し、定めのない事項又は疑義が生じた場合は、甲乙協議して定める。

本覚書を証するため、本書２通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自１通を保有する。

令和２年６月１６日

甲　いすみ市大原７４００番地１
いすみ市
いすみ市長　太田　洋

乙　木更津市貝渕３丁目１３番４０号
東京電力パワーグリッド株式会社
木更津支社長　飯尾　真

[資料 2-52]災害時における連絡調整員の派遣に関する覚書

いすみ市（以下「甲」という。）と東京電力パワーグリッド株式会社木更津支社（以下「乙」という。）は、令和２年６月１６日に締結した「災害時における停電復旧の連携等に関する基本協定」（以下「基本協定」という。）に基づき、甲及び乙の情報共有に関して、必要な事項を定める。

（目的）

第１条　本覚書は、基本協定に規定する災害の発生に伴う大規模停電の発生時において、乙は東京電力グループの社員（以下「連絡調整員」という。）を甲に派遣し、甲及び乙がそれぞれ持つ情報の共有を図ることを目的とする。

（連絡調整員の役割）

第２条　乙が派遣する連絡調整員は、必要に応じて、甲が開催する災害対策本部会議等の会議に出席し、甲乙間の情報連携と要請窓口としての役割を担う。

２　甲及び乙が共有する主な情報を次の各号に定める。

（１）乙が甲に提供する情報

①停電発生時間、停電地域、停電軒数、停電の原因、停電復旧作業の状況及び見込み

②知り得た道路・河川等の被害及び樹木倒壊の状況

③プレスリリースの内容

（２）甲が乙に提供する情報

①知り得た道路・河川等の被害及び樹木倒壊の状況、住民から提供された停電情報

②道路啓開、樹木・土砂等の除去状況

③住民が避難している地域、甲が開設している避難場所等

３　甲及び乙が要請する主な内容を次の各号に定める。

（１）乙から甲への主な要請

①甲が保有する土地や施設について、乙が行う復旧作業拠点としての使用要請

②甲が保有する広報手段による停電情報の発信

（２）甲から乙への主な要請

①乙が保有する広報車等による広報活動の要請

（情報の共有）

第３条　甲及び乙は、停電復旧に要する時間が長時間にわたると判断したときは、甲乙協議の上、乙は連絡調整員を甲の指定する場所に派遣する。

２　連絡調整員の派遣を行う場合は、乙は速やかに連絡調整員を手配し、甲は連絡調整員の受け入れに必要な執務スペースや休憩場等の準備を行う。

３　連絡調整員の派遣を行わない場合は、甲及び乙にて設定した連絡窓口を通じて、情報の共有および要請を行う。

４　連絡調整員の派遣の解除については、甲乙協議の上決定する。

（費用の負担）

第４条　本覚書に関わる費用の負担は、双方において発生しないものとする。

（定めのない事項等）

第５条　本覚書に関し、定めのない事項又は疑義が生じた場合は、甲乙協議して定める。

本覚書を証するため、本書２通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自１通を保有する。

令和２年６月１６日

甲　いすみ市大原７４００番地１
いすみ市
いすみ市長　太田　洋

乙　木更津市貝渕３丁目１３番４０号
東京電力パワーグリッド株式会社
木更津支社長　飯尾　真

[資料 2-53]災害時における電源車の配備に関する覚書

いすみ市（以下「甲」という。）と東京電力パワーグリッド株式会社木更津支社（以下「乙」という。）は、令和２年６月１６日に締結した「災害時における停電復旧の連携等に関する基本協定」（以下「基本協定」という。）に基づき、乙が管理する電源車（以下「電源車」という）に関して、必要な事項を定める。

（適用）

第１条　電源車の配備は、広範囲の長時間停電が発生し、又は発生の恐れがある場合に適用するものとする。なお、ここで言う長時間とは、内閣府より示された「大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き」に記載のある人命救助の観点から重要となる非常用電源の確保時間を目安とする。

（配備の手続き）

第２条　甲は、基本協定第５条に規定する重要施設を優先し、乙へ電源車配備の要請を行う。

２　乙は前項による甲からの要請と保有台数を勘案し、甲と協議のうえ電源車を配備する施設を決定する。ただし、複数の自治体で停電が発生した時には、乙は千葉県と協議のうえ、電源車を配備する施設を決定する。

３　乙が電源車の待機場所として、甲の所有地を必要とする場合は、甲は可能な限りその利用を認める。

４　電源車の配備に必要な電気主任技術者等の要員は、原則、電源車を配備する施設の管理者の責任において確保する。

５　要請等に関する双方の連絡先は別途定める。

（電源車の運転と取外し）

第３条　乙は、電源車の運転状態を監視するとともに、給油の手配を行う。

２　甲及び乙は、電力系統からの電力供給が再開した場合は、特段の理由がない限り、相互協力のもと速やかに電源車の取外しを行う。

（自衛措置）

第４条　甲は、災害の発生に伴う長時間停電に備え、平時から非常用発電機等の電力供給を確保する自衛措置に努める。

（定めのない事項等）

第５条　本覚書に関し、定めのない事項又は疑義が生じた場合は、甲乙協議して定める。

本覚書を証するため、本書２通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自１通を保有する。

令和２年６月１６日

甲　いすみ市大原７４００番地１
いすみ市
いすみ市長　太田　洋

乙　木更津市貝渕３丁目１３番４０号
東京電力パワーグリッド株式会社
木更津支社長　飯尾　真

［資料 2-54］災害時及び感染症発生時における防疫業務の実施に関する協定書

いすみ市（以下「甲」という。）と一般社団法人千葉県ペストコントロール協会（以下「乙」という。）とは、大規模な地震、風水害、その他の災害（以下「災害」という。）又は広範囲に及ぶ感染症等の発生があった場合に、感染症の拡大を防止し市民生活の安定を図るための防疫業務実施に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、甲が行う防疫業務に乙が迅速かつ的確に協力することに関し、必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第２条　甲は、前条の目的を達成するため、防疫業務を施行する必要があると認めたときは、乙に対し次に掲げる活動（以下「防疫活動等」という。）への協力を要請することができるものとする。

（１）水害時等における防疫活動

（２）有害生物・衛生害虫の駆除活動

（３）感染症等発生時の消毒活動

（要請方法）

第３条　甲が乙に対し、前条の要請を行う場合は防疫活動等協力要請書（第１号様式。以下「要請書」という。）を乙に提出するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等において要請できることとし、その後速やかに要請書を提出するものとする。

（防疫活動等の実施）

第４条　乙は、前条の要請を受けたときは、直ちに要請された防疫活動等の実施場所へ出動し、甲の指示に基づき防疫活動等を行うものとする。

２　前項の場合において、防疫活動等に従事する者は、防疫活動等の実施場所に甲の職員が派遣されない場合においても、甲の要請事項に従い、自らの判断により防疫活動等を行うものとする。ただし、やむを得ない事情が発生したときは、この限りではない。

（報告）

第５条　乙は前条の規定に基づき防疫活動等を実施したときは、防疫活動等実施報告書（第２号様式。以下「報告書」という。）を防疫活動等を実施した日から２週間以内に甲に提出するものとする。ただし、報告書を期限内に提出することが困難な場合は、電話等で報告し、その後速やかにこれを提出するものとする。

（費用負担）

第６条　第４条の規定により乙が実施した防疫活動等に要した費用は、甲が負担することとする。

（費用の請求）

第７条　乙は、前条の経費を甲に請求するときは、甲の指定する方法によるものとする。

２　乙が、建築物等の所有者等の要請により、甲の要請範囲を超えて防疫活動等を実施した場合は、その経費を当該要請を行った者に請求するものとする。

（価格の決定）

第８条　甲が負担する費用は、防疫活動等を実施する直前における適正価格を基準として、甲乙協議のうえ決定するものとする。

（損害賠償）

第９条　乙は防疫活動等の実施に際し、乙の責めに帰すべき事由により甲又は第三者に損害を与えたときは、その賠償の責を負うものとする。

（守秘義務）

第10条　乙は、防疫活動等の実施に際し知り得た情報を他者に漏洩してはならない。

（協定の効力）

第11条　この協定は締結の日から令和３年３月３１日までとする。ただし、この期間の満了の日の３０日前までに甲乙いずれからも相手方に対して文書により協定を延長しない旨の申し出がないときは、協定を１年間延長するものとし、以降も同様とする。

（雑則）

第12条　この協定に定めのない事項、又はこの協定に定める事項に疑義が生じたときは、その都度甲と乙が協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書２通を作成し、甲及び乙は記名押印の上、各自１通を保有するものとする。

令和２年８月１７日

甲　千葉県いすみ市大原７４００番地の１
いすみ市
いすみ市長　太田　洋

乙　千葉県千葉市中央区中央３丁目３番１号
一般社団法人　千葉県ペストコントロール協会
会　　長　矢代　秀明

[資料 2-55]災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書

いすみ市（以下「甲」という。）と特定非営利活動法人つどい（以下「乙」という。）とは、災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第２条第１号に規定する災害（以下、「災害」という。）が発生した場合において、避難所での生活において、特別の配慮を要する者及びその家族（以下「要配慮者等」という。）を受け入れるための福祉避難所の設置運営について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、災害発生時に要配慮者等が避難所生活に支障が生じないよう、乙の運営す福祉施設内において、福祉避難所を設置することに関し、必要な事項を定めるものとする。

（受け入れの対象者）

第２条　受け入れの対象となる者は、特別の配慮を要する者及びその家族の者など、甲が避難所において、福祉避難所での避難生活が必要であると判断した要配慮者等とする。

（指定する施設）

第３条　乙が運営する施設のうち、福祉避難所として指定する施設は、別表のとおりとする。また、対象施設に変更等が生じた場合又は新たに対象となる施設の追加を要する場合は、速やかに甲に報告し、別途協議のうえ、必要により当該協定書別表を変更するものとする。

（福祉避難所の開設）

第４条　甲は、福祉避難所を開設する必要が生じた場合は、前条において定められた対象施設について、その被害状況及び利用状況を乙に確認のうえ、福祉避難所として開設することができる。

（開設の通知）

第５条　甲は、前条に基づき福祉避難所を開設する際は、事前に乙に対し、その旨を福祉避難所開設通知書（様式第１号）によって通知するものとする。

２　甲は、福祉避難所の開設に緊急を要するときは、前項の規定にかかわらず、口頭で通知することにより開設することができるものとする。ただし、甲は、開設後速やかに、乙に対し福祉避難所開設通知書を提出するものとする。

（管理運営）

第６条　乙は、福祉避難所の設置運営にあっては、次に掲げる業務を履行するものとする。

（１）要配慮者等への相談等に応じる介助員等の配置及び福祉避難所に避難した要配慮者等の日常生活上の支援

（２）要配慮者等の状況の急変等に対応できる体制の確保

（３）福祉避難所の設置運営に係る実績報告及び費用に係る毎月の請求

（４）乙は、甲からの要請に可能な範囲で応じるものとする。

（運営期間）

第７条　乙が開設する福祉避難所の運営期間は、甲からの要請に基づき要配慮者等を受け入れたときから一般の避難所が閉鎖するまでの期間とし、甲は乙に対し、その旨を福祉避難所閉設通

知書（様式第２号）によって通知するものとする。ただし、特段の事情のあるときは、この限りでない。

（費用の清算）

第８条　甲は、乙に対し、福祉避難所の管理運営に要した費用であって、次に掲げるものについて支払をするものとする。

（１）介助員等に要する人件費（夜勤、宿直等に要する費用を含む。）

（２）要配慮者等に要する食費

（３）その他乙が直接支払を行ったものに要した費用

２　その他必要な費用の負担については、甲、乙協議の上、決定するものとする。

（要配慮者等の避難手段）

第９条　福祉避難所への移送は、原則として、要配慮者等が自身の責任において行うものとする。ただし、避難にあたり支援が必要であると判断した場合は、甲が要配慮者等を移送するものとする。

２　乙は甲から移送に関する協力の要請があった場合は、可能な範囲で移送に協力するものとする。

（個人情報の保護）

第10条　甲及び乙は、福祉避難所の管理運営に当たり、業務上知り得た要配慮者等又はその家族等の固有の情報を漏らしてはならない。

２　前項に規定する個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

（権利義務の譲渡等の制限）

第11条　乙は、この協定により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又はその権利を担保に供してはならない。

（関係書類の保管）

第12条　乙は、この協定に関する書類等を事業所に整備するほか、次に掲げる記録を事業実施後、５年間、保管しなければならない。

（１）要配慮者等の氏名・滞在期間等

（２）要配慮者等に提供した食事や物資の数量・価格等

（３）その他乙が直接支払を行ったものに要した費用

（協定の解除）

第13条　甲は、乙がこの協定に基づく目的を達成することができないと認めるときは、これを解除できるものとする。

（有効期間）

第14条　この協定は、締結の日から効力を発生するものとし、有効期間は令和４年３月３１日までとする。ただし、期間満了の２月前までに甲、乙いずれかから書面により、更新しない旨の申立がない限り、毎年度、自動更新されるものとする。

（協議）
第15条　この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項は、甲、乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲、乙記名押印の上、各１通を保有するものとする。

令和３年４月１日

（甲）所在地　いすみ市大原７４００番地１
名称　いすみ市
代表者職氏名　いすみ市長　太田　洋

（乙）所在地　いすみ市楽町６３番地１
名称　特定非営利活動法人　つどい
代表者職氏名　理事長　藤野　友希

[資料 2-56]災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書

いすみ市（以下「甲」という。）と一般社団法人岬やよい会（以下「乙」という。）とは、災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第２条第１号に規定する災害（以下、「災害」という。）が発生した場合において、避難所での生活において、特別の配慮を要する者及びその家族（以下「要配慮者等」という。）を受け入れるための福祉避難所の設置運営について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、災害発生時に要配慮者等が避難所生活に支障が生じないよう、乙の運営する福祉施設内において、福祉避難所を設置することに関し、必要な事項を定めるものとする。

（受け入れの対象者）

第２条　受け入れの対象となる者は、特別の配慮を要する者及びその家族の者など、甲が避難所において、福祉避難所での避難生活が必要であると判断した要配慮者等とする。

（指定する施設）

第３条　乙が運営する施設のうち、福祉避難所として指定する施設は、別表のとおりとする。また、対象施設に変更等が生じた場合又は新たに対象となる施設の追加を要する場合は、速やかに甲に報告し、別途協議のうえ、必要により当該協定書別表を変更するものとする。

（福祉避難所の開設）

第４条　甲は、福祉避難所を開設する必要が生じた場合は、前条において定められた対象施設について、その被害状況及び利用状況を乙に確認のうえ、福祉避難所として開設することができる。

（開設の通知）

第５条　甲は、前条に基づき福祉避難所を開設する際は、事前に乙に対し、その旨を福祉避難所開設通知書（様式第１号）によって通知するものとする。

２　甲は、福祉避難所の開設に緊急を要するときは、前項の規定にかかわらず、口頭で通知することにより開設することができるものとする。ただし、甲は、開設後速やかに、乙に対し福祉避難所開設通知書を提出するものとする。

（管理運営）

第６条　乙は、福祉避難所の設置運営にあっては、次に掲げる業務を履行するものとする。

（１）福祉避難所に避難した要配慮者等が安心して過ごすことができる環境の提供

（２）要配慮者等の状況の急変等に対応できる体制の確保

（３）福祉避難所の設置運営に係る実績報告及び費用に係る毎月の請求

（４）乙は、甲からの要請に可能な範囲で応じるものとする。

（運営期間）

第７条　乙が開設する福祉避難所の運営期間は、甲からの要請に基づき要配慮者等を受け入れたときから一般の避難所が閉鎖するまでの期間とし、甲は乙に対し、その旨を福祉避難所閉設通知書（様式第２号）によって通知するものとする。ただし、特段の事情のあるときは、この限

りでない。

（費用の清算）

第８条　甲は、乙に対し、福祉避難所の管理運営に要した費用であって、次に掲げるものについて支払をするものとする。

（１）介助員等に要する人件費（夜勤、宿直等に要する費用を含む。）

（２）要配慮者等に要する食費

（３）その他乙が直接支払を行ったものに要した費用

２　その他必要な費用の負担については、甲、乙協議の上、決定するものとする。

（要配慮者等の避難手段）

第９条　福祉避難所への移送は、原則として、要配慮者等が自身の責任において行うものとする。ただし、避難にあたり支援が必要であると判断した場合は、甲が要配慮者等を移送するものとする。

２　乙は甲から移送に関する協力の要請があった場合は、可能な範囲で移送に協力するものとする。

（個人情報の保護）

第10条　甲及び乙は、福祉避難所の管理運営に当たり、業務上知り得た要配慮者等又はその家族等の固有の情報を漏らしてはならない。

２　前項に規定する個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

（権利義務の譲渡等の制限）

第11条　乙は、この協定により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又はその権利を担保に供してはならない。

（関係書類の保管）

第12条　乙は、この協定に関する書類等を事業所に整備するほか、次に掲げる記録を事業実施後、５年間、保管しなければならない。

（１）要配慮者等の氏名・滞在期間等

（２）要配慮者等に提供した食事や物資の数量・価格等

（３）その他乙が直接支払を行ったものに要した費用

（協定の解除）

第13条　甲は、乙がこの協定に基づく目的を達成することができないと認めるときは、これを解除できるものとする。

（有効期間）

第14条　この協定は、締結の日から効力を発生するものとし、有効期間は令和４年３月３１日までとする。ただし、期間満了の２月前までに甲、乙いずれかから書面により、更新しない旨の申立がない限り、毎年度、自動更新されるものとする。

（協議）
第15条　この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項は、甲、乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲、乙記名押印の上、各１通を保有するものとする。

令和３年４月１日

（甲）所在地　いすみ市大原７４００番地１
名称　いすみ市
代表者職氏名　いすみ市長　太田　洋

（乙）所在地　いすみ市岬町中滝２８０６番地２
名称　一般社団法人　岬やよい会
代表者職氏名　代表理事　上野　勝代

[資料 2-57]災害時支援協定書

いすみ市（以下「甲」という）と特定非営利活動法人ロボットビジネス支援機構（以下「乙」という）は、災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）に規定する地震、暴風、洪水その他の災害発生時（以下、「災害時」という）における活動、復興及び対策支援に関し次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　甲及び乙は、災害時において、甲の要請に基づき乙の提供する活動、復興及び対策支援について、円滑かつ適切に実施するために本協定を締結する。

（内容）

第２条　甲が乙に支援を要請する内容は以下のとおりとする。

⑴　乙が別途作成する「支援内容一覧表」に記載のある事項

⑵　防災訓練、合同訓練等、災害対策に関する事項

⑶　支援内容を検討するためのロボット操作体験会等に関する事項

⑷　その他甲及び乙の協議のうえ決定した事項

２　乙は、甲から要請を受けた場合は、甲との協議により支援内容を決定し、必要な人員、ロボット等を調達し、支援要請に応ずるものとする。ただし、やむを得ず支援要請に応じられない場合（災害規模に対しロボットの個数が不足する場合、緊急性が高くロボットの派遣が間に合わない場合、輸送経路の断裂による到達不能等）はこの限りではない。

３　「支援内容一覧表」の内容は、甲乙協議の上、必要に応じて適宜改定する。なお、改定は次項の方法によって行う。

４　「支援内容一覧表」の改定は、以下の方法によって行う。

⑴　乙が、災害時支援協定の対象となるロボットを適宜追加する。

⑵　「支援内容一覧」に合意した支援内容を反映させる。

５　乙は、第１項の要請を受けて活動するときは、関連法令を遵守するとともに甲の指示に従うものとする。

６　乙は、支援できる内容に変更が生じたときは、その旨を遅滞なく甲に通知するものとする。

（支援要請）

第３条　甲は、災害時に乙の支援を必要と認めるときは、乙に対し要請書（様式第１号）により支援を要請することができる。ただし、緊急を要する場合は要請書によらず口頭により要請し、後日速やかに乙に要請書を提出するものとする。

（費用負担）

第４条　第２条１項の要請に基づく支援活動に係る費用（移動交通費、輸送費、燃料費、消耗品代等の通常必要となる一切の費用）は、原則として甲が負担する。

（秘密の保持）

第５条　甲及び乙は、本協定に関して知り得た一切の情報を、相手方の事前の承諾なしに第三者に開示又は漏洩してはならない。ただし、情報を受領した者は、法律に基づき守秘義務を負う者（弁護士、会計士又は税理士等）に対して秘密情報を開示することが必要であると合理的に

判断される場合には、情報を受領した者の責任において必要最小限の範囲に限りそれらの者に情報を開示することができる。

２　前項の規定は、次のいずれかに該当する情報については適用しない。

⑴　開示を受けた際、すでに自己が保有していた情報

⑵　開示を受けた際、すでに公知となっている情報

⑶　開示を受けた後、自己の責めによらず公知となった情報

⑷　正当な権限を有する第三者から適法に取得した情報

⑸　相手方から開示された情報によることなく取得していた情報

（損害の補償）

第６条 この協定に基づき実施した支援に伴い生じた損害の補償は、乙の責に帰すべき事由によるものを除き、甲の責任において対処する。

（平常時の準備）

第７条　乙は、活動、復興及び対策支援内容等をマニュアルに定めるとともに、平常時から乙のロボットの活用技術維持向上に努め、災害時における緊急連絡体制を整備するものとする。

（連絡責任者）

第８条　甲及び乙は、本協定に基づく相互協力を円滑に行うため、甲乙双方の連絡先及び連絡責任者等を別途定めるものとし、内容に変更が生じた場合は、速やかに相手方に報告するものとする。

（有効期間）

第９条　この協定の有効期間は、協定締結の日から令和３年３月３１日までとする。ただし、有効期間満了日の２ヶ月前までに、甲乙いずれからも意思表示がないときは、この協定は１年間更新され、以降も同様とする。

２　本条により契約が終了した場合、又は第 10 条により本契約が解除された場合でも、第５条の規定は有効に存続する。

（変更及び解除）

第 10 条　甲及び乙は、協議により本協定の全部又は一部を変更し、若しくは解除することができる。

（協議事項）

第 11 条　この協定に定めのない事項について、必要な協議事項及び疑義が生じたときは、甲・乙双方とも誠意をもって協議し、これを解決するものとする。

この協定の成立を証するため、本書２通を作成し、甲・乙それぞれ捺印のうえ、各１通を保有するものとする。

令和３年１月２２日

（甲）千葉県いすみ市大原 7400 番地 1
いすみ市
いすみ市長　太田　洋

（乙）東京都千代田区神田小川町 2 丁目 10 番地
香取ビルアネックス 8 階
特定非営利活動法人ロボットビジネス支援機構
理事長　　佐藤　知正

[資料 2-58]害時における支援協力に関する協定書

いすみ市（以下「甲」という。）と千葉県行政書士会（以下「乙」という。）は、災害が発生した場合の支援業務に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条 この協定は、いすみ市において、地震、風水害その他の災害が発生した場合に（以下「災害時」という。）、甲の要請に基づき乙が実施する行政書士業務（以下「行政書士業務」という。）について、必要な事項を定める。

（対象となる災害）

第２条　この協定の対象となる災害は、災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第２条第１号に規定する災害で、甲がいすみ市地域防災計画に基づき、災害対策本部を設置する体制をとるものを基本とする。

（行政書士業務の範囲）

第３条　甲の要請により乙、及び乙の会員が行う行政書士業務は、主に別表に掲げる行政書士法（昭和２６年法律第４号）第１条の２及び同条の３の業務、並びに同業務を実施するために必要となる次に掲げる業務（以下「災害応急支援業務」という。）とする。

（１）甲の依頼による乙の会員の派遣

（２）乙による被災者支援を目的とした相談窓口の開設及び運営

（３）その他、甲が必要と認める業務

（連絡体制等の整備）

第４条　甲及び乙は、あらかじめ災害時における支援協力に関する連絡体制を定め、速やかに必要な情報を相互に連絡するものとする。

２　乙は、あらかじめ災害時における支援協力に関する対応が実施できるよう、必要な人員を確保、動員する方法を定めておくものとする。

３　協定の有効期間の途中において内容の変更が生じた場合は、速やかに相手先に報告するものとする。

（協力の要請）

第５条　甲は、災害応急支援業務を実施する必要があると判断した時は、「協力要請書」（以下「要請書」という。第１号様式）により、乙に協力要請をするものとする。ただし、緊急を要する場合は電話等で要請するものとし、その後速やかに要請書を送付するものとする。

２　前項の要請があった場合、乙は、特別の理由がない限り協力するものとする。

３　甲は、第２条に定められたもののほか、特に必要があると認められたときは、本条第１項と同様に要請することができるものとする。

（協力の実施）

第６条　乙は、甲から要請を受けたときは、原則として甲の職員の指示に基づき、第３条に掲げる業務について協力するものとする。

（実施報告）

第７条　乙は、前条に基づく業務を実施した場合は、甲に対し次に掲げる事項を記載した「支援活動報告書」（以下「報告書」という。第２号様式）に業務の実施を確認できる書類を添付し、報告するものとする。ただし、報告書による報告が困難な場合は、電話その他の方法により報告し、その後、速やかに報告書を提出するものとする。

（１）業務の実施場所及び期間

（２）業務の内容

（３）業務に従事した者の氏名及び連絡先

（４）その他必要な事項

（費用負担）

第８条　乙の業務に要した経費は、原則として乙が負担する。ただし、場合により、その経費負担については、甲乙の協議により決定することができる。

（相談者の負担）

第９条　乙は、甲の要請による被災者支援について、相談者に負担を求めない。ただし、印紙、証紙、登録免許税、官公署納付金等の実費については、この限りでない。

（損害の補償）

第10条　第３条に掲げる業務に従事する者が、他人に損害を与え、又は負傷し、又は疾病にかかり、あるいは死亡した場合における補償について、甲は負担を負わないものとする。

２　乙は、前項の事案が発生した場合には、遅滞なくその状況を書面により甲に報告する。

（協定期間及び更新）

第11条　この協定の有効期間は、協定締結の日から当該年度の末日までとする。ただし、期間満了となる日の３０日前までに、甲又は乙が、それぞれの相手方に書面をもってこの協定の変更若しくは終了させる意思を表示しないときは、期間満了の翌日から起算して１年間更新されるものとし、以後においても同様とする。

（雑則）

第12条　この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議するものとする。

この協定の成立を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その１通を保有する。

令和２年１２月２１日

甲　千葉県いすみ市大原７４００－１
いすみ市
いすみ市長　太田　洋

乙　千葉県千葉市中央区中央４丁目１３番１０号
　　千葉県教育会館本館４階
　　千葉県行政書士会
　　会　長　　中村　利雄

[資料 2-59]災害時における石油燃料等の供給に関する協定書

いすみ市（以下「市」という。）と千葉県石油商業協同組合夷隅支部（以下「夷隅支部」という。）とは、いすみ市域に地震、風水害、津波等の大規模災害が発生、又は発生が予想される場合（以下「災害時」という。）に、公共設備の復旧や避難者支援等の災害対策に必要な石油燃料等（以下「燃料等」という。）の供給について、次のとおり協定を締結する。

（供給要請）

第１条　市は、本協定に基づき、夷隅支部に優先的な燃料等の供給や輸送を要請できるものとする。

（供給実施）

第２条　夷隅支部は、前条の規定による要請を請けた場合、その円滑な実施に可能な限り努めるものとする。

（燃料等の種類）

第３条　市が夷隅支部に優先供給を要請する燃料等は、ガソリン、軽油、灯油、A重油等とする。

２　その他緊急に必要なものについても、夷隅支部は支障のない範囲で優先供給に努めるものとする。

（引渡し）

第４条　市は、夷隅支部の指定する場所で燃料等の引き渡しを受けるものとするが、燃料等の輸送が必要となる場合は原則として市が行う。ただし、市において輸送が著しく困難な場合は、夷隅支部が輸送に協力するものとする。

（経費負担）

第５条　市の要請により夷隅支部から引き渡しを受けた燃料等の代金及び前条ただし書の規定により夷隅支部が輸送を行った場合に要する経費は、市が負担するものとする。

（価格）

第６条　夷隅支部から供給を受ける燃料等の価格は、災害時における燃料単価契約書の単価を基準とする。また、第４条ただし書に規定する燃料等の運搬を夷隅支部が行った場合の経費は、両者協議して決定する。

（有効期間）

第７条　この協定の有効期間は、協定締結の日から１年間とする。ただし、期間満了１ヵ月前までに市又は夷隅支部のいずれからも申し出がなされないときは、期間満了翌日から起算して１年間延長するものとし、その後においても同様とする。

（協議）

第８条　この協定に関する疑義が生じた場合及びこの協定に定めのない事項については、その都度、両者協議して決定するものとする。

この協定締結の証として本協定書２通を作成し、両者記名押印のうえ、各自１通を保有するものとする。

令和３年９月１０日

いすみ市大原７４００－１
いすみ市
いすみ市長　太田　洋

勝浦市串浜１２４４番地
千葉県石油商業協同組合夷隅支部
支部長　大興石油株式会社
代表取締役　大　森　喜　一

［資料 2-60］災害ボランティアセンターの設置・運営等に関する協定書

いすみ市（以下「甲」という。）と社会福祉法人いすみ市社会福祉協議会（以下「乙」という。）は、災害時におけるいすみ市災害ボランティアセンター（以下、「センター」という。）の設置、運営等に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、いすみ市における災害時応急対応活動として行う、センターの設置及びそれに伴うボランティア活動を円滑に実施するために、甲及び乙の果たすべき役割と協力事項、費用負担等を定め、被災者の生活支援に寄与することを目的とする。

（連携・協力）

第２条　甲及び乙は、災害が発生した場合には、被害状況等を含めボランティア活動を行うために必要な情報や被災者の効果的な支援のために必要な情報を速やかに共有し、協力して措置を講じる。

（センターの設置等）

第３条　甲及び乙は、センターを設置する必要があると判断したときは、甲乙協議の上、センターを設置するものとする。

（センターの設置場所）

第４条　センターの本部事務所は、乙が管理する事務所内に設置するものとする。ただし、乙が管理する事務所に最適な場所がない場合には、甲はこれに代わる場所を確保して乙に提供するものとする。

２　著しい被害を受けた地域や地理的な課題等によりセンターの分室の設置が必要であるときは、甲乙協議のうえ、前項の考えに基づき、その設置場所を確保するものとする。

（センターの運営）

第５条　乙が設置するセンターは、乙が主体となり、必要に応じて、外部からのボランティア、各社会福祉協議会、ボランティアコーディネーターのほか、一般社団法人勝浦いすみ青年会議所並びに、地域の関係機関・団体等の協力の下、運営を行うものとする。

２　甲は、乙がセンターを設置した場合、乙との連絡調整について担当者を配置し、速やかに連携体制を整えるものとする。

（協力の要請）

第６条　乙は、センターの円滑な活動を確保することが困難であると認めるときは、甲に対し、必要な協力を求めることができる。

（センターの業務）

第７条　センターは、次に掲げる業務を行うものとする。

（１）被災情報の把握

（２）ボランティアニーズの把握

（３）災害ボランティアの募集、受付

（４）災害ボランティア活動の情報発信

（５）センター及び災害ボランティア活動に関する各種相談、問い合わせへの対応

（6）ボランティア活動保険の加入手続
（7）災害ボランティア活動に必要な資機材・活動物資等の調達・貸出・保管・管理
（8）災害ボランティア活動に必要な移動支援
（9）いすみ市災害対策本部等との情報共有
①被災状況・避難情報
②インフラ等の復旧計画・復旧情報
③ボランティアによる支援活動の状況
④特に支援を必要とする者の情報
⑤その他、災害ボランティア活動に必要と甲・乙が認める情報
（10）関係機関・団体等との連絡・調整・仲介等
（11）その他、センターの活動に必要な業務

（資機材等の確保）

第8条　甲及び乙は、災害時におけるボランティア活動等に必要な資機材等を相互に協力して確保するものとする。

（費用負担）

第9条　センターの拠点設置費用等や運営に係る人件費、応援職員旅費について、法令その他別段の定めがある場合を除き、原則として甲の負担とする。

2　乙は、前項の費用の内訳について、甲の要求に応じ、その内容を説明するものとする。

（請求及び支払）

第10条　乙は、前条の規定により費用が確定したときは、経費明細書等を添えて甲に請求するものとする。

2　甲は、前項の規定により乙からの請求があったときは、内容を確認しその費用を乙に支払うものとする。

（センターの閉鎖）

第11条　センターの閉鎖は、災害の復旧状況を考慮し、甲乙協議の上、決定するものとする。

（損害補償）

第12条　災害時における応急・復旧活動等に関し、ボランティアが被った損害に対する補償は、ボランティア保険により対応するものとする。

（報告）

第13条　甲は、乙にセンターの運営状況について報告を求めることができる。

（平常時における体制整備）

第14条　乙は、平常時から災害時に備えたセンター機能の整備・保持に努めるものとし、甲は、必要な協力を行うものとする。

2　甲及び乙は、平常時から相互に連携し、ボランティア団体、地域住民、関係機関・団体等との良好な関係の維持に努め、センターの運営など災害時における連携・協力体制の確立を図るものとする。

3　甲及び乙は、災害時におけるボランティア活動が効果的に実施されるよう、防災訓練等の

際に、互いに協力して災害ボランティアの養成を行うとともに、自主防災組織の育成に努めるものとする。

（協議）

第15条　この協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

（有効期間）

第16条　この協定の有効期間は、締結の日から１年間とする。ただし、期間満了の日の３か月前までに甲乙いずれからも解除又は変更の申出がないときは、１年間延長されたものとみなし、以後もまた同様とする。

（その他）

第17条　この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自１通を保有する。

令和３年７月２１日

甲　　いすみ市大原７４００番地１
いすみ市
いすみ市長　　太　田　　洋

乙　　いすみ市岬町東中滝７２０番地１
社会福祉法人いすみ市社会福祉協議会
会長　　市　原　　一　彦

[資料 3-1] 地震被害想定一覧

地区名			人口	基礎データ 建物棟数 木造	基礎データ 建物棟数 非木造	基礎データ 建物棟数 計	地震動による建物被害 建物全損棟数 木造	地震動による建物被害 建物全損棟数 非木造	地震動による建物被害 建物全損棟数 計	地震動による人的被害 建物全壊棟数 木造	地震動による人的被害 建物全壊棟数 非木造	地震動による人的被害 建物全壊棟数 計	地震動による人的被害 死者数	地震動による人的被害 負傷者数	火災による建物被害及び人的被害 延焼面積（㎡）	火災による建物被害及び人的被害 焼失棟数	火災による建物被害及び人的被害 火災死者数	死者数 合計
夷隅地区	千町地区	松丸	732	600	114	714	274	12	286	86	3	89	2	103	6,926	79	11	13
		能実	183	135	19	154	69	2	71	22	0	22	1	26	1,685	19	3	4
		荻原	521	524	23	547	236	3	239	75	0	75	2	73	5,616	64	9	11
		須賀谷	447	437	57	494	209	5	214	67	1	68	1	63	5,117	58	8	9
		神置	158	146	12	158	63	1	64	20	0	20	0	22	1,560	18	3	3
		小高	58	76	2	78	35	0	35	11	0	11	0	8	811	9	1	1
		小又井	14	17	2	19	10	0	10	3	0	3	0	2	218	2	0	0
	国吉地区	苅谷（※4）	847	660	76	736	274	7	281	86	1	87	2	119	6,864	78	11	13
		弥正	472	322	76	398	102	8	110	30	1	31	1	67	2,839	32	4	5
		深谷	308	271	15	286	117	1	118	37	0	37	1	43	2,808	32	4	5
		今関	195	166	14	180	67	1	68	20	0	20	1	27	1,622	18	3	4
		島	258	203	31	234	88	3	91	27	0	27	1	36	2,184	25	4	5
		楽町	176	175	15	190	78	1	79	25	0	25	1	25	1,934	22	3	4
		万木	357	320	18	338	132	1	133	41	0	41	1	50	3,214	37	5	6
		国府台	552	455	48	503	178	4	182	54	1	55	1	78	4,399	50	7	8
	中川地区	行川	400	360	54	414	149	4	153	46	1	47	1	56	3,775	43	6	7
		引田	171	154	21	175	65	2	67	21	0	21	0	24	1,654	19	3	3
		大野（※4）	714	743	47	790	356	5	361	113	1	114	2	101	8,393	96	13	15
		札森	52	50	3	53	24	0	24	7	0	7	0	7	562	6	1	1
		椎和田	49	49	0	49	23	0	23	8	0	8	0	7	562	6	1	1
		正立寺	79	77	1	78	38	0	38	12	0	12	0	11	874	10	1	1
		増田	118	122	11	133	48	1	49	15	0	15	0	17	1,217	14	2	2
		作田	325	334	20	354	145	2	147	46	1	47	1	46	3,494	40	6	7
		八乙女	93	87	5	92	41	0	41	14	0	14	0	13	1,030	12	2	2
大原地区	大原地区	大原（※5）	8,482	5,572	620	6,192	2,251	65	2,316	697	15	712	23	1,196	56,222	641	90	113
	東海地区	若山	1,081	724	44	768	246	3	249	73	0	73	2	152	6,178	70	10	12
		新田	639	507	48	555	209	5	214	65	1	66	2	90	5,179	59	8	10
		釈迦谷	276	217	14	231	96	1	97	29	0	29	1	39	2,215	25	4	5
		深堀	1,852	316	269	585	1,208	81	1,289	214	283	497	4	261	11,294	129	18	22
		日在（※4）	1,543	1,208	130	1,338	406	10	416	120	2	122	3	218	10,421	119	17	20
	東地区	長志（※4）	377	376	27	403	182	3	185	58	0	58	1	53	4,306	49	7	8
		山田（※4）	1,157	1,028	116	1,144	452	10	462	142	3	145	3	163	11,107	127	18	21
		新田野	296	282	20	302	128	1	129	41	0	41	1	42	3,089	35	5	6
		下原	151	205	4	209	99	0	99	31	0	31	1	21	2,278	26	4	5
		細尾	76	47	4	51	20	0	20	7	0	7	0	11	530	6	1	1
		高谷	300	327	17	344	156	1	157	50	0	50	1	42	3,682	42	6	7
		佐室	302	301	22	323	130	2	132	40	1	41	1	43	3,120	36	5	6
		沢部	80	83	1	84	37	0	37	12	0	12	0	11	874	10	1	1
	布施地区	上布施・下布施（※2）	856	831	56	887	388	5	393	124	1	125	3	121	9,298	106	15	18
	浪花地区	小池	221	242	27	269	104	3	107	32	0	32	1	31	2,527	29	4	5
		小沢	821	734	56	790	304	5	309	95	1	96	2	116	7,457	85	12	14
		岩船	448	434	17	451	199	1	200	63	0	63	1	63	4,680	53	7	8
		大原台	492	556	89	645	87	4	91	18	1	19	0	69	2,028	23	3	3
岬地区	太東地区	椎木	2,259	1,422	150	1,572	475	14	489	142	4	146	5	319	12,324	140	20	25
		中原	1,046	855	96	951	319	9	328	98	3	101	3	147	8,143	93	13	16
		和泉	1,388	1,247	1,241	2,488	392	57	449	115	14	129	2	196	14,602	166	23	25
	古沢地区	桑田	634	661	89	750	264	9	273	82	2	84	2	89	6,708	76	11	13
		岩熊	538	494	35	529	255	4	259	83	1	84	2	76	6,053	69	10	12
		市野々	190	151	4	155	72	0	72	23	0	23	1	27	1,685	19	3	4
		榎沢	1,078	777	63	840	327	6	333	101	1	102	3	152	7,925	90	13	16
		谷上	355	320	25	345	158	3	161	51	0	51	1	50	3,775	43	6	7
	長者地区	長者	1,226	800	84	884	310	9	319	96	2	98	3	173	7,831	89	12	15
		江場士	1,571	1,196	146	1,342	362	14	376	104	3	107	3	222	9,485	108	15	18
		臼井（※3）	1,564	1,412	100	1,512	524	9	533	160	3	163	4	221	13,073	149	21	25
	中根地区	中（※3）	1,157	694	55	749	270	5	275	83	1	84	3	163	6,677	76	11	14
		押日（※3）	1,415	887	73	960	315	7	322	94	1	95	3	200	7,894	90	13	16
		音羽（※3）	394	672	52	724	281	4	285	87	1	88	1	56	6,833	78	11	12
地区別計	夷隅地区	千町地区	2,113	1,935	229	2,164	895	23	918	283	5	288	7	298	21,840	249	35	42
		国吉地区	3,165	2,572	293	2,865	1,036	27	1,063	320	7	327	8	446	25,896	295	41	49
		中川地区	2,001	1,976	162	2,138	890	15	905	281	4	285	6	282	21,497	245	34	40
		小計	7,279	6,483	684	7,167	2,821	65	2,886	884	16	900	21	1,026	69,233	789	110	131
	大原地区	大原地区	8,482	5,572	620	6,192	2,251	65	2,316	697	15	712	23	1,196	56,222	641	90	113
		東海地区	5,391	3,863	519	4,382	1,367	39	1,406	412	10	422	12	760	35,443	404	57	69
		東　地区	2,739	2,649	211	2,860	1,204	19	1,223	381	4	385	9	386	28,985	330	46	55
		布施地区	856	831	56	887	388	5	393	124	1	125	3	121	9,298	106	15	18
		浪花地区	1,982	1,966	189	2,155	695	13	708	209	3	212	5	279	17,690	202	28	33
		小計	19,450	14,881	1,595	16,476	5,907	141	6,048	1,822	34	1,856	52	2,742	147,670	1,683	236	288
	岬地区	太東地区	4,693	3,524	1,487	5,011	1,185	82	1,267	352	20	372	9	662	35,287	402	56	65
		古沢地区	2,795	2,403	216	2,619	1,077	22	1,099	339	5	344	9	394	26,083	297	42	51
		長者地区	4,361	3,408	330	3,738	1,197	32	1,229	360	8	368	10	615	30,514	348	49	59
		中根地区	2,966	2,253	180	2,433	865	16	881	265	4	269	8	418	21,466	245	34	42
		小計	14,815	11,588	2,213	13,801	4,326	150	4,476	1,316	36	1,352	35	2,089	113,818	1,298	182	217
計			41,544	32,956	4,496	37,452	13,051	353	13,404	4,025	76	4,101	105	5,857	330,720	3,770	528	633

※1　四捨五入の影響により、合計が完全には一致しない箇所がある。
※2　三島・押替・大寺・谷堀・町台・名熊・硯→上布施・下布施地区で集計。
※3　岬町井沢・岬町三門・岬町東小高・岬町三門井沢→臼井地区／岬町中滝→中地区／岬町押日→押日地区／岬町東中滝・岬町鴨根・岬町嘉谷→音羽地区で集計。
※4　刈谷上・刈谷中・刈谷下→刈谷地区／大野上・大野下→大野地区／南日在・北日在→日在地区／長志上・長志下→長志地区／山田1～6→山田地区
※5　大舟谷・矢指戸・造式・大井・貝須賀・上寄瀬・北寄瀬・南町・仲町・北町・新田・渋田・新場・田町・城山・根方・坂東・小佐部→大原地区

被害想定対象地震の震源域

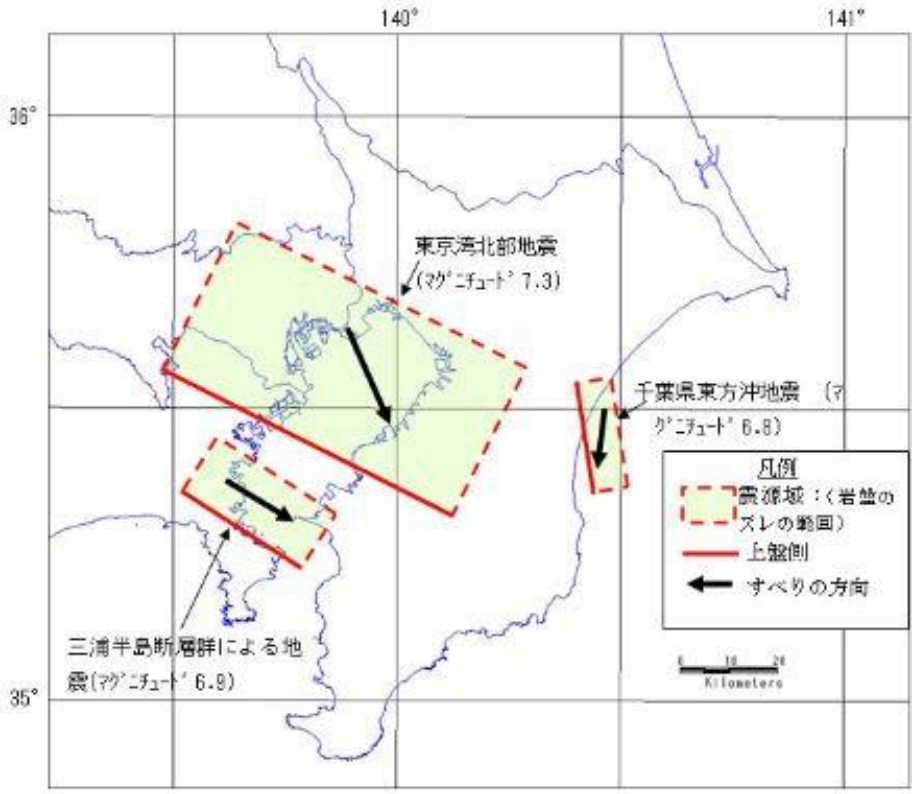

震度分布図

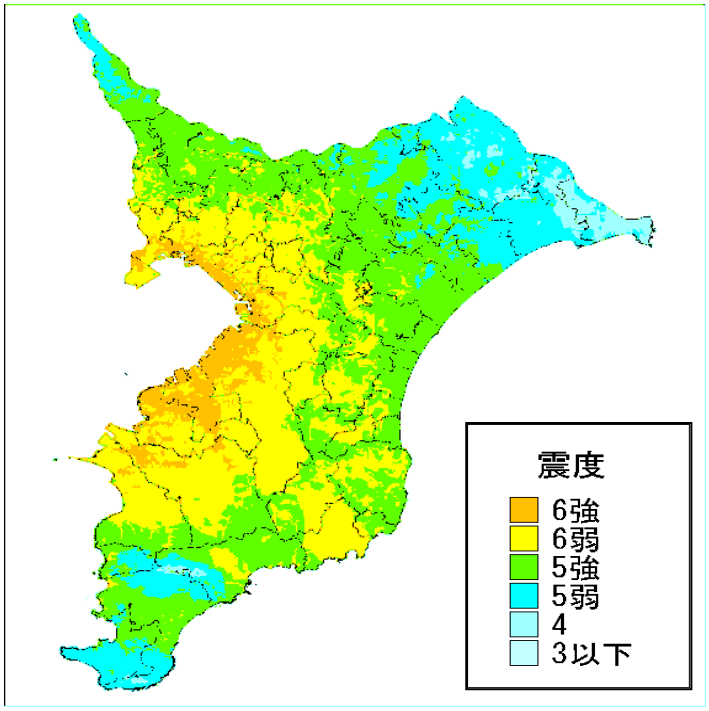

東京湾北部地震（マグニチュード 7.3）

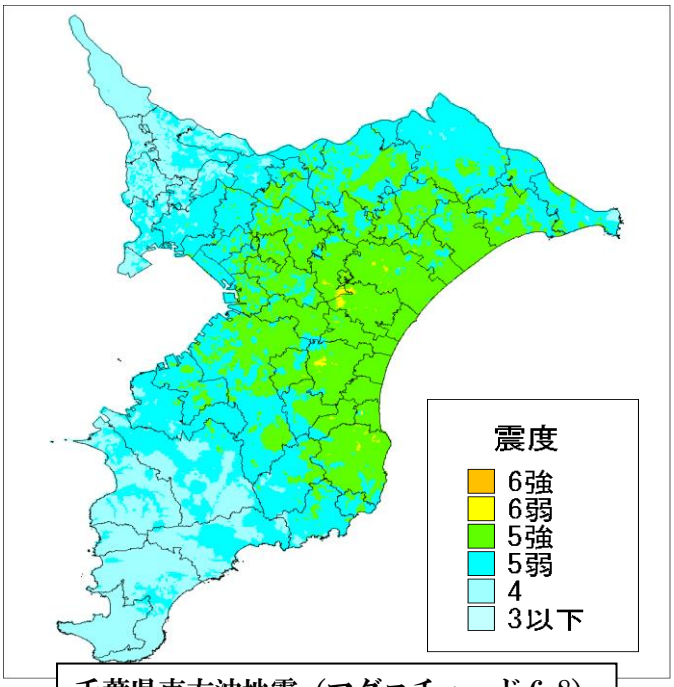

千葉県東方沖地震（マグニチュード 6.8）

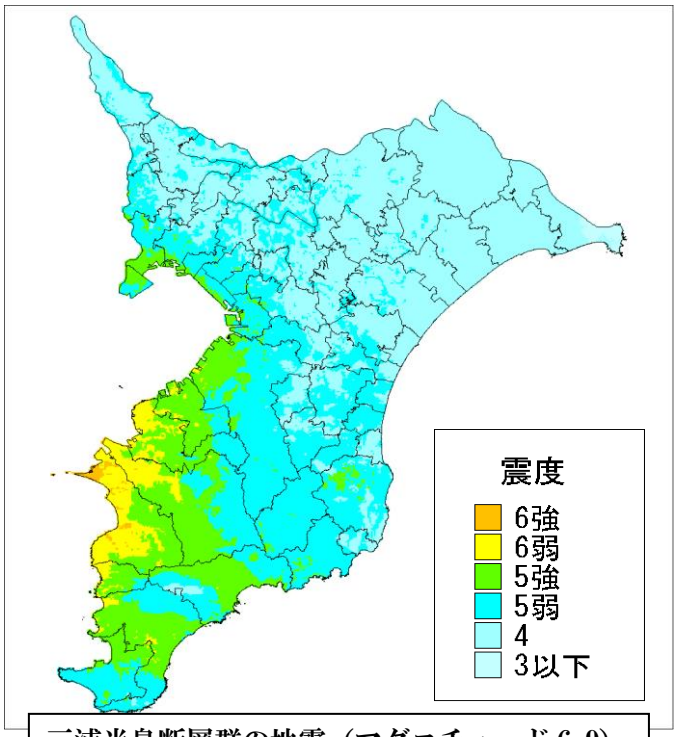

三浦半島断層群の地震（マグニチュード 6.9）

[資料 3-2]津波ハザードマップ

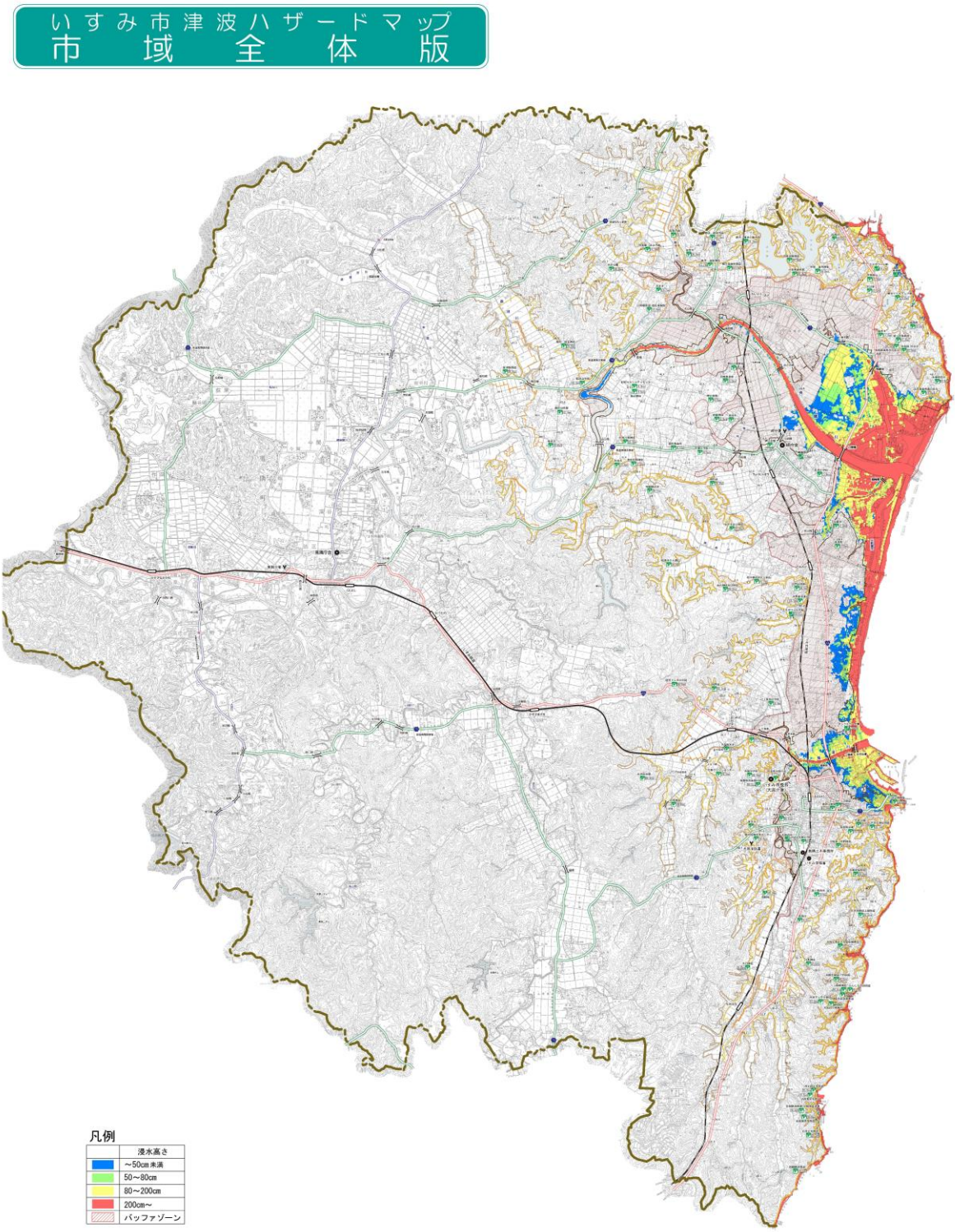

【津波浸水予想図】元禄地震新モデル

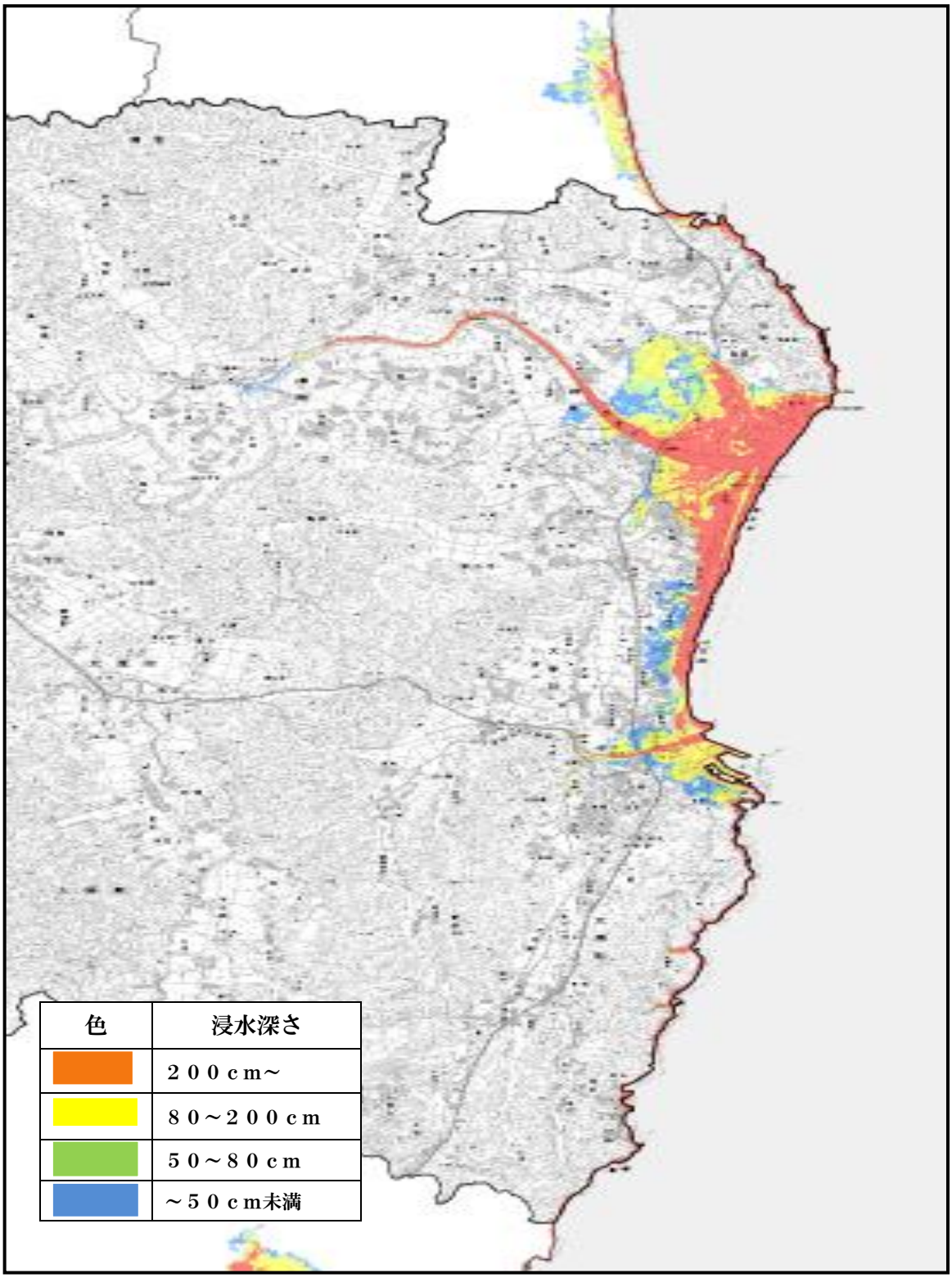

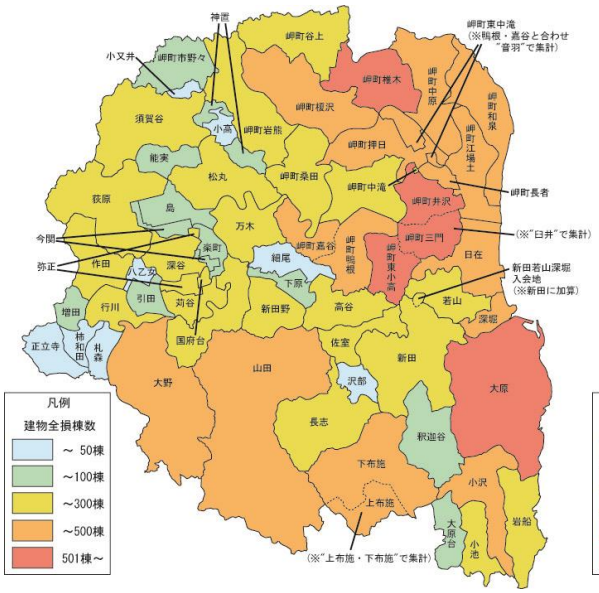

［建物全損棟数］

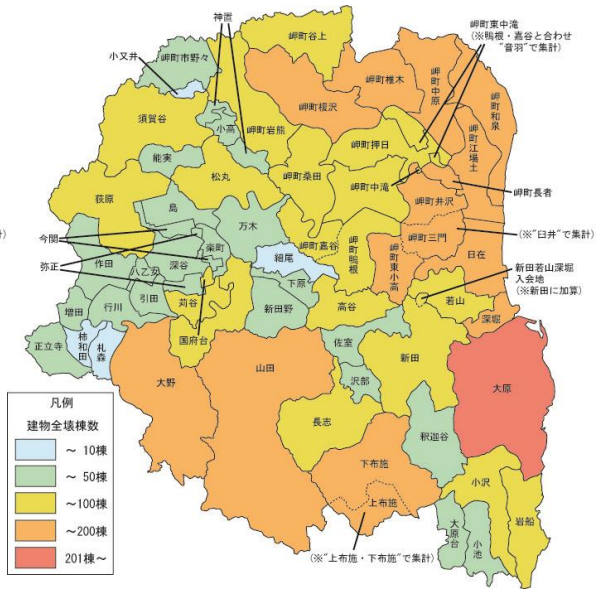

［建物全壊棟数］

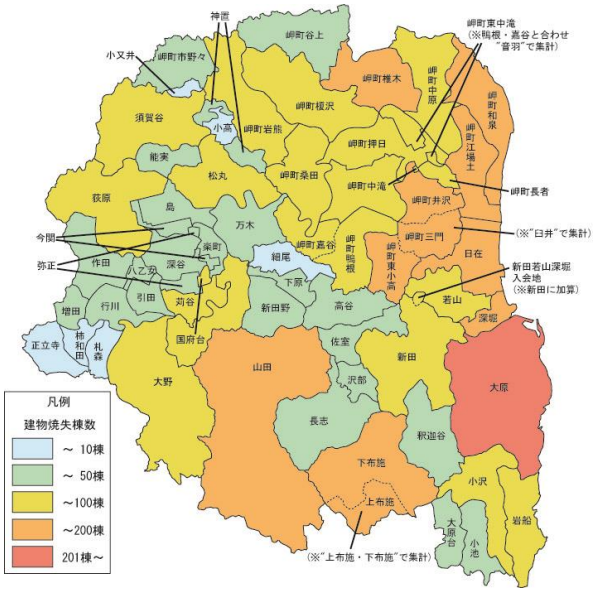

［建物焼失棟数］

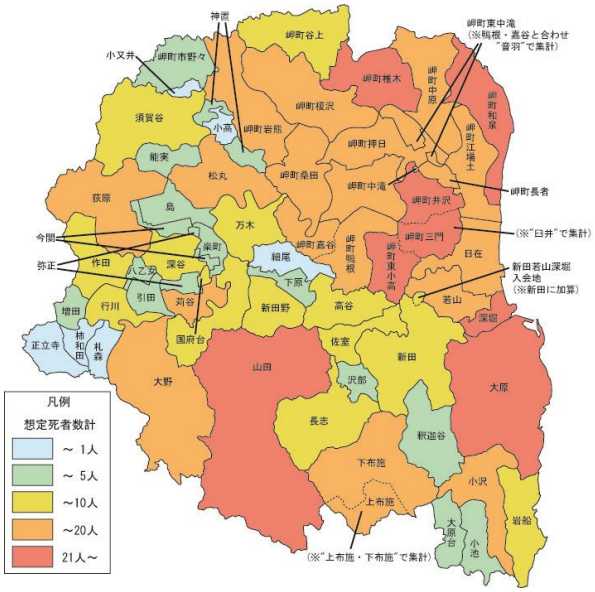

［想定死者数］

[資料 3-3]揺れやすさマップ

【揺れやすさマップ】

想定地震の種類	想定地震	予測される震度
①活断層で発生するM7.0以上の地震	鴨川低地断層帯（M7.2程度）	震度5弱～5強
②海溝型地震（プレート境界型等）	東京湾北部地震（M7.3）	震度5弱～5強
③全国どこでも起こり得る直下の地震	いすみ市直下の地震（M6.9）	震度6強程度

地域の揺れやすさ（メッシュごとの揺れやすさ）

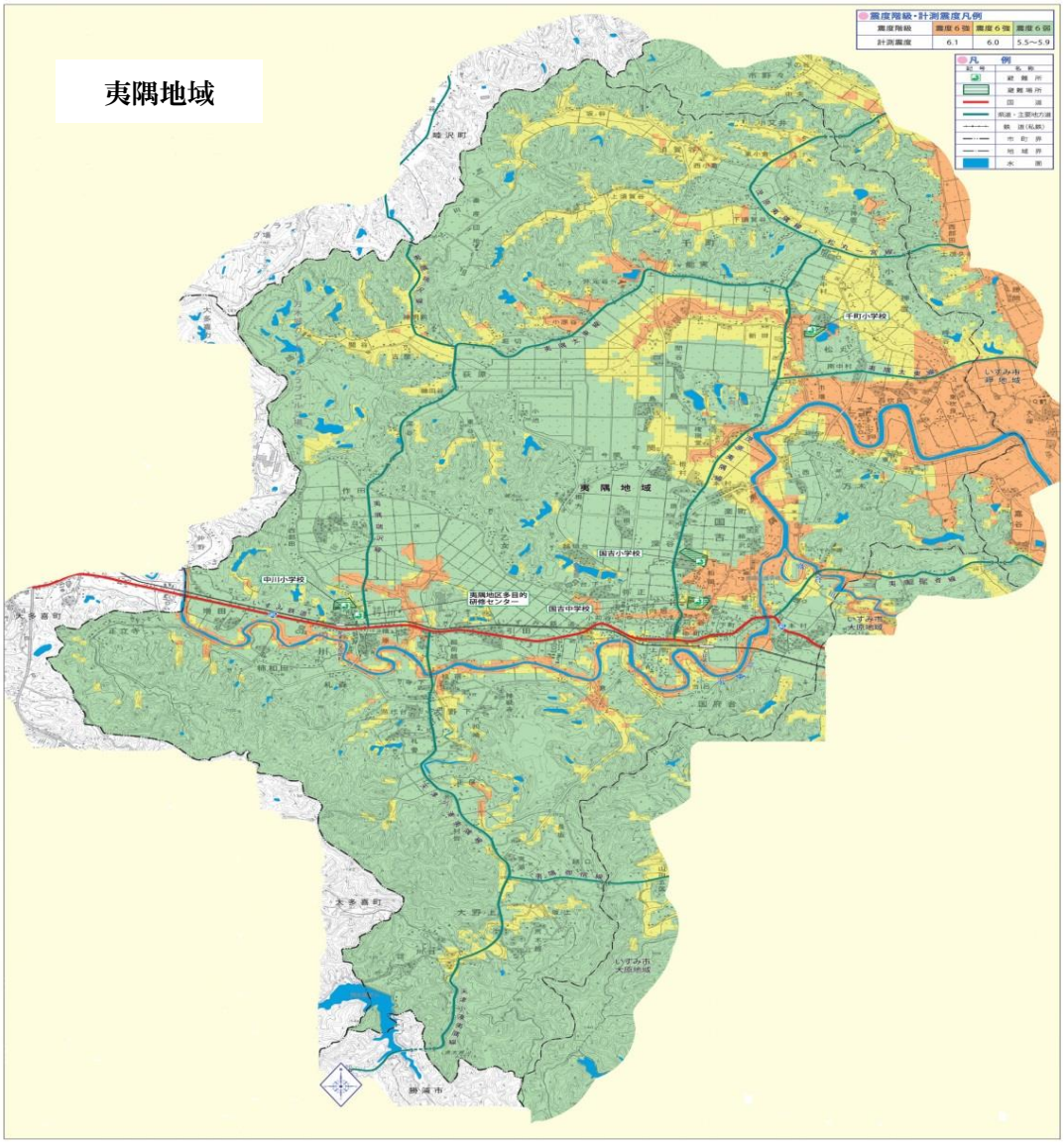

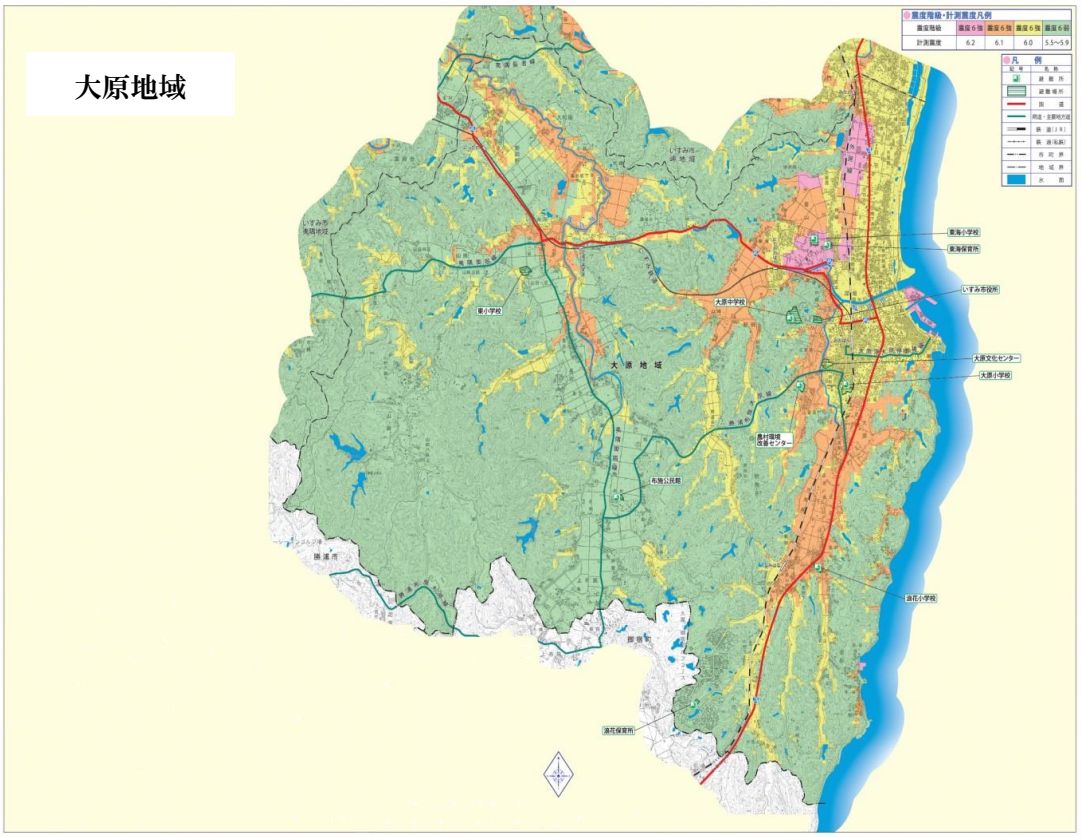
大原地域
震度階級・計測震度凡例
震度階級
震度6強
震度6強
震度6強
震度6弱
計測震度
6.2
6.1
6.0
5.5～5.9
凡　例
記号
名称
避難所
避難場所
国道
県道・主要地方道
鉄道（JR）
鉄道（私鉄）
市町界
地域界
水面
東海小学校
東海保育所
いすみ市役所
大原文化センター
大原小学校
大原中学校
東小学校
大原地域
農村環境改善センター
布施公民館
波花小学校
波花保育所

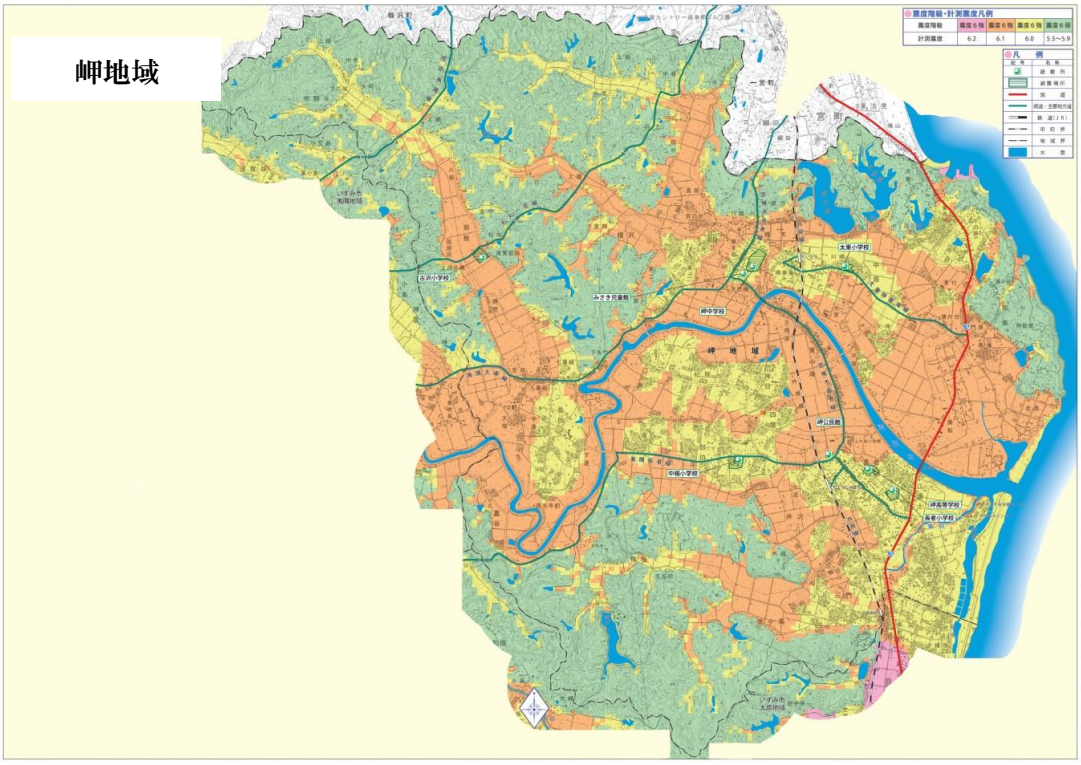
岬地域
震度階級・計測震度凡例
震度階級
震度6強
震度6強
震度6強
震度6弱
計測震度
6.2
6.1
6.0
5.5～5.9
凡　例
記号
名称
避難所
避難場所
国道
県道・主要地方道
鉄道（JR）
市町界
地域界
水面
太東小学校
古沢小学校
みさき児童館
岬中学校
岬地域
岬公民館
中嶺小学校
岬高等学校
長者小学校

【危険度マップ】

建物被害の危険度（メッシュごとの建物が全壊すると予想される割合）

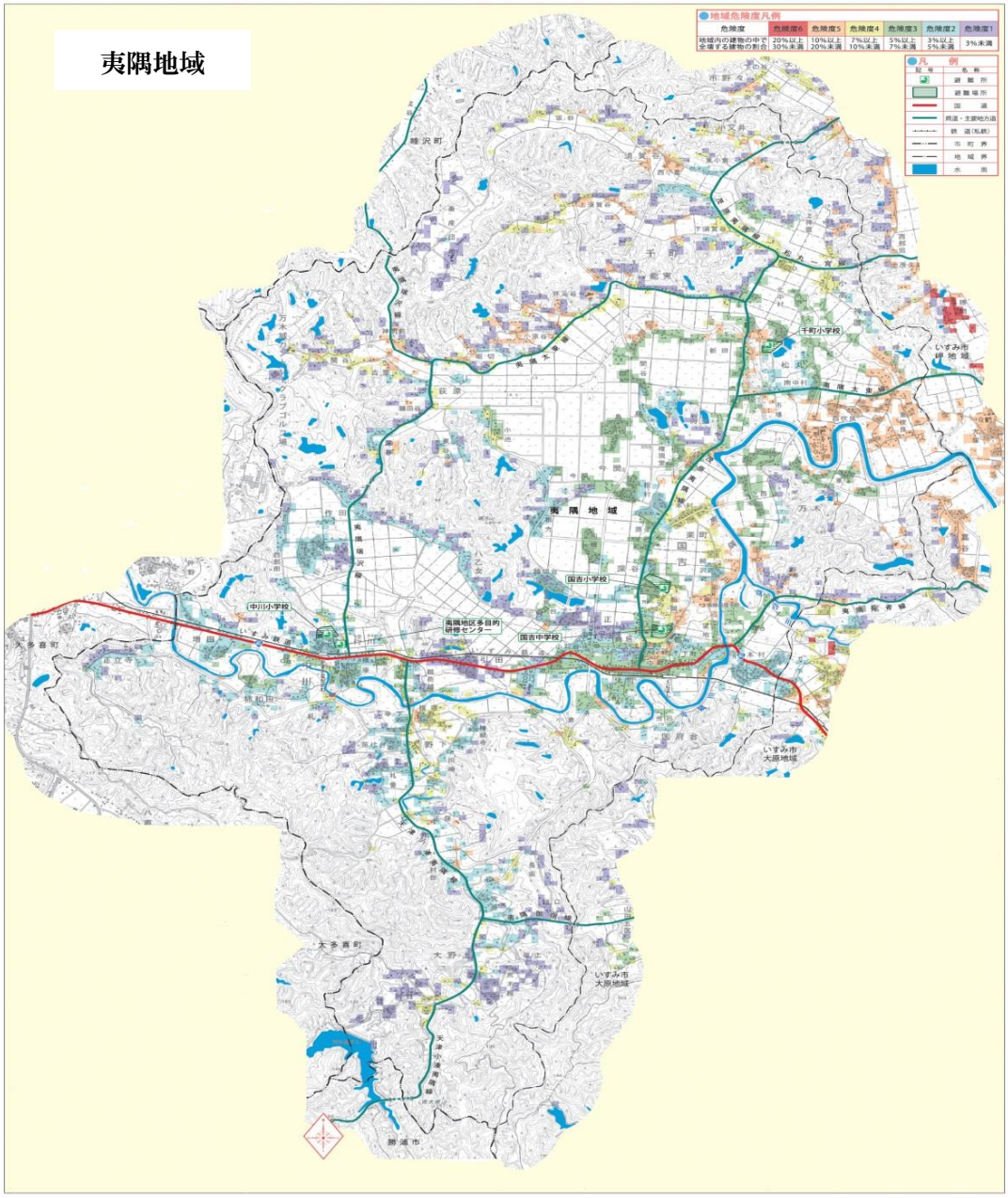

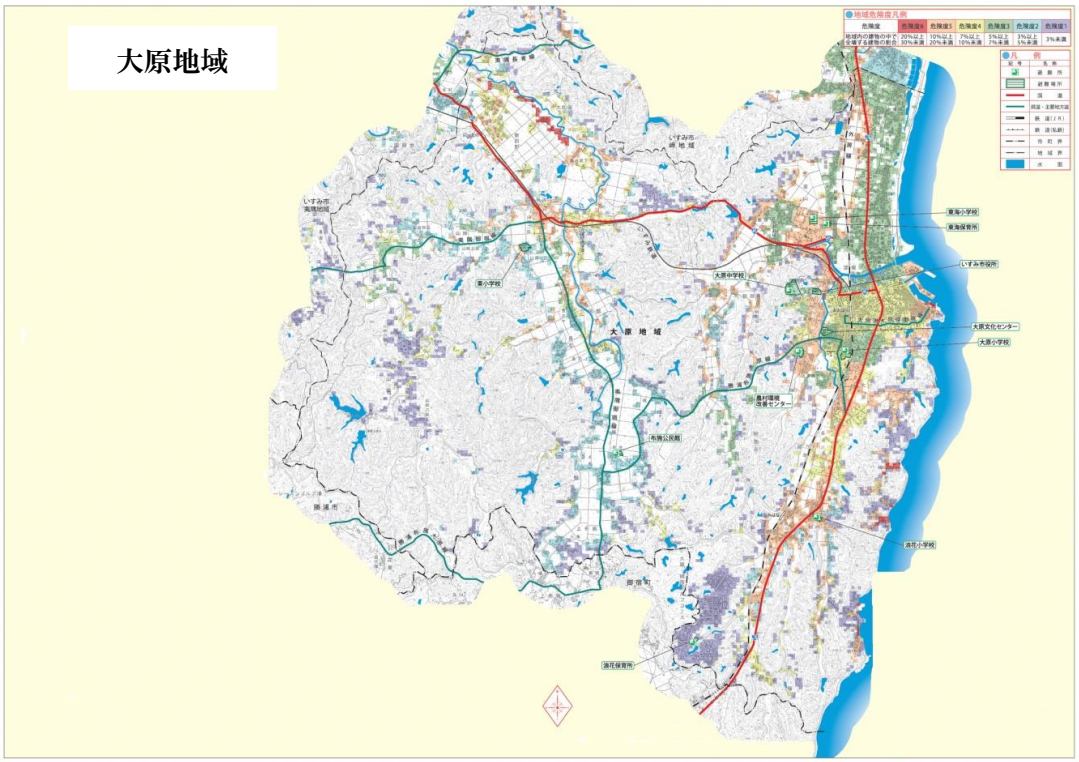
大原地域

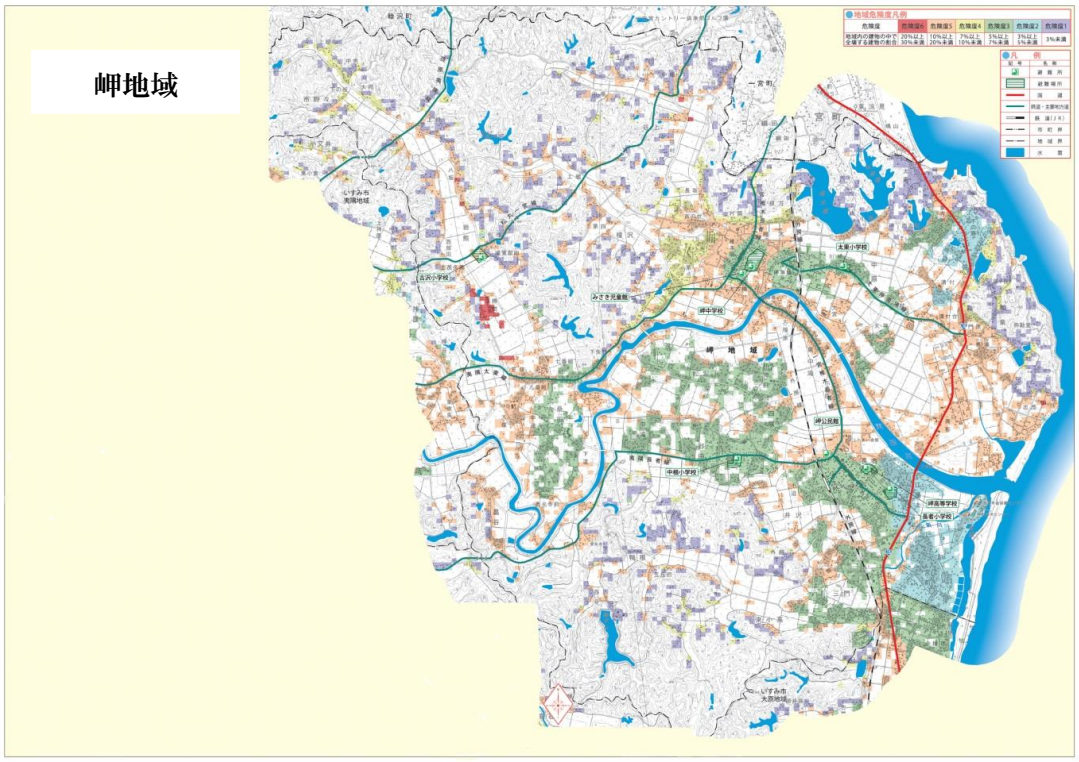
岬地域

［資料 3-4］地域危険度マップ

液状化危険度分布図

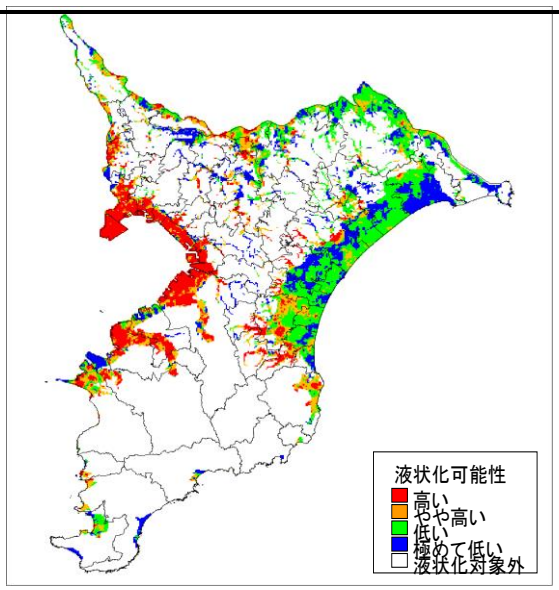

東京湾北部地震

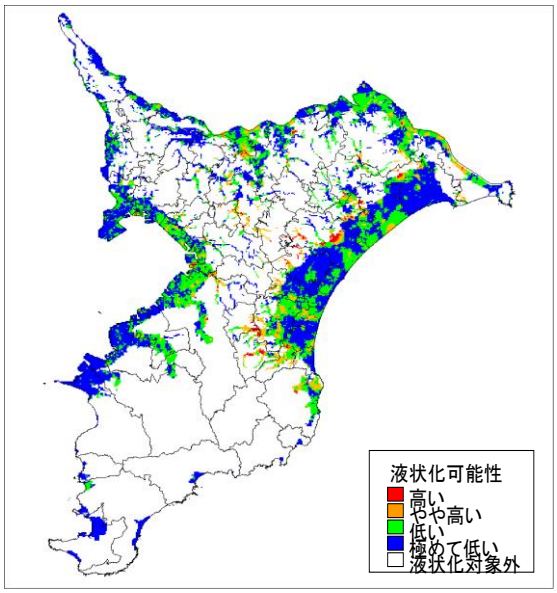

千葉県東方沖地震

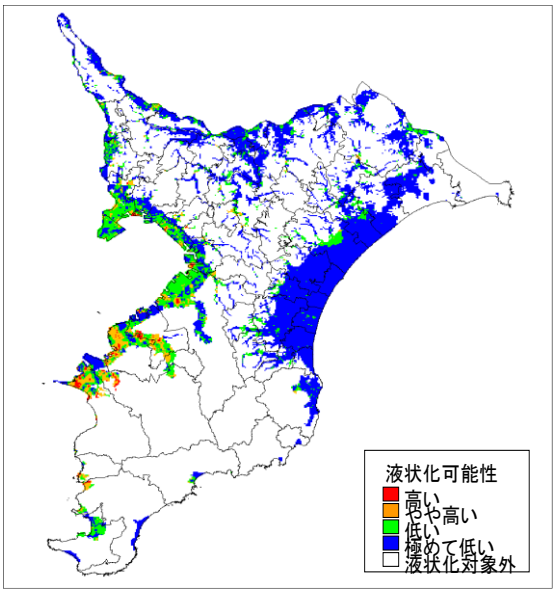

三浦半島断層群による地震

【液状化しやすさマップ】※元禄地震新モデル

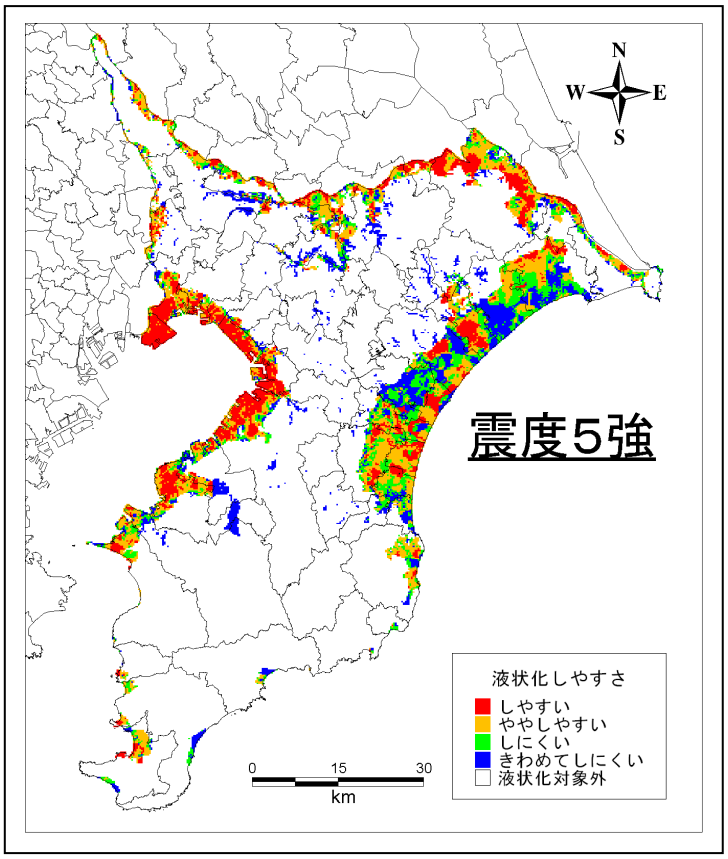

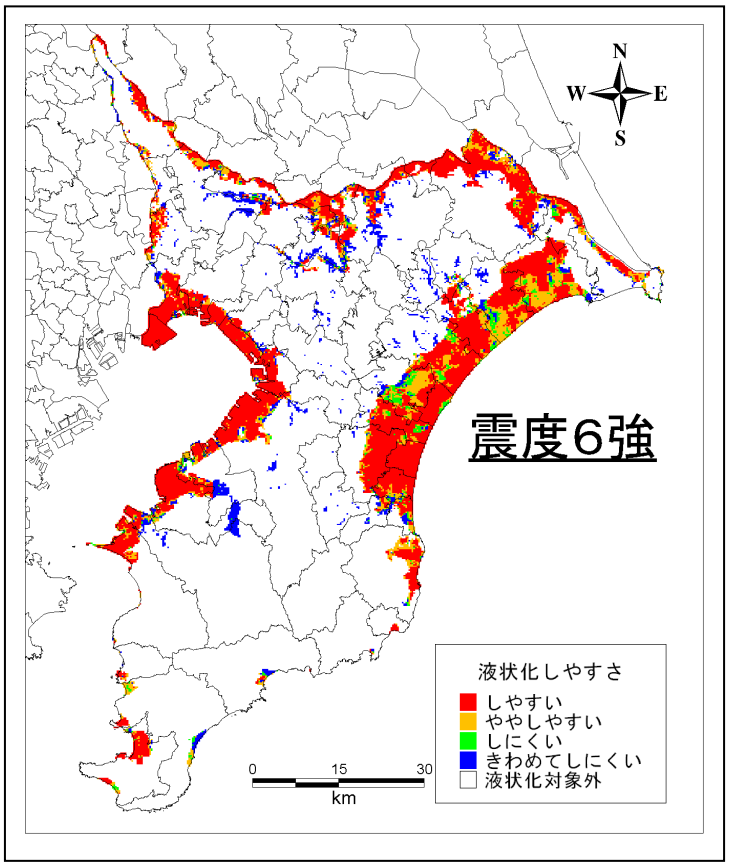

［資料3-5］洪水ハザードマップ

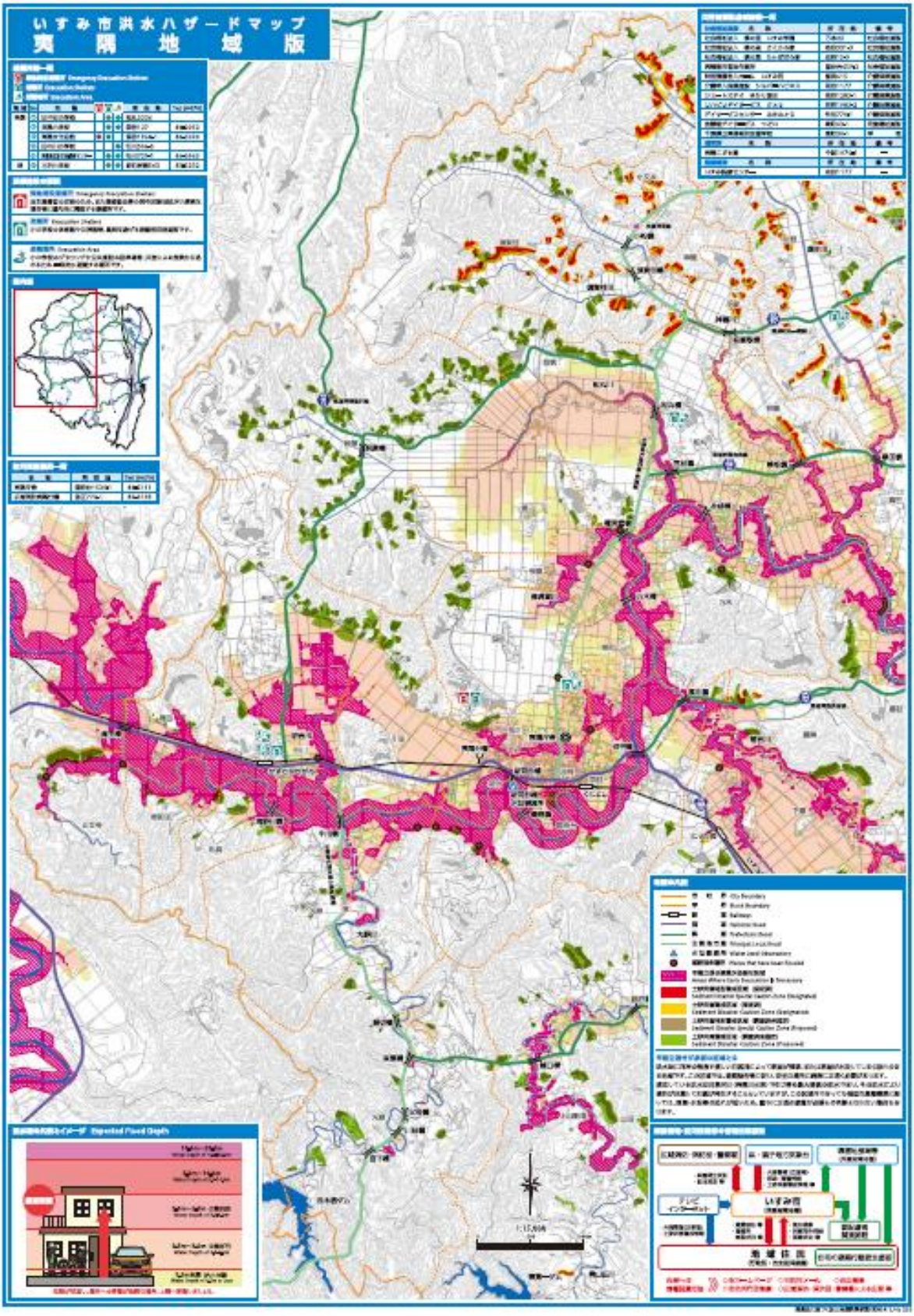

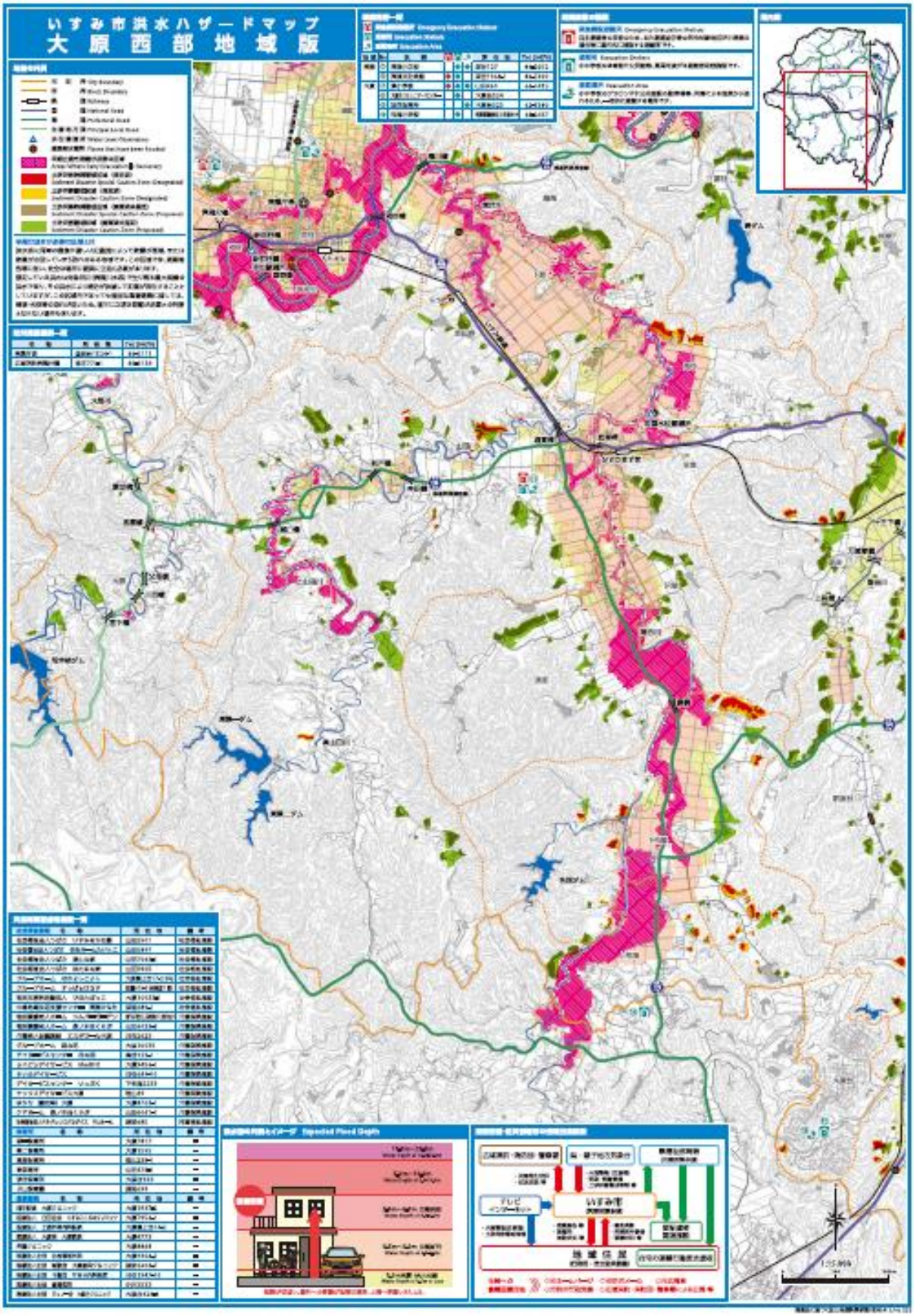
いすみ市洪水ハザードマップ
大原西部地域版

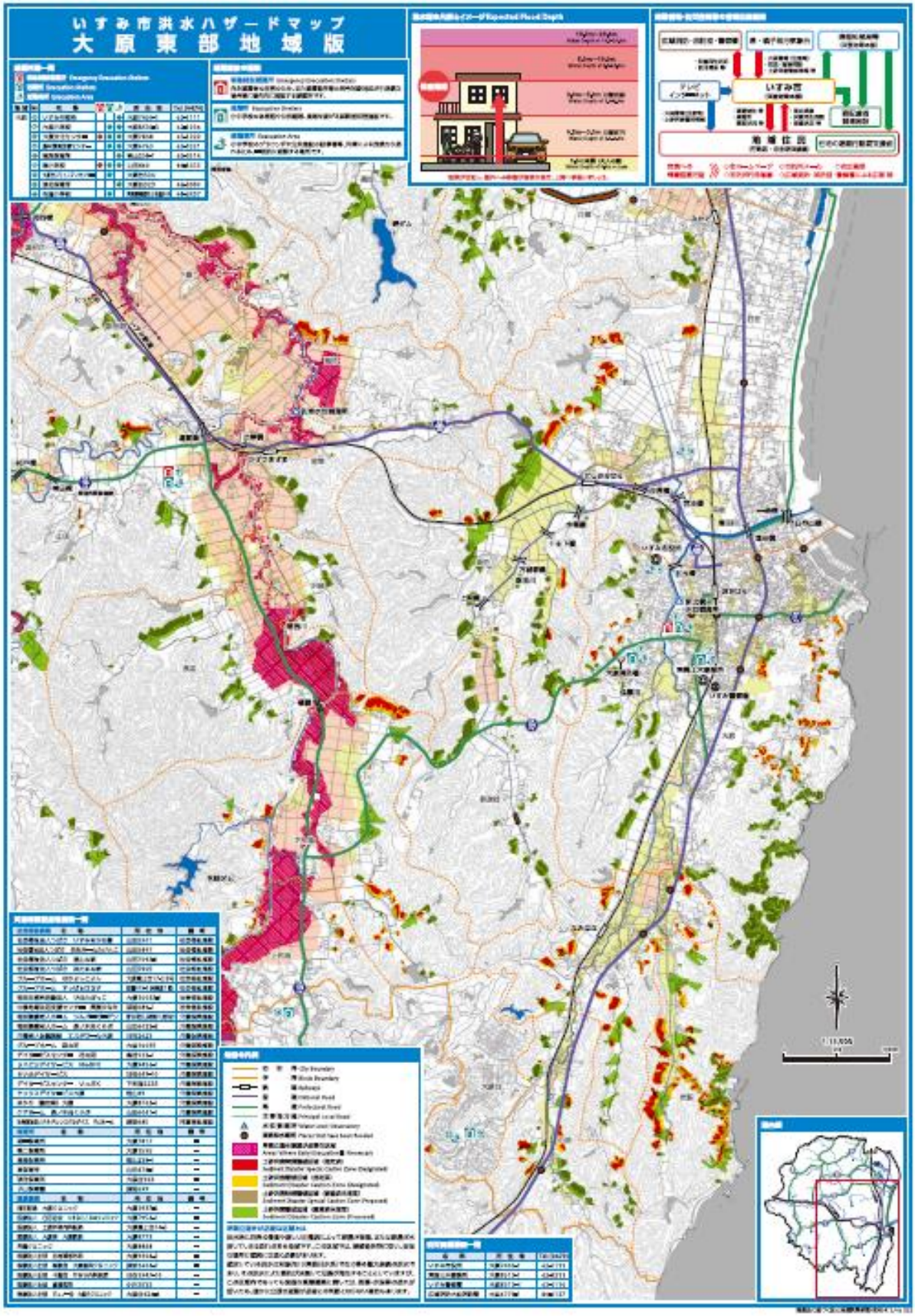
いすみ市洪水ハザードマップ
大原東部地域版

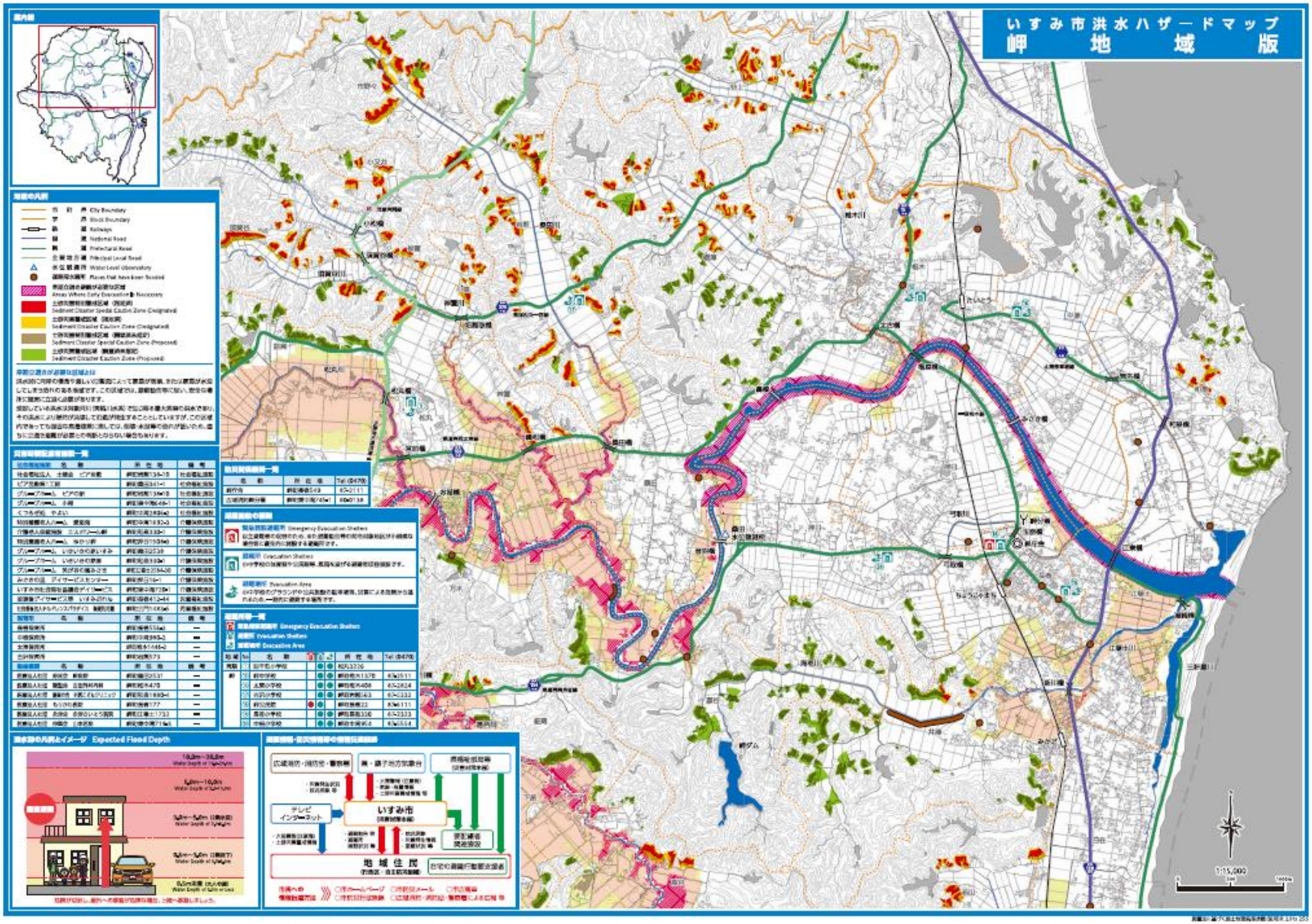
いすみ市洪水ハザードマップ
岬地域版
1:15,000

［資料3-6］市内の主要河川

【市内の主要河川】

［二級河川］

水系名	河川名	指定延長（m）		流域面積（km²）
夷隅川	夷隅川	左・右岸各	65,063	299.40
〃	江場土川	左・右岸各	2,700	7.60
〃	落合川	左・右岸各	9,927	47.10
〃	山田川	左・右岸各	8,100	13.40
〃	大野川	左・右岸各	8,120	4.80
塩田川	塩田川	左・右岸各	3,670	33.60
〃	新田川	左・右岸各	1,400	5.20

［準用河川］

水系名	河川名	指定延長（m）		流域面積（km²）
夷隅川	松丸川	左・右岸各	3,500	
〃	神置川	左・右岸各	5,000	
〃	正立寺川	左・右岸各	2,000	
〃	初音川	左・右岸各	2,000	
〃	権現堂川	左・右岸各	400	
〃	須賀谷川	左・右岸各	700	
〃	上山田川	左・右岸各	6,300	8.10
〃	奥山田川	左・右岸各	550	
〃	椎木川	左・右岸各	2,250	7.00
〃	桑田川	左・右岸各	2,200	7.30
〃	三軒屋川	左・右岸各	1,300	3.80
〃	弓取川	左・右岸各	720	1.50
江場土川	海老川	左・右岸各	3,400	
塩田川	上塩田川	左・右岸各	3,750	9.20
ビチャ川	ビチャ川	左・右岸各	900	0.53

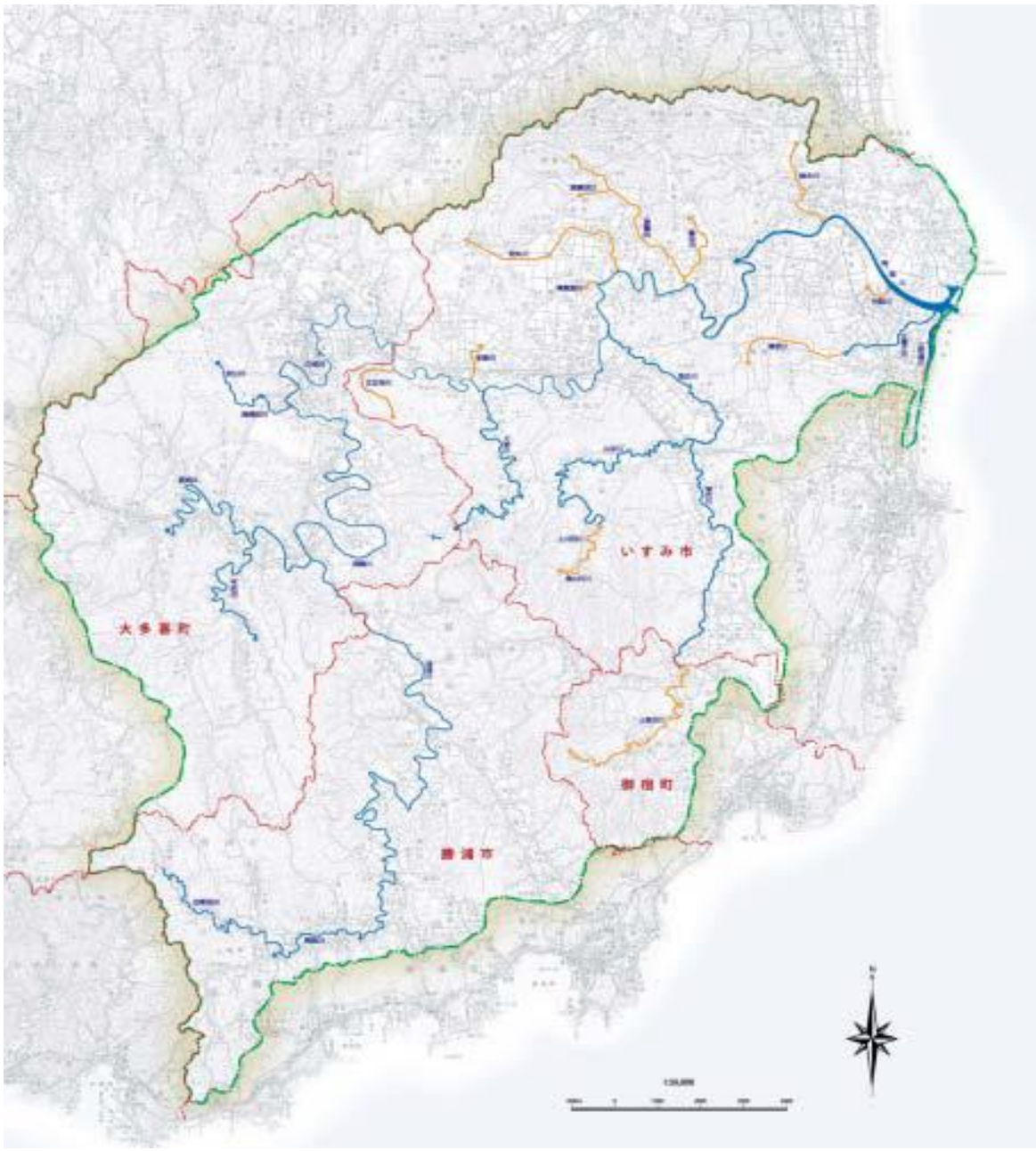
いすみ市
大多喜町
御宿町

［資料 4-1］県への被害状況報告一覧

報告の種類		報告の内容	報告時期・方法
災害緊急報告		1 庁舎等の状況 2 災害規模概況 災害の発生場所、概況、人的被害、住家被害、火災発生の有無等の被害状況 3 応急対策の状況 当該災害に対して講じた応急対策について報告 4 措置情報 災害対策本部等の設置状況、避難指示等の状況、避難所の設置状況等について報告	①覚知後直ちに ②第1 報告の後、詳細が判明の都度直ちに ［電話、ＦＡＸ］
災害総括報告	定時報告	被害情報及び措置情報の全般的な情報を定時に報告 1 被害情報 市域内の人的被害、住家被害及びその他施設等の全般的な被害状況（件数） 2 措置情報 災害対策本部の設置、職員配備及び住民避難等の状況	①原則として1日2回9時・15時現在で把握している情報を指定時刻まで ②県から別途指定があった場合はその指定する時刻まで ［電話、FAX及び端末入力］
	確定時報告	同一の災害に対する応急対策が終了した後、10日以内に報告。本報告は、災害復旧の基礎となるものであるため、正確を期すること。 1 被害情報 市域内の全般的な被害状況（件数） 2 措置情報 災害対策本部の設置、職員配備及び住民避難等の状況 3 被害額情報 市域内の施設被害額及び産業別被害額	応急対策終了後10日以内 ［端末入力及び文書］
	年報	4月1日現在で明らかになった1月1日から12月31日までに発生した災害について報告	4月20日まで ［端末入力及び文書］
災害詳細報告		災害総括報告で報告した被害情報の内容（日時・場所・原因等）及び措置情報の詳細を報告	①原則として1日2回9時・15時現在で把握している情報を指定時刻まで ②県からから別途指定があった場合はその指定する時刻まで ［電話、FAX 及び端末入力］

［資料 4-2］被害状況報告書様式

〔災害対策本部（本部事務局）への報告（様式）〕

被害実態調査個別調書

番号	調査地区名（　　）
調査月日　　月　　日	調査者氏名 同行者氏名

	世帯主（所有者）	年齢	住　所	世帯人員	電話番号	汲取希望	消毒希望
住家被害						有・無	有・無

住家被害	被災の概要	
	全・半壊床上浸水等の別	□床下浸水　□床上浸水　□全壊　□半壊　□一部破損
	被災状況	※床上約50cm、瓦約50枚破損等具体的に記入のこと、また必要に応じて略図を記入してください。
非住家被害	被災の概要	
	非住家の種別	□別荘　□倉庫　□車庫　□青年館　□店舗　□事務所 □その他（　　）
	全・半壊床上浸水等の別	□床下浸水　□床上浸水　□全壊　□半壊　□一部破損
	被災状況	

	被災者氏名	生年月日	被災程度	被災場所	被災日時	原因
人的被害						

※動態地図に番号を記入し添付のこと

公共土木施設等被害実態調書

調査地区名（　　）

調査月日　　月　　日			調査者氏名
番号	種別	地区名（位置）	被災規模、状況等

※「種別」は、河川、国道、県道、町道、橋梁、田、畑、がけ崩れ等を記入。
※「被災規模、状況等」は、町道５ｍにわたり決壊、田３ａ程度流出等を記入。
※動態地図に番号を記入し添付のこと。

〔県への被害報告（様式)〕

様式１－１

災害緊急報告［市町村］

第　　報

月　　日　　時　　分現在

災害種類		報告機関	
覚知日時	月　　日　　時　　分覚知	報告者	TEL

※支部への報告　未　　済

庁　舎　等　の　状　況			
庁舎での執務	可　不可	備考	
防災無線使用	可　不可	電気	通常電源・非常電源・その他［　　］

災　害　規　模　概　況（人的被害及び住家被害に重点を置き記入すること）	
死傷者	□死者（　　）人　□行方不明者（　　）人　□負傷者　（　　）人
住家被害	□全壊（　　）棟　□半　壊　（　　）棟　□床上浸水（　　）棟
【判明事項】	火災発生：□有　□無、延焼(可能性)：□有　□無、津波の発生：□有　□無

応　急　対　策　の　状　況（当該災害に係る応急対策が充分であるかに留意して記入すること）			
消防、水防、救急・救助等 消防機関の活動状況			
県、他の市町村等への応援要請	未　　済	要請内容	
		区域	
自衛隊の災害派遣要請	未　　済	要請内容	
		区域	
ボランティアセンター設置状況	有　　無		
ボランティアの活動状況			
その他関連事項			

措　置　情　報				
災害対策本部設置（本部設置前名称：　　）				
設置日時	月　　日　　時　　分	出動人員	消防職員延べ　　人　消防団員延べ　　人	
津波注意報・警報	①住民への伝達：市町村防災行政無線等（　時　　分)、広報車（　　台） ②沿岸パトロール：市町村車両（　　台)、消防関係車両（　　台）			
避難等	避難種別	指示　勧告　自主避難	理由	
	避難日時	月　日　　時　　分	避難先	
	避難地区名		世帯数	（　　人）
	警戒区域の設定区域名		避難所	箇所開設、　　世帯　　人収容
	避難所状況			

注　覚知後、分かる範囲で迅速に報告することとし、詳細は以後判明の都度報告すること

様式２－１

第　　報

災 害 総 括 報 告（その１）

月　日　時　分現在

災 害 名		報告機関	
		報告者	TEL

報告の種類		定時報告		確定時報告

人的被害は様式５－１、住家被害は様式５－２、がけくずれ被害は様式11を添付して下さい。

被 害 情 報

区 分			被 害	
人的被害	死 者	人		
	行方不明者	人		
	重傷者	人		
	軽傷者	人		
住家被害	全 壊	棟		（　　）
		世帯		（　　）
	（うち全焼）	人		（　　）
	半 壊	棟		（　　）
		世帯		（　　）
	（うち半焼）	人		（　　）
	一部破損	棟		（　　）
		世帯		（　　）
	（うち一部焼損）	人		（　　）
	床上浸水	棟		（　　）
		世帯		（　　）
		人		（　　）
	床下浸水	棟		（　　）
		世帯		（　　）
		人		（　　）
非住家	公共建物 全壊	棟		
	公共建物 半壊	棟		
	その他 全壊	棟		
	その他 半壊	棟		
り災世帯数		世帯		
り災人員		人		
その他被害	文教施設	箇所		
		内訳	国立	
			県立	
			市町村立	
			私立	
	病 院	箇所		
		内訳	国立	
			県立	
			市町村立	
			私立	

区 分			被 害	
その他被害	道 路	箇所		
		内訳	国道	
			県道	
			市町村道	
			その他	
	橋りょう	箇所		
		内訳	国管理	
			県管理	
			市町村管理	
			その他	
	河 川	箇所		
		内訳	国管理	
			県管理	
			市町村管理	
	港 湾	箇所		
	砂 防	箇所		
	清掃施設	箇所		
	がけくずれ	箇所		
	鉄道不通	箇所		
	被害船舶	隻		
	水道施設	箇所		
		内訳	県営	
			その他	
	断水戸数	戸		
		内訳	県営	
			その他	
	電 気	戸		
	電 話	回線		
	ガ ス	戸		
	ブロック・石塀	箇所		
	田 流失・埋没	ha		
	田 冠水	ha		
	畑 流失・埋没	ha		
	畑 冠水	ha		
火災発生	建 物	件		
	危 険 物	件		
	そ の 他	件		

措 置 情 報

活動体制		
	本部設置前の体制（名称　　）	災害対策本部設置
	設置日時　月　日　時　分	設置日時　月　日　時　分
	廃止日時　月　日　時　分	廃止日時　月　日　時　分
	配備人員　人	配備人員　人
	活動人員　消防職員　延べ　人	消防団員　延べ　人

避難等	避難の種別	避難地区数	避難の日時	避難世帯数	避難人数
	指示	地区	月　日　時　分	世帯	人
	勧告	地区	月　日　時　分	世帯	人
	自主避難	地区	月　日　時　分	世帯	人
	警戒区域の設定	有 ・ 無			

避難所	開設数	箇所	現収容世帯・人数	世帯	人
災害救助法適用		適用日時	月　日　時　分		

支部への報告　未　済

様式２－２

第　　報

災害総括報告（その２）

月　日　時　分現在

災害名		報告機関	
		報告者	TEL

報告の種別		定時報告		確定時報告

区分		被害額		被害の内訳等	
公共施設被害額	公立文教施設		千円	国立分	
				県立分	
				市町村立分	
	農林水産業施設		千円	国管理分	
				県管理分	
				市町村管理分	
	公共土木施設		千円	国管理分	
				県管理分	
				市町村管理分	
	その他公共施設		千円	国管理分	
				県管理分	
				市町村管理分	
	小計		千円		
産業別被害額	農産被害		千円		
	林産被害		千円		
	畜産被害		千円		
	水産被害		千円		
	商工被害		千円		
	その他		千円		
	小計		千円		
被害総額			千円		

備考

定時報告時は本様式による報告は省略できるものとする

様式3

避 難 状 況 詳 細 報 告

第　　報
月　　日　　時　　分現在

災害名			
報告機関		報告者	TEL

整理番号	避難勧告又は指示 種別	避難勧告又は指示 勧告指示日時	警戒区域の設定 有無	警戒区域の設定 設定日時	避難の状況 地区名	避難の状況 避難日時	避難の状況 世帯・人員	避難の理由	避難先	帰宅日時	避難した総世帯・人員数	通信欄
	勧告・指示 自主避難	月　日 時　分	有・無	月　日 時　分		月　日 時　分	世帯 人			月　日 時　分	世帯 人	
	勧告・指示 自主避難	月　日 時　分	有・無	月　日 時　分		月　日 時　分	世帯 人			月　日 時　分	世帯 人	
	勧告・指示 自主避難	月　日 時　分	有・無	月　日 時　分		月　日 時　分	世帯 人			月　日 時　分	世帯 人	
	勧告・指示 自主避難	月　日 時　分	有・無	月　日 時　分		月　日 時　分	世帯 人			月　日 時　分	世帯 人	
	勧告・指示 自主避難	月　日 時　分	有・無	月　日 時　分		月　日 時　分	世帯 人			月　日 時　分	世帯 人	
	勧告・指示 自主避難	月　日 時　分	有・無	月　日 時　分		月　日 時　分	世帯 人			月　日 時　分	世帯 人	
	勧告・指示 自主避難	月　日 時　分	有・無	月　日 時　分		月　日 時　分	世帯 人			月　日 時　分	世帯 人	
	勧告・指示 自主避難	月　日 時　分	有・無	月　日 時　分		月　日 時　分	世帯 人			月　日 時　分	世帯 人	
	勧告・指示 自主避難	月　日 時　分	有・無	月　日 時　分		月　日 時　分	世帯 人			月　日 時　分	世帯 人	
	勧告・指示 自主避難	月　日 時　分	有・無	月　日 時　分		月　日 時　分	世帯 人			月　日 時　分	世帯 人	

様式4

避難所・救護所開設状況報告

第　　報
月　　日　　時　　分現在

災害名		報告機関	
		報告者	TEL

整理番号	避難所 名称	所在地	開設日時	収容可能人員	現収容人員	通信欄
			月　日 時　分	人	人	
			月　日 時　分	人	人	
			月　日 時　分	人	人	
			月　日 時　分	人	人	
			月　日 時　分	人	人	

整理番号	救護所 名称	所在地	開設日時	収容可能人員	現収容人員	通信欄
			月　日 時　分	人	人	
			月　日 時　分	人	人	
			月　日 時　分	人	人	
			月　日 時　分	人	人	
			月　日 時　分	人	人	

様式５－１

人 的 被 害 詳 細 報 告

第　　報
月　　日　　時　　分現在

災害名		報告機関	
		報告者	TEL

整理番号	被 災 者				被 災 の 概 要				通信欄
	氏 名	住 所	年 齢	性 別	被災の程度	被災日時	被災場所	原 因	
				男 女		月　日 時　分			
				男 女		月　日 時　分			
				男 女		月　日 時　分			
				男 女		月　日 時　分			
				男 女		月　日 時　分			
				男 女		月　日 時　分			
				男 女		月　日 時　分			
				男 女		月　日 時　分			
				男 女		月　日 時　分			
				男 女		月　日 時　分			

（注意）１　項目の全てが判明しない場合でも、判明したものから順次「第１報」、「第２報」・・・として報告すること。
　　２　「被災の程度」は、「死亡」・「行方不明」・「重傷」・「軽傷」の別を記載する。

様式５－２

住 家 被 害 詳 細 報 告

第　　報
月　　日　　時　　分現在

災害名		報告機関	
		報告者	TEL

整理番号	被 災 世 帯				被 災 の 概 要			通 信 欄
	世帯主	住　所	年齢	り災人員	種 別	被災日時	原　因	［避難、応急措置等の状況］
						月　日 時　分		
						月　日 時　分		
						月　日 時　分		
						月　日 時　分		
						月　日 時　分		
						月　日 時　分		
						月　日 時　分		
						月　日 時　分		
						月　日 時　分		
						月　日 時　分		

（注意）１　項目の全てが判明しない場合でも、判明したものから順次「第１報」、「第２報」・・・・・・として報告すること。
　　２　被災の概要の「種別」は、「全壊」・「全焼」・「半壊」・「半焼」・「一部破損」・「一部焼損」・「床上浸水」・「床下浸水」の別を記載する。（被害の認定基準参照）

様式6

人的・住家被害詳細報告（大字別）

第　　報
月　　日　　時　　分現在

災害名		発生日時	
報告機関		報告者	TEL

整理番号	災害発生地域（市町村大字）	死者	重傷者	全壊			半壊			一部破損			床上浸水			通信欄
				（棟）	（世帯）	（人）	（棟）	（世帯）	（人）	（棟）	（世帯）	（人）	（棟）	（世帯）	（人）	
		行方不明	軽傷者	うち全焼			うち半焼			うち一部焼損			床下浸水			
				（棟）	（世帯）	（人）	（棟）	（世帯）	（人）	（棟）	（世帯）	（人）	（棟）	（世帯）	（人）	

（注意）この様式は、システム端末に入力したうえで使用するものとする。

様式7

文教施設被害詳細報告

第　　報
月　　日　　時　　分現在

災害名		報告機関	
		報告者	TEL

No	学校種別	学校名	所在地	建物被害				人的被害				授業の実施状況	通信欄
				全壊	半壊	一部損壊	床上浸水	死者	行方不明	重傷者	軽傷者		
				棟	棟	棟	棟	人	人	人	人	正常授業・授業変更 臨時休業・その他	
				棟	棟	棟	棟	人	人	人	人	正常授業・授業変更 臨時休業・その他	
				棟	棟	棟	棟	人	人	人	人	正常授業・授業変更 臨時休業・その他	
				棟	棟	棟	棟	人	人	人	人	正常授業・授業変更 臨時休業・その他	
				棟	棟	棟	棟	人	人	人	人	正常授業・授業変更 臨時休業・その他	
				棟	棟	棟	棟	人	人	人	人	正常授業・授業変更 臨時休業・その他	
				棟	棟	棟	棟	人	人	人	人	正常授業・授業変更 臨時休業・その他	
				棟	棟	棟	棟	人	人	人	人	正常授業・授業変更 臨時休業・その他	
				棟	棟	棟	棟	人	人	人	人	正常授業・授業変更 臨時休業・その他	
				棟	棟	棟	棟	人	人	人	人	正常授業・授業変更 臨時休業・その他	
				棟	棟	棟	棟	人	人	人	人	正常授業・授業変更 臨時休業・その他	
				棟	棟	棟	棟	人	人	人	人	正常授業・授業変更 臨時休業・その他	
				棟	棟	棟	棟	人	人	人	人	正常授業・授業変更 臨時休業・その他	
				棟	棟	棟	棟	人	人	人	人	正常授業・授業変更 臨時休業・その他	

※学校種別　：　①幼稚園、②小学校、③中学校、④高等学校、⑤大学、⑥高等専門学校、⑦盲学校、⑧ろう学校、⑨養護学校

様式8

病 院 被 害 詳 細 報 告

第　　報
月　　日　　時　　分現在

災害名		報告機関	
		報告者	TEL

No	病院名	所在地	建物被害				人的被害				応急対策実施状況、復旧見込み	通信欄
			全壊	半壊	一部破損	床上浸水	死者	行方不明	重傷者	軽傷者		
			棟	棟	棟	棟	人	人	人	人		
			棟	棟	棟	棟	人	人	人	人		
			棟	棟	棟	棟	人	人	人	人		
			棟	棟	棟	棟	人	人	人	人		
			棟	棟	棟	棟	人	人	人	人		
			棟	棟	棟	棟	人	人	人	人		
			棟	棟	棟	棟	人	人	人	人		
			棟	棟	棟	棟	人	人	人	人		
			棟	棟	棟	棟	人	人	人	人		
			棟	棟	棟	棟	人	人	人	人		
			棟	棟	棟	棟	人	人	人	人		
			棟	棟	棟	棟	人	人	人	人		
			棟	棟	棟	棟	人	人	人	人		
			棟	棟	棟	棟	人	人	人	人		
			棟	棟	棟	棟	人	人	人	人		

※災害拠点病院の被害については、通信欄に「拠点」と記載すること。

様式9－2

公 共 土 木 施 設 被 害 詳 細 報 告

第　　報
月　　日　　時　　分現在

災害名		報告機関	
		報告者	TEL

災 害 報 告 箇 所 別 調 書

施設区分	

管理区分		県管理分		市町村管理分		合計
事務所名等						

番号	施設名	位置		被害延長及び右・左岸	被災原因		復旧（応急）工法（現在の状況）	復旧の見通（日時）	被害額（千円）	被災状況（土木施設及び一般施設）［道路の場合、迂回路（路線名を記入）］	
		市町村	大字								

［記載上の留意事項］

1 本報告は、異常天然現象によって公共土木施設に被害が発生した場合、国土交通大臣あてにその状況を報告するために県土整備部において各市町村及び各地域整備センターから報告を求める「災害箇所調書」を様式化したものであり、県土整備部でとりまとめたものを報告すれば足りるものとする。

2 本報告は、施設区分ごとに、県管理施設、市町村管理施設及びその合計を別葉で報告するものとする。

3 報告にあたって前記1の「災害箇所調書」を利用する場合は、「地域整備センター名」の欄に報告センター名等を記載する。

4 ［施設区分］の欄には、公共土木施設（河川、海岸、砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、橋梁等）の区分を記載し、番号は、施設区分ごとに一連番号とする。

5 河川、道路、橋梁については、「施設名」の欄に種別（一級河川、一般道路等）及び名称を記載する。

様式9－3

公共土木施設被害詳細報告　［国管理・公団管理・公社管理］

第　　報
月　　日　　時　　分現在

災害名		報告機関	
		報告者	TEL

施設区分	

番号	施設名	位置		被害延長及び右・左岸	被災状況		交通規制状況				備考
		市町村	大字		被災施設	被災状況	規制内容	規制開始日時	解除予定日時	規制解除日時	

［記載上の留意事項］
1　本報告は、異常天然現象によって県及び市町村管理以外の公共土木施設被害が発生した場合の被害報告を行うためのものである。
2　本報告は、管理者ごと、施設区分ごとに別葉で報告するものとする。
3　「施設区分」の欄には、公共土木施設（河川、道路、橋梁等）の区分を記載し、番号は、区分ごとに一連番号とする。
4　「被災状況」の欄には、被災施設及び被災の状況を記載する。
5　「交通規制内容」の欄には、全面交通止、片側交通規制等の規制内容を記載する。
6　「備考欄」は、迂回道路等を記載する。

様式10－2

港湾施設等被害詳細報告

第　　報
月　　日　　時　　分現在

災害名		報告機関	
		報告者	TEL

番号	港湾名等	箇所数	被災施設		被災状況	被災規模	規制の状況		復旧の状況	被害金額	通信欄
			施設区分	施設名			利用規模	交通規制			
										千円	
										千円	
										千円	
										千円	
										千円	
										千円	
										千円	
										千円	
										千円	
										千円	

［記載上の留意事項］
1「港湾名等」の欄は、港湾の名称を記載する。ただし、千葉港については、千葉港区、葛南港区の区別を記載する。
2「箇所名」の欄は、被害箇所の所在地を記載する。
3「施設区分」の欄は、「港湾施設」「海岸保全施設」の区分を記載する。
4「施設名」の欄は、被災施設の名称を記載する。
5「被災状況」の欄は、「崩壊・欠壊・埋そく等」の具体的な状態を記載する。
6「被害規模」の欄は、被災の面積または延長を記載する。
7「利用規制」の欄は、利用可、利用注意、利用規制、利用不可の別を記載する。
8「交通規制」の欄は、道路が被災した場合、その規制状況（規制なし、規制中、規制解除の別）を記載する。
9「復旧の状況」の欄は、復旧工法・復旧の見通し等を記載する。
10「被害金額」については、災害発生の初期段階においては省略して差し支えないものとする。

様式11

が け く ず れ 被 害 報 告

第　　報
月　　日　　時　　分現在

災害名		報告機関	
		報告者	TEL

番号	場所			被害状況										がけの区分	保全人家	発生		指定の有無	点検の有無	備考
	市町村	大字	ふりがな 地　区	崩壊の状況			人的被害（人）				建物被害（棟）					日時	原因			
				高さ	延長	土量	死者	行方不明	重傷者	軽傷者	全壊	半壊	一部							
				m	m	㎥														
				m	m	㎥														
				m	m	㎥														
				m	m	㎥														
				m	m	㎥														
				m	m	㎥														
				m	m	㎥														
				m	m	㎥														
				m	m	㎥														
				m	m	㎥														

［記載上の留意事項］
1 「がけの区分」の欄は、自然崖、人工崖の区分を記載する。また、それぞれの崖高（m）を記載する。
2 「保全人家」の欄は、地区全体の人家戸数を記載する。
3 「発生日時」の欄は、被害発生の月日及び時間を記載する。
4 「指定の有無」の欄は、急傾斜地崩壊危険区域指定地の指定の有無を記載する。
5 「点検の有無」の欄は、「急傾斜地崩壊危険箇所についての点検（年1回）」の有無を記載する。
6 特記すべき事項があれば、「備考欄」に記載する。

様式12

交 通 規 制 情 報

第　　報

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿に伴う交通規制箇所

報告月日	年　　月　　日	調査日時	月　日　時　分現在	報告機関		報告担当者	TEL

現状	番号	路線番号	路線名	規制箇所	規制内容	規制原因	規制開始	解除予定	規制解除	備考	センター名等

［記載上の留意事項］
1 「現状」の欄は、交通規制の現状を記載する。 例：規制中の場合＝「規」、解除が行われた場合＝「解」
2 「路線番号」の欄は、路線番号がない場合は記入しなくてもよい。
3 「規制内容」の欄は、交通規制の具体的な内容を記載する。 例：「全面通行止め」「片側通行」「大型通行止め」
4 「規制原因」の欄は、交通規制を実施するに至った原因を記載する。 例：「法面崩落」「路肩決壊」「道路陥没」
5 「規制開始」の欄は、規制を開始した日時を記載する。
6 「解除予定」の欄は、規制中の場合に規制が解除される予定日時を記載する。
7 「規制解除」の欄は、規制解除を行った日時を記載する。
8 「備考」の欄は、迂回路、被害の詳細等、特記すべき事項を記載する。
9 「センター名等」の欄は、当該道路の管理する地域整備センター名、事務所名等を記載する。

様式13

清 掃 施 設 被 害 詳 細 報 告

第　　報
月　　日　　時　　分現在

災害名		報告機関	
		報告者	TEL

整理番号	施設名	所在地	建物被害			その他被害（設備、機械、工作物等）	応急対策実施状況、復旧見込み	通 信 欄
			全壊	半壊	一部破損			
			棟	棟	棟			
			棟	棟	棟			
			棟	棟	棟			
			棟	棟	棟			
			棟	棟	棟			
			棟	棟	棟			
			棟	棟	棟			
			棟	棟	棟			
			棟	棟	棟			
			棟	棟	棟			
			棟	棟	棟			
			棟	棟	棟			
			棟	棟	棟			
			棟	棟	棟			

鉄 道 被 害 詳 細 報 告

第　　報
月　　日　　時　　分現在

	報告機関	
	報告者	TEL

区分	区間 始点 終点	期間	原因	運休本数	影響人員	通信欄（復旧見通し等）
不通 徐行運転		月 日 ～ 月 日 時 分 時 分				
不通 徐行運転		月 日 ～ 月 日 時 分 時 分				
不通 徐行運転		月 日 ～ 月 日 時 分 時 分				
不通 徐行運転		月 日 ～ 月 日 時 分 時 分				
不通 徐行運転		月 日 ～ 月 日 時 分 時 分				
不通 徐行運転		月 日 ～ 月 日 時 分 時 分				
不通 徐行運転		月 日 ～ 月 日 時 分 時 分				
不通 徐行運転		月 日 ～ 月 日 時 分 時 分				
不通 徐行運転		月 日 ～ 月 日 時 分 時 分				
不通 徐行運転		月 日 ～ 月 日 時 分 時 分				

様式15－1

水道被害詳細報告（市町村）

第　　報
月　　日　　時　　分現在

災害名		報告機関	
		報告者	TEL

整理番号	事業体名	被災地域	断水期間	断水戸数	被災施設	応急措置等の状況（応急給水等）	復旧見通	通信欄
			月　日 時　分 ～ 月　日 時　分	戸			月　日 時　分	
			月　日 時　分 ～ 月　日 時　分	戸			月　日 時　分	
			月　日 時　分 ～ 月　日 時　分	戸			月　日 時　分	
			月　日 時　分 ～ 月　日 時　分	戸			月　日 時　分	
			月　日 時　分 ～ 月　日 時　分	戸			月　日 時　分	
			月　日 時　分 ～ 月　日 時　分	戸			月　日 時　分	
			月　日 時　分 ～ 月　日 時　分	戸			月　日 時　分	
			月　日 時　分 ～ 月　日 時　分	戸			月　日 時　分	
			月　日 時　分 ～ 月　日 時　分	戸			月　日 時　分	
			月　日 時　分 ～ 月　日 時　分	戸			月　日 時　分	
			月　日 時　分 ～ 月　日 時　分	戸			月　日 時　分	
			月　日 時　分 ～ 月　日 時　分	戸			月　日 時　分	

様式16

電 気 被 害 詳 細 報 告

第　　報
月　　日　　時　　分現在

災害名		報告機関	
		報告者	TEL

整理番号	被災地域	停電戸数	停電期間	原因	復旧見通し	応急措置等の状況	通信欄
		戸	月　日 時　分 ～ 月　日 時　分		月　日 時　分		
		戸	月　日 時　分 ～ 月　日 時　分		月　日 時　分		
		戸	月　日 時　分 ～ 月　日 時　分		月　日 時　分		
		戸	月　日 時　分 ～ 月　日 時　分		月　日 時　分		
		戸	月　日 時　分 ～ 月　日 時　分		月　日 時　分		
		戸	月　日 時　分 ～ 月　日 時　分		月　日 時　分		
		戸	月　日 時　分 ～ 月　日 時　分		月　日 時　分		
		戸	月　日 時　分 ～ 月　日 時　分		月　日 時　分		
		戸	月　日 時　分 ～ 月　日 時　分		月　日 時　分		
		戸	月　日 時　分 ～ 月　日 時　分		月　日 時　分		
		戸	月　日 時　分 ～ 月　日 時　分		月　日 時　分		
		戸	月　日 時　分 ～ 月　日 時　分		月　日 時　分		

様式17

電 話 被 害 詳 細 報 告

第　　報
月　　日　　時　　分現在

災害名		報告機関	
		報告者	TEL

整理番号	被災地域	り障回線数	り障期間	原因	復旧見通し	応急措置等の状況	通信欄
		回線	月 日 時 分 ～ 月 日 時 分		月 日 時 分		
		回線	月 日 時 分 ～ 月 日 時 分		月 日 時 分		
		回線	月 日 時 分 ～ 月 日 時 分		月 日 時 分		
		回線	月 日 時 分 ～ 月 日 時 分		月 日 時 分		
		回線	月 日 時 分 ～ 月 日 時 分		月 日 時 分		
		回線	月 日 時 分 ～ 月 日 時 分		月 日 時 分		
		回線	月 日 時 分 ～ 月 日 時 分		月 日 時 分		
		回線	月 日 時 分 ～ 月 日 時 分		月 日 時 分		
		回線	月 日 時 分 ～ 月 日 時 分		月 日 時 分		
		回線	月 日 時 分 ～ 月 日 時 分		月 日 時 分		
		回線	月 日 時 分 ～ 月 日 時 分		月 日 時 分		
		回線	月 日 時 分 ～ 月 日 時 分		月 日 時 分		

様式18

ガ ス 被 害 詳 細 報 告

第　　報
月　　日　　時　　分現在

災害名		報告機関	
		報告者	TEL

整理番号	被災地域	供給停止戸数	供給停止期間	原因	復旧見通し	応急措置等の状況	通信欄
		戸	月 日 時 分 ～ 月 日 時 分		月 日 時 分		
		戸	月 日 時 分 ～ 月 日 時 分		月 日 時 分		
		戸	月 日 時 分 ～ 月 日 時 分		月 日 時 分		
		戸	月 日 時 分 ～ 月 日 時 分		月 日 時 分		
		戸	月 日 時 分 ～ 月 日 時 分		月 日 時 分		
		戸	月 日 時 分 ～ 月 日 時 分		月 日 時 分		
		戸	月 日 時 分 ～ 月 日 時 分		月 日 時 分		
		戸	月 日 時 分 ～ 月 日 時 分		月 日 時 分		
		戸	月 日 時 分 ～ 月 日 時 分		月 日 時 分		
		戸	月 日 時 分 ～ 月 日 時 分		月 日 時 分		
		戸	月 日 時 分 ～ 月 日 時 分		月 日 時 分		
		戸	月 日 時 分 ～ 月 日 時 分		月 日 時 分		

様式19

社 会 福 祉 施 設 被 害 詳 細 報 告

第　　報
月　　日　　時　　分現在

災害名		報告機関	
		報告者	TEL

No	施設種別	施設名	所在地	建物被害				人的被害				応急対策状況、復旧見込等	通信欄
				全壊	半壊	一部破損	床上浸水	死者	行方不明者	重傷者	軽傷者		
				棟	棟	棟	棟	人	人	人	人		
				棟	棟	棟	棟	人	人	人	人		
				棟	棟	棟	棟	人	人	人	人		
				棟	棟	棟	棟	人	人	人	人		
				棟	棟	棟	棟	人	人	人	人		
				棟	棟	棟	棟	人	人	人	人		
				棟	棟	棟	棟	人	人	人	人		
				棟	棟	棟	棟	人	人	人	人		
				棟	棟	棟	棟	人	人	人	人		
				棟	棟	棟	棟	人	人	人	人		
				棟	棟	棟	棟	人	人	人	人		
				棟	棟	棟	棟	人	人	人	人		
				棟	棟	棟	棟	人	人	人	人		
				棟	棟	棟	棟	人	人	人	人		

様式20

そ の 他 被 害 詳 細 報 告

第　　報
月　　日　　時　　分現在

災害名		報告機関	
		報告者	TEL

No	施設名	所在地	発生日時	被害の状況（棟）				人的被害（人）				応急対策の実施状況	通信欄
				全壊	半壊	一部破損	床上浸水	死者	行方不明	重傷	軽傷		
			月　日 時　分										
			月　日 時　分										
			月　日 時　分										
			月　日 時　分										
			月　日 時　分										
			月　日 時　分										
			月　日 時　分										
			月　日 時　分										
			月　日 時　分										
			月　日 時　分										
			月　日 時　分										
			月　日 時　分										
			月　日 時　分										
			月　日 時　分										
			月　日 時　分										

様式21

※地震災害時のみ

火 災 発 生 状 況 報 告

第　　報
月　　日　　時　　分現在

災害名		報告機関	
		報告者	TEL

整理番号	出火場所	出火日時（覚知）	鎮火日時	出火原因	人的被害				焼損物件	程度	焼損面積	延焼の状況
					死者	行方不明	重傷	軽傷				
		月　日 時　分	月　日 時　分		名	名	名	名		全焼 半焼 部分	㎡	
		月　日 時　分	月　日 時　分		名	名	名	名		全焼 半焼 部分	㎡	
		月　日 時　分	月　日 時　分		名	名	名	名		全焼 半焼 部分	㎡	
		月　日 時　分	月　日 時　分		名	名	名	名		全焼 半焼 部分	㎡	
		月　日 時　分	月　日 時　分		名	名	名	名		全焼 半焼 部分	㎡	
		月　日 時　分	月　日 時　分		名	名	名	名		全焼 半焼 部分	㎡	
		月　日 時　分	月　日 時　分		名	名	名	名		全焼 半焼 部分	㎡	

通信欄

［資料 5-1］気象官署が発表する注意報・警報の基準

（注意報）

発表官署	銚 子 地 方 気 象 台
発表区域 注意報名	南 部（君津、夷隅・安房）
強　　風	強風によって、災害が起こるおそれがあると予想される場合。 平均風速が、陸上及び東京湾 13m/s そのほかの海上 15m/s
風　　雪	風雪によって、災害が起こるおそれがあると予想される場合。 平均風速が、陸上及び東京湾 13m/s　そのほかの海上 15m/s　雪を伴う
波　　浪	風浪、うねりなどによって、災害が起こるおそれがあると予想される場合。 有義波高が、太平洋沿岸2.5m
高　　潮 （潮位：TP上）	台風等による海面の上昇について、一般の注意を喚起する必要がある場合。 夷隅・安房：館山市布良 1.5m
大　　雨	大雨によって、災害が起こるおそれがあると予想される場合。基準は大雨注意報基準表。 表面雨量指数基準:13、土壌雨量指数基準：103
洪　　水	洪水によって、災害が起こるおそれがあると予想される場合。 流域雨量指数基準：夷隅川流域＝27.5、落合川流域＝12.4、塩田川流域＝12、山田川流域＝8、新田川流域＝7.7 複合基準:夷隅川流域＝(10,27.5)、落合川流域＝(6,11.8)、塩田川流域＝(6,11.7)、山田川流域＝ (6,8)、新田川流域＝ (6,7.7)
大　　雪	大雪によって、災害が起こるおそれがあると予想される場合。 12 時間の降雪の深さが、5cm
雷	落雷等により災害が予想される場合。
乾　　燥	空気が乾燥し、火災の危険が大きいと予想される場合。 最小湿度 30%で、実効湿度 60%
濃　　霧	濃霧によって、交通機関等に著しい支障を及ぼすおそれがあると予想される場合。 視程が、陸上100m、又は海上500m
霜	晩霜により農作物に著しい被害が予想される場合 4月1日～5月31日の期間に最低気温3度以下
低　　温	夏季に低温によって、農作物等に著しい被害が起こると予想される場合。
着　氷　・　着　雪	著しい着氷（雪）が予想される場合。

（警報）

発表官署	銚 子 地 方 気 象 台
発表区域 警報名	南 部（君津、夷隅・安房）
暴　　風	暴風によって、重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。 平均風速が、陸上20m/s　海上25m/s
暴　風　雪	暴風雪によって、重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。 平均風速が、陸上 20m/s　海上 25m/s 雪を伴う。
波　　浪	風浪、うねりなどによって、重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。 有義波高が、太平洋沿岸6.0m
高　　潮 （潮位：TP上）	台風等による海面の上昇によって、重大な被害が起こるおそれがある場合。夷隅・安房：館山市布良1.8m
大　　雨	大雨によって、重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。 （浸水害）表面雨量指数基準:23、（土砂災害）土壌雨量指数基準：138
洪　　水	洪水によって、重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。 流域雨量指数基準：夷隅川流域＝34.4、落合川流域＝18.4、塩田川流域＝12、山田川流域＝10、新田川流域＝9.7 複合基準:夷隅川流域＝(10,33.8)、落合川流域＝(10,18.2)、塩田川流域＝(10,13)、山田川流域＝（10,9）
大　　雪	大雪によって、重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。 12 時間の降雪の深さが、10cm

（特別警報）

発表官署 特別警報	銚 子 地 方 気 象 台	
大　　雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合	
暴　　風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により	暴風が吹くと予想される場合
高　　潮		高潮になると予想される場合
波　　浪		高波になると予想される場合
暴　風　雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合	
大　　雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合	

（記録的短時間大雨情報）

発表官署	銚 子 地 方 気 象 台
記 録 的 短 時 間 雨 量	数年に一度程度しか発生しないような短時間の大雨が予想される場合 1時間雨量 100㎜

［資料 5-2］千葉県水防テレメータ雨量観測所

観測所名	所在地
松丸	いすみ市松丸2863
市役所夷隅庁舎	いすみ市国府台1524-1
荒木根ダム	いすみ市大野3990-46
市役所大原庁舎	いすみ市大原7400-1
夷隅土木事務所	いすみ市大原8513-1
音羽浄水場	いすみ市岬町鴨根1436

［資料 5-3］千葉県水防テレメータ水位観測所

水系	河川名	観測所名	所在地
関東その他	関東管内	松丸	いすみ市松丸2863
関東その他	関東管内	布施	いすみ市下布施2187-2
関東その他	塩田川	夷隅土木事務所	いすみ市大原8513-1
夷隅川	夷隅川	新苅谷橋	いすみ市苅谷723
夷隅川	夷隅川	桑田	いすみ市岬町中滝1714-1
夷隅川	落合川	佐室	いすみ市高谷545
塩田川	塩田川	新北橋	いすみ市大原7706-2

河川名	観測所名	通報水位 (水防団待機水位) (cm)	警戒水位 (はん濫注意水位) (cm)	特別警戒水位 (避難判断水位) (cm)	計画高水位 (はん濫危険水位) (cm)
夷隅川	桑　　田	250	350	400	—
夷隅川	新苅谷橋	410	670	—	1040
夷隅川	大 多 喜	480	660	1140	1195
夷隅川	杉　　戸	300	400	—	500
落合川	佐　　室	311	431	—	605
西畑川	西　　畑	210	410	—	660
塩田川	新 北 橋	149	199	—	265

［資料 5-4 河川情報の種類］

種　別	発　令　基　準
通報水位（水防待機水位）	水防団が出動のために待機する水位
警戒水位（氾濫注意水位）	市長の高齢者等避難の発令判断の目安、住民の氾濫に関する情報への注意喚起、水防団の出動の目安となる水位
特別警戒水位（避難判断水位）	市長の避難指示等の発令判断の目安、住民の避難判断の参考となる水位
危険水位または計画高水位（氾濫危険水位）	洪水により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫のおそれがある水位

［資料5-5］震度計設置場所（情報観測点）

設置箇所	所在地
市役所 大原庁舎（庁舎外）	いすみ市大原7400-1
市役所 夷隅庁舎（庁舎内）	いすみ市国府台1524-1
市役所 岬庁舎　（庁舎外）	いすみ市岬町長者549

[資料 6-1] 災害対策本部の編成

本部室	本部長	市　長
	副本部長	副市長
		教育長
	本部員	総務課長
		福祉課長
		建設課長
		農林課長
		学校教育課長
		水道課長
		消防団長
本部派遣職員		自衛隊、防災関係機関から本部長が派遣を求める者

本部事務局	事務局長	危機管理課長
	事務局長補佐	危機管理監
	事務局職員	危機管理課職員

現地対策本部

対策部	部（部長）	班（班長）	班　　員
	総務対策部 （総務課長）	総務班 （総務課長）	総務課職員
		総務応援班 （選挙管理委員会事務局長） （議会事務局長）	選挙管理委員会事務局職員、監査委員事務局職員、議会事務局職員
		財政班 （財政課長）	財政課職員
		税務対策班 （税務課長）	税務課職員
		広報班 （企画政策課長）	企画政策課職員、企業誘致・魅力づくり推進室職員
		会計班 （会計課長）	会計課職員
		地域災害対策班 （夷隅地域市民局長） （岬地域市民局長）	夷隅地域市民局職員、岬地域市民局職員
	救助対策部 （福祉課長）	救助班 （福祉課長）	福祉課職員、子育て支援課職員（保育所職員を含む）
		救護班 （健康高齢者支援課長）	健康高齢者支援課職員
		市民班 （市民課長）	市民課職員
		環境保全班 （環境保全課長）	環境保全課職員（いすみ・大原クリーンセンター職員を含む）
	産業対策部 （農林課長）	農林水産班 （農林課長）	農林課職員、水産商工課観光課職員
		農林水産応援班 （農業委員会事務局長）	農業委員会事務局職員
	建設対策部 （建設課長）	建設班 （建設課長）	建設課職員
	教育対策部 （学校教育課長）	学校教育班 （学校教育課長）	学校教育課職員
		生涯学習班 （生涯学習課長）	生涯学習課職員（公民館職員を含む）
	給水対策部 （水道課長）	給水班 （水道課長）	水道課職員
	消防対策部 （消防団長）	消防班 （消防団長）	消防団

[資料 6-2]災害対策本部各対策部の編成表及び事務分掌

≪事務局(危機管理課長)≫

班(班長) 担当課	事　務　分　掌
事務局 (危機管理課長) 危機管理課	1）災害対策本部の設置及び運営(事務局)に関すること 2）本部長からの命令及び伝達に関すること 3）各部の総合的把握及び連絡調整に関すること 4）国及び県との連絡調整に関すること 5）自衛隊等防災関係機関への協力要請に関すること 6）消防団員の動員に関すこと 7）災害情報の取りまとめに関すること 8）市民局への応援に関すること 9）避難指示等の指示に関すること 10）その他本部長からの命令・指示によること

≪総務対策部(総務課長)≫

総務班 （総務課長） 総務課	1）職員の動員及び服務に関すること 2）民間協力機関等への協力要請及び連絡調整に関すること 3）通信の確保に関すること 4）防災行政無線等による住民広報に関すること 5）市民からの情報等の応対に関すること 6）応急食品の調達及び配分に関すること 7）災害広報に関すること 8）停電の対応に関すること
総務応援班 (選挙管理委員会事務局長) (議会事務局長) 選挙管理委員会事務局 監査委員事務局 議会事務局	1）総務班の応援に関すること 2）広報車等による住民広報に関すること 3）救助班の応援に関すること
財政班 (財政課長) 財政課	1）災害対策関係予算に関すること 2）庁舎・普通財産の点検、整備及び復旧に関すること 3）災害対策用物資の調達及び資材の購入に係る契約に関すること 4）車両の調達、管理及び緊急通行車両の手続きに関すること 5）輸送関係機関との連絡調整に関すること 6）防災拠点及び緊急車両等の給油確保に関すること 7）災害備蓄品の配布に関する事 8）救助班の応援に関すること
税務対策班 (税務課長) 税務課	1）市税の減免及び徴収猶予に関すること 2）罹災証明書及び被災証明書に関すること 3）その他税対策に関すること 4）救助班の応援に関すること
広報班 (企画政策課長) 企画政策課 企業誘致・魅力づくり推進室	1）報道機関との連絡に関すること 2）公共交通機関との連絡調整に関すること 3）地上デジタル放送の障害対応に関すること 4）総務班の応援に関すること 5）ホームページ・ＳＮＳ等による災害広報に関すること 6）災害状況等の記録及び撮影に関すること 7）救助班の応援に関すること

会計班 (会計課長) 会計課	1）災害対策に必要な現金の出納に関すること 2）財政班及び救助班の応援に関すること
地域災害対策班 (夷隅地域市民局長) (岬地域市民局長) 地域市民局	1）本部その他関係機関との通信、連絡調整に関すること 2）担当市民局及び応援班の職員配備に関すること 3）担当市民局の車両の調達に関すること 4）局舎の点検及び復旧に関すること 5）所管区域内の総合的災害対策に関すること 6）避難所の開設・運営に関すること

≪救助対策部(福祉課長)≫

班(班長) 担当課	事　務　分　掌
救助班 (福祉課長) 福祉課	1）避難所の開設・運営に関すること（備蓄品の管理配給を含む） 2）避難者の収容及び世話、生活相談に関すること 3）日本赤十字社との連絡に関すること 4）救助物資及び義援金品に関すること 5）災害援護資金等の融資及び災害弔慰金の支給に関すること 6）その他災害救助法に関すること 7）被災者生活再建支援に関すること 8）ボランティアの受け入れに関すること
子育て支援課	1）避難所の開設・運営に関すること（備蓄品の管理配給を含む） 2）避難者の収容及び世話、生活相談に関すること 3）その他災害救助法に関すること 4）入所(園)者の避難に関すること 5）入所(園)者及び施設の被災状況の調査に関すること 6）被災児の応急保育に関すること 7）施設の点検及び復旧に関すること
救護班 (健康高齢者支援課長) 健康高齢者支援課	1）医療資機材及び薬品等の調達に関すること 2）医師会との連絡調整に関すること 3）死体の処理、検案に関すること 4）救護所の開設及び運営に関すること 5）食品衛生及び防疫に関すること 6）乳児及び妊産婦の救護に関すること 7）災害時要援護者の避難支援に関すること 8）入所者及び施設の被災状況の調査に関すること 9）施設の点検及び復旧に関すること 10）避難所の開設・運営に関すること
市民班 (市民課長) 市民課	1）死亡届、埋火葬の手続きに関すること 2）生活相談に関すること 3）救助班への応援に関すること
環境保全班 (環境保全課長) 環境保全課	1）死体の埋火葬に関すること 2）し尿等の収集処理に関すること 3）その他環境衛生に関すること 4）被災地の清掃に関すること 5）廃棄物の収集処理に関すること 6）清掃施設の被害状況調査及び復旧に関すること 7）救助班の応援に関すること

≪産業対策部（農林課長）≫

班（班長） 担当課	事　務　分　掌
農林水産班 （農林課長） 農林課 水産商工観光課	1）農林土木施設の被害状況調査及び復旧に関すること 2）農作物、林業、畜産等の被害状況調査に関すること 3）災害による家畜伝染病の防疫に関すること 4）水産漁業関係の被害状況調査及び対策に関すること 5）農林漁業の復旧に関すること 6）観光商工施設の被害状況調査及び対策に関すること 7）観光客の救助、保護に関すること 8）被災中小企業の応急対策に関すること 9）労働力の確保及び雇用対策に関すること 10）救助班の応援に関すること
農林水産応援班 （農業委員会事務局長） 農業委員会事務局	1）農林水産班及び救助班の応援に関すること

≪建設対策部（建設課長）≫

班（班長） 担当課	事　務　分　掌
建設班 （建設課長） 建設課	1）交通支障箇所の情報収集、交通規制及び復旧に関すること 2）道路障害物の除去に関すること 3）道路、河川、橋梁等の公共土木施設の被害状況調査及び対策に関すること 4）水防に関すること 5）土木業者、建設業者との連絡調整に関すること 6）災害対策に必要な建設機械の供給に関すること 7）その他災害復旧対策に係る土木工事に関すること 8）応急仮設住宅及び災害公営住宅の建設及び管理に関すること 9）公営住宅の被害調査及び応急修理に関すること 10）被災住宅の応急措置に関すること 11）民間建築業者との連絡調整に関すること 12）被災後の都市計画及び復興計画に関すること

≪教育対策部（学校教育課長）≫

班（班長） 担当課	事　務　分　掌
学校教育班 （学校教育課長） 学校教育課	1）児童及び生徒の避難に関すること 2）児童及び生徒の被災状況の調査に関すること 3）学校関係施設の被害調査及び対策に関すること 4）教職員の動員に関すること 5）被災児童生徒の救護及び応急教育に関すること 6）学用品等の配布に関すること 7）避難所（学校施設）の開設及び運営支援に関すること 8）被災者及び避難者の炊き出しに関すること
生涯学習班 （生涯学習課長） 生涯学習課 公民館	1）本部その他関係機関との通信、連絡調整に関すること 2）社会教育施設の被害調査及び対策に関すること 3）文化財の被害調査及び対策に関すること 4）避難所（文化センター等）の開設に関すること 5）避難所の開設・運営支援に関すること

≪給水対策部（水道課長）≫

班（班長） 担当課	事　務　分　掌
給水班 （水道課長） 水道課	１）飲料水の確保に関すること ２）水道施設の被害調査及び対策に関すること ３）応急給水に関すること ４）飲料水の水質検査及び応急措置に関すること ５）民間工事業者との連絡調整に関すること

≪消防対策部（消防団長）≫

班（班長） 担当課	事　務　分　掌
消防班 （消防団副団長） 消防団	１）火災その他の災害の予防警戒及び防御に関すること ２）被災者の救助、救護に関すること ３）災害等の情報収集に関すること ４）行方不明者の捜索及び死体の収容に関すること ５）その他消防及び水利に関すること

[資料 7-1]配備基準

〔地震・津波〕

配　備 種　別	配 備 基 準	配 備 内 容	配備を要する課等
第１配備	①県が市域に設置している震度計が震度５弱を記録したとき（自動配備） ②気象庁が津波予報区の千葉県九十九里・外房に津波注意報を発表したとき（自動配備） ③県が市域に設置している震度計が震度４以下を記録したときであっても、大きな被害が生じたと危機管理課長が認めたとき	災害関係課等の職員で情報収集連絡活動が円滑に行える体制とし、その所要人員は所掌業務等を勘案して、あらかじめ各課等において定める。	危機管理課 総務課 福祉課 健康高齢者支援課 農林課 水産商工観光課 建設課 水道課 夷隅地域市民局 岬地域市民局
第２配備	①県が市域に設置している震度計が震度５強を記録したとき（自動配備） ②気象庁が津波予報区の千葉県九十九里・外房に津波警報を発表したと（自動配備） ③県が市域に設置している震度計が震度５弱以下を記録したときであっても、大きな被害が生じたと危機管理課長が認めたとき 〔東海地震〕 気象庁が東海地震注意情報を発表したとき（自動配備）	第１配備体制を強化し、事態の推移に伴い速やかに災害対策本部を設置できる体制とし、その所要人員は所掌業務等を勘案して、あらかじめ各課等において定める。	第１配備に加え、 財政課 企画政策課 企業誘致・魅力づくり室 子育て支援課 学校教育課 生涯学習課 公民館 市民課 税務課

〔地震・津波〕

配　備 種　別	配 備 基 準	配 備 内 容	配備を要する課等
第３配備	①県が市域に設置している震度計が震度５強を記録し、本部長が必要と認めたとき（自動配備） ②気象庁が津波予報区の千葉県九十九里・外房に大津波警報を発表したとき（自動配備） ③南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき（自動配備） ④以下の（１）又は（２）に該当する場合で、総合的な対策を講ずるため、本部長が必要と認めたとき （１）特に大きな被害が発生したとき （２）大規模な停電・断水などが発生し、回復までに長期間を要すると見込まれるとき ［東海地震］ 内閣総理大臣が警戒宣言を発表したとき（自動配備）	情報、水防、輸送、医療、救護等の応急対策活動が円滑に行える体制とし、その所要人員は所掌業務等を勘案して、各課の 1/2 以上の人員とする。	災害対策本部を構成するすべての市の機関
第４配備	①県が市域に設置している震度計が震度６弱を記録したとき（自動配備） ②以下の（１）又は（２）に該当する場合で、本部長が必要と認めたとき （１）市内広範囲にわたる被害が発生したとき （２）局地的であっても被害が甚大であるとき	第３配備体制を強化し対処する体制とし、その所要人員は所掌業務等を勘案して、2/3 以上の人員とする。	災害対策本部を構成するすべての市の機関
第５配備	①県が市域に設置している震度計が震度６強以上を記録したとき（自動配備） ②以下の（１）又は（２）に該当する場合で、本部長が、市の全組織を挙げて災害対応が必要と認めたとき （１）市内広範囲にわたる被害が発生したとき （２）局地的であっても被害が特に甚大であるとき	市の組織及び機能のすべてをあげて対処する体制とし、所要人員は各所属職員全員とする。	災害対策本部を構成するすべての市の機関

〔風水害〕

配　備 種　別	配 備 基 準	配 備 内 容	配備を要する課等
第１配備	次のいずれかに該当し、危機管理課長が必要と認められたとき。 1　次の警報の１以上が市下に発表され、災害の発生が予想されるとき。 （1）大雨警報 （2）暴風警報 （3）高潮警報 （4）洪水警報 （5）大雪警報 （6）暴風雪警報 ２　本市が台風の暴風域に入ることが見込まれるとき。 3　その他、災害の発生が予想されるとき	災害関係課等の職員で情報収集連絡活動が円滑に行える体制とし、その所要人員は所掌業務等を勘案して、あらかじめ各課等において定める。	危機管理課 総務課 福祉課 健康高齢者支援課 農林課 水産商工課観光課 建設課 水道課 夷隅地域市民局 岬地域市民局
第２配備	1　第１配備体制を強化する必要があると危機管理課長が認めたとき。 2　土砂災害警戒情報の発表が予想されるとき。	第１配備体制を強化し、事態の推移に伴い速やかに災害対策本部を設置できる体制とし、その所要人員は所掌業務等を勘案して、あらかじめ各課等において定める。	第１配備に加え、 財政課 企画政策課 企業誘致・魅力づくり室 子育て支援課 学校教育課 生涯学習課 公民館 市民課 税務課
第３配備	１　局地的災害が発生した場合、大規模な災害が発生するおそれがある場合等で、本部長が必要と認めたとき ２　避難指示等を発令するとき	情報、水防、輸送、医療、救護等の応急対策活動が円滑に行える体制とし、その所要人員は所掌業務等を勘案して、各課の 1/2 以上の人員とする。	災害対策本部を構成するすべての市の機関
第４配備	大規模な災害が発生した場合、市内全域にわたり大規模な災害が発生するおそれがある場合等で、本部長が必要と認めたとき	第３配備体制を強化し対処する体制とし、その所要人員は所掌業務等を勘案して、2/3 以上の人員とする。	災害対策本部を構成するすべての市の機関
第５配備	市内全域にわたり大規模な災害が発生した場合で、本部長が必要と認めたとき	市の組織及び機能のすべてをあげて対処する体制とし、所要人員は各所属職員全員とする。	災害対策本部を構成するすべての市の機関

〔放射性物質事故〕

区分		放射性物質事故
〔第1・第2配備〕	配備基準	放射性物質事故により被害が発生又は発生が予想される場合で、市長が必要と認めたとき
	配備を要する課等	危機管理課、総務課、福祉課、子育て支援課、健康高齢者支援課、建設課、農林課、水産商工観光課、学校教育課、夷隅・岬地域市民局、学校教育課、財政課、企画政策課、企業誘致・魅力づくり室、生涯学習課、水道課、市民課、税務課、公民館
	配備内容	災害関係課の職員で事態の推移に伴い速やかに災害対策本部を設置できる体制とし、その所要人員は、所掌業務等を勘案して、あらかじめ各課において定める。
〔第3～第5配備〕	設置する本部	災害対策本部（本部長：市長）
	配備基準	放射性物質事故により重大な被害が発生し、本部長が必要と認めたとき
	配備を要する課等	災害対策本部を構成するすべての市の機関
	配備内容	情報伝達・消防・救助・救護等の応急対策が円滑に行える体制とし、その所要人員は、所掌業務等を勘案して、あらかじめ各課において定める。
※配備の特例措置 1．市長は、状況に応じて「配備を要する課等」以外の課等の配備を指示するものとする。 2．市長は、状況に応じて「配備を要する課等」であっても当該課等の配備の内容を変更し、又は解くことができる。		

〔大規模火災〕

区分		放射性物質事故
〔第1・第2配備〕	配備基準	大規模火災により被害が発生又は発生が予想される場合で、市長が必要と認めたとき
	配備を要する課等	危機管理課、総務課、福祉課、子育て支援課、健康高齢者支援課、建設課、農林課、水産商工観光課、学校教育課、夷隅・岬地域市民局、学校教育課、財政課、企画政策課、企業誘致・魅力づくり室、生涯学習課、水道課、市民課、税務課、公民館
	配備内容	災害関係課の職員で事態の推移に伴い速やかに災害対策本部を設置できる体制とし、その所要人員は、所掌業務等を勘案して、あらかじめ各課において定める。
〔第3～第5配備〕	設置する本部	災害対策本部（本部長：市長）
	配備基準	大規模火災により重大な被害が発生し、本部長が必要と認めたとき
	配備を要する課等	災害対策本部を構成するすべての市の機関
	配備内容	情報伝達・消防・救助・救護等の応急対策が円滑に行える体制とし、その所要人員は、所掌業務等を勘案して、あらかじめ各課において定める。

※配備の特例措置

1．市長は、状況に応じて「配備を要する課等」以外の課等の配備を指示するものとする。

2．市長は、状況に応じて「配備を要する課等」であっても当該課等の配備の内容を変更し、又は解くことができる。

〔公共交通等事故〕

区分		放射性物質事故
〔第1・第2配備〕	配備基準	公共交通等事故により被害が発生又は発生が予想される場合で、市長が必要と認めたとき
	配備を要する課等	危機管理課、総務課、福祉課、子育て支援課、健康高齢者支援課、建設課、農林課、水産商工観光課、学校教育課、夷隅・岬地域市民局、学校教育課、財政課、企画政策課、企業誘致・魅力づくり室、生涯学習課、水道課、市民課、税務課、公民館
	配備内容	災害関係課の職員で事態の推移に伴い速やかに災害対策本部を設置できる体制とし、その所要人員は、所掌業務等を勘案して、あらかじめ各課において定める。
〔第3～第5配備〕	設置する本部	災害対策本部（本部長：市長）
	配備基準	公共交通等事故により重大な被害が発生し、本部長が必要と認めたとき
	配備を要する課等	災害対策本部を構成するすべての市の機関
	配備内容	情報伝達・消防・救助・救護等の応急対策が円滑に行える体制とし、その所要人員は、所掌業務等を勘案して、あらかじめ各課において定める。
※配備の特例措置 1．市長は、状況に応じて「配備を要する課等」以外の課等の配備を指示するものとする。 2．市長は、状況に応じて「配備を要する課等」であっても当該課等の配備の内容を変更し、又は解くことができる。		

［資料 8-1］警戒レベル・避難指示等の発令基準

［警戒レベル］

警戒レベル		新たな避難情報等
5		きんきゅうあんぜんかくほ 緊急安全確保※1
～～～<警戒レベル４までに必ず避難！>～～～		
4		ひなんしじ 避難指示※2
3		こうれいしゃとうひなん 高齢者等避難※3
2		大雨・洪水・高潮注意報 （気象庁）
1		早期注意情報 （気象庁）

※1 市町村が災害の状況を確実に把握できるものではない等の理由から、警戒レベル5は必ず発令される情報ではありません。

※2 避難指示は、これまでの避難勧告のタイミングで発令されることになります。

※3 警戒レベル3は、高齢者等以外の人も必要に応じ普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、危険を感じたら自主的に避難するタイミングです。

警　戒 レベル	住民がとるべき行動
5	市町村から警戒レベル 5「緊急安全確保」が発令された段階です。 既に災害が発生しているか又は災害が発生直前であったり、確認できていないもののどこかで既に発生していてもおかしくない状況で、命が危険な状況ですので、直ちに安全な場所で命を守る行動をとって下さい。 警戒レベル5になってからでは、安全な避難が難しい状況です。予定していた避難場所への避難が危険な場合には、自宅の上の階や、崖から離れた部屋に移動するなど、その場でとることができる少しでも身の安全を確保して下さい。
4	対象地域住民のうち危険な場所にいる人は全員避難する。 市から警戒レベル4「避難指示」が発令された段階です。対象地域の方は全員速やかに危険な場所から避難して下さい。
3	市から警戒レベル3「高齢者等避難」が発令された段階です。 避難に時間がかかる高齢の方や障がいのある方、避難を支援する方などは危険な場所から安全な場所へ避難して下さい。 また、土砂災害の危険性がある区域や急激な水位上昇のおそれがある河川沿いにお住まいの方も、準備が整い次第、この段階での避難が強く望まれます。それ以外の方も普段の行動を見合わせたり、いつでも避難できるように準備をしたり、危険を感じたら自主的に避難をして下さい。
2	ハザードマップなどで避難行動を確認する。 気象庁から警戒レベル2「大雨注意報」や「洪水注意報」等が発表され、災害発生に対する注意が高まってきた段階です。ハザードマップで災害の危険性のある区域や避難場所、避難経路、避難のタイミングの再確認など、避難に備え、自らの避難行動を確認して下さい。
1	災害への心構えを高める。 災害発生の危険性はまだ低い段階ですが、気象庁から警戒レベル1「早期注意情報」が発表された場合には最新の防災気象情報などに留意するなど、災害への心構えを高めて下さい。

［避難指示等の種類］

種　別	発　令　基　準
高齢者等避難	ア「災害が発生するおそれがある状況」や、「災害リスクのある区域の高齢者等が危険な場所から避難するべき状況」において、市から必要な地域の居住者等に対し発令する情報です。 イ「高齢者等避難」が発令された場合は、高齢者等は危険な場所から避難して下さい。 避難に時間を要する高齢者等は、災害が発生する前までに、原則として避難所等への立退き避難を完了することが望まれます。 ウ 高齢者等以外の人も必要に応じて、出勤等の外出を控えるなど、普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングとなります。
避　難　指　示	ア「災害が発生するおそれが高い状況」や、「災害リスクのある区域の居住者などが危険な場所から避難するべき状況」において、市から「必要と認める地域」の「必要と認める居住者等」に対し発令される情報です。 イ「避難指示」が発令された場合は、居住者等は危険な場所から全員避難して下さい。 ウ 居住者等は、災害が発生する前までに、原則として避難所等への立退き避難を完了することが望まれます。
緊急安全確保	「災害が発生又は切迫している状況」や、「居住者等が身の安全を確保するために立退き避難することがかえって危険であると考えられる状況」において、いまだ危険な場所にいる居住者等に対し、避難所等への「立退き避難」を中心とした避難行動ではなく、ただちに安全を確保する行動（高所避難・近傍の堅固な建物への退避等）を市が特に促したい場合に、「必要と認める地域」の「必要と認める居住者等」に対し発令される情報です。

〔地震に対する発令基準〕

種　別	発　令　基　準
避　難　指　示	ア 地震が発生した後に、土砂災害の予兆が確認されたとき イ その他人命保護上、避難指示を要すると認められるとき
緊急安全確保	ア 余震等により状況がさらに悪化し、避難すべき時期が切迫したとき イ 地震が発生した後、二次災害のおそれが迫っていると認められるとき ウ その他緊急に避難すると認められるとき

〔津波に対する発令基準〕

種　別	発　令　基　準
避　難　指　示	ア 強い地震（震度4程度以上）もしくは長時間のゆっくりとした揺れを感じて、避難の必要を認めるとき イ 津波注意報・警報を覚知したとき

〔高潮に対する発令基準〕

種　別	発　令　基　準
高齢者等避難	ア 満潮2時間前で、高潮注意報または高潮警報等が発表されたとき イ その他諸般の状況から避難準備を要すると認められるとき
避　難　指　示	ア 満潮1時間前で、高潮注意報または高潮警報等が発表されたとき イ その他人命保護上、避難指示を要すると認められるとき
緊急安全確保	ア 満潮時、高潮注意報または高潮警報等が発表されたとき イ その他緊急に避難すると認められるとき

〔浸水に対する発令基準〕

種　別	発　令　基　準
高齢者等避難	ア 大雨・洪水注意報または洪水警報等が発表され、避難の準備を要すると判断されたとき イ 今後の雨量により、河川が特別警戒水位を超えるおそれがあるとき ウ その他諸般の状況から避難準備を要すると認められるとき
避　難　指　示	ア 気象台から記録的短時間大雨情報（千葉県の発表基準は時間雨量100㎜）があったとき イ 今後の雨量等により、河川が計画高水位を超えるおそれがあるとき ウ その他人命保護上、避難指示を要すると認められるとき
緊急安全確保	ア 状況がさらに悪化し、避難すべき時期が切迫したとき イ 堤防の決壊等、河川が氾濫したとき ウ 気象台から大雨特別警報があったとき エ その他緊急に避難すると認められるとき

〔土砂災害に対する発令基準〕

種　別	発　令　基　準
高齢者等避難	ア 大雨・洪水注意報または大雨警報等が発表され、避難の準備を要すると判断されたとき イ 近隣で前兆現象（湧水、地下水が濁り始めた、量が変化した等）が発見されたとき ウ その他諸般の状況から避難準備を要すると認められるとき
避　難　指　示	ア 県から土砂災害警戒情報が発せられたとき イ 近隣で前兆現象（渓流付近での斜面崩壊、斜面のはらみ、擁壁・道路等のクラック等）が発見されたとき ウ その他人命保護上、避難指示を要すると認められるとき
緊急安全確保	ア 近隣で土砂災害が発生、または近隣で前兆現象（山鳴り、流木の流出、斜面の亀裂等）が発見されたとき イ 気象台から大雨特別警報があったとき ウ その他緊急に避難すると認められるとき

[資料 8-2]避難所等一覧

[避難所等の種類]

区　　分	内　　容
緊急開設避難所	自主避難者や避難指示等、地区が小規模の場合、優先的に開設する避難所
避　難　所	被災者の住宅が回復されるまで、あらゆる応急仮説住宅への入居ができるまでの一時的な生活の本拠地となるもの
避　難　場　所	災害が発生したとき、生命の安全を確保するために一時的に避難する場所
津波緊急避難場所	津波警報等が発表または津波襲来が予想されたときに、生命の安全を確保するために一時的に避難する場所

[緊急開設避難所]

地域	名　称	所在地	電話番号	施　設	収容能力	
					面積（m²）	人数（人）
夷隅	夷隅文化会館	いすみ市深谷 1968-1	0470-86-5000	大ホール	524.0	131
				和室	41.3	10
大原	大原文化センター	いすみ市大原 7838	0470-63-1222	1 階和室	69.3	17
				1 階大会議室	180.0	45
	東小学校	いすみ市山田 460	0470-66-1415	体育館	995.0	248
岬	岬公民館	いすみ市岬町長者 22	0470-87-6111	大会議室	315.4	78
				いこいの部屋	88.6	22

〔避難所〕

地域	名　称	所在地	電話番号	施　設	収容能力	
					面積（m²）	人数（人）
夷隅	夷隅文化会館	いすみ市深谷1968-1	0470-86-5000	大ホール	524	131
				和室	41.3	10
	国吉中学校※1	いすみ市国府台1552	0470-86-2042	体育館	2013	503
	旧千町小学校	いすみ市松丸3226	0470-62-3621（学校教育課）	体育館	530	132
	夷隅小学校	いすみ市深谷127	0470-86-2049	体育館	702	175
	夷隅地区多目的研修センター	いすみ市行川721-1	0470-86-3963	体育棟（多目的ホール）	778.4	194
				和室	97	24
大原	大原文化センター	いすみ市大原7838	0470-63-1222	1階和室	69.3	17
				1階大会議室	180	45
	大原小学校	いすみ市大原8530-3	0470-62-1034	体育館	1252	313
	大原中学校※2	いすみ市大原7400-12	0470-62-4111	体育館	2331	582
	農村環境改善センター	いすみ市大原6763	0470-62-1280	1階ホール	363.4	90
				1階和室	78.9	19
				2階研修室	108	27
	東海小学校※1	いすみ市若山1042	0470-62-0269	体育館	761	190
	東小学校	いすみ市山田460	0470-66-1415	体育館	995	248
	浪花小学校※1	いすみ市小沢1157	0470-62-1507	体育館	730	182
	大原台コミュニティセンター	いすみ市大原台324	0470-62-2000（危機管理課）	大ホール等	168	42
	社会福祉法人チルドレン・パラダイス児童養護施設　子山ホーム※2	いすみ市深堀685	0470-62-2325	管理棟集会室	77	20
				学習棟	158	40
	布施小学校	千葉県夷隅郡御宿町上布施909	0470-68-2511	体育館	600	150
岬	岬中学校	いすみ市岬町椎木1370	0470-87-2511	体育館	1306	326
	太東小学校	いすみ市岬町椎木408	0470-87-2824	体育館	691	172
	古沢小学校	いすみ市岬町岩熊563-2	0470-87-5232	体育館	447	111
	岬公民館	いすみ市岬町長者22	0470-87-6111	大会議室	315.4	78
				いこいの部屋	88.6	22
	長者小学校	いすみ市岬町長者330	0470-87-2323	体育館	678	169
	中根小学校	いすみ市岬町中滝954	0470-87-5554	体育館	738	184
	岬ふれあい会館	いすみ市岬町東中滝720-1	0470-87-8785	大ホール等	2313	578

※1　洪水時使用不可

※2　土砂災害時使用不可

〔避難場所〕

地域	名称	所在地	電話番号	施設	収容能力	
					面積（㎡）	人員（人）
夷隅	旧千町小学校	いすみ市松丸 3226	0470-62-3621	グランド	10969.0	5484
	夷隅小学校	いすみ市深谷 127	0470-86-2049	グランド	11490.0	5745
	国吉中学校	いすみ市国府台 1552	0470-86-2042	グランド	12241.0	6120
	夷隅地区多目的研修センター	いすみ市行川 721-1	0470-86-3963	広場	1496.0	748
大原	いすみ市役所	いすみ市大原 7400-1	0470-62-1111	駐車場	2173.0	1086
	大原小学校	いすみ市大原 8530-3	0470-62-1034	グランド	13038.0	6519
	大原中学校	いすみ市大原 7400-12	0470-62-4111	グランド	25053.0	12526
	大原文化センター	いすみ市大原 7838	0470-63-1222	駐車場	5969.0	2984
	農村環境改善センター	いすみ市大原 6763	0470-63-0321	駐車場	6544.0	3272
	東海小学校 ※	いすみ市若山 1042	0470-62-0269	グランド	11699.0	5849
	東海保育所	いすみ市若山 238-1	0470-62-0514	グランド	3341.0	1670
	東小学校	いすみ市山田 460	0470-66-1415	グランド	12177.0	6088
	浪花小学校 ※	いすみ市小沢 1157	0470-62-1507	グランド	5565.0	2782
	浪花保育所	いすみ市大原台 323	0470-62-3380	グランド	2000.0	1000
	布施小学校	夷隅郡御宿町上布施 909	0470-68-2511	グランド	2080.0	4160
岬	岬中学校	いすみ市岬町椎木 1370	0470-87-2511	グランド	20587.0	10293
	太東小学校	いすみ市岬町椎木 408	0470-87-2824	グランド	4744.0	2372
	古沢小学校	いすみ市岬町岩熊 563	0470-87-5232	グランド	10947.0	5473
	大原高等学校　岬キャンパス	いすみ市岬町長者 366		グランド	9405.0	4702
	長者小学校	いすみ市岬町長者 330	0470-87-2323	グランド	10648.0	5324
	中根小学校	いすみ市岬町中滝 954	0470-87-5554	グランド	7336.0	3668
	岬ふれあい会館	いすみ市岬町東中滝 720-1	0470-87-8785	駐車場等	11813.0	5906

津波緊急避難場所【大原地域】

行政区	津波緊急避難場所	海抜または施設高さ（m）	行政区	津波緊急避難場所	海抜または施設高さ（m）
北日在区	エスポワール大原	14.3	小佐部区	教習所跡地	19.0
	水野板金裏山	22.0		小佐部熊野神社	19.7
	三門台団地	28.8		大原小学校	18.0
南日在区	東海小学校	19.1	北町区	市役所大原庁舎	17.2
	エスポワール大原	14.3		大原中学校	35.0
若山区	サンフラワー大原	10.0	仲町区	大原文化センター	9.7
	東海小学校	19.1		夷隅教育会館周辺	20.5
	四門堂観音	20.2	南町区	大原小学校	18.0
	子山ホーム	32.0		大原高校	19.2
	エスポワール大原	14.3	北寄瀬区	市役所大原庁舎	17.2
新田区（にった）	大原クリーンセンター	36.0		大原中学校	35.0
	新田　日月神社	24.0		夷隅教育会館周辺	20.5
	佐室トンネル周辺	30.0		東光寺	14.0
	四門堂観音	20.2	上寄瀬区	東光寺	14.0
	坂水寺	9.3		腰越坂	20.0
	東海小学校	19.1		農村環境改善センター	14.9
	水道配水場周辺	30.0	貝須賀区	第二保育所	9.9
深堀区	サンフラワー大原	10.0		鹿島台	9.7
	市役所大原庁舎	17.2		上祢宜	30.0
	大原中学校	35.0	大井区	市原工務店土砂採取場	19.0
	子山ホーム	32.0		大井区民会館	14.7
坂東区	大原公園	20.0		大井浜隧道上部周辺	30.0
	教習所跡地	19.0		市原建装周辺	16.0
根方区	大原公園	20.0	大舟谷区	大船谷　八幡神社	25.0
	大宗工務店周辺	15.3		共同アンテナ周辺	37.9
	小浜　八幡神社	30.0	造式区	造式　日月神社	32.0
城山区	小浜　八幡神社	30.0		大日神社	15.0
田町区	小浜　八幡神社	30.0	矢指戸区	旧共同墓地周辺	30.8
	大原公園	20.0		かんじろう跡周辺	20.0
渋田区	ミニストップ夷隅大原店周辺	10.0		飯縄神社	20.2
	教習所跡地	19.0		共同アンテナ周辺	37.9
新場区	市役所大原庁舎	17.2		高根木周辺	18.0
	ミニストップ夷隅大原店周辺	10.0		市原工務店土砂採取場周辺	19.0
	小浜　八幡神社	30.0	岩船区	岩船隧道西側　分譲地周辺	28.0
	大宗工務店周辺	15.3		釣師隧道周辺	19.0
新田区（しんでん）	新田公会堂	10.0		斉正輝夫宅周辺	25.0
	ミニストップ夷隅大原店周辺	10.0		吉田和子宅周辺	18.0
	大原小学校	18.0		市原勝男宅周辺	30.0
				白井正宅周辺	28.0

※津波緊急避難場所は、「津波ハザードマップ」に掲載しています。
※大原小、東海小、大原高等学校は、校舎最上階または屋上の高さを表示しています。

津波緊急避難場所【岬地域】

行政区	津波緊急避難場所	海抜または施設高さ（m）	行政区	津波緊急避難場所	海抜または施設高さ（m）
椎木区	般若寺	39.0	長者区	大原高校　岬キャンパス	19.5
	長坂方面	14.0		長者小学校	19.5
	龍前堰周辺	12.0		岬公民館	7.8
	椎木　玉前神社	13.7	江場土区	長者小学校	19.5
	県道　綱田方面	17.3		大原高校　岬キャンパス	19.5
	根方集会所周辺	10.3		本寿院	7.0
	根方　椎木小堰方面	11.0		永閑寺	7.0
	小滝集会所裏	10.4		和泉区会所先の高台	15.0
	中原　玉崎神社	18.0		三門台団地	28.8
	太東小学校	20.1	臼井区	眺洋寺周辺	33.0
中原区	中原大堰周辺	22.0		山の神様周辺	28.0
	太東小学校	20.1		春日神社跡から前山	10.2
	松風台	30.0		三門台団地	28.8
和泉区	大日堂	13.0		長者小学校	19.5
	不動様	15.0		福聚寺から裏山	8.2
	弥勒様（三合寺）	22.0	押日区	押日　八幡神社	6.2
	仙風苑	22.0		真福寺	7.5
	須ヶ谷集会所	17.0		四堰神社	8.9
	志茂集会所裏の高台	15.0		押日会館	9.0
	太東崎灯台	63.8		中根小学校	17.1
	オートキャンプ場	15.0		団地集会所	8.0
	延寿寺	17.8		中滝寺	13.0
	エスポワール岬	14.2	中区	部田集会所	9.1
	貴賓館	7.3		部田山周辺	31.0
桑田区	観音寺	12.0		中滝　八幡神社	10.8
	桑田公民館	12.1		松堀コミュニティーセンター 鶴沼神社	9.6
	桑田　前玉神社	26.0			
	峯崎堰周辺	35.0		中滝寺	13.0
	県道　山手側	10.3		部田熊野神社	17.0
	古沢小学校	27.3		鴨根隧道跡	26.7
榎沢区	古沢公園	10.6			
	大栄寺	10.7			
	八幡堰周辺	13.0			

※津波緊急避難場所は、「津波ハザードマップ」に掲載しています。
※太東小、長者小、中根小、古沢小、大原高等学校　岬キャンパスは、校舎最上階または屋上の高さを表示しています。
※貴賓館の一時避難場所としての利用範囲は、３階から１３階となるので、３階の高さを表示しています。
一宮町綱田地区内の一般県道一宮椎木長者線の綱田跨線橋までの道路周辺を津波緊急避難場所としています。

［資料 8-3］避難所の開設要領

（ア）　本部から要請を受けた市職員は、指定された施設に参集する。

（イ）　配属された市職員は、収容スペース内の安全確認を行うとともに、避難者の受け入れの障害となる物を移動、除去する。

（ウ）　災害時要援護者の優先スペースを確保する。

（エ）　避難者の受け入れスペースを確保する。

（オ）　避難所内に受入窓口を開設する。

（カ）　良好な生活環境（トイレ・換気装置・冷暖房設備等）の確保に努める。

（キ）　生活用水の確保（井戸・プール・貯水槽等）に努める。

（ク）　電話、ＦＡＸ等の情報通信機器の設置に努める。

（ケ）　基本的な生活（炊事、就寝、着替え、入浴等）に対応できる環境づくりに努める。

［資料 8-4］避難所の運営要領

［初期・混乱期］

（ア）　避難者を受け入れスペースに誘導する。

（イ）　配属された市職員のほか、施設管理者、消防団・自主防災組織、ボランティア等から避難所のリーダーを選出する。リーダーは不眠不休の対応が必要になることから、複数名（4 名程度）選出する。

（ウ）　施設管理者、消防団・自主防災組織、ボランティア等から避難所運営スタッフを 20 名程度確保する。必要に応じて、避難者にも運営スタッフとしての協力を呼び掛ける。リーダーは、運営スタッフを情報班、食糧物資班、救護班の 3 班に編成する。

（エ）　ごみ処理やトイレの使い方、火の始末等避難生活のルールづくりを行う。

（オ）　情報班は、避難者名簿の作成と安否確認を行う。

（カ）　情報班は、掲示板等を通じて避難者へ各種情報提供を行う。

（キ）　食糧物資班は、食糧、水等の必要物資の公平な供給に努める。

（ク）　救護班は、傷病者等治療を要する避難者を確認し救護活動を行うとともに、災害対策本部との連携（受け入れ先の確認、輸送車両の手配等）により、傷病者の移送を行う。

（ケ）　運営スタッフは、衛生環境の維持管理、苦情処理を行う。

（コ）　リーダーは必要に応じて、災害対策本部にボランティアを要請する。

［救護期～自立期］

（ア）　避難生活の長期化した避難者の食生活・健康管理等に配慮する。

（イ）　避難者自体が主体となる自治組織づくりに努める。

（ウ）　ボランティア撤退後の対応（地元ボランティアの確保、業務の引継ぎ等）及び避難所運営スタッフの縮小化への対応について検討する。

様式1

避 難 所 収 容 台 帳

避　難　所　名		開設	平成　年　月　日　　時　分
		閉鎖	平成　年　月　日　　時　分

番号	年 月 日	最高収容人員		記　事 （収容人員の増減等の経過を記入）	備　考	物品等使用状況		
		世帯数	人数			品　名	数量	費用
1	平成　年　月　日 時　分現在							
2	平成　年　月　日 時　分現在							
3	平成　年　月　日 時　分現在							
4	平成　年　月　日 時　分現在							
5	平成　年　月　日 時　分現在							
6	平成　年　月　日 時　分現在							
7	平成　年　月　日 時　分現在							
8	平成　年　月　日 時　分現在							
9	平成　年　月　日 時　分現在							
10	平成　年　月　日 時　分現在							

避難者名簿記入用紙

太線枠内に記入してください。

記入日	年　月　日	居住組　組	計　人

ふりがな		性別	国籍	生年月日	年齢	避難確認
家族代表者 氏　名						

住　所	〒
電話番号 携帯番号	
特技・資格	

緊急連絡先		第一順位	第二順位
	氏名		
	住所		
	電話番号		

家族構成	氏（ふり）　名（がな）	続柄	性別	国籍	年齢	生年月日	特技・資格	避難確認

その他、負傷（疾病）の状況や特別な要望があれば記入してください

安否確認のための情報開示

① 親族・同居者からの照会に対し情報を提供することを　希望する・希望しない

② 知人からの照会に対し氏名・負傷（疾病）情報を提供することを　希望する・希望しない

③ 上記以外の者からの照会に対する回答又は公表について　同意する・同意しない

避難所記入欄（退所状況等）

※同居家族ごとに記入する

居住組別避難者名簿

居住組	組	人数	家族・　人	作成年月日	年　月　日

	家族	氏　名	性別	年齢	役職・活動班等	要援護者	退所日
1							／
2							／
3							／
4							／
5							／
6							／
7							／
8							／
9							／
10							／
11							／
12							／
13							／
14							／
15							／
16							／
17							／
18							／
19							／
20							／

[資料 8-6]いすみ市避難行動要支援者避難支援計画

いすみ市避難行動要支援者避難支援計画

１．目的

この計画は、いすみ市地域防災計画に基づき、地震や風水害その他の災害が発生した場合において、自力で避難することが困難な高齢者や障害者等（以下「要配慮者」という。）の避難支援に関し必要な事項を定め、迅速かつ安全な避難の実施に資することを目的とする。

２．避難行動要支援者の範囲

この計画における要援護者の範囲は、下記⑴～⑸に該当する者であって、災害時に自力で避難することが困難な者（家族等の介助により避難に支障がない者を除く。）とする。

⑴　高齢者等

60 歳以上で一人暮らしの方で、介護保険の要介護１を受けている方

⑵　要介護認定者

介護保険の要介護２・３・４・５の認定を受けている方

⑶　障害者

・身体障害者手帳１級又は２級を所持している方

・精神障害者保健福祉手帳所持者（1 級）

・療育手帳所持者（A 又は&Ⓐ）

⑷　病患者

・難病患者のうち身体障害１・２級の方

・小児慢性特定疾病児童等のうち療養負担荷重患者の方

⑸　その他

特別の事情で避難支援を希望する方で、市長が特に認めた方

３．避難行動要支援者名簿の整備

いすみ市（以下「市」という。）は、避難行動要支援者の所在等を確認し避難支援を行うため、避難行動要支援者名簿を作成する。作成にあたっては、高齢者については要介護認定の結果や高齢者現況調査の情報等を、障害者については身体障害者手帳、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳の情報等を利用するとともに、民生委員児童委員等の関係機関の協力を得ながら作成する。

⑴　避難行動要支援者名簿の意義

市関係部署と自主防災組織、行政区、民生委員児童委員、警察署及び消防署（団）との情報共有及び相互連携を図り、地域ぐるみで要援護者の的確な避難支援を実施するための基礎資料とする。

※市関係部署：危機管理課、総務課、福祉課、健康高齢者支援課、市民課、
学校教育課、地域市民局

⑵ 避難行動要支援者支援制度への登録

避難行動要支援者避難支援制度に登録する者は、別紙「避難行動要支援者登録申込書」（以下「申込書」

という。）に必要事項を記入のうえ、市長に提出するものとし、当該記載事項に変更が生じた場合も同様とする。

⑶ 避難行動要支援者の種類、取り扱い

避難行動要支援者名簿は、同意者名簿及び不同意者名簿とする。

ア．同意者名簿

申込書を提出した者のうち、避難行動要支援者の住所、氏名、連絡先等の個人情報（以下「個人情報」という。）を、災害前にあらかじめ自主防災組織、行政区、民生委員児童委員、警察署及び消防署（団）に提供することに同意した者を同意者名簿に登載する。

イ．不同意者名簿

申込書を提出した者のうち、個人情報を災害前にあらかじめ自主防災組織、行政区、民生委員児童委員、警察署及び消防署（団）に提供することに同意しない者を不同意者名簿に登載する。

ウ．避難行動要支援者名簿の取り扱い

避難行動要支援者名簿は、次の表に定めるとおり取り扱う。

	名簿の種類	取り扱い	
避難行動要支援者名簿	同意者名簿	平常時 及び 避難情報発令時	・市関係部署に備えるほか、自主防災組織、行政区、民生委員児童委員、警察署及び消防署（団）に事前に提供する。 原則として同意者名簿は１年ごとに更新したものを提供し、その際に更新前の名簿を回収する。
	不同意者名簿	平常時	・市関係部署に備えることに限定する。
		避難情報発令時	・避難情報発令後、速やかに自主防災組織、行政区、民生委員児童委員、警察署及び消防署（団）に提供する。 ・提供した不同意者名簿は、災害対応終了後に速やかに回収する。

〈不同意者名簿を避難情報発令後に提供可能とする根拠〉

いすみ市個人情報保護条例（抄）

（利用及び提供の制限）

第９条　実施機関は、個人情報取扱事務の目的以外のために保有個人情報を当該実施機関の内部において利用（以下「目的外利用」という。）し、又は当該実施機関以外のものに提供（以下「外部提供」という。）してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

⑶　人の生命、身体又は財産を保護するため、緊急かつやむを得ないとき。

⑸　所掌事務の遂行に必要なものであり、かつ、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないとき。

（第１号・第２号・第４号・第６号（略））

⑷　避難行動要支援者名簿の管理

要援護者の同意者名簿及び不同意者名簿は、市関係部署が保管する。同意者名簿については、市関係部署のほか、警察署、消防署（団）が保管し、自主防災組織、行政区、民生委員児童委員はそれぞれの所管分を保管する。

支援業務以外の目的に利用し、又は、盗難若しくは外部への漏えいがないように厳重に管理する。万一、避難行動要支援者名簿を紛失した場合は、速やかに市長に報告しなければならない。

４．平常時における支援体制

⑴　市は、個人情報の保護に配慮しつつ、自主防災組織、行政区、民生委員児童委員、警察署及び消防署（団）と同意者名簿の情報を共有する。

また、隣近所で助け合える自主的な協力体制がとれるよう、住民への周知に努める。

⑵　市は、自主防災組織、行政区、民生委員児童委員と連携し、同意者名簿の情報をもとに、避難行動要支援者ごとの避難情報の伝達や安否確認、避難支援等についての避難支援プランを整備する。

また、自主防災組織や行政区は、隣近所で声を掛け合うなど、日頃から良好なコミュニケーションづくりに努め、避難行動要支援者の避難支援体制の整備に努める。

５．避難情報の伝達等

⑴　市は、避難情報を多様な方法（防災行政無線や民生委員児童委員、自主防災組織、行政区の代表者への電話、広報車等）により住民に伝達する。

⑵　市は、避難情報を発令したときは、不同意者名簿を自主防災組織、行政区、民生委員児童委員、警察署及び消防署（団）に提供し、情報の共有に努める。

⑶　市は、避難行動要支援者の避難状況について、自主防災組織、行政区、民生委員児童委員、警察署及び消防署（団）を通じて情報収集を行う。

⑷　避難情報の伝達を受けた自主防災組織、行政区、民生委員児童委員、警察署及び消防署（団）は互いに連携し、情報伝達や安否確認を行うとともに、避難行動要支援者が避難所等の安全な場所に避難できるよう支援を行う。

※　安全な場所とは、必ずしも市指定避難所に限らず行政区内等で定めた避難所で差し支えないものとする。また、例えば水害時にひざ近くまで浸水しているような場合は、避難所へ避難することはかえって危険を伴うため、自宅の２階などへの在宅避難も考慮する。

６．避難支援者

市は、自主防災組織、行政区、民生委員児童委員と連携し、災害時に避難行動要支援者の安否確認や避難支援等を実施する人（以下「避難支援者」という。）を、原則として避難行動要支援者の属する自主防災組織や行政区等の構成員の中から、あらかじめ２人以上を選任するよう努めるものとする。避難支援者は、避難行動要支援者にかかる個人情報を保持する。

市は、避難情報を民生委員児童委員や自主防災組織、行政区の代表者を通じ、避難支援者に伝達し、避難支援者は避難行動要支援者の安否確認や避難支援等を実施する。

ただし、避難行動要真者に災害の危険が迫ると判断した場合は、市からの避難情報伝達の有無に関係なく、

安否確認や状況に応じて避難支援等を実施する。

7．避難所等における支援対策

市は、避難所開設時や仮設住宅が設置された場合の入居者又は在宅の高齢者、障害者等に対し、心身のケア、生活不活発病予防等のための指導及び支援を行う。

このため、保健師、相談員等による相談、巡回等及び民生委員児童委員、ボランティア等による相談、見守り等を実施する。

また、避難行動要支援者用の避難場所として、個別状況にあった避難場所を選定し、避難行動要支援者の状態に応じては、介護施設や社会福祉施設等への緊急入所等ができるよう体制を整備する。

8．避難行動要支援者支援班の設置

避難行動要支援者の避難支援業務を的確に実施するため、市関係部署による横断的組織として、「避難行動要支援者支援班」を設置する。

＜避難支援フロー＞

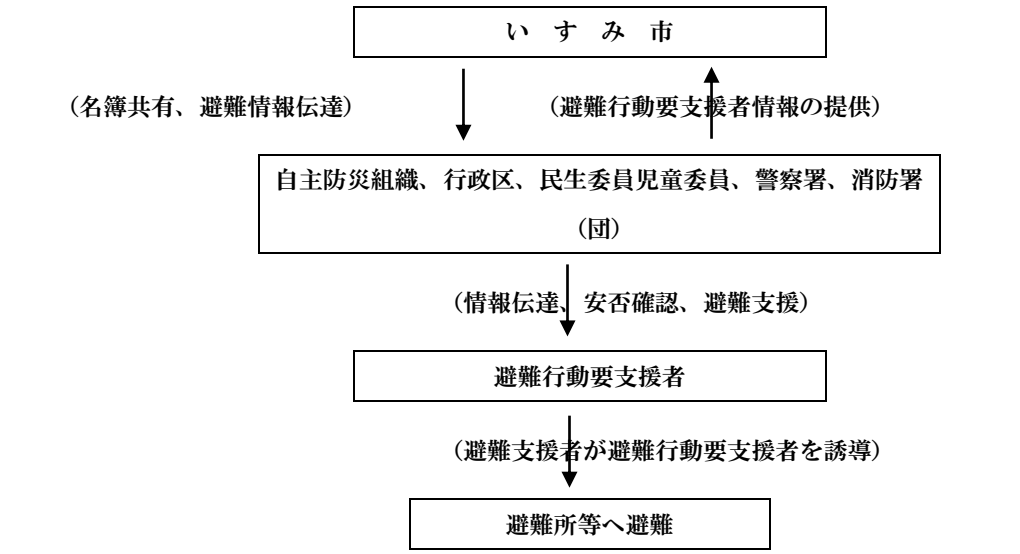

＜避難行動要支援者名簿の整備及び管理＞

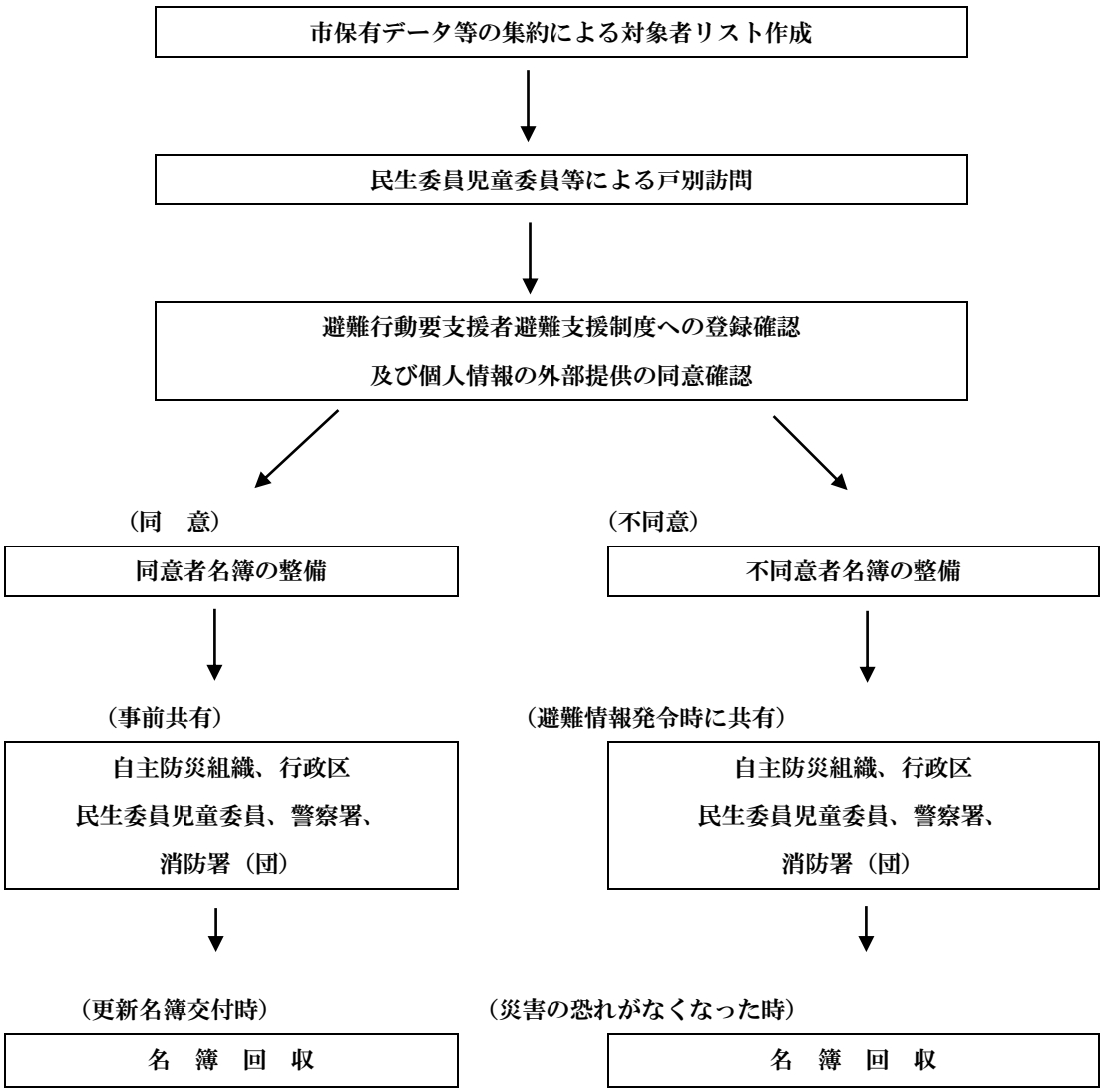

避難行動要支援者避難支援登録申込書

いすみ市長　様

私は、風水害等の災害の発生が予測され、避難が必要となった時に、ひとりで避難することが困難なため、地域の方の援助が必要となりますので、避難行動要支援者避難支援制度の趣旨に賛同し、同制度への登録を申し込みます。

また、私の避難支援を目的として、本申込書の内容を、自主防災組織、行政区、民生委員児童委員、警察署及び消防署（団）等に提供することに同意します。

登録番号 （いすみ市記入欄）		申込日	年　月　日
フリガナ		生年月日 年　齢	明・大・昭・平 年　月　日 （　歳）
氏　名 （署　名）	㊞	性　別	男　・　女
住　所	〒　　－ いすみ市	行 政 区	
連 絡 先	自宅電話	携帯電話	
	ＦＡＸ	E-mail	
世帯状況 （該当に○）	1　ひとり暮らし　　2　日中ひとりになることが多い　　3　その他		
対象者 の状況 （該当に○）	1　高齢者等（60 歳以上で一人暮らしの方で、介護保険の要介護 1 を受けている方） 2　要介護認定者（介護保険の要介護2・3・4・5の認定を受けている方） 3　障害者（身体障害者手帳1級又は2級を所持している方、精神障害者保健福祉手帳所持者（1級）、療育手帳所持者（A 又は＆Ⓐ） 4　病患者（難病患者のうち身体障害 1・2 級の方、小児慢性特定疾病児童等のうち療養負担荷重患者の方 5　その他（特別の事情で避難支援を希望する方で、市長が特に認めた方）		

［障害等級などについて］＊記入する必要はありません。

いすみ市が保有する次の障害等級などの個人情報についても、提供します。

(1)介護保険要支援・要介護認定区分　(2)身体障害（障害等級・障害種別）

(3)知的障害（障害程度）　(4)精神障害（障害等級）

緊急連絡先（緊急時に連絡が取れる親族や近所の方等がいる場合は、記入してください。）			
氏　　名		本人との関　　係	
住　　所		電話番号	
氏　　名		本人との関　　係	
住　　所		電話番号	

代　理　人（申込人以外の方が申込書を提出する場合は、記入してください。）			
氏　　名		本人との関　　係	
住　　所		電話番号	

メ　　モ 連絡事項 （市役所使用欄）		受 付 印

No.

作成日：　　年　　月　　日

避難行動要支援者避難支援プラン個別計画書

行　政　区			
フリガナ		性　別	男　・　女
氏　　名		生年月日（年齢）	明・大・昭・平 年　　月　　日 （　　歳）
住　　所	いすみ市	電話番号	
避難行動要支援者			

避難支援者	1	氏名		住　所	いすみ市
				電話番号	
				E-mail	
	2	氏名		住　所	いすみ市
				電話番号	
				E-mail	
	3	氏名		住　所	いすみ市
				電話番号	
				E-mail	

予定避難場所	1		2	
避難誘導時の留意事項	（移動に要する器具・持ち出すべきもの等）			
その他特記事項	（避難行動要支援者本人が受けたい支援内容等）			
市関係部署連絡先	【避難支援制度・その他全般について】危機管理課情報危機管理班 Tel 62-1111・Fax 63-1252・E-mail kikikanri@city.isumi.lg.jp			
	【要介護認定者等について】健康高齢者支援課介護保険班 Tel 62-1118・Fax 63-1252・E-mail kaigo@city.isumi.lg.jp			
	【高齢者等について】健康高齢者支援課高齢者支援班 Tel 62-1118・Fax 63-1252・E-mail kourei@city.isumi.lg.jp			
	【障害者・難病患者等について】福祉課社会・障害福祉班 Tel 62-1117・Fax 63-1252・E-mail shougai@city.isumi.lg.jp			

［資料 8-7］福祉避難所一覧

施　設　名		住　所	施設種別
法人名	名称		
特別支援学校	千葉県立 夷隅特別支援学校	いすみ市楽町 30-1	学校施設
社会福祉法人 広寿会	いすみ苑	いすみ市能実 615	特別養護老人ホーム
社会福祉法人 愛恵会	愛恵苑	いすみ市岬町中滝 1692	特別養護老人ホーム
社会福祉法人 徳寿会	シルバーガーデン	いすみ市新田若山深堀入会地 9	特別養護老人ホーム
社会福祉法人 茶ノ木台くらぶ	茶ノ木台くらぶ	いすみ市山田 6033-3	特別養護老人ホーム
社会福祉法人 槇の里	いすみ学園	いすみ市万木 22	指定障害者支援施設
社会福祉法人 土穂会	ピア宮敷	いすみ市岬町岩熊 138-10	指定障害者支援施設
	ピア宮敷第 1 工房	いすみ市岬町桑田 341-1	生活介護事業所
社会福祉法人 つばさ	いすみあかね園	いすみ市山田 5901	生活介護事業所
	共生ホーム たけんこ	いすみ市山田 5897	障害者・高齢者グループホーム
	里山の家	いすみ市山田 7063-1	障害者グループホーム
	ほたるの家	いすみ市山田 5905	障害者グループホーム
医療法人社団 寿光会	エスポワール大原	いすみ市日在 2623	介護老人保健施設
	エスポワール岬	いすみ市岬町和泉 330-1	介護老人保健施設
特定非営利活動法人　つどい	つどい	いすみ市楽町 63-1	障害者グループホーム
一般社団法人 岬やよい会	岬やよい会	いすみ市岬町中滝 2806-2	障害者グループホーム

［資料 9-1］災害救助法適用基準

災害救助法施行令

〔災害の範囲〕

第1条　災害救助法（昭和22年法律第118号。以下「法」という。）第２条に規定する政令で定める程度の災害は、次の各号のいずれかに該当する災害とする。

１　当該市町村（特別区を含む。以下同じ。）の区域（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第１項の指定都市にあつては、当該市の区域又は当該市の区の区域とする。以下同じ。）内の人口に応じそれぞれ別表第一に定める数以上の世帯の住家が滅失したこと。

都道府県の区域内の人口	住家が滅失した世帯の数
５，０００人未満	３０
５，０００人以上　１５，０００人未満	４０
１５，０００人以上　３０，０００人未満	５０
３０，０００人以上　５０，０００人未満	６０
５０，０００人以上　１００，０００人未満	８０
１００，０００人以上　３００，０００人未満	１００
３００，０００人以上	１５０

２　当該市町村の区域を包括する都道府県の区域内において、当該都道府県の区域内の人口に応じそれぞれ別表第二に定める数以上の世帯の住家が滅失した場合であって、当該市町村の区域内の人口に応じそれぞれ別表第三に定める数以上の世帯の住家が滅失したこと。

都道府県の区域内の人口	住家が滅失した世帯の数
１,０００,０００人未満	１,０００
１,０００,０００人以上　２,０００,０００人未満	１,５００
２,０００,０００人以上　３,０００,０００人未満	２,０００
３,０００,０００人以上	２,５００

都道府県の区域内の人口	住家が滅失した世帯の数
５,０００人未満	１５
５,０００人以上　１５,０００人未満	２０
１５,０００人以上　３０,０００人未満	２５
３０,０００人以上　５０,０００人未満	３０
５０,０００人以上　１００,０００人未満	４０
１００,０００人以上　３００,０００人未満	５０
３００，０００人以上	７５

３　当該市町村の区域を包括する都道府県の区域内において、当該都道府県の区域内の人口に応じそれぞれ別表第四に定める数以上の世帯の住家が滅失したこと又は当該災害が隔絶した地域に発生したものである等災害にかかった者の救護を著しく困難とする厚生労働省令で定め

る特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したこと。

都道府県の区域内の人口	住家が滅失した世帯の数
１,０００,０００人未満	５,０００
１,０００,０００人以上　２,０００,０００人未満	７,５００
２,０００,０００人以上　３,０００,０００人未満	９,０００
３,０００,０００人以上	１２,０００

４　多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、厚生労働省令で定める基準に該当すること。

② 前項第１号から第３号までに規定する住家が滅失した世帯の数の算定に当たっては、住家が半壊し又は半焼する等著しく損傷した世帯は二世帯をもつて、住家が床上浸水、土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は三世帯をもって、それぞれ住家が滅失した一の世帯とみなす。

災害救助法適用基準表

号	適　用　基　準
1	市内における滅失世帯が60世帯以上の場合
2	県内における滅失世帯が2,500世帯以上であって、市内における滅失世帯が30世帯以上の場合
3	県内における滅失世帯が12,000世帯以上場合、又は災害にかかった者の救護が著しく困難とする厚生労働省令で定める特別の事情がある場合であって多数の世帯の住家が滅失した場合
4	多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、厚生労働省令で定める基準に該当した場合

令和３年11月30日

団体名	人口（人）	複数世帯数	
		１号	２号
いすみ市	35,544	60	30

注）１　1号とは災害救助法施行令第１条第１項第１号の災害（当該市町村の被災世帯数のみで判断）をいい、２号とは同令同条同項第２号の災害（都道府県－本県は2,500世帯－と市町村の被災世帯数で判断）をいう。

２　被害世帯数は全壊世帯数をいい、半壊（焼）世帯、床上浸水世帯は、それぞれ２世帯、３世帯をもって、全壊世帯１世帯と換算する。

３　人口は令和２年国勢調査（総務省）による。

［資料 9-2］災害救助法による救助の程度、方法及び期間一覧表

令和2年4月1日現在

救助の種類	対　　象	費用の限度額	期　　間	備　　考
避難所の設置	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与する。	＜基本額＞ 避難所設置費 1人 1日当たり 330円以内 福祉避難所（高齢者等の配慮を要するものに供与する避難所）を設置した場合、当該地域における通常の実費を加算できる。	災害発生の日から7日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上 3 避難所での生活が長期にわたる場合等においては、ホテル・旅館など宿泊施設の借上げを実施し、これを供与することができる。
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住家を得ることができない者	建設型応急住宅 1 規模 当該地域の実情、世帯構成等に応じて設定する。 2 基準額 1戸当たり 5,714,000 円以内	災害発生の日から20日以内に着工 供与期間は原則2年以内	1 費用は、設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費、建築事務費等、一切の経費とする。 2 原則として土地借料は含まれない。 3 供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費とする。 4 平均1戸当たり 5,714,000 円以内であればよい。 5 同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる（50戸未満でも戸数に応じた小規模な施設を設置できる）。 6 福祉仮設住宅（高齢者等の配慮を要する複数のものに供与する施設）を建設型仮設住宅として設置できる。
		賃貸型応急住宅 1 規模 建設型応急住宅に準じる。 2 基準額 当該地域の実情等に応じた額とする。	災害発生の日から 供与期間は原則2年以内	1 費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険料等、民間賃貸住宅の 貸主又は仲介業者との契約に不可欠なものとする。
炊き出しその他による食品の給与	1 避難所に収容された者 2 住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者	1人1日当たり 1,160 円以内	災害発生の日から7日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。（1食は1/3日）
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者 （飲料水及び炊事のための水であること。）	当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内	1 輸送費、人件費は別途計上

<table>
<tr><th>救助の種類</th><th>対　　象</th><th>費用の限度額</th><th>期　　間</th><th>備　　考</th></tr>
<tr><td rowspan="5">被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与</td><td rowspan="5">全半壊(焼)、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、若しくは毀損等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者</td><td>1　夏季(4月～9月)、冬季(10月～3月)の季別は災害発生の日をもって決定する。
2　下記金額の範囲内</td><td>災害発生の日から10日以内</td><td>1　備蓄物資の価格は年度当初の評価額
2　現物給付に限ること</td></tr>
<tr><td colspan="2">区　分</td><td>1人世帯</td><td>2人世帯</td><td>3人世帯</td><td>4人世帯</td><td>5人世帯</td><td>6人以上1人増すごとに加算</td></tr>
<tr><td>全壊
全焼
流失</td><td>夏</td><td>18,800</td><td>24,200</td><td>35,800</td><td>42,800</td><td>54,200</td><td>7,900</td></tr>
<tr><td></td><td>冬</td><td>31,200</td><td>40,400</td><td>56,200</td><td>65,700</td><td>82,700</td><td>11,400</td></tr>
<tr><td>半壊
半焼
床上浸水</td><td>夏</td><td>6,100</td><td>8,300</td><td>12,400</td><td>15,100</td><td>19,000</td><td>2,600</td></tr>
<tr><td></td><td>冬</td><td>10,000</td><td>13,000</td><td>18,400</td><td>21,900</td><td>27,600</td><td>3,600</td></tr>
<tr><td>医　　療</td><td>医療の途を失った者(応急的処置)</td><td>1　救護班
使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費
2　病院又は診療所
国民健康保険診療報酬の額以内
3　施術者
協定料金の額以内</td><td>災害発生の日から14日以内</td><td>患者等の移送費は、別途計上</td></tr>
<tr><td>助　　産</td><td>災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者(出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者)</td><td>1　救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費
2　助産師による場合は、慣行料金の100分の80以内の額</td><td>分べんした日から7日以内</td><td>妊婦等の移送費は、別途計上</td></tr>
<tr><td>被災者の救出</td><td>1　現に生命、身体が危険な状態にある者
2　生死不明な状態にある者</td><td>当該地域における通常の実費</td><td>災害発生の日から3日以内</td><td>1　期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の捜索」として取り扱う。
2　輸送費、人件費は、別途計上</td></tr>
<tr><td>被災した住宅の応急修理</td><td>1　住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷(以下、「準半壊」という。)を受け、自らの資力により応急修理をすることができない者
2　大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊(焼)した者</td><td>居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分
1世帯当たり
準半壊以外　595,000円以内
準半壊　300,000円以内</td><td>災害発生の日から1か月以内</td><td></td></tr>
<tr><td>学用品の給与</td><td>住家の全壊(焼)、流失、半壊(焼)又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損等により使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び義務教育学校生徒及び高等学校等生徒</td><td>1　教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費
2　文房具及び通学用品は、1人当たり次の金額以内
小学校児童　4,500円
中学校生徒　4,800円
高等学校等生徒　5,200円</td><td>災害発生の日から
(教科書)
1か月以内
(文房具及び通学用品)
15日以内</td><td>1　備蓄物資は評価額
2　入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。</td></tr>
</table>

救助の種類	対　　象	費用の限度額	期　　間	備　　考
埋　　葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1体当たり 大人（12歳以上） 215,200円以内 小人（12歳未満） 172,000円以内	災害発生の日から10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
死体の捜索	行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内	1 輸送費、人件費は、別途計上 2 災害発生後3日を経過したものは一応死亡した者と推定している。
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）をする。	（洗浄、消毒等） 1体当り 3,500円以内 一時保存 既存建物借上費 通常の実費 既存建物以外 1体当り 5,400円以内 検　案 救護班以外は慣行料金	災害発生の日から10日以内	1 検案は原則として救護班 2 輸送費、人件費は、別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため、生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者	1世帯当たり 137,900 円以内	災害発生の日から10日以内	
輸送費及び賃金職員等雇上費	1 被災者の避難 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の捜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	
救助事務費	1 時間外勤務手当 2 賃金職員等雇上費 3 旅費 4 需要費 5 使用料及び賃借料 6 通信運搬費 7 委託費	地方自治法施行令第143条に規定する歳出の会計年度所属区分により区分した当該年度の災害ごとにおいて、第1条から第15条までに掲げる経費と法第5条第3項に要した額及び法第19条に要した額並びに令第8条に定めるところにより算定した額の合算額を合算し、各合計額を合算した額から次に掲げる割合を乗じて得た額の合計額以内 1 三千万円以下の部分の金額については百分の十 2 三千万円を超え六千万円以下の部分の金額については百分の九 3 六千万円を超え一億円以下の部分の金額については百分の八	救助の実施が認められる期間以内及び災害救助費の精算する事務を行う期間以内	災害救助費の精算事務を行うのに要した経費も含む。

		4　一億円を超え二億円以下の部分の金額については百分の七 5　二億円を超え三億円以下の部分の金額については百分の六 6　三億円を超え五億円以下の部分の金額については百分の五 7　五億円を超える部分の金額については百分の四		

	範　　囲	費用の限度額	期　　間	備　　考
実費弁償	災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定する者	1人1日当たり 医師、歯科医師 24,200 円以内 薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士及び歯科衛生士 14,100 円以内 保健師、助産師、看護師及び准看護師 14,800 円以内 救急救命士 13,700 円以内 土木技術者、建築技術者 14,200 円以内 大工 24,500 円以内 左官 26,100 円以内 とび職 26,400 円以内	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額

※ この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

［資料 10-1］防災行政無線の整備概要

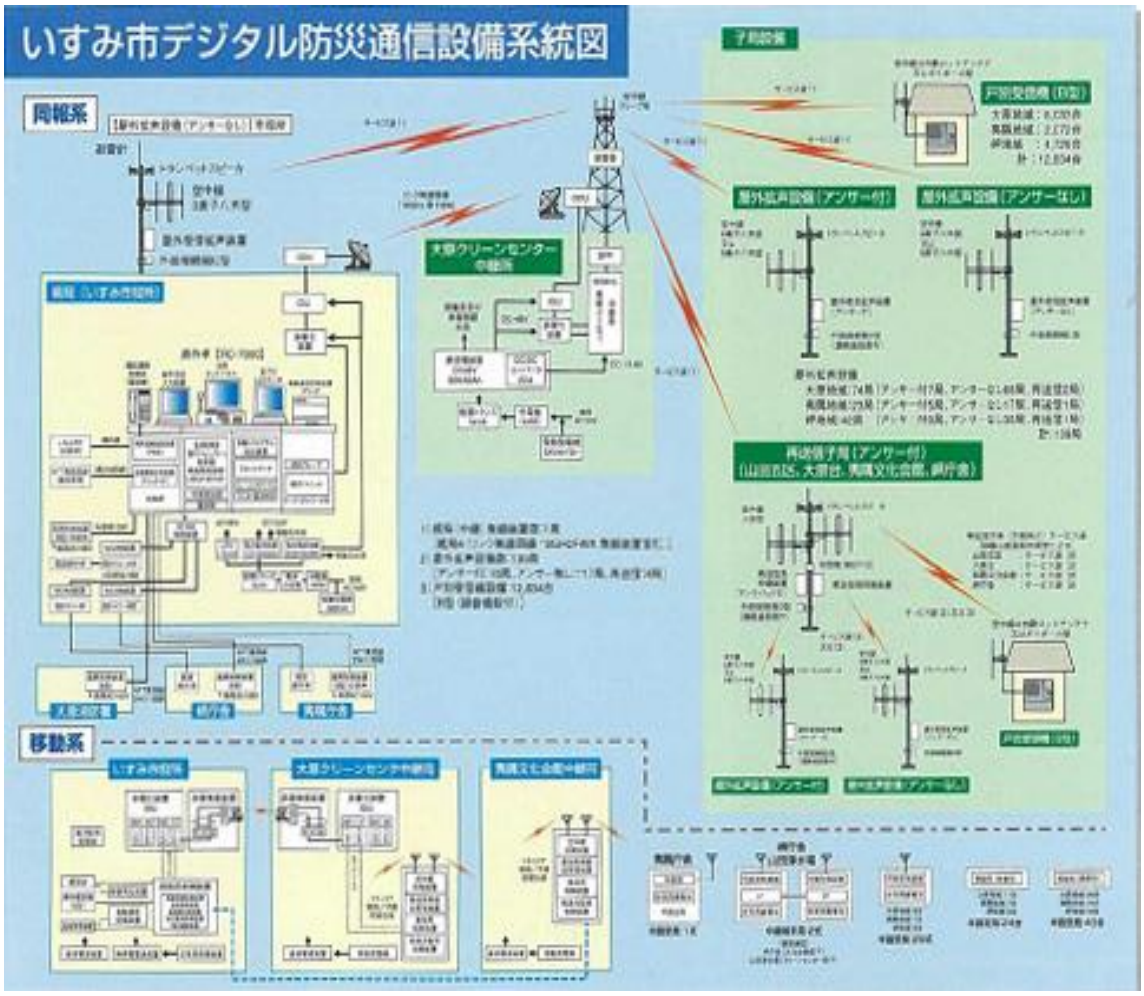

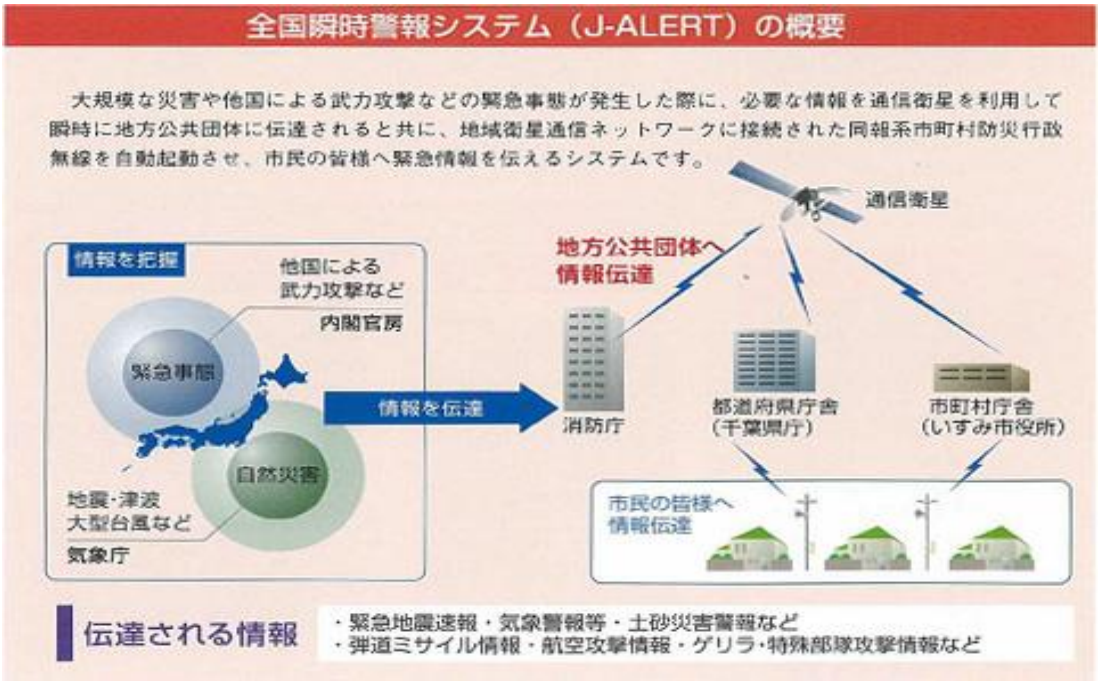

〔固定系親局設備〕

区分	機　器　名	数　量	規　　格　　等
親局設備機器 （いすみ市役所）	操作卓	1　台	音量調整部、選択呼出部(デジタル方式)、自動送出部、左袖卓、椅子付
	被遠隔制御部	1　個	遠隔制御装置(5回線)用　操作卓内蔵
	監視制御部	1　個	アンサーバック用　操作卓内蔵
	遠方監視制御部	1　個	中継局向け　操作卓内蔵
	時差放送部	1　個	B2型、ディスク録音方式　操作卓内蔵
	自動プログラム送出装置	1　台	B2型、ディスク録音(RAID)方式、モニタ付
	サイレンパターン部	2　個	電子サイレン　操作卓内蔵
	自動通信記録装置	1　台	プリンタ付
	自動電話応答装置	1　式	録音時間30分以上
	ミュージックチャイム	1　台	ICカード式（カード1枚付）
	オーディオレコーダ卓	1　台	右袖卓
	オーディオレコーダ	2　台	カセットデッキ1、MDレコーダ1
	親局連絡通話装置	1　台	PBX
	通話遠隔制御器	1　台	デジタル電話機
	遠隔制御装置	1　台	B1型、卓上型（宿直室）
	耐雷トランス	1　台	屋内据置型　5kVA
	無停電電源装置（UPS）	1　台	屋内据置型　AC100V/1.5Kva
	電源装置（特）	1　台	AC100V/13.8V 30A 300Ah
	電源装置	1　台	AC100V/DC48V 50A 50Ah 30分補償
	分電盤	2　台	自復型遮断器内蔵5～10kVA（屋内壁取付用）
	電源分岐盤（庁舎3F EPS）	1　台	
	組立鋼管柱	1　基	14.5m 3段フランジ式　（材料）
	避雷針	1　本	（材料）
	非常用発電装置	1　基	180kVA（連続）低騒音型、屋内型
	18GHz帯FWA無線装置 （大原クリーンセンタ向け）	1　式	無線送受信部現用・予備付 パラボラ空中線(レドーム付)、架台含む
	多重化装置	1　式	
	監視制御装置	1　式	
	屋外受信拡声装置 （アンサーバックなし）	1　台	受信部、被選択呼出部（デジタル式）出力増幅部、電源部、SUS筐体
	空中線	1　基	60MHz八木型3素子　受信用
	外部接続箱	1　台	C型（連絡通話装置なし）、SUS筐体、自復型漏電遮断器付
	トランペットスピーカ	3　台	レフレックス型　30W(耐風速60m)　標準色
	トランペットスピーカ	1　台	ストレート型　30W(耐風速60m)　標準色
	同軸避雷器	1　個	60MHz帯

〔固定系遠隔制御局設備〕

区分		機　器　名	数　量	規　　格　　等
遠隔制御局設備機器 （大原消防署・岬庁舎・夷隅庁舎）	B型（卓上型）	遠隔制御装置（卓上型） （大原消防署）	1　台	B1型、群呼出部(デジタル方式)、遠隔制御部、自動送出部、電源部
		サイレンパターン部	1　個	電子サイレン
		遠隔制御装置（卓上型） （岬庁舎）	1　台	B1型、群呼出部(デジタル方式)、遠隔制御部、自動送出部、電源部
		サイレンパターン部	1　個	電子サイレン
		遠隔制御装置（卓上型） （夷隅庁舎）	1　台	B1型、群呼出部(デジタル方式)、遠隔制御部自動送出部、電源部
		サイレンパターン部	1　個	電子サイレン

〔固定系中継局設備〕

区分	機　器　名	数　量	規　格　等
中継局設備機器 （大原クリーンセンター）	無線送受信装置	1　架	10W以下、1号機2号機自動切換方式架型、デジタル無線方式
	被遠方監視制御部	1　個	対親局
	18GHz帯FWA無線装置 （いすみ市役所向け）	1　式	無線送受信部現用・予備付 パラボラ空中線(レドーム付)、架台含む
	多重化装置	1　式	
	監視制御装置	1　式	
	分電盤	1　台	自復型遮断器内蔵5～10kVA（屋内壁取付用）
	電源装置	1　台	AC100V/DC48V 50A 50Ah／13.8V 20A 30分補償
	発動発電機	1　台	5kVA 自動起動 72H補償
	耐雷トランス	1　台	屋内据置型　5kVA
	空中線	1　基	60MHz帯　スリーブ型
	空中線フィルタ	1　個	60MHz帯
	同軸避雷器	1　個	60MHz帯
	中継局舎	1　棟	2000*2900（材料）
	空中線柱	1　基	50m自立式アングル鉄塔

〔固定系再送信子局設備〕

区分		機　器　名	数　量	規　格　等
中継局設備機器 （再送信子局）	再送信子局	無線送受信装置	4　台	子局向け同報装置　監視機能・拡声機能付
		空中線	3　基	八木型3素子送受信用 岬庁舎・山田五区・夷隅文化会館
		空中線	3　基	八木型5素子送受信用　大原台
		空中線フィルタ	8　個	60MHz帯　中継用／同報用*3局
		同軸避雷器	8　個	60MHz帯　中継用／同報用*3局
		電源接続箱	1　台	山田五区 筐体SUS、ｱﾚｽﾀ、自復型漏電遮断器付
		トランペットスピーカー	2　台	岬庁舎 ストレート型　30W(耐風速60m)　標準色

〔固定系子局設備〕

区分		機　器　名	数　量	規　格　等
子局設備機器 （大原地域）	屋外型	屋外受信拡声装置 （アンサーバックなし）	68　台	受信部、被選択呼出部(デジタル方式)、出力増幅部、電源部、ステンレス筐体
		屋外受信拡声装置 （アンサーバック付）	7　台	受信部、被選択呼出部(デジタル方式)、送信部(2W以下)、被監視制御部、出力増幅部、電源部、ステンレス筐体
		空中線	67　基	八木型3素子　受信用
		空中線	1　基	八木型5素子　受信用
		空中線	7　基	八木型3素子　送受信用
		空中線	－　基	八木型5素子　送受信用
		トランペットスピーカ	198　台	レフレックス型　30W(耐風速60m)　標準色
		トランペットスピーカ	55　台	ストレート型　30W(耐風速60m)　標準色
		出力増幅部	2　台	120W（子局用別筐体）
		外部接続箱	65　台	C型（連絡通話装置なし）、SUS筐体、自復型漏電遮断器付
		外部接続箱	7　台	D型（連絡通話装置付）、SUS筐体、自復型漏電遮断器付
		空中線柱	－　本	既設鋼管柱流用（4本）
		空中線柱	59　本	L560・S18　（材料）
		空中線柱	7　本	R-313　（材料）
		空中線柱	1　本	S18ｶﾗｰ　（材料）
		空中線柱	2　本	特S18　（材料）
		空中線柱	1　本	特S10ｶﾗｰ　（材料）
	屋内型	戸別受信機	6,033　台	B型録音機能付、乾電池付
		空中線	1,845　基	ダイポール型（戸別用）

〔固定系子局設備〕

区分		機　器　名	数　量	規　格　等
子局設備機器 （夷隅地域）	屋外型	屋外受信拡声装置 （アンサーバックなし）	17　台	受信部、被選択呼出部(デジタル方式)、出力増幅部、電源部、ステンレス筐体
		屋外受信拡声装置 （アンサーバック付）	6　台	受信部、被選択呼出部(デジタル方式)、送信部(2W以下)、被監視制御部、出力増幅部、電源部、ステンレス筐体
		空中線	14　基	八木型3素子　受信用
		空中線	3　基	八木型5素子　受信用
		空中線	4　基	八木型3素子　送受信用
		空中線	2　基	八木型5素子　送受信用
		トランペットスピーカ	42　台	レフレックス型　30W(耐風速60m)　標準色
		トランペットスピーカ	56　台	ストレート型　30W(耐風速60m)　標準色
		出力増幅部	9　台	120W（子局用別筐体）
		外部接続箱	17　台	C型（連絡通話装置なし）、SUS筐体、自復型漏電遮断器付
		外部接続箱	6　台	D型（連絡通話装置付）、SUS筐体、自復型漏電遮断器付
		空中線柱	－　本	既設鋼管柱流用（11本）＋（支所空中線柱）
		空中線柱	11　本	L560・S18　（材料）
	屋内型	戸別受信機	2,072台	B型録音機能付、乾電池付
		空中線	236基	ダイポール型（戸別用）

〔固定系子局設備〕（岬地域）

区分		機　器　名	数　量	規　格　等
子局設備機器 （岬地域）	屋外型	屋外受信拡声装置 （アンサーバックなし）	36　台	受信部、被選択呼出部(デジタル方式)、出力増幅部、電源部、ステンレス筐体
		屋外受信拡声装置 （アンサーバック付）	6　台	受信部、被選択呼出部(デジタル方式)、送信部(2W以下)、被監視制御部、出力増幅部、電源部、ステンレス筐体
		空中線	35　基	八木型3素子　受信用
		空中線	1　基	八木型5素子　受信用
		空中線	6　基	八木型3素子　送受信用
		空中線	－　基	八木型5素子　送受信用
		トランペットスピーカ	30　台	レフレックス型　30W(耐風速60m)　標準色
		トランペットスピーカ	132　台	ストレート型　30W(耐風速60m)　標準色
		出力増幅部	8　台	120W（子局用別筐体）
		外部接続箱	36　台	C型（連絡通話装置なし）、SUS筐体、自復型漏電遮断器付
		外部接続箱	6　台	D型（連絡通話装置付）、SUS筐体、自復型漏電遮断器付
		空中線柱		既設柱流用（壁面取付鋼管柱6局）
		空中線柱	32　本	L560・S18　（材料）
		空中線柱	2　本	S-18BX特　（材料）
	屋内型	戸別受信機	4,729 台	B型録音機能付、乾電池付
		空中線	1,419 基	ダイポール型（戸別用）

〔移動系統制局設備〕

区分	機　器　名	数　量	規　　格　　等
統制局設備 （市役所大原庁舎）	統制台	１式	
	統制局制御装置	１式	
	被遠隔制御部	１台	
	遠方監視制御部	１台	中継局用、監視及び制御項目は１中継局当たり 監視項目：８項目以上 制御項目：８項目以上 最大４局用
	ＰＢＸ接続部	１台	最大１１回線
	18GHz帯FWA無線装置 （大原ｸﾘｰﾝｾﾝﾀｰ向け）	一式	エントランス回線用（大原ｸﾘｰﾝｾﾝﾀｰ向け） 多重化装置、監視制御部含む 空中線、架台付き （同報系設備と共用）
	直流電源装置		（同報系設備と共用）
	録音再生装置	１台	
	運用管理装置	１台	
	自動通信記録装置	１台	
	耐雷トランス	１台	（同報系設備と共用）

〔移動系移動局設備〕

区分	機　器　名	数　量	規　　格　　等
移動局設備	移動局無線装置（Ｉ型） （内訳）		半固定型
	無線送受信装置	２台	5W以下　電源装置付
	空中線	２基	無指向性　広帯域型　4.15dB
	非常用蓄電池	２台	DC12V
	同軸避雷器	２個	
	移動局無線装置（Ｉ型） （内訳）		半固定型（可搬型局）
	無線送受信装置	２５台	2W以上　電源装置付
	空中線	６基	無指向性　広帯域型　2.15dB
	空中線	１８基	無指向性　広帯域型　4.15dB
	空中線	１基	八木型　3素子
	非常用蓄電池	２５台	DC12V
	同軸避雷器	２５個	
	移動局無線装置（Ⅱ型-2）		車載型
	（内訳）		
	無線送受信装置	２４台	5W以下
	ハンドセット	２４台	付属品
	車載取付金具	２４台	付属品
	空中線	２４式	ﾎｲｯﾌﾟ型　ﾏｸﾞﾈｯﾄ式　2.15dB
	移動局無線装置（Ⅲ型）		携帯型
	（内訳）		
	無線送受信装置	４０台	2W以上　電池ﾊﾟｯｸ内蔵　ﾃﾝｷｰ含む
	空中線	４０台	付属品
	充電器	４０台	付属品

〔移動系中継局設備〕

区分	機　器　名	数　量	規　　格　　等
中継端末局設備 （山田浄水場）	中継端末局無線装置 （内訳） 無線送受信装置 空中線フィルター 非常用蓄電池 空中線 同軸避雷器	 ２台 ２台 ２台 ２基 ２個	半固定型（可搬型局） 2W以上　電源装置付 DC12V 八木型　3素子
中継局設備 （大原クリーンセンター）	基地局無線送受信装置 基地局制御部付	１式	ﾗｯｸ型　2ｷｬﾘｱ実装（1ｷｬﾘｱ現用/予備）ﾀﾞｲﾊﾞｰｼﾁｰ受信用
	被遠方監視制御部	１台	
	送受信共用空中線	２基	無指向性型　広帯域高利得型6.15dB
	空中線共用装置（Ⅰ型）	１台	Ⅰ型：2ｷｬﾘｱ共用（1ｷｬﾘｱ現用/予備）
	ローノイズアンプ	１台	
	耐雷トランス		（同報系設備と共用）
	発動発電機		（同報系設備と共用）
	直流電源装置（Ⅱ型）		（同報系設備と共用）
	分　電　盤		（同報系設備と共用）
	中継局舎		（同報系設備と共用）
	空中線柱		（同報系設備と共用）
	同軸避雷器	２個	260MHz
	18GHz帯FWA無線装置	一式	いすみ市役所向け（同報系設備と共用）
	多重無線装置 （7.5GHz又は12GHz）	一式	夷隅文化会館向　ｴﾝﾄﾗﾝｽ回線用　多重化装置 遠隔制御部　ﾊﾟﾗﾎﾞﾗ空中線　架台含む
中継局設備 （夷隅文化会館）	基地局無線送受信装置 基地局制御部付	１式	ﾗｯｸ型　2ｷｬﾘｱ実装（1ｷｬﾘｱ現用/予備）ﾀﾞｲﾊﾞｰｼﾁｰ受信用
	被遠方監視制御部	１台	
	送受信共用空中線	２基	無指向性型　広帯域高利得型6.15dB
	空中線共用装置（Ⅰ型）	１台	Ⅰ型：2ｷｬﾘｱ共用（1ｷｬﾘｱ現用/予備）
	ローノイズアンプ	１台	
	耐雷トランス	１台	屋内据置型　5KVA
	発動発電機	１台	5KVA 自動起動　72H補償
	直流電源装置（Ⅱ型）	１台	AC100V/DC48V 50h 50Ah以上30分補償
	分　電　盤	１台	誘導防止用ARB内蔵
	中継局舎	１棟	2000×2900（ｱﾙﾐ標準局舎）
	空中線柱	１基	50M自立式ｱﾝｸﾞﾙ鉄塔
	同軸避雷器	２個	260MHz
	多重無線装置 （7.5GHz又は12GHz）	一式	夷隅文化会館向　ｴﾝﾄﾗﾝｽ回線用　多重化装置 遠隔制御部　ﾊﾟﾗﾎﾞﾗ空中線　架台含む

［資料 10-2］県防災行政無線通信施設

無線局

局名	設置場所	無線局の種別等	
		種別	識別番号
いすみ市局	いすみ市役所 大原庁舎	地球局	LASCOM V318

防災無線電話・FAX

設置場所	呼出番号	所在地
市役所大原庁舎（危機管理課） （危機管理課） （宿直室）	電話　234-721、723 FAX　234-722 電話　234-729	いすみ市大原7400-1

防災無線電話・FAX

設置場所	呼出番号	所在地
県庁 消防課（企画指導班）	電話　500-7251 500-8-3663 FAX　500-7207	千葉市中央区市場町1-1
県庁 危機管理課（災害対策室）	電話　500-7313~20 FAX　500-7298他	
夷隅土木事務所（総務課） （建設課）	電話　520-721 電話　520-723 FAX　520-722	いすみ市大原8513-1
夷隅農業事務所（総務課）	電話　520-731 FAX　520-732	いすみ市大原8513-1
夷隅地域振興事務所（地域振興課）	電話　508-721、723 FAX　508-722	夷隅郡大多喜町猿稲14
夷隅健康福祉センター（総務企画課）	電話　530-721、723 FAX　530-722	勝浦市出水1224

［資料 10-3］放送要請協定機関及び窓口

機関名 窓口	県防災行政無線		一般加入電話
	電話	FAX	電話
日本放送協会 千葉放送局（放送）	500-7393	500-7394	043-203-0597
千葉テレビ放送㈱ 報道局報道部	500-9701	500-9702	043-231-3100
㈱ベイエフエム 総務部	500-9711	500-9712	043-351-7878
㈱ニッポン放送 編成局報道部	―	―	03-3287-1111

［資料 10-4］千葉県報道要請協定機関

報道機関名	所在地	電話
千葉日報社	千葉市中央区中央 4-14-10	043-222-9211
朝日新聞社	千葉市中央区中央 3-10-4	043-223-1911
毎日新聞社	千葉市中央区千葉港 7-3	043-247-0505
読売新聞社	千葉市中央区中央 4-15-3	043-225-2001
産経新聞社	千葉市中央区中央 4-17-3	043-225-2171
東京新聞社	千葉市中央区中央 3-4-8	043-224-8155
日本経済新聞社	千葉市中央区中央 4-14-9	043-227-4346
日刊工業新聞社	千葉市中央区新町 19-13	043-245-2711
日本工業新聞社	千葉市中央区中央 4-17-3	043-227-0651
時事通信社	千葉市中央区中央 4-15-1	043-224-2011
共同通信社	千葉市中央区中央 4-14-9	043-227-4466
日本テレビ放送網㈱	東京都港区東新橋 1-6-1	03-6215-4444
㈱東京放送	東京都港区赤坂 5-3-6	03-3746-1111
㈱フジテレビジョン	東京都港区台場 2-4-8	03-5500-8888
全国朝日放送㈱	東京都港区六本木 6-9-1	03-6406-1111

［資料 10-5］非常通信の利用

関係機関との通信が途絶した場合は、下記機関に赴き非常通信を利用する。

機関名	所在地	電話
いすみ警察署	いすみ市大原 8312-4	0470-62-0110
大原消防署	いすみ市大原 6779-1	0470-80-0137
夷隅土木事務所	いすみ市大原 8513-1	0470-62-3311
夷隅地域振興事務所	夷隅郡大多喜町猿稲 14	0470-82-2211

［資料 10-6］緊急警報放送の要請（様式）

年　　月　　日

千葉県知事　　様

いすみ市長　　㊞

緊急警報放送の放送要請について

災害対策基本法第 57 条の規定により、次のとおり放送を要請します。

1　放送を求める理由

（1）　避難指示等のため

（2）　各種予警報等の通知のため

（3）　その他

2　放送内容

3　希望する放送日時

（1）　即　時

（2）　　日　　時　　分

4　災害等の状況（災害の態様、日時、場所等）

5　その他

[資料 11-1]自衛隊の災害派遣要請（様式）

第　　号

年　　月　　日

千葉県知事　　様

いすみ市長　　㊞

自衛隊の災害派遣要請について（依頼）

このことについて、自衛隊法第 83 条第 1 項の規定による自衛隊の派遣要請を、下記のとおり依頼します。

記

1　災害の状況及び派遣要請を依頼する事由

（1）　災害の状況

（2）　派遣要請を依頼する事由

2　派遣を希望する期間

年　　月　　日（　　時　　分）から災害応急対策の実施が終了するまでの間

3　派遣を希望する区域及び活動内容

（1）　活動希望区域

（2）　活動内容

4　その他参考となるべき事項

[資料 11-2]自衛隊の災害派遣部隊の撤収要請（様式）

第　　号

年　　月　　日

千葉県知事　　様

いすみ市長　　㊞

自衛隊の災害派遣部隊の撤収要請について（依頼）

年　　月　　日付け　　号で依頼したこのことについては、下記のとおり派遣部隊の撤収要請を依頼します。

記

1　撤収を希望する日時　　年　　月　　日　　時　　分

2　撤収要請を依頼する事由

3　その他必要事項

［資料 11-3］要請文書のあて先

区分	あて先	所在
陸上自衛隊に対するもの	第１空挺団長	〒274-8577 船橋市薬円台 3-20-1
	高射学校長	〒264-8501 千葉市若葉区若松町 902
	第１ヘリコプター団長	〒292-8510 木更津市吾妻地先
	需品学校長	〒270-2288 松戸市五香六実 17
海上自衛隊に対するもの	横須賀地方総監	〒238-0046 横須賀市西逸見町 1
	下総教育航空群司令	〒277-8661 柏市藤ヶ谷 1614-1
	第２１航空群司令	〒294-8501 館山市宮城無番地
航空自衛隊に対するもの	第１補給処長	〒292-0061 木更津市岩根 1-4-1

［資料 11-4］自衛隊派遣要請の連絡先（緊急の場合）

部隊名（駐屯地等名）			連絡責任者 時間内（08:00～17:00）	連絡責任者 時間外	電話番号（　）は時間外	県防災行政無線
県内	陸上自衛隊	第１空挺団（習志野）	第３科 防衛班長	駐屯地 当直司令	習志野 047-466-2141 内線 216,236 (302)	632-721 当) 632-725
		高射学校（下志津）	企画室 防衛幹部	駐屯地 当直司令	千葉 043-422-0221 内線 300, (301)	631-723 当) 631-724
		第１ヘリコプター団（木更津）	第３科 運用班長	駐屯地 当直司令	木更津 0438-23-3411 内線 215 (301)	633
		需品学校（松戸）	企画室 副室長	駐屯地 当直司令	松戸 047-387-2171 内線 202,203 (302)	636-721 当) 636-723
	海上自衛隊	教育航空集団（下総）	司令部 運用幕僚	団 当直幕僚	沼南 04-7191-2321 内線 2420 (2424)	635-723
		下総教育航空群（下総）	司令部 運用甲幕僚	群 当直士官	沼南 04-7191-2321 内線 2213 (2220)	635-721
		第 21 航空群（館山）	司令部 運用乙幕僚	群 当直士官	館山 0470-22-3191 内線 213,413 (222)	634
	航空自衛隊	第１補給処（木更津）	企画課 運用班長	基地 当直幹部	木更津 0438-41-1111 内線 303 (225)	638-721 当) 638-724
県外	陸上自衛隊	第１師団司令部（練馬）	第３部 防衛班長	司令部 当直長	東京 03-3933-1161 内線 238,239 (207)	
		東部方面航空隊（立川）	第３科長	駐屯地 当直司令	立川 0425-24-9321 内線 234 (302)	
	海上自衛隊	横須賀地方総監部（横須賀）	防衛部 第３幕僚 防災担当	作戦室 当直幕僚	横須賀 046-822-3500 内線 2543 (2222)	637-721 637-723

（注）緊急の人命救助を必要とする場合に、救難用航空機として中型ヘリコプター各１機が待機する。
1）陸上自衛隊　東部方面航空隊（東京都立川駐屯地）
2）海上自衛隊　第 21 航空群（千葉県館山市）

[資料 11-5]ヘリコプター発着場の必要地積

機種	必要地積（1機あたり）
OH-6J	約 30m×30m
UH-1H	約 50m×50m
CH-47	約 100m×100m

(注)　四方向に障害物のない広場のとき

[資料 11-6]ヘリコプター臨時離発着所適地

離発着場名称	地番等	座標	広さ		最寄消防	避難所との競合
			巾×長さ（m）	区分		
大原中学校	いすみ市大原7400-12	N：35.253386 E：140.383751	90×190	中	1001m	指定緊急避難場所と共用、指定避難所と隣接若しくは同一敷地内
岬中学校	いすみ市岬町椎木1370	N：35.318676 E：140.375265	90×120	中	2270m	指定避難所と隣接若しくは同一敷地内
国吉中学校	いすみ市国府台1552	N：35.284828 E：140.311425	60×100	中	1300m	指定避難所と隣接若しくは同一敷地内
長者小学校	いすみ市岬町長者	N：35.294460 E：140.391859	60×90	中	1400m	指定緊急避難場所と共用、指定避難所と隣接若しくは同一敷地内
岬総合運動場	いすみ市岬町長者22	N：35.298791 E：140.384202	114×116	大	300m	指定緊急避難場所と共用、指定避難所と隣接若しくは同一敷地内
いすみ文化とスポーツの森（スポーツ広場）	いすみ市深谷1968-1	N：35.286033 E：140.300753	70×120	中	1500m	指定避難所と隣接若しくは同一敷地内
いすみ文化とスポーツの森（野球場）	いすみ市深谷1968-1	N：35.286033 E：140.300753	80×120	中	1500m	指定避難所と隣接若しくは同一敷地内
いすみ市運動公園（公園）	いすみ市釈迦谷1077	N：35.236480 E：140.362229	90×120	中	2350m	指定緊急避難場所等との競合はない
いすみ市運動公園（野球場）	いすみ市釈迦谷1077	N：35.236480 E：140.362229	50×80	中	2350m	指定緊急避難場所等との競合はない

[資料 11-7]自衛隊備蓄駐屯部隊一覧表

駐屯部隊名	所在地	鉄道			
		線　名	駅　名	駅～部隊	電話番号
習志野	船橋市薬円台 3-20-1	総　武	津田沼	5.2km	047-466-2141
下志津	千葉市若葉区若松町 902	〃	四街道	2.2	043-422-0221
第一補給処	木更津市岩根 1-4-1	内　房	木更津	0.5	0438-41-1111
木更津	木更津市吾妻地先	〃	〃	3.0	0438-23-3411
第 21 航空群	館山市宮城無番地	〃	館　山	4.0	0470-22-3191
第 44 警戒群	南房総市丸山町平塚乙 2-564	外　房	鴨　川	16.0	0470-46-3001
松戸	松戸市五香六実 17	常　磐	松　戸	9.0	047-387-2171
下総教育航空群	柏市藤ヶ谷 1614-1	〃	〃	16.0	04-7191-2321

[資料 11-8]緊急輸送道路

緊急輸送道路網図

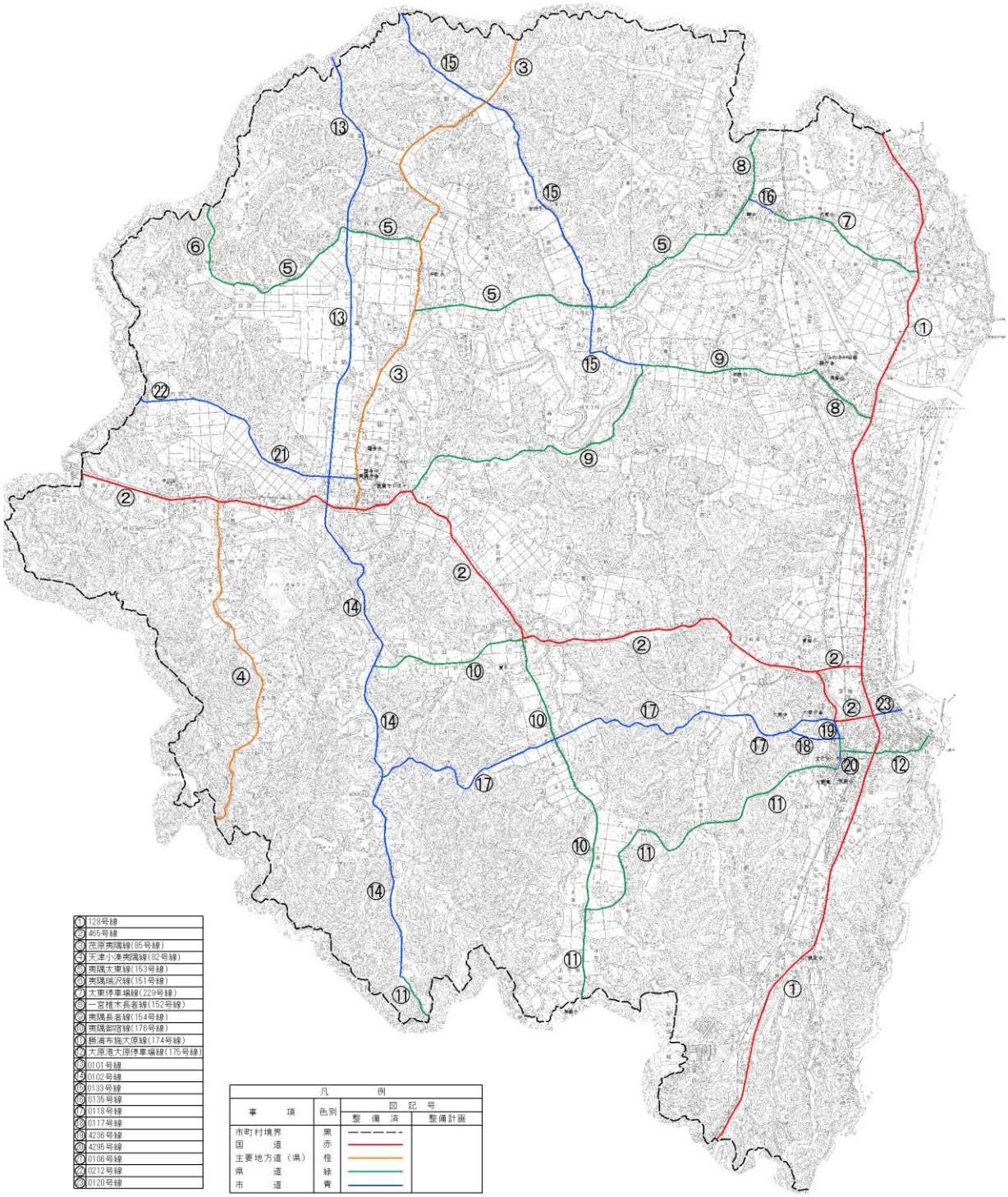

［資料11-9］緊急通行車両等の確認及び事前届出事務手続き等

緊急通行車両等の確認及び事前届出事務手続き等

1　緊急通行車両等の確認及び事前届出事務手続き等に関する要綱（抜粋）の要旨

災害対策基本法第７６条第１項（昭和３６年法律第２２３号。以下「災対法」という。）の規定により、災害が発生し、若しくはまさに発生しようとしている場合又は大規模地震対策特別措置法第９条（昭和５３年法律第７３号。以下「地震法」という。）の規定により東海地震に係る警戒宣言が発令された場合（以下「災害発生時等」という。）において、公安委員会は、災対法第７６条第１項の規定により、災害応急対策が的確かつ円滑に行なわれるように、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限することができるとされ、また、地震法第２４条の規定により避難路又は緊急輸送路を確保するため、歩行者又は車両の通行を禁止し、又は制限することができることとされている。

この場合、災対法第７６条第１項に規定する緊急通行車両（道路交通法第３９条第１項の緊急自動車を除く。）及び地震法第２４条に規定する緊急通行車両（以下「緊急通行車両等」という。）については、災害対策基本法施行令（昭和３７年政令第２８８号。以下「災対法施行令」という。）第３３条第１項又は大規模地震対策特別措置法施行令（昭和５３年第３８５号。以下「地震法施行令」という。）第１２条第１項の規定により、知事又は公安委員会の確認によって標章及び証明書の交付を受け、通行が認められることになる。

しかしながら、阪神・淡路大震災等の経験に鑑みると、災害時には確認のための膨大な事務手続き等に対する処理能力が充分に確保されない状態が予想され、災害応急対策活動又は地震防災応急対策活動（以下「災害時応急対策等」という。）を迅速かつ円滑に行なうためには、緊急通行の交通需要を事前に把握し、かつ、そのための事務の迅速化を図ることが必要であることから本要綱を制定し、災害応急対策の適正を図ることとした。

2　緊急通行車両等の事前届出、確認手続き等

①　緊急通行車両等の事前届出

事前届出は、緊急通行車両等の概数をあらかじめ把握するとともに、災害発生時等における緊急通行車両等の確認事務の省力化及び効率化を図るため、申請者の申請に基づき、緊急通行車両等として使用されるものに該当するかどうかの審査を事前に行なうものとする。

（1）事前届出の対象車両

災害発生時等に、災害応急対策に従事し、又は災害応急対策等に必要な物資の緊急輸送その他の災害応急対策を実施するため運転する計画がある車両で次のいずれにも該当する車両であること。

ア　指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関その他の法令の規定により災害応急対策等の実施の責任を有する者（以下「指定行政機関等」という。）が保有し、若しくは契約により、常時指定行政機関の活動のために使用される車両又は災害発生時に他の関係機関・団体等から調達する車両であること。

イ　申請に係る車両を使用して行なう事務又は業務の内容が、次に掲げる災害応急対策等又は災害応急対策等に必要な物資の緊急輸送その他の災害応急対策に係る措置であること。

（ア）災対法に基づく災害応急対策

a　警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関する事項

b　消防、水防その他の応急措置に関する事項

c　被災者の救難、救助その他保護に関する事項

d　災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事項

e　施設及び設備の応急の復旧に関する事項

f　清掃、防疫その他の保健衛生に関する事項

g　犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関する事項

h　緊急輸送の確保に関する事項

i　その他災害の発生の防禦又は拡大の防止のための措置に関する事項

（イ）地震法に基づく地震防災応急対策

a　地震予知情報の伝達及び避難の勧告又は指示に関する事項

b　消防、水防その他の応急措置に関する事項

c　応急の救護を要すると認められる者の救護その他保護に関する事項

d　施設及び設備の整備及び点検に関する事項

e　犯罪の予防、交通の規制その他当該大規模な地震により地震災害を受けるおそれのある地域における社会秩序の維持に関する事項

f　緊急輸送の確保に関する事項

g　地震災害が発生した場合における食糧、医薬品その他の物資の確保、清掃、防疫その他の保健衛生に関する措置その他応急措置を実施するため必要な体制の整備に関する事項

h　その他の地震災害の発生の防止又は軽減を図るための措置に関する事項

（2）緊急通行車両等の事前届出に関する手続

ア　事前届出の申請

（ア）申請者

事前届出の申請者は、緊急通行（輸送）業務の実施について責任を有する者とする。

（イ）申請先

当該車両の使用の本拠地を管轄する警察署長又は交通規制課長（以下「取扱警察署長等」という。）を経由し、公安委員会に申請するものとする。

（ウ）申請書類

緊急通行車両等事前届出書（別記第１号様式）２通に、当該車両を使用して行なう業務の内容を証する協定書等の書類（協定書等がない場合は、指定行政機関等の上申書等）を添えて行なうものとする。

イ　審査

交通規制課長は申請に係る車両が緊急通行車両等に該当するか否かの審査を行なうものとし、前記（1）のア及びイについて審査するものとする。

ウ　届出済証の交付

審査の結果、緊急通行車両等に該当すると認められたものについては、緊急通行車両等事前届出済証（別記第１号様式）（以下「届出済証」という。）を申請者に交付するものとする。

エ　届出済証の再交付

届出済証の交付を受けた者から事前届出の内容に変更が生じ又は届出済証を亡失し、滅失し、汚損し若しくは破損した旨の申出があり、届出済証の再交付が必要と認められた場合は、再交付する届出済証の右上部に再と朱書し、再交付するものとする。

オ　届出済証の返還

届出済証の交付を受けた車両が緊急通行車両等に該当しなくなったとき、当該車両が廃車となったとき、その他緊急通行車両等としての必要性がなくなったときは、速やかに届出済証の返還をさせるものとする。

②　発災時の緊急通行車両の確認

災対法に規定する緊急通行車両（道路交通法（昭和３５年法律第１０５号）第３９条第１項の緊急自動車を除く。）の確認は、次表１・２のものが行ない、その確認方法については、次のとおり行なうものとする。

（1）届出済証の交付を受けている車両の確認

ア　確認

届出済証を受領し、届出済証に記載されている自動車登録番号と現に災害応急対策に使用される自動車の番号標に表示されている自動車登録番号とを確認するものとする。

イ　確認時の留意事項

（ア）届出済証の交付を受けていない緊急通行車両の確認申請に優先して確認を行ない、確認のための必要な審査は、省略するものとする。

（イ）他の公安委員会が発行した届出済証による確認申請についても、本県公安委員会が交付した届出済証と同様に取り扱うものとする。

（2）届出済証の交付を受けていない緊急通行車両の確認

ア　申請者

申請する車両の使用者とする。

イ　対象車両

原則として前記第２の１の（1）のア及びイの（ア）の対象車両と同様とする。

ウ　申請書類

（ア）緊急通行車両等確認申請書（別記第３号様式）（以下「確認申請書」という。）

（イ）災害応急対策に係る事務又は業務である旨を証する書類（協定書等）

エ　確認

前記第２の１の（1）のイの（ア）に掲げる要件について審査するものとする。

（3）標章及び確認証明書の交付

緊急通行車両であることの確認を行なった場合は、災対法施行令第３３条第２項並びに災害対策基本法施行規則（昭和３７年総理府令第５２号）第６条第１項及び第２項に規定する標章（別記第４号様式）及び緊急通行車両確認証明書（別記第５号様式）に自動車登録番号有効期限及び通行日時、通行経路等を記載し、交付するものとする。

表１　届出済証の交付を受けている車両の確認

確認者	確認事務処理者	確認場所
公安委員会	交通規制課長 高速道路交通警察隊長 警察署長	交通検問所 警察署 高速道路交通警察隊本部 県警本部

表２　届出済証の交付を受けていない車両の確認

確認者	確認事務処理者	確認場所
公安委員会	交通規制課長 高速道路交通警察隊長 警察署長	交通検問所 警察署 高速道路交通警察隊本部 県警本部
知事	総務部消防地震防災課長 各支庁の総務課長	本庁 支庁（千葉支庁以下１０支庁）

③　警戒宣言発令時の緊急通行車両の確認事務等

（１）届出済証の交付を受けている車両の確認は、前記２の（１）と同等に行なうものとする。

（２）届出済証の交付を受けていない車両の確認は、前記２の（２）のアからウまでと同様に行ない、前記第２の１の（１）のイの（イ）に掲げる要件について審査を行なうものとする。

（３）地震法に基づく緊急通行車両であることの確認を行なった場合は、地震法施行令第１２条第２項及び大規模地震対策特別措置法施行規則（昭和５４年総理府令第３８号）第６条に規定する緊急輸送車両確認証明書（別記第６号様式）及び標章の交付の措置をとるものとする。

（４）警戒宣言に係る地震が発生した場合は、前記（３）の緊急通行車両確認証明書の交付を受けている車両は、前記２の（３）の緊急通行車両確認証明書の交付を受けている緊急通行車両とみなす。

④　自衛隊用車両の事前届出の特例

災害応急対策に使用する自衛隊用車両については、次のとおり取り扱うものとする。

（1）事前届出の申請

事前届出の申請については、自衛隊の部隊等の長が、交通規制課を経由して公安委員会に申請するものとする。

（2）審査及び標章等の交付

申請車両が、自衛隊の行なう災害応急対策に使用されるものであると認められる場合は、あらかじめ標章及び緊急通行車両確認証明書を部隊等の長に対して交付しておくものとする。

（3）災害発災時の確認

災害発災時において、部隊等の長は、前記（2）の表彰を受けた車両のうち当該災害応急対策に使用する車両の自動車登録番号を、交通規制課長を経由し公安委員会に通知するものとし、その際公安委員会の指示を受け標章及び緊急通行車両確認証明書の記載事項欄に有効期限、通行日時、通行経路等必要な事項を書き込むものとする。

（4）標章等の返納

部隊等の長は、災害対策終了後、標章及び緊急通行車両確認証明書を速やかに公安委員会に対し返納するものとする。

別　　紙　　（　　）
第１号様式　　受理番号□□□－□□□□□□号

地震防災
災　害　応急対策用

緊　急　通　行　車　両　等　事　前　届　出　書

年　　月　　日

千葉県公安委員会　殿

申請者住所

□－□□－□　　氏名　　印

自動車登録番号	□　□□□　□□　□□□□
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては輸送人員又は品名を記　載　）	1　警報（地震予知情報）の発令、伝達、避難の勧告、指示　□ 2　消防、水防その他の応急措置 3　救難（救護）、救助その他保護 4　児童・生徒の応急の教育（教材運搬等） 5　施設、設備の応急復旧（整備・点検） 6　清掃、防疫その他保健衛生等の措置 7　犯罪の予防、交通規制、社会秩序の維持 8　緊急輸送確保のための措置 9　その他災害発生の防禦、拡大防止等（具体的に備考欄へ記載） 0　緊急輸送（　　人） ※　品名等　1．飲料水・食糧　2．建築資材等　3．衣料・寝具 4．日用雑貨品　5．医薬品　6．その他　□ 7．人員輸送
使用者　住　所	□□
使用者　氏　名	（　）　局　番
出発地	
備　考	その他（　　）

地震防災
災　害　応急対策用　　第　　号

緊　急　通　行　車　両　等　事　前　届　出　済　証

左記のとおり事前届出を受けたことを証する。

年　　月　　日

千葉県公安委員会

備　考	

（注）　1　警戒宣言発令時又は災害発生時には、この届出済証を最寄りの県警本部、警察署、高速道路交通警察隊本部、交通検問所等に提出して所要の手続きを受けてください
2　届け出内容に変更が生じ、又はこの届出済証を紛失し汚損、若しくは破損した場合には、千葉県公安委員会（警察署又は警察本部交通規制課経由）に届け出てください
3　次に該当するときには、この届出済証を返還してください
(1)　緊急通行車両等に該当しなくなったとき
(2)　緊急通行車両が廃車になったとき
(3)　その他緊急通行車両等としての必要性がなくなったとき

注：1　車両の用途欄は、主な用途の番号を１つだけ○で囲んでください。
2　緊急輸送の場合は、輸送人員を（　）に記入し、主な品名の番号を１つだけ○で囲んでください。

第３号様式

（　　警察署）第　　号

地震防災
災　害　応急対策用

緊　急　通　行　車　両　等　確　認　申　請　書

年　　月　　日

千　葉　県　知　事
千葉県公安委員会　殿

申請者住所
氏名　　印

自動車登録番号		
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては輸送人員又は品名を記載）		1　警報（地震予知情報）の発令、伝達、避難の勧告、指示 2　消防、水防その他の応急措置 3　救難（救護）、救助その他保護 4　児童・生徒の応急の教育（教材運搬等） 5　施設、設備の応急復旧（整備・点検） 6　清掃、防疫その他保健衛生等の措置 7　犯罪の予防、交通規制、社会秩序の維持 8　緊急輸送確保のための措置 9　その他災害発生の防禦、拡大防止等（具体的に備考欄へ記載） 10　緊急輸送（　　人） ※　品名等　1．飲料水・食糧　2．建築資材等　3．衣料・寝具 4．日用雑貨品　5．医薬品　6．その他（　）
使　用　者	住　所	
	氏　名	（　）　局　番
通　行　日　時		月　日　：　から　月　日　：　の間
通　行　経　路	出　発　地	目　的　地
備　考		

注：１　車両の用途欄は、主な用途の番号を１つだけ○で囲んでください。
　　２　緊急輸送の場合は、輸送人員を（　）に記入し、主な品名の番号を１つだけ○で囲んでください。

第４号様式

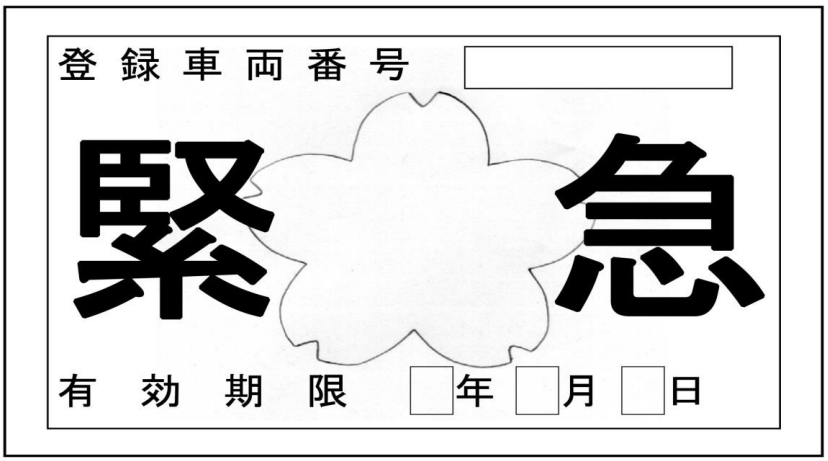

備　考　　１　色彩は、記号を黄色、「緊急」の文字及び外枠を赤色、「登録（車両）番号」、「有効期限」、「年」、「月」、「日」を表示する部分を黒色、地を銀色とする。
２　記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
３　図示の長さの単位は、センチメートルとする。

［資料 11-10］交通規制箇所一覧

路線名	雨量規制基準値
勝浦布施大原線（山田地区）	時間雨量 30㎜ 異常、連続雨量 150㎜ 以上
天津小湊夷隅線（勝浦市）	

［資料 12-1］備蓄倉庫一覧

［集中備蓄倉庫］

地 域 名	備 蓄 倉 庫 名	所 在 地
夷隅地域	夷隅地域備蓄倉庫	いすみ市深谷1968-1
岬地域	岬地域備蓄倉庫	いすみ市岬町椎木1370
大原地域	大原地域備蓄倉庫	いすみ市大原8530-3

［分散型備蓄倉庫（避難所）一覧］

地域	名称	所在地	電話番号	施設
夷隅	夷隅文化会館	いすみ市深谷 1968-1	0470-86-5000	大ホール 和室
	夷隅小学校	いすみ市行川 506-5	0470-86-2052	体育館
	旧千町小学校	いすみ市松丸 3226	0470-62-3621	体育館
	国吉中学校	いすみ市国府台 1552	0470-86-2042	体育館
	夷隅地区多目的研修センター	いすみ市行川 721-1	0470-86-3963	体育棟 和室
	大原文化センター	いすみ市大原 7838	0470-63-1222	1 階和室 1 階大会議室
大原	東小学校	いすみ市山田 460	0470-66-1415	体育館
	大原小学校	いすみ市大原 8530-3	0470-62-1034	体育館
	大原中学校	いすみ市大原 7400-12	0470-62-4111	体育館
	農村環境改善センター	いすみ市大原 6763	0470-63-0321	1 階ホール 1 階和室 2 階研修室
	東海小学校	いすみ市若山 1042	0470-62-0269	体育館
	浪花小学校	いすみ市小沢 1157	0470-62-1507	体育館
大原	大原台コミュニティセンター	いすみ市大原台 324		大ホール等
	社会福祉法人 チルドレンス・パラダイス 児童養護施設 子山ホーム	いすみ市深堀 685	0470-62-2325	管理棟、集会室、 学習棟
	岬中学校	いすみ市岬町椎木 1370	0470-87-2511	体育館
岬	太東小学校	いすみ市岬町椎木 408	0470-87-2824	体育館
	古沢小学校	いすみ市岬町岩熊 563	0470-87-5232	体育館
	岬公民館	いすみ市岬町長者 22	0470-87-6111	大会議室 いこいの部屋
	大原高等学校　岬キャンパス	いすみ市岬町長者 366	0470-87-2411	体育館
	長者小学校	いすみ市岬町長者 330	0470-87-2323	体育館
	中根小学校	いすみ市岬町中滝 954	0470-87-5554	体育館

［資料 12-2］備蓄物資

［主要物資の備蓄目標量］

備蓄物資	目標量	内　　訳
非常食	45,000食	避難者数×3食×3日
※飲料水	45,000㍑	避難者数×3㍑×3日
毛布	10,000枚	避難者数×2枚
紙おむつ（乳幼児用）	2,900枚	避難対象者数×8枚/日×3日
紙おむつ（大人用）	2,200枚	避難対象者数×6枚/日×3日
生理用品	6,600枚	避難対象者数×8枚/日×3日
哺乳瓶	420個	5回/日×3日
トイレ（囲い）	72基	70人/基
簡易トイレ（便座）	300個	72基×3個＋集中管理
トイレ（詰換え）	43,000枚	避難対象者数×3枚/日×3日
トイレットペーパー	2,160ロール	72基×10ロール/日×3日
カーペット	5,000枚	避難者数×1枚
給水袋	1,900個	避難世帯数×1個
発電機	100台	避難所数×3台+集中管理
投光機	100台	避難所数×3台+集中管理
コードリール	100台	避難所数×4台+集中管理
救急箱（50人）	50個	避難所数×2個+集中管理
防水シート（ブルーシート）	400枚	避難所数×10枚+集中管理
燃料缶（18L）	70缶	避難所数×3個+集中管理
ロープ（50m）	50巻	避難所数×2個+集中管理
折畳式リヤカー	25台	避難所数×1個+集中管理
バール	50本	避難所数×2個+集中管理
つるはし	50本	避難所数×2台+集中管理
掛矢	30本	避難所数×1個+集中管理
シャベル	150本	避難所数×5個+集中管理
斧（手斧）	30本	避難所数×1個+集中管理
携帯ライト（ラジオ付自発電式）	150台	避難所数×5個+集中管理
簡易コンロ（乳児ミルク湯沸用）	50台	避難所数×2個+集中管理
避難所リーダーベスト	200着	避難所数×5着+集中管理
ストーブ	80台	避難所数×3個+集中管理

※想定避難者数：5,000人　想定避難世帯数：1,900世帯

※想定避難者数、想定避難世帯数について、以下により算出した。
市内建物棟数＝木造棟数+非木造棟数＝32,956＋4,496＝37,452 棟
全壊棟数の割合＝全壊棟数／市内建物棟数＝4,101／37,452≒0.1095
想定避難者数＝市内人口×全壊棟数の割合＝41,544×0.1095≒4,549 人≒<u>5,000 人</u>
市内平均世帯人数＝市内人口／市内世帯数＝41,544／16,776≒2.476
想定避難世帯数＝想定避難者数／市内平均世帯人数＝4,549／2.476≒1,837 世帯≒<u>1,900 世帯</u>

◎ 食料

（ア）五目御飯（アルファ化米）・缶入りパン《対象：3 歳から69 歳まで》

1 人当たり9食分として整備し、注水後の仕上がり量は、1 人1 食あたり200g　程度（おにぎり2個分）を基準とします。

（イ）おかゆ（アルファ化米）《対象：1 歳，2 歳及び70 歳以上》

1 人当たり 9 食分として整備し、注水後の仕上がり量は、1 人1 食あたり210g 程度を基準とします。

（ウ）粉ミルク《対象：0 歳》

1 人1 日当たり1,000㎖ として3 日分を目安として整備し、1 回あたりの調乳量を200㎖（粉換算：27g）として、1 日5 回（粉換算：135g）を基準とします。

◎　飲料水《対象：全市民》

飲料水は避難者を対象とし、3㍑3日分備蓄を基準とし備蓄目標とするが、水道の断水を想定し、全市民を対象に災害時の広域給水援助また、救援物資の支援体制を推進する。

【参考】

地域	施設名	貯水量
夷隅地域	大野配水池（1）	500 ㎥
	大野配水池（2）	1,500 ㎥
大原地域	山田第一配水池	1,284 ㎥
	小沢貯水池	1,792 ㎥
	小池貯水池	1,000 ㎥
	大原配水場	4,200 ㎥
岬地域	音羽浄水場第一配水池	1,500 ㎥
	音羽浄水場第二配水池	2,180 ㎥
合　　計		13,956 ㎥

※いすみ市水道事業において、大規模な地震により水道管が破損し漏水が確認された場合、遮断弁の作動により上記配水地の水量が確保され各地域に給水車による給水が可能。

[資料 12-3]米穀調達の要請等（様式）

様式第３号

災　害　救　助　用　米　穀　緊　急　引　渡　要　請　書

令和　　年　　月　　日

関東農政局千葉農政事務所長　殿

千葉県知事　　印

○○災害のため政府所有米穀の緊急引渡しを要請します。

１　緊急引渡しを必要とする事由

２　給食の対象者数及び期間、所要数

項目 ＼ 災害地域					
被災者	人員				
	給食期間				
	基準量				
	所要量（Ａ）				
災害救助者	人員				
	給食期間				
	基準量				
	所要量（Ｂ）				
所要量合計 (A)＋(B)					

３　引渡しを希望する場所

４　引取人氏名

注１　３の（２）のアの場合
「関東農政局千葉農政事務所長」を「関東農政局千葉農政事務所地域第○課長（又は地域第○課食糧対策班担当者及び△△分室食糧対策班担当者）」に、「千葉県知事」を「いすみ市長」と読み替える。
注２　３の（２）のイの場合
「関東農政局千葉農政事務所長」を「農林水産省指定倉庫の責任者」に「千葉県知事」を「いすみ市長」と読み替える。

様式第４号

災 害 救 助 用 米 穀 受 領 書

令和　　年　　月　　日

（倉庫業者名）

殿

取引人住所氏名　　印

令和　　年　　月　　日に所長（地域第一課長）からの指示　令和　　年　　月　　日付け
災害救助用米穀緊急引渡指示（書）に基づく下記物品を受領しました。

記

種　類	産年	類別	包装	量目	１等	２等	３等	計	倉　所	倉番	備　考
											ﾄﾗｯｸNo. 立会者
合　　計									（照合印）		

（注）３の（２）のイの場合は、災害救助用米穀緊急引渡指示書を災害救助用米穀緊急引渡要請書と読み替える。

［資料 13-1］消防本部組織図

消防本部組織図

令和３年４月１日現在

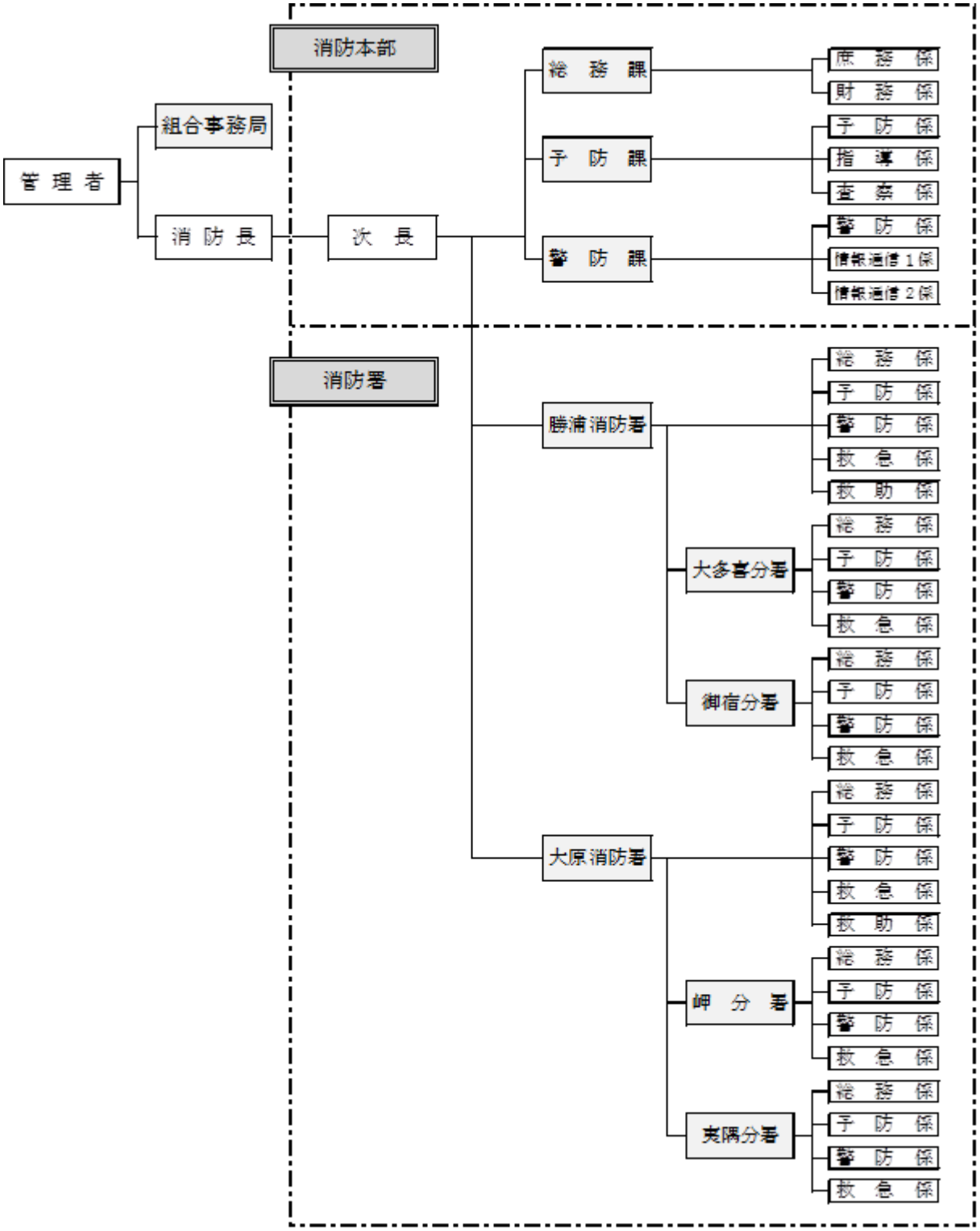

［資料 13-2］消防団組織図

分団及び部の名称、管轄区域

分団名	部名	管轄区域
団本部		いすみ市内全域
第1分団	第1部	千町地区一円
	第2部	
	第3部	
第2分団	第1部	国吉地区一円
	第2部	
	第3部	
	第4部	
第3分団	第1部	中川地区一円
	第2部	
	第3部	
第4分団	第1部	大原のうち大舟谷、矢指戸、造式、大井、貝須賀及び波花地区一円
	第2部	
第5分団	第1部	大原のうち、上寄瀬、北寄瀬、南町、仲町、北町
	第2部	
第6分団	第1部	大原のうち新田、小佐部、渋田、新場、田町、城山、根方、坂東
	第2部	
	第3部	
第7分団	第1部	東海地区一円
	第2部	
	第3部	
	第4部	
第8分団	第1部	東、布施地区一円
	第2部	
	第3部	
第9分団	第1部	太東地区一円
	第2部	
	第3部	
第10分団	第1部	古沢地区一円
	第2部	
	第3部	
	第4部	
第11分団	第1部	長者地区一円
	第2部	
	第3部	
第12分団	第1部	中根地区一円
	第2部	
	第3部	
ラッパ分団		いすみ市内全域
機能別分団	女性部	いすみ市内全域
	職域部	いすみ市内全域

いすみ市消防団組織図

平成28年4月1日現在

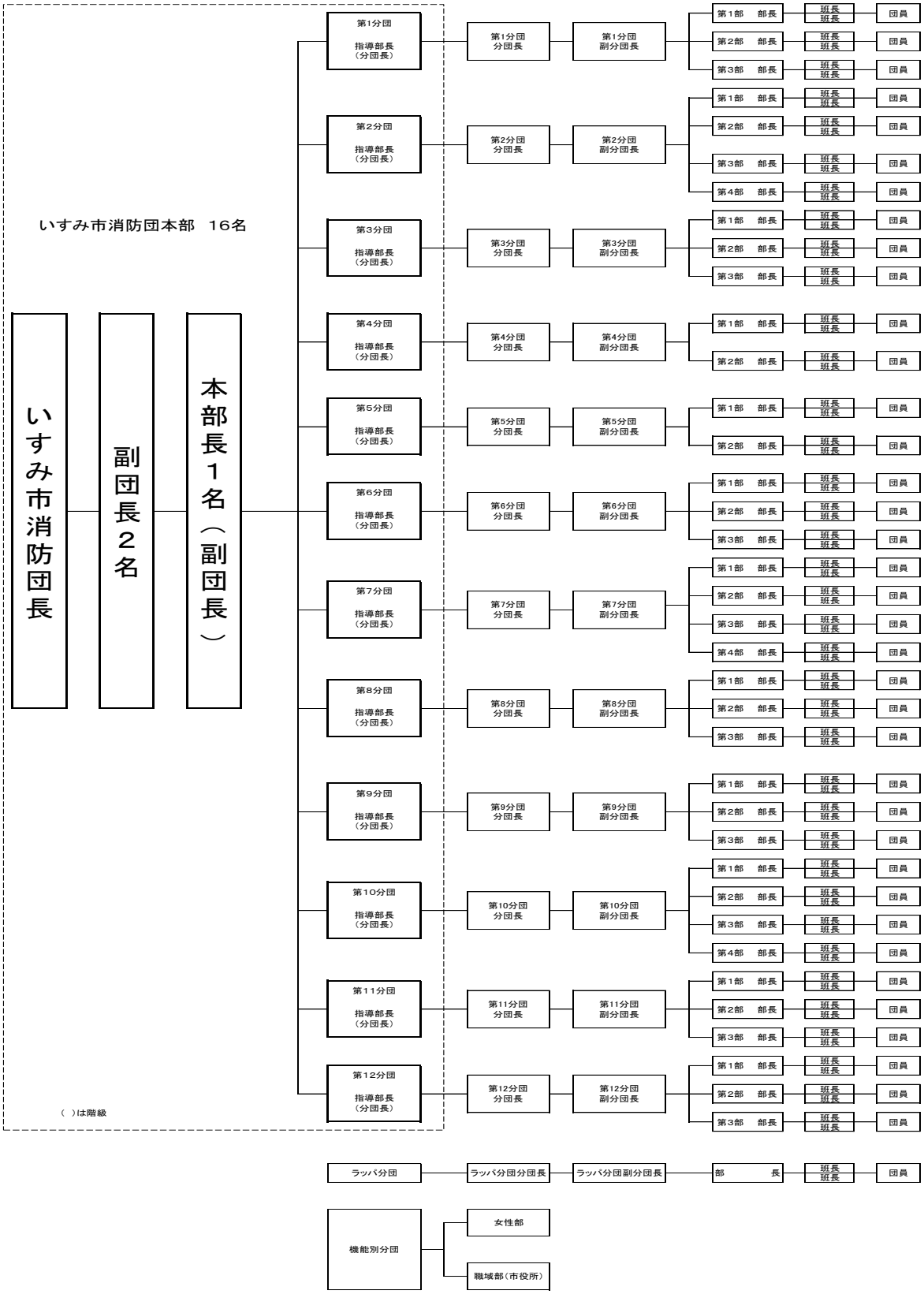

［資料 13-3］消防機械保有状況（消防用車両数）　（令和３年４月１日現在）

区　分	基準台数	現有台数	過不足数
消防ポンプ車	8	8	0
はしご自動車	1	0	△1
化学消防車	1	0	△1
救急自動車	6	6	0
救助工作車	2	1	△1
指揮車	1	1	0
特殊車両	8	8	0
合計	27	24	△3

［資料 13-4］消防水利の状況　（令和３年４月１日現在）

所属	種別	台数（台）
消防本部	警防車	1
	査察車	1
	火災調査車	1
	司令車	1
	連絡車	1
	共用車	2
勝浦消防署	広報車	1
	水槽付ポンプ車	1
	ポンプ車	1
	高規格救急車	1
	資機材搬送車	1
	救急車（非常用）	1
大多喜分署	水槽付ポンプ車	1
	高規格救急車	1
	連絡車	1
	ポンプ車（非常用）	1
御宿分署	水槽付ポンプ車	1
	高規格救急車	1
	連絡車	1
大原消防署	指揮車	1
	広報車	1
	水槽付ポンプ車	1
	ポンプ車	1
	救助工作車	1
	高規格救急車	1
	資機材搬送車	1
夷隅分署	水槽付ポンプ車	1
	高規格救急車	1
	連絡車	1
岬分署	水槽付ポンプ車	1
	高規格救急車	1
	連絡車	1

※　緊急車両　27 台
　　一般車両　 6 台

［資料 13-5］消防水利の状況

区　　分		公　設				私　設				合計
		夷隅	大原	岬	計	夷隅	大原	岬	計	
消火栓（管径 150㎜ 以上）		51	138	204	393	0	0	0	0	393
防火水槽	（100 ㎥以上）	5	4	1	10	1	0	0	1	11
	（60～100 ㎥）	7	18	94	119	1	0	0	1	120
	（40～60 ㎥）	179	132	68	379	5	0	5	10	389
	（20～40 ㎥）	5	12	11	28	0	0	0	0	28
井　戸		0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他		5	6	6	17	0	0	0	0	17

［資料 13-6］空中消火資機材

管理委託先	空中消火バケット保管場所	臨時離発着場	水　　利
自衛隊	第一ヘリコプター団内倉庫	木更津駐屯地飛行場	山倉ダム、郡ダム、戸面原ダム、小向ダム、金山ダム、佐久間ダム、長柄ダム、東金ダム、勝浦ダム、荒木根ダム
市原市	水上消防署予定地内倉庫	山倉ダム敷地内	山倉ダム
君津市	君津市消防本部	郡ダム敷地内	郡ダム
富津市	天羽地区防災備蓄倉庫	富津市高溝字左リ沢	戸面原ダム
鴨川市	鴨川消防署	鴨川市総合運動施設陸上競技場	小向ダム、金山ダム、佐久間ダム
長柄町	味庄分遣所	長柄町営球場	長柄ダム
東金市	中央消防署	東金ダム敷地内	東金ダム
大多喜町	大多喜町総合運動場倉庫	大多喜町総合運動場	勝浦ダム、荒木根ダム

[資料 13-7]指定水防管理団体整備基準

水防管理団体は概ね担当堤防延長２ｋｍについて１箇所の割合で、水防倉庫（木造 33.3 ㎡程度）及びその他資材備え付け場を設け（なるべく水防活動に便利な箇所を選ぶ）次の表に示す資器材を備蓄するよう努めるものとする。

品　　名	数　　量	品　　名	数　　量
土　の　う	3,000袋	の　こ　ぎ　り	４丁
な　　わ	550kg	か　　ま	10丁
シ　ー　ト	100枚	お　　の	５丁
杉丸太赤口３寸2.5間	10本	ペ　ン　チ	３丁
〃　　2.0間	30本	鉄　　線（＃８）	100kg
〃　　1.0間	200本	〃　　（＃10）	100kg
唐　　竹	15本	か　す　が　い	50本
蛇　　篭	20本	大　型　照　明　灯	３台
ス　コ　ッ　プ	30丁	予　備　土　砂	若干
掛　　矢	10丁		

引用：令和３年度千葉県水防計画（資料編　第４章「器具、資材及び施設の整備運用ならびに輸送」　第１節「指定水防管理団体整備基準」）

[資料 14-1]指定給水装置工事事業者一覧

いすみ市指定給水装置工事事業者一覧表

令和3年11月17日現在

指定番号	会　社　名	住　所	電話番号	ＦＡＸ番号	備考
1	有限会社 キミヅカ	いすみ市岬町椎木1762	0470-87-2761	0470-87-2198	
2	岩瀬設備工業	いすみ市小沢3038-2	0470-62-9026	0470-63-9595	
3	総合設備 株式会社	いすみ市大原7640	0470-62-3056	0470-62-3057	
4	泉田配管	いすみ市大原7938-6	0470-62-3671	0470-62-3671	
5	平川工業所	いすみ市大原9745	0470-62-0627	0470-63-9788	
6	有限会社 土屋管工事	いすみ市深堀902-2	0470-62-0258	0470-62-0508	
7	有限会社 三門電業社	いすみ市日在1874	0470-62-2901	0470-62-1777	
8	有限会社 渡辺設備	いすみ市大原10202-1	0470-62-2082	0470-62-1743	
9	有限会社 東海ガス商会	いすみ市深堀374-1	0470-62-0232	0470-62-3652	
10	山口風呂店	いすみ市大原9533-5	0470-62-0032	0470-62-8558	
12	株式会社 米本工務店	いすみ市岬町長者130	0470-87-2321	-	
13	橋場電気商会	いすみ市深堀1612-7	0470-62-0533	-	
15	有限会社 宮崎電気	いすみ市大原7801	0470-62-0325	0470-62-0153	
16	大鐘住宅設備店	いすみ市岬町岩熊1159	0470-87-3629	-	
17	有限会社 石井電教社	いすみ市大原7779	0470-62-0442	0470-62-0475	
18	有限会社 塩島住宅設備	いすみ市岬町長者212-1	0470-87-2686	0470-87-4235	
19	飯島設備工業 株式会社	夷隅郡大多喜町船子893-3	0470-82-5500	0470-82-4477	
20	株式会社　滝口設備	夷隅郡御宿町新町141-1	0470-68-7027	-	
21	有限会社 加方設備工業	夷隅郡御宿町久保1808	0470-68-2211	0470-68-2155	
22	大一設備	いすみ市若山918-12	0470-64-0020	0470-64-0021	
23	有限会社 小川プロパン	夷隅郡御宿町高山田531	0470-68-2333	0470-68-4659	
24	株式会社 アラチ水道センター	茂原市早野1515	0475-25-0525	0475-25-3215	
25	有限会社 三橋水道工務店	茂原市早野1088	0475-22-5885	-	
26	株式会社 進日本工業	千葉市若葉区小倉町1687-10	043-234-1661	-	
27	有限会社 石田水道工事店	茂原市小林2941-18	0475-25-0221	0475-25-0223	
28	森設備	夷隅郡大多喜町下大多喜1846-5	0470-82-2162	0470-82-2956	
29	門倉エネルギー　株式会社	東京都足立区六木19-13	0475-32-1321	-	
30	有限会社　江澤設備工業所	いすみ市岬町三門1924-1	0470-87-6645	0470-87-6647	
31	小山建築工務 株式会社	夷隅郡御宿町新町815	0470-68-2627	-	
32	丸新工業　株式会社	山武郡大網白里町細草1369	0475-77-4630	0475-77-4606	
33	吉田水道	いすみ市岬町中原1246	0470-87-4130	-	
34	有限会社　岡本水道工業所	茂原市茂原1606-3	0475-23-4354	0475-24-9484	
38	有限会社　秋葉設備	いすみ市岬町江場土1634	0470-87-3111	0470-87-3025	
39	株式会社　磯本	勝浦市松野660-2	0470-77-0107	-	
40	株式会社　帝設備	市原市山田橋二丁目3番地18	0436-43-1252	0436-43-3960	
41	有限会社　シンコーエンジニアリング	勝浦市松野13-5	0470-70-7888	-	
43	石野設備工業	いすみ市岬町長者11	0470-87-5604	-	
44	株式会社　泉水道	いすみ市岬町押日185-6	0470-87-3256	0470-87-7638	
45	株式会社　南総メンテナンス	いすみ市高谷1026	0470-66-1024	0470-66-0068	
46	有限会社 今井設備工業	茂原市高師台3-6-16	0475-20-1233	0475-25-8400	
47	有限会社 よしの住設	夷隅郡御宿町上布施1354	0470-68-3313	-	
48	長生工業　株式会社	長生郡睦沢町川島605	0475-44-0080	0475-44-0075	
49	有限会社　久保田水道	いすみ市岬町鴨根1109	0470-87-6833	0470-87-4820	
50	山中設備工業所	いすみ市岬町和泉2806	0470-87-3034	0470-87-6763	
51	渡邊商店	夷隅郡御宿町須賀556	0470-68-2953	0470-68-6653	
52	三上設備	いすみ市岬町三門1386	0470-87-5858	-	
53	屋代管工	いすみ市大原8379-2	0470-62-2321	-	
54	有限会社　長谷電気商会	夷隅郡大多喜町八声602	0470-82-3072	-	
55	有限会社　加藤設備	勝浦市新官356	0470-73-5422	-	
56	有限会社　フクダホーム設備	茂原市上林136-6	0475-26-1395	0475-26-1317	
57	有限会社　佐藤設備	茂原市長尾414-2	0475-24-7787	0470-23-7989	
58	創栄産業　株式会社	茂原市小林1630-13	0475-22-2751	-	
59	有限会社　長生工業所	長生郡長南町中原924-1	0475-47-0059	0475-47-1371	
60	テクノハウス　株式会社	いすみ市岬町長者40	0470-87-7191	-	
61	ナカデン　有限会社	勝浦市興津139	0475-76-0021	-	
62	吉田工業所	いすみ市岬町中原2630	0470-87-3015	-	
63	秋葉設備　有限会社	茂原市早野1184	0475-24-8228	0475-24-4141	
64	有限会社　久保石油	鴨川市広場1499	04-7092-2005	0470-92-2005	
65	有限会社　でどころ設備	茂原市早野1054	0475-26-1708	0475-26-1742	

指定番号	会　　社　　名	住　　所	電 話 番 号	ＦＡＸ番号	備考
67	株式会社　大和工務店	いすみ市岬町椎木348-1	0470-87-3505	0470-87-7877	
68	長野設備	いすみ市日在2723	0470-62-0200	－	
69	正進設備	いすみ市下原837-2	0470-66-0626	0470-66-0672	
70	株式会社　高柳設備	市原市磯ヶ谷1993-1	0436-36-5406	0436-36-7120	
71	亀井住設	木更津市幸町3-6-11	0438-36-7086	0438-36-7086	
72	ニュー設備　有限会社	勝浦市部原1928-26	0470-73-2097	0470-73-5748	
73	株式会社　慶興総建	いすみ市大原10095	0470-62-0354	0470-62-8508	
74	ワタナベ管工	茂原市小轡861-8	0475-23-9039	－	
75	有限会社　内山住設	長生郡一宮町東浪見3786	0475-42-3415	－	
76	コウワ工業	いすみ市岬町江場土4368	0475-87-4521	－	
77	東日設備　株式会社	山武郡九十九里町不動堂601	0475-76-7147	0475-76-7142	
78	株式会社　アメニティジョイハウス	長生郡長柄町六地蔵685-1	0475-35-1380	0475-35-3169	
79	有限会社　浜谷総業	茂原市長谷629-5	0475-25-7556	0475-25-7557	
80	有限会社　釜屋燃料店	長生郡一宮町一宮3103	0475-42-3212	0475-42-5221	
81	株式会社　イケダ	四街道市大日67-3	043-422-2820	043-423-1876	
82	株式会社　保坂設備	山武郡山武町板川317-40	0475-89-1505	0475-89-0500	
83	房総プラント　株式会社	長生郡白子町幸治3954-3	0475-33-3862	－	休止中
84	ミサキ電器　株式会社	いすみ市岬町桑田2761	0470-87-5298	－	
85	有限会社　土橋電気	いすみ市岬町椎木1418	0470-87-2834	－	
86	株式会社　石田設備	いすみ市岬町椎木280	0470-87-5151	－	
88	有限会社　君松住設工事	いすみ市岬町椎木1349	0470-87-2820	－	
89	有限会社　大高工業	いすみ市岬町和泉3482	0470-87-3566	0470-87-8578	
90	有限会社　佐川商店	夷隅郡大多喜町葛藤629	0470-85-0751	－	
92	有限会社　小林水道鉄工	長生郡長南町長南2380	0475-46-0141	－	
93	小柴住宅設備	勝浦市法花549-1	0470-76-2576	－	
94	株式会社　アペック	埼玉県さいたま市大宮区桜木町1-11-7	043-241-3801	－	
95	株式会社　緑川組	茂原市南吉田3644-1	0475-34-7331	－	
96	株式会社　小関工業	長生郡一宮町東浪見6006	0475-42-5100	－	
97	株式会社　全興ハウジング	茂原市長谷867-10	0475-24-2535	－	
98	有限会社　薦田鉄工所	長生郡一宮町一宮2926	0475-42-4523	－	
99	有限会社　井上管工	いすみ市岬町江場土2020	0470-87-2078	－	
100	有限会社　金剛建設	いすみ市岬町江場土2213-1	0470-87-3538	－	
101	池田建設　株式会社	いすみ市岬町嘉谷815	0470-87-3561	－	
102	有限会社　山口建材工業	いすみ市岬町榎沢716-1	0470-87-4162	－	
103	京葉工管　株式会社	千葉市美浜区新港139-2	043-248-1472	043-248-1476	
104	有限会社　鈴木管工建設	いすみ市岬町岩熊1940-1	0470-87-9991	－	
105	株式会社　並木設備	茂原市粟生野3715-4	0475-34-7154	0475-34-9400	
106	株式会社　伊大知総業	いすみ市深谷1853	0470-86-3031	0470-86-4850	
107	福栄建設　株式会社	いすみ市岬町岩熊1168-2	0470-87-2259	－	
108	有限会社　三起	長生郡長南町報恩寺221-1	0475-46-1141	－	
109	共栄設備	いすみ市岬町中滝1796-2	0470-87-5790	－	
110	松本設備工業　有限会社	いすみ市国府台1503-1	0470-86-2202	0470-86-4531	
111	鶴岡水道設備　有限会社	いすみ市八乙女195	0470-86-3219	0470-86-5232	
112	鈴木燃料店	いすみ市苅谷141	0470-86-2100	－	
113	玉屋電機	いすみ市苅谷538-3	0470-86-3203	－	
114	株式会社　畔蒜工務店	山武郡横芝光町木戸10110	0479-84-1221	－	
115	アサヒヤ設備　株式会社	いすみ市深谷１４１番地１	0470-86-2177	0470-86-2177	
116	株式会社　丸二工務店	山武郡大網白里町南今泉2510-1	0475-77-3151	－	
117	志田土建	いすみ市国府台194	0470-86-5077	0470-86-5077	
119	平山ホーム設備	いすみ市松丸9-1	0470-86-3185	－	
120	有限会社　宮崎水道	長生郡長南町岩川308	0475-46-1525	－	
121	有限会社　マルサ設備	茂原市上茂原283	0475-23-8877	－	
122	石井興業　株式会社	千葉市緑区土気町1519-9	043-294-2976	－	
124	ジール	東金市一之袋175-3	0475-55-5438	－	
126	岡澤鉄工所	長生郡睦沢町上市場888-1	0475-44-0094	－	
127	有限会社　長谷川商店	長生郡長南町笠森257	0475-46-2086	0475-46-3181	
128	こかい水道設備　有限会社	木更津市岩根4-9-3	0438-41-9190	－	
129	株式会社　元岡設備	長生郡一宮町東浪見7509-4	0475-42-8873	0475-42-5808	
130	株式会社　クラシアン	横浜市港北区新横浜1-2-1	043-294-9131	－	
131	株式会社　アイダ設計	埼玉県さいたま市大宮区桜木町2-286	0503-173-2510	047-302-1164	
132	有限会社　中村設備	勝浦市興津159-6	0470-76-0649	－	
133	有限会社　中村住宅設備	長生郡睦沢町大谷木330	0475-44-0760	0475-44-2626	

指定番号	会　　社　　名	住　　所	電 話 番 号	ＦＡＸ番号	備考
134	有限会社　吉田建材興業	いすみ市岩船2070	0470-62-3747	0470-63-0150	
135	有限会社　ひかり水道	長生郡白子町北高根79	0475-33-5171	0475-33-6761	
136	松屋水道土木　株式会社	鴨川市太海1857番地	04-7092-0659	-	
137	有限会社　北斗設備工業	君津市杢師3-16-24	0439-55-0274	-	
138	有限会社　シバタ工業	千葉市ちはら台南4-2-14	0436-52-8552	0436-52-8553	
139	有限会社　スズユウ工務店	千葉市若葉区大宮町2841-1	043-233-6090	043-535-3514	
140	有限会社　今井設備工業	千葉県東金市下武射田2316-2	0475-58-8313	0475-58-7483	
141	株式会社　米山総合住設	いすみ市岬町桑田1831-3	0470-87-5550	0470-87-5985	
142	みなり設備工業	千葉県長生郡長生村藪塚607	0475-32-6517	0475-32-6539	
143	有限会社　双葉建設	いすみ市岬町江場土1567-1	0470-87-8011	-	
144	株式会社　加藤工業所	山武郡大網白里町大網795-8	0475-72-1321	-	
145	株式会社　和弘	千葉市稲毛区宮野木町2149番地3	043-286-0781	-	
146	株式会社日本水道センター	船橋市浜町2-3-37	047-421-1281	047-421-1282	
147	瀬戸興業　株式会社	千葉県南房総市千倉町瀬戸1687番地の2	04-7092-0122	04-7092-0129	
148	有限会社　東新リブテック	いすみ市日在1186-1	0470-62-1535	0470-63-1972	
149	株式会社　パイプライン	千葉県佐倉市中志津4-3-6	043-463-5911	-	
150	有限会社　野村土建	いすみ市深堀662-5	0470-63-0437	0470-63-0438	
151	有限会社　南海不動産	いすみ市岬町三門1857-2	0470-87-4331	0470-87-5574	
152	有限会社　ユウマ住設工業	君津市人見2-7-10	0439-55-0897	0439-55-0857	
153	シンナカ設備	千葉県山武郡九十九里町不動堂499	0475-76-3162	0475-76-3162	
154	株式会社　東昭建設	いすみ市日在2133-2	0470-63-0681	0470-63-0683	
155	株式会社　新清ハイツ	いすみ市弥正267-4	0470-86-4590	0470-86-4593	
156	有限会社　江澤土木	いすみ市今関689-9	0470-86-4202	4070-80-4954	
157	有限会社　渡辺工業	川崎市高津区上作延906-20	044-856-6461	044-856-6462	
158	有限会社　大野水道	千葉県茂原市下太田1442	0475-34-3610	0475-34-3921	
159	有限会社　ヤマコ工業	船橋市宮本4-4-1	047-460-4010	047-460-4030	
161	株式会社　目羅組	いすみ市引田208-1	0470-86-2270	0470-86-2287	
162	株式会社　イースマイル	大阪府大阪市中央区瓦屋町3-7-3	06-7739-2525	06-7739-2526	
163	株式会社　アクアライン	広島県広島市中区上八丁堀8-8第1ｳｴﾉﾔﾋﾞﾙ6F	082-502-6644	082-502-4660	
164	SHOJI設備	いすみ市大原10109-6	0470-63-9774	0470-63-9774	
165	山本建設　株式会社	千葉県夷隅郡大多喜町中野281番地	0470-83-0009	0470-83-0613	
166	イオチ住宅水道	いすみ市岬町椎木1824-1	0470-67-4335	-	
167	株式会社　房総・総合環境センター	いすみ市大原11059	0470-62-0220		
168	株式会社　ピカいち	千葉県長生郡一宮町一宮10095番地2の1	0475-47-3991	0475-47-3990	休止中
169	有限会社　設備保全センター	千葉県木更津市長須賀1107番地	0438-20-6051		
170	株式会社　安田設備工業	千葉県大網白里市富田1517番地1	0475-72-7002		
171	株式会社　米倉工業	千葉県長生郡睦沢町大谷木1200番地1	0475-40-3090		
172	株式会社　アズクリエイティブ	愛知県名古屋市千種区内山3丁目31番20号	052-734-3682		
173	有限会社　岬サービス	千葉県いすみ市岬町中滝1546番地4	0470-80-3930		
174	株式会社　板建設工業	千葉県大網白里市金谷郷315番地	0475-77-8727		
175	MACOUS PLANNING	千葉県いすみ市日在1944番地2	0470-63-9022		
176	有限会社　大藤設備	千葉県船橋市習志野台5-28-8	047-467-3332		

[資料 14-2]補給水利の現況

補 給 場 名	所　在　地	現有施設能力 (㎥/日)	水 源 種 別
山田浄水場	いすみ市山田 7494-18	5,500	表流水
大原配水場	いすみ市新田 1486-3	4,200	浄水受水
大野浄水場	いすみ市大野 3822	3,060	表流水
須賀谷配水池	いすみ市須賀谷 1293-2	710	浄水受水
音羽浄水場	いすみ市岬町鴨根 1436	6,640	表流水、浄水受水

[資料 14-3]応急給水用資機材の保有状況

種　　類	容　　量	数　　量
給水タンク	1.0㎥	3
給水タンク	0.5㎥	3
ポリタンク	20ℓ	50
ポリタンク	18ℓ	10

［資料 15-1］医療機関一覧

［病院］

名　称	所在地	電話番号	診療科目
いすみ医療センター	いすみ市苅谷 1177	0470-86-2311	内科・糖尿・内分泌代謝内科・小児科・外科・整形外科・・皮膚科・泌尿器科・婦人科・耳鼻咽喉科・眼科・脳神経内科
岬病院	いすみ市岬町桑田 2531	0470-87-7811	内科・リハビリテーション科

［診療所］

名　称	所在地	電話番号	診療科目
前田記念大原クリニック	いすみ市大原 1937-2	0470-60-4800	内科
土屋外科内科医院	いすみ市大原最上台 14-5	0470-62-0007	内科・外科・皮膚科・泌尿器科・胃腸内科
いすみこころのクリニック	いすみ市大原 7954-1	0470-63-2611	心療内科・精神科
大原医院	いすみ市大原 8773	0470-62-2221	内科・外科・脳神経外科・胃腸内科
斉藤クリニック	いすみ市大原 8848	0470-62-0822	内科・外科・皮膚科
北村整形外科	いすみ市大原 9304-2	0470-63-0511	整形外科・リハビリテーション科
大原台クリニック	いすみ市大原台 424-4	0470-62-9500	内科・脳神経外科・小児科・外科
斎藤医院	いすみ市小沢 2532	0470-63-1821	内科・外科・整形外科・肝臓内科・消化器内科・麻酔科
ひあり内科医院	いすみ市日在 1947-10	0470-60-1266	内科・神経内科・小児科・リハビリテーション科
大原眼科クリニック	いすみ市深堀 1604-7	0470-60-1500	眼科
外房こどもクリニック	いすみ市岬町和泉 1880-4	0470-80-2622	小児科
永津さいとう医院	いすみ市岬町江場土 1732	0470-87-2223	内科
吉田外科内科	いすみ市岬町椎木 470	0470-87-5835	内科・外科・皮膚科・泌尿器科・消化器科・形成外科
もりかわ医院	いすみ市岬町長者 177	0470-87-3347	内科・小児科・産科・婦人科
山本医院	いすみ市岬町東中滝 719-3	0470-87-9531	内科・小児科

［歯科診療所］

名　称	所在地	電話番号	診療科目
白井歯科医院	いすみ市大原 9288	0470-62-0933	歯科・矯正歯科・小児歯科・歯科口腔外科
最首歯科医院	いすみ市深堀 362	0470-62-0238	歯科・矯正歯科・小児歯科・歯科口腔外科
いすみ・森の歯医者さん よしの歯科クリニック	いすみ市小沢 191	0470-62-4182	歯科・小児歯科・歯科口腔外科
ジツカタ歯科医院	いすみ市大原 8432-1	0470-63-0070	歯科・矯正歯科・小児歯科・歯科口腔外科
草壁歯科クリニック	いすみ市大原 9359-7	0470-63-2511	歯科・矯正歯科・小児歯科・歯科口腔外科
ちはら歯科医院	いすみ市大原 7680-4	0470-62-1555	歯科・矯正歯科・小児歯科・口腔外科
小守歯科	いすみ市日在 2454	0470-63-0005	歯科・矯正歯科・小児歯科
吉田歯科医院	いすみ市岬町長者 221	0470-87-5213	歯科・小児歯科
宝歯科岬診療所	いすみ市岬町椎木 1135-2	0470-87-6334	歯科・小児歯科
関歯科医院	いすみ市岬町椎木 1099	0470-87-6888	歯科
熱田歯科クリニック	いすみ市岬町榎沢 637-2	0470-87-9339	歯科・小児歯科
鈴木歯科医院	いすみ市苅谷 1259-1	0470-86-5526	歯科・小児歯科
片倉歯科夷隅診療所	いすみ市苅谷 1129-2	0470-86-3836	歯科・矯正歯科・小児歯科・歯科口腔外科
杏春堂歯科医院	いすみ市苅谷 127-2	0470-86-3808	歯科・小児歯科・歯科口腔外科
はんだ歯科医院	いすみ市岬町江場土 4311	0470-62-6578	歯科・矯正歯科・小児歯科

［資料 15-2］救護班編成一覧

［県が編成する救護班］

編成区分	編成可能班　数	班の構成人員				要請連絡先
		医師	看護師	薬剤師	事務員	
県立病院	12 個班	1 ～ 2	2～3	1	1 運転者含む	病院局経営管理課 043-223-3962

［日赤県支部が編成する救護班］

編成区分	編成可能班　数	班の構成人員（人）					要請連絡先
		医師（班長）	看護師長	看護師	薬剤師	主事	
救護班	12 個班	1	1	2	1	2	日本赤十字社千葉県支部 043（241）7531
ＤＭＡＴ	２チーム	1	1	1		2	

[資料 16-1]社会福祉施設一覧
[障害福祉サービス事業所一覧]

【自立支援給付】
居宅介護（ホームヘルプ）

事業所名	所在地	電話番号
ニチイケアセンターおおはら	いすみ市大原 1475-1	0470-60-5020
ヤックスヘルパーステーション大原	いすみ市若山 49	0470-64-6161
リンクスヘルパーステーションいすみ	いすみ市日在 1560-1	0470-64-6071
ニチイケアセンターいすみ	いすみ市弥正 178	0470-80-4171
岬訪問介護事業所	いすみ市岬町中原 234	0470-80-2050
あっとほーむ訪問介護センター	いすみ市岬町江場土 2174-7	0470-87-9215
ピース訪問介護	いすみ市岬町長者 13-1	0470-62-6952
亀田ホームケアサービス勝浦	勝浦市墨名 651-1ＭＫ第２ビル５階	0470-70-1214
居宅支援事業ＮＯＡＨ	夷隅郡御宿町岩和田 1056	0470-60-3868
ジャパンケア茂原	茂原市高師 499-１１階１０１号室	0475-26-6251
株式会社ニチモ	茂原市高師 57ＮＢ第一ビル２Ｆ	0475-26-6233
けあビジョン茂原	茂原市道表 8-19 道表プラザ 202 号	0475-20-5115
すまいる本舗	大網白里市南今泉 502-2	0475-77-6355
ファーストケア	長生郡一宮町東浪見 1557-1	0475-42-1310
ホームケアリブコースト一宮	長生郡一宮町東浪見 6989-3	0475-40-1919
えがおの介護	長生郡一宮町新地 125-6	0475-47-2350
生活支援センターつくも	長生郡睦沢町上市場 693	0475-44-0999
ホームヘルプこだま	長生郡睦沢町北山田 172	0475-44-2665

短期入所

事業所名	所在地	電話番号
ゆかり（愉花里）大原	いすみ市大原 8763-1	0470-60-9577
短期入所事業所　共生ホームたけんこ	いすみ市山田 5897	0470-66-2313
社会福祉法人槇の里 いすみ学園	いすみ市万木 22	0470-86-3412
ピア宮敷	いすみ市岬町岩熊 138-10	0470-87-9631
社会福祉法人いちょうの里 みずほ学園	勝浦市大森上植野入会地 13-2	0470-76-4321
青松学園	長生郡一宮町一宮 389	0475-42-3869
モア・しょうえい	長生郡長生村金田 2133	0475-32-2587
槇の木学園短期入所事業所	長生郡睦沢町上市場 693	0475-44-1212

施設入所支援

事業所名	所在地	電話番号
いすみ学園	いすみ市万木 22	0470-86-3412
ピア宮敷	いすみ市岬町岩熊 138-10	0470-87-9631
みずほ学園	勝浦市大森上植野入会地 13-2	0470-76-4321
セルプ・しんゆう	長生郡長生村金田 2133	0475-32-2587
モア・しょうえい	長生郡長生村金田 2133	0475-32-2587
青松学園	長生郡一宮町一宮 389	0475-42-3869

生活介護

事業所名	所在地	電話番号
ゆかり（愉花里）大原	いすみ市大原 8763-1	0470-60-9577
いすみあかね園	いすみ市山田 5901	0470-66-0600
いすみ学園	いすみ市万木 22	0470-86-3412
夷隅郡市福祉作業所	いすみ市国府台 459-2	0470-86-3221
つどい	いすみ市楽町 63-1	0470-64-6620
ピア宮敷	いすみ市岬町岩熊 138-10	0470-87-9631
ピア宮敷第１工房	いすみ市岬町桑田 341-1	0470-87-5200
みずほ学園	勝浦市大森上植野入会地 13-2	0470-76-4321
ヤックスデイサービスセンター御宿	夷隅郡御宿町浜 1669-1	0470-60-3831
青松学園	長生郡一宮町一宮 389	0475-42-3869
一松工房	長生郡長生村一松丙 4343-1	0475-32-6631

セルプ・しんゆう	長生郡長生村金田 2133	0475-32-2587
デイサポートセンター 母里子	茂原市六ツ野 3798-3	0475-44-5872
デイサポートセンター 母里子第２	長生郡長生村本郷 6926-1	0475-47-4239
モア・しょうえい	長生郡長生村金田 2133	0475-32-2587
老人デイサービス まきの木苑	長生郡長生村七井土下田台 1789-1	0475-30-0707
デイサービスこだま	長生郡睦沢町北山田 172	0475-44-2665
生活介護事業所けやき	長生郡睦沢町上市場 693	0475-44-1212

就労移行支援・就労継続支援Ａ型・Ｂ型

事業所名	所在地	電話番号	サービス
カレンズ	いすみ市国府台 1520-7	0470-86-3588	Ｂ型
ピア宮敷第１工房	いすみ市岬町桑田 341-1	0470-87-5200	Ｂ型
福祉施設　風の村	夷隅郡大多喜町横山 2377	0470-82-4998	Ｂ型
めぐり	夷隅郡大多喜町西部田 639-1	0470-82-2366	定着・Ｂ型
茂原市心身障害者福祉作業所	茂原市本小轡 319-1	0475-24-9135	Ｂ型
ぴあふぁくとり	茂原市本納 4020	0475-47-3682	Ｂ型
モデラート茂原	茂原市谷本 175-17	0475-44-6611	移行
ふれあい広場　ひびき	茂原市高師 394-2	0475-25-4175	Ｂ型
ワークショップ　茂原	茂原市三ケ谷 1816-1	0475-27-3030	移行・Ｂ型
カレンズ	茂原市綱島 1168-1	0475-26-2349	Ｂ型
ＡＲＵＫＵ	茂原市長尾 2695-6	0475-47-4437	移行・Ｂ型
はる	茂原市押日 595-8	0475-47-3633	移行・Ｂ型
障がい者活動支援センター　通所部	茂原市千沢 1055-1	0475-34-8668	Ｂ型
里庵	茂原市八千代 2-6-7	0475-36-6352	Ｂ型
さくら事業所	茂原市高師町 3-8-6 太陽ビル１階	0475-47-3895	Ａ型
キッチン せいしょう	長生郡一宮町一宮 389	0475-42-3869	Ｂ型
すっぱぁふぁ～む	長生郡一宮町一宮 2001-1	0475-36-5111	Ｂ型
一松工房	長生郡長生村一松丙 4343-1	0475-32-6631	移行・Ｂ型
セルプ・しんゆう	長生郡長生村金田 2133	0475-32-2587	Ｂ型
ときわぎ工舎	長生郡睦沢町長楽寺 496	0475-44-2299	移行・Ｂ型
はっぴぃマウス	長生郡長柄町国府里 696-14	0475-35-1778	Ｂ型
くつろぎ処やよい	いすみ市岬町中滝 2806-2	080-1307-2415	Ｂ型

グループホーム

事業所名	所在地	電話番号
共生ホームたけんこ	いすみ市山田 5897	0470-66-2313
すっぱぁはうす	いすみ市深堀 819-3 岩﨑邸１階	0470-60-9370
共同生活援助・共同生活介護 さくらの家	いすみ市苅谷 331-3	0470-86-3412
くわた壱番館・弐番館	いすみ市岬町岩熊 138-10	0470-87-9631
椎木の家	いすみ市岬町岩熊 138-10	0470-87-9631
小福	いすみ市岬町東中滝 648-1	0470-62-5777
グループホーム・しらゆり	夷隅郡大多喜町上原 786-3	0470-82-2572
グループホームじんべい	勝浦市市野川字譲原 897-1	0470-77-0619
ケアホームこんた	勝浦市上植野入会地字谷ノ谷 12-3	0470-62-5959
ねむのきの家	長生郡睦沢町上市場 712-6	0475-44-2544
なかよしこよし壱番館・弐番館	いすみ市大原最上台 17-2　Ｂ号	0470-64-0881
なかよしこよし参番館	いすみ市岬町東中滝 173-8	0470-62-5023

計画相談支援

事業所名	所在地	電話番号
指定特定相談支援事業所 ひなたぼっこ	いすみ市大原 10033-1	0470-64-6155
いすみあかね園	いすみ市山田 5901	0470-66-0600
相談支援事業所　ピア宮敷	いすみ市岬町岩熊 138-10	0470-87-9631
相談支援センター　つむぎ	いすみ市楽町 63-1	0470-64-6620
相談支援事業所　みずほ	勝浦市大森上植野入会地 13-2	0470-76-4321
いすみ地域活動支援センター レインボー	夷隅郡大多喜町上原 786	0470-82-2220

相談支援事業所　そらいろ	夷隅郡大多喜町下大多喜 598	0470-82-3422
つくも幼児教室	長生郡睦沢町上市場 693	0475-44-1214
生活支援センター　つくも	長生郡睦沢町上市場 693	0475-44-0999
相談支援センターはまおと	長生郡一宮町一宮 389	0475-42-3869

【障害児通所給付】

児童発達支援

事業所名	所在地	電話番号
いすみ・ぷれも	いすみ市岬町長者 412-44	0470-62-6131
ぴ～す	いすみ市深堀 1602-8	0470-63-0009
こども発達支援センターそらいろ	夷隅郡大多喜町下大多喜 598	0470-82-3422
つくも幼児教室	長生郡睦沢町上市場 693	0475-44-1214
放課後等デイサービスきらきら	長生郡長生村信友 1833-5	0475-36-2311
母里子クラブ	長生郡長生村本郷 6926-1	0475-47-4239

放課後等デイサービス

事業所名	所在地	電話番号
つどい	いすみ市楽町 63-1	0470-64-6620
いすみ・ぷれも	いすみ市岬町長者 412-44	0470-62-6131
ぴ～す	いすみ市深堀 1602-8	0470-63-0009
こども発達支援センターそらいろ	夷隅郡大多喜町下大多喜 598	0470-68-5288
生活支援センターつくも	長生郡睦沢町上市場 693	0475-44-0999
放課後等デイサービスきらきら	長生郡長生村信友 1833-5	0475-36-2311
母里子クラブ	長生郡長生村本郷 6926-1	0475-47-4239
放課後クラブすっぱぁ	長生郡一宮町船頭給 234-10	0475-47-2571

保育所等訪問支援

事業所名	所在地	電話番号
こども発達支援センターそらいろ	夷隅郡大多喜町下大多喜 598	0470-68-5288
つくも幼児教室	長生郡睦沢町上市場 693	0475-44-1214

障害児相談支援

事業所名	所在地	電話番号
指定特定相談支援事業所ひなたぼっこ	いすみ市大原 10033-1	0470-64-6155
いすみあかね園	いすみ市山田 5901	0470-66-0600
相談支援事業所　ピア宮敷	いすみ市岬町岩熊 138-10	0470-87-9631
相談支援センター　つむぎ	いすみ市楽町 63-1	0470-64-6620
いすみ地域活動支援センター レインボー	夷隅郡大多喜町上原 786	0470-82-2220
相談支援事業所そらいろ	夷隅郡御宿町高山田 1021	0470-68-5288
相談支援センター　ぷれも	いすみ市岬町長者 412-44	0470-62-6131
相談支援事業所　母里子ネット	長生郡長生村本郷 6926-1	0476-47-4239
つくも幼児教室	長生郡睦沢町上市場 693	0475-44-1214
生活支援センターつくも	長生郡睦沢町上市場 693	0475-44-1212
相談支援センターはまおと	長生郡一宮町一宮 389	0475-42-3869

［児童養護施設等］

児童養護施設

事業所名	所在地	電話番号
子山ホーム	いすみ市深堀 685	0470-62-2325

乳児院

事業所名	所在地	電話番号
聖愛乳児園	いすみ市岬町三門 1483-5	0470-87-7550

［地域生活支援事業所］

移動支援

事業所名	所在地	電話番号
ひなたぼっこ	いすみ市若山 586	0470-62-4809
ニチイケアセンターおおはら	いすみ市大原 1475-1	0470-60-5020
ヤックスヘルパーステーション大原	いすみ市若山 49	0470-60-8851
リンクスヘルパーステーションいすみ	いすみ市日在 1560-1	0470-64-6071
生活支援センターつくも	長生郡睦沢町上市場 693	0475-44-0999
ぽぴあ訪問支援センターゆう	袖ケ浦市蔵波 2674-2	0438-60-7521
ニチイケアセンターいすみ	いすみ市弥正１７８	0470-80-4171
ケーネット	君津市西坂田 3-3-20	0439-52-6459
在宅ケアサービスファミリー	いすみ市岬町中原 234	0470-80-2050

日中一時支援

事業所名	所在地	電話番号
ひなたぼっこ	いすみ市若山 586	0470-62-4809
いすみあかね園	いすみ市山田 5901	0470-66-0600
いすみ学園	いすみ市万木 22	0470-86-3412
ピア宮敷	いすみ市岬町岩熊 138-10	0470-87-9631
つどい	いすみ市楽町 63-1	0470-64-6620
みずほ学園	勝浦市大森上植野入会地 13-2	0470-76-4321
生活支援センターつくも	長生郡睦沢町上市場 693	0475-44-0999
ふる里学舎　きせつ館	市原市今富 1024	0436-36-7611
のぞみワークショップ	木更津市真里谷 2422	0438-53-7697
セルプ・ガーデンハウス	千葉市緑区大木戸町 1423-3	043-295-7401
くつろぎ処やよい	いすみ市岬町中滝 2806-2	080-1307-2415
すっぱぁる～む	長生郡一宮町一宮 1833-2	0475-47-2571

地域活動支援センターⅠ型・相談支援

事業所名	所在地	電話番号
いすみ地域活動支援センター レインボー	大多喜町上原 786	0470-82-2220

地域活動支援センターⅡ型

事業所名	所在地	電話番号
のぞみ会望みの門ヨカデイサービスセンター	富津市富津 617-14	0439-87-5044

地域活動支援センターⅢ型

事業所名	所在地	電話番号
たちばな学舎	木更津市中央 1-14-5	0438-25-5037

県関連施設ほか

施設名等	所在地	電話番号
千葉県障害者相談センター	千葉市緑区誉田町 1-45-2	043-291-6872
東上総児童相談所	茂原市高師 3007-6	0475-27-5507
夷隅健康福祉センター	勝浦市出水 1224	0470-73-0145
千葉県立夷隅特別支援学校	いすみ市楽町 30-1	0470-86-4111
千葉県立障害者高等技術専門校	千葉市緑区大金沢町 470	043-291-7744
中核地域生活支援センター夷隅ひなた	いすみ市大原 8927-2	0470-60-9123
障害者就業･生活支援センターピア宮敷	いすみ市岬町桑田３４１－１	0470-87-5201

利用できるタクシー

事業者名	所在地	電話番号
あさの介護タクシー	いすみ市大原８８２－４	090-8103-5515
丸美興業㈱	いすみ市大原８０９８	0470-62-4300
あおぞら介護タクシー	いすみ市大原８６７０－１０	0800-080-0808
エミタスタクシー南総株式会社	いすみ市大原８７４８	0470-62-2211

㈱アングル	いすみ市大原８７６３－１	0470-60-9577
介護タクシー つばき	いすみ市大原１００３３－１	090-8802-1405
ＮＰＯ　ひなたぼっこ	いすみ市若山５８６	0470-62-4809
介護タクシー ＦＬＡＴ(ふらっと)	いすみ市深堀１－８	090-7219-2600
まる介護タクシー	いすみ市山田９６５	080-2050-0999
浪花タクシー㈲	いすみ市小沢１００８－１	0470-62-1505
介護タクシー　梅田屋	いすみ市小沢２６７４	090-3224-6130
㈲在宅ケアサービスファミリー めじろ介護タクシー	いすみ市岬町中原２３４	0470-80-2050
いすみグリーン合同会社	いすみ市岬町中原３６７－４	090-1665-0116
ふれあいタクシー（福祉限定）	いすみ市岬町江場土３３４	090-1530-4000
いすみケア・サポート合同会社	いすみ市深谷１０７	0470-62-5021
合同会社　にこにこ介護タクシー	いすみ市大野３５２５－１	0470-75-9028
大多喜タクシー㈱	大多喜町新丁１６－１	0470-82-2731
山本観光㈱	大多喜町中野３３２－１	0470-83-0577
介護タクシーのミネ	大多喜町松尾３７５	090-8855-1044
おしどり介護タクシー	大多喜町船子４１８	090-2492-5577
㈲生活支援事業　NOAH	御宿町岩和田１０５６	0470-60-3868
介護タクシー　スズキ	御宿町上布施 816-23	0470-68-4716
御宿コアラ	御宿町六軒町４６２	0470-68-4132
介護タクシー　なの花	勝浦市鵜原１６５２－３	0470-70-5055
介護タクシー　まんちゃん	勝浦市植野２９９－１６	0470-76-2321
㈱ベストメディックス	勝浦市出水１１１５－７	0470-70-1101
㈱青海	勝浦市川津１６９８	080-5437-5537
鏡浦自動車㈱　鴨川営業所	鴨川市横渚７８７	04-7092-2351
鴨川タクシー	鴨川市横渚８３９	04-7092-1216
東洋交通㈲	茂原市町保１	0120-151-452 0470-87-2339(長者町駅)
南総タクシー㈱　茂原営業所	茂原市高師３００７－２	0470-87-2708(太東駅)
都自動車㈱　茂原営業所	茂原市茂原６４４－１	0475-22-3545
介護タクシー　すが	茂原市御蔵芝 1626-9	0475-34-7120
介護タクシー　さくらサポート	茂原市東部台１－１７－１	090-2645-8506
㈲東タクシー	茂原市東郷１３９８－１	0475-22-5225

［介護サービス事業者一覧］

■訪問介護（ホームヘルプサービス）

令和3年11月1日現在

事　業　所　名	所　　在　　地	電話番号
JAいすみ福祉センター訪問介護事業所	〒298-0105 いすみ市能実295	0470-86-6161
ニチイケアセンターいすみ	〒298-0124 いすみ市弥正178	0470-80-4171
いすみ市社会福祉協議会訪問介護事業所	〒299-4621 いすみ市岬町東中滝720-1いすみ市岬ふれあい会館内	0470-87-8910
ケアセンターみさき訪問介護事業所	〒299-4615 いすみ市岬町井沢1227-102	0470-80-2828
岬訪問介護事業所	〒299-4502 いすみ市岬町中原234	0470-80-2050
あっとほーむ訪問介護センター	〒299-4612 いすみ市岬町江場土2174-7	0470-87-9215
ピース訪問介護	〒299-4616 いすみ市岬町長者13-1	0470-62-6952
ニチイケアセンターおおはら	〒298-0004 いすみ市大原1475-1	0470-60-5020
ヤックスヘルパーステーション大原	〒298-0001 いすみ市若山49	0470-64-6161
ゆかり（愉花里）大原	〒298-0004 いすみ市大原8763-1	0470-60-9577
有限会社ひかり指定訪問介護事業所	〒298-0004 いすみ市大原6883	0470-63-9028
リンクスヘルパーステション	〒298-0002 いすみ市日在1560-1	0470-64-6071
川崎病院ヘルパーステーション	〒298-0207 夷隅郡大多喜町船子1067	0470-80-1515
ヤックスヘルパーステーション御宿	〒299-5107 夷隅郡御宿町浜1699-1	0470-60-3165
ニチイケアセンター勝浦	〒299-5235 勝浦市出水1212-1関ビル2階	0470-70-1930
亀田ホームケアサービス勝浦	〒299-5225 勝浦市墨名651-1MK第2ビル5階	0470-70-1214
ニチイケアセンター一ノ宮	〒299-4301 長生郡一宮町一宮3093-4	0475-40-1971
ホームケアリブコーストー宮	〒299-4303 長生郡一宮町東浪見字北岩切新田6989-3	0475-40-1919

■小規模多機能型居宅介護

ゆかり（愉花里）大原	〒298-0004 いすみ市大原8763-1	0470-60-9577

■訪問入浴

アースサポート大原	〒298-0004 いすみ市大原8940	0470-63-1100
合同会社お風呂やさん	〒298-0124 いすみ市弥正492-5	0470-62-5805
アリィブ・モア訪問入浴介護事業所	〒299-4415 長生郡睦沢町小滝450-2リバーサイド101号室	0475-40-3377
アースサポート茂原	〒297-0026 茂原市茂原640-10	0475-22-9800
セントケア茂原	〒297-0051 茂原市鷲巣706-2	0475-27-1051

■訪問看護

いすみ医療センター（訪問看護ステーション）	〒298-0123 いすみ市苅谷1177	0470-86-2311
ヤックス訪問看護ステーション大原	〒298-0001 いすみ市若山49	0470-60-8877
やすらぎの郷訪問看護ステーション	〒299-5213 勝浦市芳賀441-1	0470-70-7061

■訪問リハビリ

介護老人保健施設エスポワール大原	〒298-0002 いすみ市日在2623	0470-60-8188
介護老人保健施設エスポワール岬	〒299-4503 いすみ市岬町和泉字刈込台330-1	0470-80-2711
岬病院	〒299-4504 いすみ市岬町桑田2531	0470-87-7811

■通所リハビリテーション（デイケア）

事　業　所　名	所　　在　　地	電話番号
介護老人保健施設エスポワール岬	〒299-4503 いすみ市岬町和泉字刈込台330-1	0470-80-2711
介護老人保健施設エスポワール大原	〒298-0002 いすみ市日在2623	0470-60-8188
介護老人保健施設シルバーハピネス	〒298-0123 いすみ市苅谷1177	0470-86-5551
ひあり内科医院通所リハビリテーション	〒298-0002 いすみ市日在1947-2	0470-60-1268
大多喜病院通所リハビリテーション	〒298-0223 夷隅郡大多喜町上原786	0470-82-2714
介護老人保健施設やすらぎの郷	〒299-5213 勝浦市芳賀441-1	0470-70-7065

■地域密着型通所介護（デイサービス）

みさきの里デイサービスセンター	〒299-4622 いすみ市岬町押日16-1	0470-80-3715
デイサービスセンター茶ノ木台くらぶ	〒298-0025 いすみ市山田6033-2	0470-60-6500
共生ホームたけんこデイサービス	〒298-0025 いすみ市山田5897	0470-66-2312
デイサービスセンター花の岡	〒298-0021 いすみ市高谷123-1	0470-66-2525
デイサービスセンターゆかり大原	〒298-0004 いすみ市大原8763-1	0470-60-9577
リハビリデイサービスMediFit	〒298-0004 いすみ市大原字小佐部9456-1	0470-62-9705
らいふデイサービス	〒298-0002 いすみ市日在649-10	0470-62-5557
デイサービスセンターいっぷく	〒298-0017 いすみ市下布施2233	0470-62-6203
リハビリデイサービスさとう	〒298-0123 いすみ市苅谷1083-2	0470-86-4911

■通所介護（デイサービス）

いすみ市社会福祉協議会通所介護事業所	〒299-4621 いすみ市岬町東中滝720-1いすみ市岬ふれあい会館内	0470-87-9656
デイサービスセンター愛恵苑	〒299-4623 いすみ市岬町中滝1692-3	0470-87-8861
シルバーガーデン　デイサービスセンター	〒298-0016 いすみ市新田若山深堀入会地9	0470-62-8855
ヤックスデイサービス大原	〒298-0001 いすみ市若山49	0470-60-8851
デイサービスいすみ苑	〒298-0105 いすみ市能実字堰谷615	0470-86-5560
デイサービスセンターふきのとう	〒298-0135 いすみ市作田西台770-1	0470-86-3775
セントケア大多喜	〒298-0206 夷隅郡大多喜町横山字大久保612-1	0470-80-1010
デイサービスセンター外房	〒299-5102 夷隅郡御宿町久保字二本木796	0470-68-5800
勝浦市デイサービスセンター総野園	〒299-5212 勝浦市蟹田81-1	0470-77-1722
デイサービスセンター勝浦裕和園	〒299-5201 勝浦市市野郷230-1	0470-77-1321
老人デイサービスまきの木苑	〒299-4333 長生郡長生村七井土下田台1789-1	0475-30-0707

■認知症対応デイサービス

みさきの里デイサービスセンター	〒299-4622 いすみ市岬町押日16-1	0470-80-3715

■短期入所生活介護（ショートステイ）

事　業　所　名	所　　在　　地	電話番号
ショートステイサービス愛恵苑	〒299-4623 いすみ市岬町中滝1692-3	0470-87-8861
ショートステイサービスいすみ苑	〒298-0105 いすみ市能実字堰谷615	0470-86-5560
ショートステイゆかり国吉	〒298-0123 いすみ市苅谷望地1283-1	0470-80-5151
特別養護老人ホーム　シルバーガーデン	〒298-0016 いすみ市新田若山深堀入会地9	0470-62-8855
短期入所生活介護茶ノ木台くらぶ	〒298-0025 いすみ市山田6033-3	0470-60-6660
ショートステイゆかり大原	〒298-0004 いすみ市大原8763-1	0470-60-9577
大多喜町特別養護老人ホーム	〒298-0214 夷隅郡大多喜町新丁173-2	0470-82-2901
勝浦市特別養護老人ホーム総野園	〒299-5212 勝浦市蟹田88	0470-77-0005
ショートステイサービス勝浦裕和園	〒299-5201 勝浦市市野郷字米ヶ原230-1	0470-77-1321
セントケア茂原	〒297-0051 茂原市鷲巣706-2	0475-27-1051

■短期入所療養介護（ショートステイ）

介護老人保健施設エスポワール岬	〒299-4503 いすみ市岬町和泉字刈込台330-1	0470-80-2711
介護老人保健施設エスポワール大原	〒298-0002 いすみ市日在2623	0470-60-8188
介護老人保健施設シルバーハピネス	〒298-0123 いすみ市苅谷1177	0470-86-5551
介護老人保健施設やすらぎの郷	〒299-5213 勝浦市芳賀441-1	0470-70-7065
介護老人保健施設睦沢の里	〒299-4423 長生郡睦沢町大上1150	0475-43-1222
介護老人保健施設長柄ケアセンター	〒297-0216 長生郡長柄町立鳥597-2	0475-35-5550

■認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

グループホームいきいきの家いすみ	〒299-4504 いすみ市岬町桑田2538	0470-80-2083
グループホームいきいきの家岬	〒299-4503 いすみ市岬町和泉330-1	0470-80-2051
グループホーム菜の花	〒298-0004 いすみ市大原10035	0470-62-0303
共生ホームたけんこグループホーム	〒298-0025 いすみ市山田5897	0470-66-2311
笑がおの園　みさき	〒299-4612 いすみ市岬町江場土2584-30	0470-87-3221

■地域密着型特定施設入居者生活介護

ゆかり（愉花里）大原	〒298-0004 いすみ市大原8763-1	0470-60-9577

■特定施設入居者生活介護

ケアホーム茶ノ木台くらぶ	〒298-0025 いすみ市山田6041-1	0470-60-6050
あすなろの家	〒299-4313 長生郡一宮町船頭給1782-2	0475-47-4848

［介護保険施設一覧］

■介護老人福祉施設

事　業　所　名	所　　在　　地	電話番号
愛恵苑	〒299-4623 いすみ市岬町中滝1692-3	0470-87-8861
ゆかり岬	〒299-4622 いすみ市岬町押日1508-3	0470-62-6660
いすみ苑	〒298-0105 いすみ市能実615	0470-86-5560
シルバーガーデン	〒298-0016 いすみ市新田若山深堀入会地9	0470-62-8855
大多喜町特別養護老人ホーム	〒298-0214 夷隅郡大多喜町新丁173-2	0470-82-2901
外房	〒299-5102 夷隅郡御宿町久保796	0470-68-5800
総野園	〒299-5212 勝浦市蟹田88	0470-77-0005
勝浦裕和園	〒299-5201 勝浦市市野郷字米ヶ原230-1	0470-77-1321
名木緑風苑	〒299-5253 勝浦市名木89-13	0470-70-5150
睦沢園	〒299-4402 長生郡睦沢町川島1458-1	0475-44-2525
せせらぎ	〒299-4404 長生郡睦沢町北山田724-1	0475-40-3001
一宮苑	〒299-4301 長生郡一宮町一宮389	0475-42-1180
一宮喜楽園	〒299-4313 長生郡一宮町船頭給201	0475-40-1165
ザイクスヒル長南	〒297-0134 長生郡長南町芝原3050	0475-47-1313
豊栄の里	〒297-0111 長生郡長南町須田6-1	0475-46-4488
はまひるがお	〒299-4212 長生郡白子町古所5421-1	0475-30-2755
まきの木苑	〒299-4333 長生郡長生村七井土下田台1789-1	0475-30-0707
長生き邑	〒299-4332 長生郡長生村金田2133	0475-32-2587
ほしの郷	〒297-0215 長生郡長柄町鴇谷982	0475-35-0505
長生苑	〒298-4104 茂原市南吉田4061-1	0475-30-9777
長生共楽園	〒297-0035 茂原市下永吉2812	0475-22-1888
実恵園	〒299-4113 茂原市法目2672-1	0475-34-5808
光風荘	〒299-4102 茂原市御蔵芝39-1	0475-34-9100
真名実恵園	〒297-0077 茂原市真名675-2	0475-27-3356

■地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護

特別養護老人ホーム茶ノ木台くらぶ	〒298-0025 いすみ市山田6033-3	0470-60-6660

■介護老人保健施設

エスポワール岬	〒299-4503 いすみ市岬町和泉字刈込台330-1	0470-80-2711
エスポワール大原	〒298-0002 いすみ市日在2623	0470-60-8188
シルバーハピネス	〒298-0123 いすみ市苅谷1177	0470-86-5551
やすらぎの郷	〒299-5213 勝浦市芳賀441-1	0470-70-7065
睦沢の里	〒299-4423 長生郡睦沢町大上1150	0475-43-1222
つくも苑	〒297-0012 茂原市六ツ野1841	0475-25-5335
ケアセンターかずさ	〒297-0078 茂原市高師台3-3-3	0475-27-4111
長柄ケアセンター	〒297-0216 長生郡長柄町立鳥597-2	0475-35-5550
泉水ガーデンホーム	〒298-0207 夷隅郡大多喜町泉水674	0470-82-4330
しらゆり	〒298-0223 夷隅郡大多喜町上原786	0470-82-6501

［その他サービス］

■介護輸送

事　業　所　名	所　　在　　地	電話番号
すずかぜ	〒298-0001 いすみ市若山640-3	090-2155-8922
あおぞら介護タクシー	〒298-0004 いすみ市大原8670	0470-62-0357 携帯080-0080-0808
あさの介護タクシー	〒298-0004 いすみ市大原882-4	090-8103-5515
介護タクシー　ゆかり(愉花里）大原	〒298-0004 いすみ市大原8763-1	0470-60-9577
まる介護タクシー	〒298-0025 いすみ市山田965	0470-66-1475 携帯080-2050-0999
介護タクシー梅田屋	〒298-0012 いすみ市小沢2674	090-3224-6130
介護タクシーつばき	〒298-0004 いすみ市大原10033-1	090-8802-1405
介護タクシーFLAT（ふらっと）	〒298-0003 いすみ市深堀1-8	090-7219-2600
丸美興業㈱	〒298-0004　いすみ市大原８０９８	0470 - 62 - 4300
いすみグリーン合同会社	〒299-4502 いすみ市岬町中原367-4	090-1665-0116
めじろ介護タクシー	〒299-4502 いすみ市岬町中原234	0470-80-2050
いすみケア・サポート合同会社	〒298-0125 いすみ市深谷107	0470-62-5021
NOAH	〒299-5105 御宿町岩和田1056	0470-60-3868
介護タクシーなの花	〒299-5423 勝浦市鵜原1652-3	0470-70-5055 FAX0470-70-5001
介護タクシーまんちゃん	〒299-5265 勝浦市植野299-16	0470-76-2321 携帯090-3240-8961
介護タクシー岩楯さん	〒299-4301 一宮町一宮8076-1	0475-42-7868 携帯080-5386-7868
介護タクシーモルゲン	〒299-4336 長生村岩沼92-1	0120-319-486
介護タクシーすが	〒299-4102 茂原市御蔵芝1626-9	0475-34-7120
ヤックスケアサービス	〒297-0052 茂原市上茂原388-4	0475-26-2690

■サービス付き高齢者向け住宅

事　業　所　名	所　　在　　地	電話番号
ケアホーム茶ノ木台くらぶ	〒298-0025 いすみ市山田6041-1	0470-60-6050
農園ひあり	〒298-0002 いすみ市日在1947-1	0470-60-1268

■高齢者専用アパート

事　業　所　名	所　　在　　地	電話番号
ケアハウス茶ノ木台くらぶ	〒298-0025 いすみ市山田5966-1	0470-60-7070

[資料 17-1]クリーンセンターの処理能力

いすみクリーンセンターの処理能力

運 搬 車	塵芥収集車	２ｔ	1台
	トラック	２ｔ	3台
所要器具(スコップ・とび口・ホーク・作業依等)			作業員分
１日の処理能力			36ｔ

大原クリーンセンターの処理能力

運 搬 車	塵芥収集車	２ｔ	1台
	トラック	２ｔ	1台
	ユニック車		1台
	軽トラック		1台

[資料 17-2]夷隅環境衛生組合の処理能力

運 搬 車	バキューム車	４ｔ	1台
		2.7ｔ	1台
		２ｔ	4台
	軽トラック		1台
作 業 員			17人
１日の処理能力			115kl

[資料 17-3]一時集積場所候補地一覧

地域名	全損＋焼失 棟　数	集積場必要 面積(㎡)	名称	所在地	面積 (㎡)
大原	7,962	98,055	いすみ市運動公園	いすみ市釈迦谷 1077	166,971.0
岬	5,854	72,165	旧調布市苗圃	いすみ市岬町桑田 1885-2	16,648.0
			岬中学校サッカー場予定地	いすみ市岬町和泉 571	17,690.0
合計	17,563	216,488			201,309.0

様式１

死　体　の　捜　索　状　況　記　録　簿

年月日	捜索人員	捜索用機械器具								経費	備考
		名称	借上費			修繕費			燃料費		
			数量	所有者（管理者）氏名	金額	修理月日	修繕費	修繕の概要			
計											

様式２

死　体　処　理　台　帳

処理番号		死亡者氏名	
		本籍	
処理年月日	年　月　日	住所	
		生年月日	年　月　日（　歳）

死体発見の状況	発見日時	年　月　日　時　分（頃）
	発見場所	
	発見者	

遺族	氏名及び死亡者との続柄	氏名		続柄	
		住所	電話		

洗浄等の処理	品名						
	数量						
	金額（円）						

死体の一時保存（円）						
検索	医師氏名		死因		費用（円）	
その他の経費（円）						
備考						

様式３

死体処理票（災害死体送付票）

処理番号		死亡者氏名	
		本籍	
処理年月日	年　月　日	住所	
		生年月日	年　月　日（　歳）

死体発見の状況	発見日時	年　月　日　時　分（頃）
	発見場所	
	発見者	

遺族	氏名及び死亡者との続柄	氏名		続柄	
		住所	電話		

死体の特徴	性別		推定年齢		身長		死因	
	その他の特記事項（頭髪、体型等）							

遺留品処理票

処理番号		死亡者 氏名	
品名	形状 （色、材質等）	数量 （円、個、本等）	備考

様式５

氏　　名　　札	
処　　理　　番　　号	氏　　名

様式６

埋　葬　台　帳

処理番号	死亡年月日	埋葬年月日	死亡者		埋葬を行った者		埋葬費				備考
			氏名	年齢	死亡者との関係	氏名	棺（付属品を含む）（円）	埋葬又は火葬料（円）	骨箱（円）	計（円）	

（注）埋葬を行った者が市長であるときは、遺族の氏名を「備考」欄に記入すること。

［資料 18-1］ 文化財一覧

区分	No.	区分	名　　称	所在地指定地伝承地	所有者又は伝承者	指定年月日
国	1	有絵	紙本著色親鸞聖人絵伝	東京国立博物館保管	照願寺	T4.3.26
国	2	有建	大聖寺不動堂 附 厨子1基	大原10676	大聖寺	T5.5.24
国	3	記天	太東海浜植物群落	岬町和泉4363	和泉区	T9.7.17
国	4	記天	ミヤコタナゴ	地域を定めず指定		S49.6.25
県	1	記天	長福寺の槙	下布施757	長福寺	S10.12.24
県	2	有彫	木造十一面観音立像	岬町鴨根1270	清水寺	S35.6.3
県	3	有彫	鉄造仏頭	山田4047	山田四区	S41.5.20
県	4	有彫	木造薬師如来坐像	下布施757	長福寺	S47.9.29
県	5	有彫	銅造阿弥陀如来及び両脇侍立像	荻原2163	行元寺	S49.12.22
県	6	有工	金銅竜文五鈷鈴	荻原2163	行元寺	S49.12.22
県	7	有工	鋳銅孔雀宝珠文磬	岬町岩熊820	法興寺	S61.2.28
県	8	有彫	木造十一面観音立像	小又井195	小又井区	S61.2.28
県	9	民無	大寺の三番叟	下布施(大寺区)	大寺三番叟保存会	S62.2.27
県	10	有彫	銅造釈迦涅槃像	万木133	海雄寺	H2.3.16
県	11	有彫	木造阿弥陀如来立像	荻原2136	行元寺	H2.3.16
県	12	有彫	木造千手観音立像	高谷1166	善応寺	H6.2.22
県		有彫	不動明王立像	高谷1166	善応寺	H6.2.22
県		有彫	毘沙門天立像	高谷1166	善応寺	H6. 2.22
県	13	有彫	木造宝冠阿弥陀如来坐像	岬町岩熊1054	法華寺	H7.3.14
県	14	有建	飯縄寺本堂	岬町和泉2935-1	飯縄寺	H7.3.14
県	15	有建	行元寺旧書院	荻原2136	行元寺	H7.3.14
県	16	有書	本多忠朝新田開発文書	郷土資料館保管	いすみ市	H8.3.22
県	17	記史	夢窓国師坐禅窟	能実957	太高寺	H9.3.21
県	18	有絵	絹本著色両界曼荼羅図	荻原2136	行元寺	H15.3.28
県	19	民無	上総十二社祭り	一宮町・睦沢町・長生村・茂原市・いすみ市		H15.3.28

区分	No.	区分	名　　称	所在地指定地伝承地	所有者又は伝承者	指定年月日
県	20	有彫	木造金剛力士立像	岬町岩熊820	法興寺	H17.3.29
県	21	有工	二十五条袈裟淡縹色麻布(伝夢窓国師料)附七条袈裟1肩　座具1枚　袱紗1枚	郷土資料館保管	太高寺	H23.3.21
市	1	有彫	木造阿弥陀如来坐像	山田478	星応寺	S47.1.20
市	2	有彫	木造地蔵菩薩坐像	岩船2083	東陽寺	S47. 1.20
市	3	有彫	石造釈迦立像	釈迦谷1324	釈迦谷区	S47.1.20
市	4	有工	鋳銅鰐口	岩船2083	東陽寺	S47.1.20
市	5	有工	旧長栄寺梵鐘(平和の鐘)	大原10691	いすみ市	S47.1.20
市	6	民有	地引絵馬	郷土資料館保管	滝口神社	S47.1.20
市	7	民有	坂水観音俳諧額	新田3281	坂水寺	S47.1.20
市	8	民有	坂東の車地蔵	大原9221	坂東区	S47.1.20
市	9	民有	追分の道しるべ	大原1188-3	いすみ市	S47.1.20
市	10	民有	名熊の二本杉	下布施4110	名熊区	S47.1.20
市	11	有建	布施塚の石塔	下布施2418	町台区	S47.1.20
市	12	有建	杢右衛門の碑	新田3281	坂水寺	S47.1.20
市	13	記史	嶺田楓江の墓	上布施962	個人蔵	S47.1.20
市	14	有彫	木彫十六羅漢	岩船45	東陽寺	S48.6.15
市	15	有彫	木造不動明王立像付鰐口	長志1701	千光寺	S48.6.15
市	16	有彫	鋳銅阿弥陀三尊像	岩船45	東陽寺	S48.6.15
市	17	有彫	木造神将立像	郷土資料館保管	滝口神社	S48.6.15
市	18	民有	三番叟具一式	下布施	大寺三番叟保存会	S48.6.15
市	19	記名	一路橋とその周辺	深堀字塩田	いすみ市	S48.6.15
市	20	有歴	海防絵図	日在	個人蔵	S49.3.27
市	21	有彫	銅造聖観音立像	岬町鴨根1270	清水寺	S49.3.27
市	22	有絵	遠山金四郎景元画像	千葉県立中央博物館 大多喜城分館保管	遠山講中	S49.3.27
市	23	有工	鋳銅鰐口	岬町岩熊1054	法華寺	S49.3.27

区分	No.	区分	名　　称	所在地指定地伝承地	所有者又は伝承者	指定年月日
市	24	記史	旧法興寺浄土型伽藍址	岬町岩熊621-1	法興寺	S49.3.27
市	25	有建	行元寺本堂	荻原2136	行元寺	S49.3.27
市	26	有建	有徳院仮宮殿	荻原2136	行元寺	S49.3.27
市	27	有建	須弥壇	荻原2136	行元寺	S49.3.27
市	28	有建	光福寺山門	大野1107	光福寺	S49.3.27
市	29	記史	万喜城跡	万木字城山	いすみ市	S49.3.27
市	30	有絵	紙本著色山越阿弥陀如来	郷土資料館保管	円蔵律寺	S49.3.27
市	31	有彫	木造阿弥陀如来立像	郷土資料館保管	円蔵律寺	S49.3.27
市	32	有工	二の舞面	郷土資料館保管	円蔵律寺	S49.3.27
市	33	有彫	木造伝徳本上人像	郷土資料館保管	円蔵律寺	S49.3.27
市	34	記史	発坂峠	飯塚から高谷に至る旧街道	いすみ市	S49.11.27
市	35	有典	房総志料五巻	千葉県立中央博物館保管	個人蔵	S50.6.26
市	36	記史	中村國香の墓	岬町長者	個人蔵	S50.6.26
市	37	有建	不動堂	岬町井沢1166	眺洋寺	S50.6.26
市	38	記史	宇佐美・水生誕地	岬町長者218	個人蔵	S50.6.26
市	39	記天	浅野家のソテツ	小沢	個人蔵	S51.1. 9
市	40	有建	藤江矩幸の碑	新田987	個人蔵	S51.1. 9
市	41	有彫	如意輪観音坐像	荻原908	勢国寺	S51.10.29
市	42	有建	小野湖山翁絶筆碑	岬町和泉字泉ヶ台	個人蔵	S51.11. 1
市	43	有絵	板絵馬伊勢八店の絵	岬町長者1	天神社	S51.11. 1
市	44	有彫	木造マリア観音坐像	岬町和泉2935-1	飯縄寺	S51.11. 1
市	45	有建	光福寺祖師堂	大野1107	光福寺	S52.6.27
市	46	有建	松尾神社本殿	須賀谷513-2	松尾神社	S52.6.27
市	47	有建	芭蕉の句碑	岬町鴨根1270	清水寺	S53.3.27
市	48	民有	祭礼絵馬	大原503	瀧内神社	S53.3.27
市	49	有彫	木造神像	山田4875	天照神社	S53.3.27

区分	No.	区分	名　　称	所在地指定地伝承地	所有者又は伝承者	指定年月日
市	50	有工	朽葉糸素懸威最上胴具足	千葉県立中央博物館 大多喜城分館保管)	個人蔵	S54.6.27
市	51	有彫	木造聖観音像仏頭	岬町鴨根1270	清水寺	S54.6.27
市	52	有歴	臼井郷長者町市町屋舗割本帳写	岬町長者	個人蔵	S54.6.27
市	53	有古	土岐頼春軍令状	岬町押日	個人蔵	S54.6.27
市	54	有彫	木造不動明王毘沙門天立像	下布施757	長福寺	S54.6.27
市	55	有工	説相箱	下布施757	長福寺	S54.6.27
市	56	有彫	金銅不動明王懸仏	大原	個人蔵	S55.6.20
市	57	有絵	絹本着色地蔵菩薩像	岬町椎木3195	般若寺	S56.3.30
市	58	有絵	紙本著色釈迦涅槃図	荻原2136	行元寺	S56.3.30
市	59	有絵	絹本著色法華曼荼羅	荻原2136	行元寺	S56.3.30
市	60	有絵	金剛界大日如来図	荻原2136	行元寺	S56.3.30
市	61	有工	密教法具	荻原2136	行元寺	S56.3.30
市	62	有工	楽器(横笛・篳篥・笙・太鼓)	荻原2136	行元寺	S56.3.30
市	63	有典	灌頂私記	荻原2136	行元寺	S56.3.30
市	64	有彫	観音二十八部衆立像	岬町鴨根1270	清水寺	H12.10.13
市	65	民無	弥正神楽囃子	弥正区	弥正神楽囃子保存会	S58.6.27
市	66	民無	国府台神楽囃子	国府台区	国府台神楽囃子保存会	S58.6.27
市	67	記史	半場里丸生誕地	行川	個人蔵	S58.6.27
市	68	記史	田丸健良の墓	深谷1808-1	円蔵律寺	S58.6.27
市	69	記史	東一貫斎の墓及び筆塚	深谷1693	安養寺	S58.6.27
市	70	民有	寄瀬八坂神社俳諧額	大原7004	八坂神社	S58.6.27
市	71	有工	鋳銅鰐口	大原1987	瀧泉寺	S58.6.27
市	72	有歴	法興寺歴代住職位牌	岬町岩熊820	法興寺	S59.3.29
市	73	有彫	木造聖観世音菩薩立像	岬町岩熊820	法興寺	S59.3.29
市	74	有工	遠山金四郎景晋位牌	岬町岩熊1054	法華寺	S59.3.29
市	75	民有	版木	高谷1166	善応寺	S59.3.29

区分	No.	区分	名　　称	所在地指定地伝承地	所有者又は伝承者	指定年月日
市	76	有工	鋳銅鰐口	引田1155	本願寺	S59.5.14
市	77	有工	半鐘	万木228	上行寺	S60.3.28
市	78	有工	半鐘	須賀谷1037	宝蔵寺	S60.3.28
市	79	有工	半鐘	大野1107	光福寺	S60.3.28
市	80	有彫	銅造薬師如来坐像	岬町岩熊820	法興寺	S61.12.23
市	81	有歴	御縄打水帳	郷土資料館保管	いすみ市	S62.2.19
市	82	民有	小佐部熊野神社俳諧額	大原9596	熊野神社	S62. 2.19
市	83	記天	法興寺の大榧	岬町岩熊820	法興寺	H1.1.26
市	84	有彫	木造阿弥陀如来坐像及び両脇侍立像	下布施2659	泉福寺	H1. 1.26
市	85	記天	国吉神社の大イチョウ	苅谷630	国吉神社	H2.7.20
市	86	有歴	遠山楽土公履歴	岬町岩熊	遠山講中	H 2.10.12
市	87	有書	佐々木文山書扁額	岬町押日846	鶴沼神社	H 2.10.12
市	88	記史	鶴ヶ城本丸跡	岬町中原	円頓寺	H 2.10.12
市	89	記史	遠山多嘉の墓	岬町岩熊1054	法華寺	H 3.12.17
市	90	有絵	三千仏画像	岬町岩熊1054	法華寺	H 3.12.17
市	91	有書	賀古鶴所の扁額	郷土資料館保管	いすみ市	H 3.12.17
市	92	有彫	銅造阿弥陀如来及び脇侍菩薩立像	岬町岩熊820	法興寺	H4. 2.26
市	93	有歴	拾七ケ村細見絵図面	郷土資料館保管	個人蔵	H4.3.19
市	94	有歴	万喜村古絵図面	万木	個人蔵	H4.3.19
市	95	有古	海雄寺開山慧鑑文書	郷土資料館保管	海雄寺	H4.3.19
市	96	有歴	太政官布告大多喜県庁制札	作田	個人蔵	H4.3.19
市	97	有建	上行寺山門	万木228	上行寺	H4.3.19
市	98	有彫	金剛力士像	万木228	上行寺	H4.3.19
市	99	有彫	三十三観音像	苅谷307	宝勝院	H4.3.19
市	100	有彫	石造地蔵菩薩倚像	苅谷1118-1観音堂	宝勝院	H4.3.19
市	101	有彫	石造釈迦如来立像	弥正283	本善寺	H4.3.19

区分	No.	区分	名　　称	所在地指定地伝承地	所有者又は伝承者	指定年月日
市	102	有歴	太政官布告大多喜県庁制札 二枚	郷土資料館収蔵	いすみ市	H4.11.12
市	103	有建	行元寺楼門	荻原2136	行元寺	H4.11.12
市	104	有絵	絹本　水墨著色軸装　琴棋書画図	郷土資料館収蔵	いすみ市	H4.11.12
市	105	有絵	紙本　極彩色軸装　梨花鳥図	郷土資料館収蔵	いすみ市	H4.11.12
市	106	有絵	紙本　水墨著色軸装　花鳥図	郷土資料館収蔵	いすみ市	H4.11.12
市	107	有絵	紙本　水墨淡彩軸装　廬雁図	郷土資料館収蔵	いすみ市	H4.11.12
市	108	有絵	絹本　水墨淡彩軸装　中呂山水図	郷土資料館収蔵	いすみ市	H4.11.12
市	109	有絵	絹本　水墨淡彩軸装　三尚山水図	郷土資料館収蔵	いすみ市	H4.11.12
市	110	有絵	紙本　水墨金箔　六曲屏風山水図	郷土資料館収蔵	いすみ市	H4.11.12
市	111	有絵	紙本　極彩色扇面額装　琴棋書画図	郷土資料館収蔵	いすみ市	H4.11.12
市	112	有絵	紙本　極彩色額装　貝合図	郷土資料館収蔵	いすみ市	H4.11.12
市	113	有歴	鉄砲と捨馬禁止の制札	弥正	個人蔵	H4.11.12
市	114	民有	上寄瀬御嶽神社俳諧額	大原6894	上寄瀬区	H5.10.12
市	115	有絵	絹本　水墨額装　蘭図	郷土資料館収蔵	いすみ市	H6.2.10
市	116	有絵	絹本　水墨淡彩軸装　山水図	郷土資料館収蔵	いすみ市	H6.2.10
市	117	有絵	絹本　極彩色額装　羅漢図	郷土資料館収蔵	いすみ市	H6.2.10
市	118	有絵	絹本　水墨額装　虎図	郷土資料館収蔵	いすみ市	H6.2.10
市	119	有絵	絹本　水墨額装　鯉図	郷土資料館収蔵	いすみ市	H6.2.10
市	120	有絵	絹本　極彩色額装　琴棋書画図	郷土資料館収蔵	いすみ市	H6.2.10
市	121	有絵	絹本　水墨軸装　布袋図	郷土資料館収蔵	いすみ市	H6.2.10
市	122	有絵	絹本　水墨淡彩軸装　鷹図	郷土資料館収蔵	いすみ市	H6.2.10
市	123	有絵	絹本　極彩色軸装　菊慈童	郷土資料館収蔵	いすみ市	H6.2.10
市	124	有絵	絹本　極彩色軸装　西王母図	郷土資料館収蔵	いすみ市	H6.2.10
市	125	有彫	木造飯縄権現立像	万木1111	三光寺	H6.5.27
市	126	有彫	木造愛宕権現像	万木1111	三光寺	H6.5.27
市	127	有絵	板絵馬　孔雀図	郷土資料館収蔵	三光寺	H6.5.27

区分	No.	区分	名　　称	所在地指定地伝承地	所有者又は伝承者	指定年月日
市	128	有絵	板絵馬　神功皇后と武内宿禰図	郷土資料館収蔵	三光寺	H6.5.27
市	129	有絵	板絵馬　川中島合戦図	郷土資料館収蔵	三光寺	H6.5.27
市	130	有絵	板絵馬　新羅三郎別れの図	郷土資料館収蔵	三光寺	H6.5.27
市	131	有絵	板絵馬　韓信の股くぐり	郷土資料館収蔵	三光寺	H6.5.27
市	132	有書	小林一茶短冊	行川	個人蔵	H7.3.31
市	133	有典	里丸自筆「杉間集」・原稿	郷土資料館収蔵	いすみ市	H7.3.31
市	134	有典	里丸「雪のかつら」	郷土資料館収蔵	いすみ市	H7.3.31
市	135	有絵	葦田神社縁起絵巻	郷土資料館収蔵	いすみ市	H7.3.31
市	136	記天	妙隆寺モチの木	島1028	妙隆寺	H7.3.31
市	137	有建	飯縄寺仁王門	岬町和泉2935-1	飯縄寺	H 7.5.26
市	138	有建	飯縄寺の鐘楼	岬町和泉2935-1	飯縄寺	H 7.5.26
市	139	有工	臼井郷・中滝郷領主阿部氏合同位牌一札	岬町中滝1467	滝見寺	H 8.2.1
市	140	記天	八乙女大杉	八乙女宮前241	根尾神社	H8.3.22
市	141	有彫	木造不動明王立像	小又井195	宝泉寺	H8.3.22
市	142	有民	白山神社三番叟面　衣装　器具	能実区	白山神社	H8.3.22
市	143	有書	日惺上人曼荼羅	万木	個人蔵	H8.3.22
市	144	有絵	紙本　極彩色額装　物語絵巻断巻	能実	個人蔵	H8.3.22
市	145	有絵	紙本　極彩色額装　農耕図	荻原	個人蔵	H8.3.22
市	146	有絵	紙本　淡彩軸装　鷹図	荻原	個人蔵	H8.3.22
市	147	有絵	紙本　水墨軸装　雲龍図	荻原	個人蔵	H8.3.22
市	148	有絵	絹本　極彩色額装　弁財天図	郷土資料館収蔵	いすみ市	H8.3.22
市	149	有絵	絹本　極彩色軸装　山水図	郷土資料館収蔵	いすみ市	H8.3.22
市	150	有絵	絹本　極彩色軸装　滕王閣図	郷土資料館収蔵	いすみ市	H8.3.22
市	151	有絵	絹本　水墨軸装　林和靖図	郷土資料館収蔵	いすみ市	H8.3.22
市	152	有絵	絹本　極彩色額装　農耕図	郷土資料館収蔵	いすみ市	H8.3.22
市	153	有建	飯縄寺の水屋	岬町和泉2935-1	飯縄寺	H 8.10.15

区分	No.	区分	名　　称	所在地指定地伝承地	所有者又は伝承者	指定年月日
市	154	有建	妙泉寺楼門	行川570	妙泉寺	H8.12.20
市	155	有建	三光寺山門	万木1111	三光寺	H8.12.20
市	156	有絵	杉戸絵梅花めじろ図付桜花燕尾長鳥の図	須賀谷283	能満寺	H8.12.20
市	157	有絵	杉戸絵富士山麓風俗の図付鶴の図	須賀谷283	能満寺	H8.12.20
市	158	有絵	杉戸絵花見風俗の図付燕の図	須賀谷283	能満寺	H8.12.20
市	159	有彫	龍と波の図付仏壇	苅谷	個人蔵	H8.12.20
市	160	有彫	波乗り龍　波に犀	荻原908	勢国寺	H8.12.20
市	161	有彫	石造地蔵菩薩立像	万木1244	桂林寺	H8.12.20
市	162	有彫	銅造中興の像	須賀谷283	能満寺	H8.12.20
市	163	有書	一茶筆懐紙	行川	個人蔵	H8.12.20
市	164	有歴	小苅谷地先道標	弥正字亀ノ甲	いすみ市	H8.12.20
市	165	有歴	弥正地先道標	弥正字明神台	弥正区	H8.12.20
市	166	記史	国府台城址	国府台	国府台区	H8.12.20
市	167	記天	松丸大ヤマモモ	松丸	個人蔵	H8.12.20
市	168	記天	妙泉寺ヒメハルゼミ発生地	行川570	妙泉寺	H10.2.5
市	169	記天	妙泉寺スダジイ	行川570	妙泉寺	H10.2.5
市	170	記天	妙隆寺スダジイの森	島1028-1	妙隆寺	H10.2.5
市	171	記天	東漸寺スダジイ	国府台59	東漸寺	H10.2.5
市	172	有彫	硯山長福寺本堂欄間三面	下布施757	長福寺	H10. 5.15
市	173	民有	紙本著色軸装地獄極楽図	郷土資料館保管	円蔵律寺	H12.3.28
市	174	有絵	絹本著色額装大川納涼図・大川散策図	神置	個人蔵	H12.3.28
市	175	有歴	田丸健良旧宅「松庵」扁額	弥正	個人蔵	H12.3.28
市	176	記天	中原玉崎神社境内の椎の木群生地	岬町中原3628	個人蔵	H12.10.13
市	177	有絵	田丸健良像	今関	個人蔵	H14.3.22
市	178	有歴	深谷地先道標	深谷船岡地先	深谷区	H14.3.22
市	179	有建	徳本行者南無阿弥陀仏名号塔	深谷1808-1	円蔵律寺	H14.3.22

区分	No.	区分	名　　称	所在地指定地伝承地	所有者又は伝承者	指定年月日
市	180	有絵	絵画「月明」	郷土資料館収蔵	いすみ市	H14. 8.12
市	181	有絵	十六善神画像	荻原2136	行元寺	H15.3.19
市	182	有歴	東頭山年中記録	荻原2136	行元寺	H15.3.19
市	183	有古	妙泉寺古文書	行川570	妙泉寺	H15.3.19
市	184	有古	光福寺古文書	大野1107	光福寺	H15.3.19
市	185	有彫	木造金剛力士立像	岬町岩熊1054	法華寺	H16.3.1
市	186	記史	特攻機「桜花四三乙型」行川基地跡	行川526	個人蔵	H16.3.23
市	187	有絵	板絵馬　天狗と牛若丸の図	苅谷630	国吉神社	H16.3.23
市	188	有古	吉原家古文書	作田	個人蔵	H17.3.23
市	189	記天	山田杉ノ谷の穴堰と鍾乳石	山田	個人蔵	H17.10.24
市	190	民無	畑の神楽	山田5972	畑神楽保存会	H17.11.22
市	191	有彫	不動明王立像	荻原2136	行元寺	H17.11.18
市	192	記史	行元寺下横穴墓群	荻原2150	行元寺	H17.11.18
市	193	民無	作田稲荷囃子	作田区	作田稲荷囃子保存会	H17.11.18
市	194	有彫	毘沙門天立像	荻原2136	行元寺	H17.11.18
市	195	有彫	熊野神社神輿彫刻附木札	郷土資料館保管	熊野神社	H19.3.27
市	196	有絵	板絵「合戦図」	山田	個人蔵	H19.3.27
市	197	有歴	揚水車図	大原	個人蔵	H24.4.20
市	198	記天	日月神社のホルトノキ	新田	日月神社	H25.5.24
市	199	記天	イスミスズカケ自生地	市内	個人所有地	R1.7.16

[資料 19-1]義援金品の受領証（様式）

災害義援金品の受領証

1　金　　額　　￥

2　品　　名

　　ただし

上記のとおり受領いたしました。

年　　月　　日

様

いすみ市長　　㊞

※　備　　考

住所	電話

［資料 19-2］罹災証明申請書及び罹災証明書（様式）

（整理番号）

罹災証明申請書

令和　　年　　月　　日

いすみ市長　　様

次の事項に係る罹災状況について証明願います。

住　　所

氏　　名　　㊞

電話番号

世帯主住所						
世帯主氏名						
世帯構成員	氏　名	続柄	年齢	氏　名	続柄	年齢

罹災原因	

被災住家※の所在地	
住家※の被害の程度	□全壊 □大規模半壊 □中規模半壊 □半壊 □準半壊 □準半壊に至らない（一部損壊）
浸水区分	□床上浸水□床下浸水

※住家とは、現実に居住（世帯が生活の本拠として日常的に使用していることをいう。）のために使用している建物のこと。（被災者生活再建支援金や災害救助法による住宅の応急修理等の対象となる住家）

住家以外の被害	

（整理番号）

罹 災 証 明 書

所有主住所	
所有主氏名	

世帯構成員	氏　名	続柄	年齢	氏　名	続柄	年齢

罹災原因	

被災住家※の所在地	
住家※の被害の程度	□全壊 □大規模半壊 □中規模半壊 □半壊 □準半壊 □準半壊に至らない（一部損壊）
浸水区分	□床上浸水□床下浸水

※住家とは、現実に居住（世帯が生活の本拠として日常的に使用していることをいう。）のために使用している建物 のこと。（被災者生活再建支援金や災害救助法による住宅の応急修理等の対象となる住家）

住家以外の被害	

上記のとおり、相違ないことを証明します。

令和　　年　　月　　日

いすみ市長　　㊞

［資料 19-3］被災証明書（様式）

被 災 証 明 願

令和　　年　　月　　日

いすみ市長　　様

住　所

申請者　　氏　名　　印

電　話

次の事項に係る被災状況について証明願います。

<table>
<tr><td colspan="2">被災者氏名</td><td colspan="5">フリガナ</td></tr>
<tr><td colspan="7">1. 被災日時　　令和　年　月　日　　時　分</td></tr>
<tr><td colspan="7">2. 被災の原因</td></tr>
<tr><td colspan="7">3. 被災物件等の表示、ならびに被災程度</td></tr>
<tr><td colspan="7">物件所在地　　いすみ市</td></tr>
<tr><td rowspan="2">建物等</td><td>種類</td><td>□ 持家　□ 住家
□ 借家　□ 非住家
*借家の場合、所有者を記載してください。
物件所有者</td><td>構造</td><td></td><td>面積</td><td>㎡</td></tr>
<tr><td>被災程度</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td>備考</td><td colspan="6"></td></tr>
</table>

い　税　第　　号

上記のとおり被災したことを証明します。

令和　　年　　月　　日

千葉県いすみ市長

[資料 19-4]応急仮設住宅台帳（様式）

応急仮設住宅台帳

応急仮設住宅番号	世帯主氏名	家族数(人)	所在地	構造区分	面積	敷地区分	着工月日	竣工月日	入居月日	経費(円)	備考

［資料 19-5］都市公園一覧

地域名	公園名	所在地	面積（㎡）	備考
大原	伊能滝公園	深堀1614	1,571	
	瀬崎公園	深堀1606	1,287	
	梶野下公園	深堀264-1	1,430	
	塩田公園	深堀103	1,065	
	沢田公園	大原8314-1	1,748	
	そてつ山公園	大原台114-13	4,227	
	あおぎり公園	大原台427-61	1,388	
	たぶのき公園	大原台401-9	2,964	
	やしのき公園	大原台113-12	498	
	ねむのき公園	大原台311-9	626	
	つばき公園	大原台321-8	535	
	ばら公園	大原台202-12	633	
	蔵屋敷公園	大原 1906-6	279	公園部分183㎡
	仲ノ台公園	大原 2077-27、2077-41	510	
	大原駅前北広場公園	大原 8747-5	619	
	大原駅前南広場公園	大原 8737-5	153	
	大原台公園	大原台325	15,361	
	椿公園	深堀539	27,550	
	いすみ市運動公園	釈迦谷1077他	166,971	
岬	長者児童公園	岬町長者95-2	729	
	椎木児童公園	岬町椎木1701-2	1,225	
	音羽の森公園	岬町鴨根1168-1	6,620	
	古沢公園	岬町榎沢1871	8,411	
	太東公園	岬町椎木380-13	268	

［資料 20-1］市内河川一覧

［二級河川］

水系名	河川名	指定延長（m）		流域面積（km²）
夷隅川	夷隅川	左・右岸各	65,063	299.40
〃	江場土川	左・右岸各	2,700	7.60
〃	落合川	左・右岸各	9,927	47.10
〃	山田川	左・右岸各	8,100	13.40
〃	大野川	左・右岸各	8,120	4.80
塩田川	塩田川	左・右岸各	3,670	33.60
〃	新田川	左・右岸各	1,400	5.20

［準用河川］

水系名	河川名	指定延長（m）		流域面積（km²）
夷隅川	松丸川	左・右岸各	3,500	
〃	神置川	左・右岸各	5,000	
〃	正立寺川	左・右岸各	2,000	
〃	初音川	左・右岸各	2,000	
〃	権現堂川	左・右岸各	400	
〃	須賀谷川	左・右岸各	700	
〃	上山田川	左・右岸各	6,300	8.10
〃	奥山田川	左・右岸各	550	
〃	椎木川	左・右岸各	2,250	7.00
〃	桑田川	左・右岸各	2,200	7.30
〃	三軒屋川	左・右岸各	1,300	3.80
〃	弓取川	左・右岸各	720	1.50
江場土川	海老川	左・右岸各	3,400	
塩田川	上塩田川	左・右岸各	3,750	9.20
ビチャ川	ビチャ川	左・右岸各	900	0.53

［資料 20-2］高潮、津波等により被害を受ける危険のある区域

［国土交通省（旧建設省）所管海岸］

沿岸名	海岸名	地区海岸名	延長(m)	告示番号及び年月日
千葉東（旧外房）	大　原	日在浦	3,100	千第197号　S53.3.10
千葉東（旧外房）	和　泉	和泉浦	1,500	千第33号　S58.11.15 千第198号　S53.3.10 千第271号　S55.3.18
千葉東（旧外房）	大船谷	大船谷	5,170	千第77号　S53.1.27
千葉東（旧九十九里）	太　東	太　東	3,500	千第267号の2　S33.5.31

［農林水産省所管海岸］

沿岸名	漁港・海岸名	延長(m)	区域	管理者
千葉東	太　東	693	千葉県告示第684号　H3.7.23	千葉県
千葉東	大　原	810	千葉県告示第1109号　H8.12.27	千葉県
千葉東	岩　船	753	千葉県告示第597,598号　H5.6.22	いすみ市

[資料 20-3]山地災害危険地区等

[山腹崩壊危険地区（民有林）]　　令和３年３月１日現在

地域名	危険地区番号	大字	字	地域名	危険地区番号	大字	字
夷隅	1	須賀谷	宝蔵寺前	夷隅	54	荻原	浅ノ谷
夷隅	2	萩原	大作	夷隅	55	荻原	一丁目
夷隅	3	萩原	神明前	夷隅	56	荻原	夕定
夷隅	4	荻原	滝ノ下	夷隅	57	荻原	東谷
夷隅	5	萩原	糖田	夷隅	58	深谷	不動谷
夷隅	6	正立寺	伊北	夷隅	59	深谷	塚根
夷隅	9	須賀谷	黒ヶ谷	夷隅	60	松丸	向台
夷隅	10	松丸	浅間下	夷隅	61	万木	上行寺前
夷隅	11	萩原	堀切下	夷隅	62	神置	堰下
夷隅	12	萩原	立石	夷隅	63	正立寺	伊北
夷隅	13	深谷	童子谷	夷隅	64	柿和田	東根
夷隅	14	国府台	小畔	夷隅	65	作田	中里
夷隅	16	大野	藤倉	夷隅	66	八乙女	仲ノ台
夷隅	17	大野	長坂	夷隅	67	引田	部田
夷隅	18	作田	大沢	夷隅	68	弥正	台
夷隅	19	須賀谷	飯盛面	夷隅	69	大野	札曽
夷隅	20	須賀谷	薙子の前	夷隅	70	国府台	東小倉山
夷隅	21	須賀谷	面切	夷隅	71	国府台	格ヶ谷
夷隅	22	須賀谷	梅ノ木谷	夷隅	72	国府台	小倉山
夷隅	23	須賀谷	謄棚	夷隅	73	国府台	西ノ谷
夷隅	24	須賀谷	坂ノ谷	夷隅	74	国府台	薊台
夷隅	25	須賀谷	宮ノ谷	夷隅	75	国府台	権現山
夷隅	26	須賀谷	甲向	夷隅	76	国府台	下柳生
夷隅	27	須賀谷	甲向	夷隅	77	大野	大津
夷隅	28	須賀谷	苗代町	夷隅	78	大野	鴻之巣
夷隅	29	須賀谷	向台	夷隅	79	大野	越口
夷隅	30	須賀谷	椎ノ木	夷隅	80	須賀谷	殿下
夷隅	31	須賀谷	宮前	夷隅	81	須賀谷	古希堰
夷隅	32	神置	宮ノ下	夷隅	82	須賀谷	桑曽根
夷隅	33	荻原	滝ノ下	大原	1	大原	西大和田
夷隅	34	荻原	床代	大原	2	細尾	大和田
夷隅	35	荻原	神明前	大原	3	沢部	小深谷
夷隅	36	荻原	神明前	大原	4	沢部	日影
夷隅	37	荻原	三久	大原	5	長志	千光寺
夷隅	38	荻原	関谷	大原	7	長志	殿谷
夷隅	39	荻原	立石	大原	8	下布地	下前
夷隅	40	荻原	八坂下	大原	9	下布地	日渡
夷隅	41	能実	境	大原	10	下布地	三王台
夷隅	42	能実	境	大原	11	釈迦谷	居蔵根
夷隅	43	能実	部田	大原	12	釈迦谷	中西部田
夷隅	44	能実	榎戸	大原	13	釈迦谷	小山
夷隅	45	能実	上谷	大原	14	釈迦谷	輪ノ内
夷隅	46	松丸	浅間下	大原	16	岩船	殿谷
夷隅	47	松丸	上行寺	大原	17	小池	郷根
夷隅	48	能実	道成	大原	18	下原	生嶋
夷隅	49	作田	上野	大原	19	山田	上小網
夷隅	50	作田	新生	大原	20	新田野	谷
夷隅	51	荻原	深谷	大原	21	新田	下七曲
夷隅	52	荻原	蔵前	大原	22	新田	上岸
夷隅	53	荻原	古屋之谷	大原	23	新田	美シ部田

地域名	危険地区番号	大字	字	地域名	危険地区番号	大字	字
大原	24	釈迦谷	大桜	大原	77	山田	菅之谷
大原	25	小沢	加茂台	大原	78	山田	菅之谷
大原	26	岩船	竹田	大原	79	下布施	堀之内
大原	27	岩船	関内	大原	80	下布施	堀之内
大原	28	大原	奥小山	大原	81	上布施	押替前
大原	29	新田	宮ノ台	大原	82	上布施	行事谷
大原	30	岩船	池之台	大原	83	下布施	下徳蓮寺
大原	32	下原	鏡谷	大原	84	下布施	下徳蓮寺
大原	33	下原	米ケ原	大原	85	下布施	東谷
大原	34	下原	南米ヶ原	大原	86	下布施	南蓮池
大原	35	新田野	谷	大原	87	下布施	本谷
大原	36	新田野	鎮守前	大原	88	下布施	井戸沢
大原	37	新田野	清水	大原	89	釈迦谷	大佛
大原	38	新田野	市原	大原	90	小沢	新田
大原	39	新田野	生嶋向	大原	91	小沢	狭間
大原	40	高谷	子安	大原	92	大原	大芝
大原	41	高谷	壁山	大原	95	小沢	宮ノ脇
大原	42	佐室	四坊，寺沢	大原	96	岩船	宮ノ脇
大原	43	若山	妙ノ谷	大原	97	岩船	寺ノ谷
大原	44	若山	若山	大原	98	岩船	下口
大原	45	若山	日宮下	大原	99	小沢	屋敷下
大原	46	飯塚	内飯塚	大原	100	岩船	粟須賀
大原	47	新田	内飯塚	大原	102	岩船	竹之口
大原	48	新田	上岸	大原	103	小沢	谷口
大原	49	新田	大黒塚	大原	104	大原	狭間
大原	50	新田	上岸	大原	105	小池	狭間
大原	51	新田	大黒塚	大原	108	深堀	御室
大原	52	山田	飯塚	大原	109	高谷	上大練
大原	53	山田	井薮	大原	110	大原	内苗代
大原	54	山田	上宮田	大原	111	大原	間瀬淵
大原	55	山田	茅場	大原	112	大原	熊野前
大原	56	山田	鵜野辺田	岬	1	岬町谷上	選台
大原	57	山田	勝台	岬	2	岬町谷上	蒲田
大原	58	新田	山崎部田	岬	3	岬町岩熊	原
大原	59	新田	新田谷	岬	4	岬町市野々	堰本下谷
大原	60	大原	村野台	岬	5	岬町岩熊	境
大原	63	大原	向井山	岬	6	岬町岩熊	花貫谷
大原	64	大原	管ノ谷	岬	7	岬町岩熊	大屋敷
大原	65	大原	坂ノ下	岬	8	岬町東小高	宮ノ下
大原	66	新田	東一澤水	岬	9	岬町東小高	開沢
大原	67	釈迦谷	寺台	岬	10	岬町三門	東前
大原	68	釈迦谷	南谷	岬	11	岬町鴨根	岩井崎
大原	69	新田	妙部田	岬	12	岬町嘉谷	梅木中
大原	70	釈迦谷	夏焼	岬	13	岬町嘉谷	吹来中
大原	71	長志	南谷	岬	14	岬町嘉谷	桜山
大原	72	下布施	硯	岬	15	岬町市野々	堰谷
大原	73	下布施	北郷戸	岬	16	岬町谷上	荒久野谷
大原	74	長志	高野台	岬	18	岬町岩熊	井識
大原	75	山田	木之根沢	岬	19	岬町榎沢	下孕
大原	76	山田	鎧沢内寒沢	岬	20	岬町岩熊	遠野

地域名	危険地区番号	大字	字	地域名	危険地区番号	大字	字
岬	21	岬町岩熊	金月谷	岬	44	岬町榎沢	孕戸
岬	22	岬町和泉	雀島	岬	45	岬町榎沢	中孕戸
岬	23	岬町和泉	大豆ヶ谷	岬	46	岬町榎沢	脇ノ谷
岬	24	岬町鴨根	大屋根	岬	47	岬町谷上	選谷
岬	25	岬町東小高	星山	岬	48	岬町椎木	谷ノ平地
岬	26	岬町三門	南打越	岬	49	岬町岩熊	松作谷
岬	27	岬町市野々	更目木	岬	50	岬町岩熊	保目
岬	28	岬町市野々	小山	岬	51	岬町中滝	沼
岬	29	岬町市野々	南谷	岬	52	岬町中滝	二又
岬	30	岬町市野々	苗代町	岬	53	岬町和泉	豆ヶ谷
岬	31	岬町市野々	畑ノ谷	岬	54	岬町和泉	下埋田
岬	32	岬町市野々	四反目	岬	55	岬町嘉谷	長所
岬	33	岬町谷上	竜	岬	56	岬町鴨根	揚場土
岬	34	岬町谷上	竜前	岬	57	岬町東小高	宮ノ下
岬	35	岬町谷上	弓田	岬	58	岬町東小高	草敷
岬	36	岬町市野々	御美谷	岬	59	岬町鴨根	前芦上
岬	37	岬町市野々	藪	岬	60	岬町鴨根	実芦上
岬	38	岬町市野々	井戸谷	岬	61	岬町三門	豆塚
岬	39	岬町岩熊	宮敷	岬	62	岬町井沢	東小沼
岬	40	岬町岩熊	須架留田	岬	63	岬町井沢	矢田
岬	41	岬町岩熊	田谷須架留	岬	64	岬町嘉谷	上滝前
岬	42	岬町岩熊	久根深	岬	65	岬町榎沢	西鐘撞
岬	43	岬町岩熊	原				

［崩壊土砂流出危険地区（民有林）］

地域名	危険地区番号	大　字	字
夷隅	1	大野	荒木根

［資料 20-4］重要水防箇所一覧

河川名	危険個所（地先名）	延長(m)		想定される水防工法又は対策
		右岸	左岸	
落合川	佐室	4,330	3,530	
塩田川	寄瀬～造式	500		積み土のう工
夷隅川	苅谷	10	10	積み土のう工

[資料 20-5]土砂災害警戒区域　　令和３年６月２４日現在

番号	指定箇所	区域の名称	自然現象の種類	告示日	警戒区域告示番号	特別警戒区域告示番号
1	いすみ市上布施押替	上布施9	急傾斜地の崩壊	平成20年6月13日	千第546号	千第548号
2	いすみ市下布施名熊	下布施5	急傾斜地の崩壊	平成20年6月13日	千第546号	千第548号
3	いすみ市下布施名熊	下布施6	急傾斜地の崩壊	平成20年6月13日	千第546号	千第548号
4	いすみ市下布施名熊	下布施7	急傾斜地の崩壊	平成20年6月13日	千第546号	千第548号
5	いすみ市下布施大寺	下布施10	急傾斜地の崩壊	平成20年6月13日	千第546号	千第548号
6	いすみ市下布施大寺	下布施11	急傾斜地の崩壊	平成20年6月13日	千第546号	千第548号
7	いすみ市下布施硯	下布施20	急傾斜地の崩壊	平成20年6月13日	千第546号	千第548号
8	いすみ市下布施名熊	下布施21	急傾斜地の崩壊	平成20年6月13日	千第546号	千第548号
9	いすみ市下布施名熊	下布施22	急傾斜地の崩壊	平成20年6月13日	千第546号	千第548号
10	いすみ市小沢	根	急傾斜地の崩壊	平成21年5月22日	千第450号	千第452号
11	いすみ市岩船	舟谷	急傾斜地の崩壊	平成21年5月22日	千第450号	千第452号
12	いすみ市神置	神置	急傾斜地の崩壊	平成21年5月22日	千第450号	千第452号
13	いすみ市須賀谷	上須賀谷	急傾斜地の崩壊	平成21年5月22日	千第450号	千第452号
14	いすみ市岩船	岡ノ谷1	急傾斜地の崩壊	平成22年5月14日	千第401号	千第403号
15	いすみ市岩船	岡ノ谷2	急傾斜地の崩壊	平成22年5月14日	千第401号	千第403号
16	いすみ市岩船	岩船9	急傾斜地の崩壊	平成22年5月14日	千第401号	千第403号
17	いすみ市岩船	三十根1	急傾斜地の崩壊	平成22年5月14日	千第401号	千第403号
18	いすみ市岩船	岩船10	急傾斜地の崩壊	平成22年5月14日	千第401号	千第403号
19	いすみ市岩船	岩船11	急傾斜地の崩壊	平成22年5月14日	千第401号	千第403号
20	いすみ市岩船	岩船22	急傾斜地の崩壊	平成22年5月14日	千第401号	千第403号
21	いすみ市岩船	岩船12	急傾斜地の崩壊	平成22年5月14日	千第401号	千第403号
22	いすみ市岩船	岩船14	急傾斜地の崩壊	平成22年5月14日	千第401号	千第403号
23	いすみ市岩船	岩船2	急傾斜地の崩壊	平成22年5月14日	千第401号	千第403号
24	いすみ市岩船	岩船15	急傾斜地の崩壊	平成22年5月14日	千第401号	千第403号
25	いすみ市高谷	高谷4	急傾斜地の崩壊	平成22年5月14日	千第401号	千第403号
26	いすみ市下原	細尾2	急傾斜地の崩壊	平成22年5月14日	千第401号	千第403号
27	いすみ市山田	山田8	急傾斜地の崩壊	平成22年5月14日	千第401号	千第403号
28	いすみ市山田	山田3	急傾斜地の崩壊	平成22年5月14日	千第401号	千第403号
29	いすみ市山田	山田17	急傾斜地の崩壊	平成22年5月14日	千第401号	千第403号
30	いすみ市若山	若山3	急傾斜地の崩壊	平成22年5月14日	千第401号	千第403号
31	いすみ市若山	若山2	急傾斜地の崩壊	平成22年5月14日	千第401号	千第403号

番号	指定箇所	区域の名称	自然現象の種類	告示日	警戒区域告示番号	特別警戒区域告示番号
32	いすみ市小澤	小沢9	急傾斜地の崩壊	平成22年5月14日	千第401号	千第403号
33	いすみ市小池	小池6	急傾斜地の崩壊	平成22年5月14日	千第401号	千第403号
34	いすみ市新田	新田6	急傾斜地の崩壊	平成22年5月14日	千第401号	千第403号
35	いすみ市若山	若山	急傾斜地の崩壊	平成22年5月14日	千第401号	千第403号
36	いすみ市新田野	新田野2	急傾斜地の崩壊	平成22年5月14日	千第401号	千第403号
37	いすみ市大原	大原16	急傾斜地の崩壊	平成22年5月14日	千第401号	千第403号
38	いすみ市大原	小東田	急傾斜地の崩壊	平成22年5月14日	千第401号	千第403号
39	いすみ市大原	大原34	急傾斜地の崩壊	平成22年5月14日	千第401号	千第403号
40	いすみ市大原	八幡	急傾斜地の崩壊	平成22年5月14日	千第401号	千第403号
41	いすみ市大原	大原10	急傾斜地の崩壊	平成22年5月14日	千第401号	千第403号
42	いすみ市大原	大原21	急傾斜地の崩壊	平成22年5月14日	千第401号	千第403号
43	いすみ市大原	大原22	急傾斜地の崩壊	平成22年5月14日	千第401号	千第403号
44	いすみ市大原	大原23	急傾斜地の崩壊	平成22年5月14日	千第401号	千第403号
45	いすみ市大原	大原24	急傾斜地の崩壊	平成22年5月14日	千第401号	千第403号
46	いすみ市大原	大原30	急傾斜地の崩壊	平成22年5月14日	千第401号	千第403号
47	いすみ市大原	大原31	急傾斜地の崩壊	平成22年5月14日	千第401号	千第403号
48	いすみ市大原	大原33	急傾斜地の崩壊	平成22年5月14日	千第401号	千第403号
49	いすみ市岬町井沢	井沢2	急傾斜地の崩壊	平成22年5月14日	千第401号	千第403号
50	いすみ市岬町榎沢	榎沢5	急傾斜地の崩壊	平成22年5月14日	千第401号	千第403号
51	いすみ市岬町岩熊	岩熊14	急傾斜地の崩壊	平成22年5月14日	千第401号	千第403号
52	いすみ市岬町岩熊	岩熊8	急傾斜地の崩壊	平成22年5月14日	千第401号	千第403号
53	いすみ市岬町岩熊	岩熊9	急傾斜地の崩壊	平成22年5月14日	千第401号	千第403号
54	いすみ市岬町岩熊	岩熊12	急傾斜地の崩壊	平成22年5月14日	千第401号	千第403号
55	いすみ市岬町岩熊	岩熊25	急傾斜地の崩壊	平成22年5月14日	千第401号	千第403号
56	いすみ市岬町岩熊	岩熊26	急傾斜地の崩壊	平成22年5月14日	千第401号	千第403号
57	いすみ市岬町桑田	桑田1	急傾斜地の崩壊	平成22年5月14日	千第401号	千第403号
58	いすみ市岬町谷上	谷上14	急傾斜地の崩壊	平成22年5月14日	千第401号	千第403号
59	いすみ市岬町谷上	谷上11	急傾斜地の崩壊	平成22年5月14日	千第401号	千第403号
60	いすみ市岬町谷上	東一ノ作	急傾斜地の崩壊	平成22年5月14日	千第401号	千第403号
61	いすみ市岬町椎木	椎木4	急傾斜地の崩壊	平成22年5月14日	千第401号	千第403号
62	いすみ市岬町和泉	和泉6	急傾斜地の崩壊	平成22年5月14日	千第401号	千第403号
63	いすみ市岩船	三十根2	急傾斜地の崩壊	平成23年11月22日	千第781号	千第784号

番号	指定箇所	区域の名称	自然現象の種類	告示日	警戒区域告示番号	特別警戒区域告示番号
64	いすみ市大原	小東田2	急傾斜地の崩壊	平成23年11月22日	千第781号	特別警戒区域なし
65	いすみ市大原	大原17	急傾斜地の崩壊	平成23年11月22日	千第781号	千第784号
66	いすみ市大原	大原19	急傾斜地の崩壊	平成23年11月22日	千第781号	千第784号
67	いすみ市大原	大原20	急傾斜地の崩壊	平成23年11月22日	千第781号	千第784号
68	いすみ市下布施	下布施17	急傾斜地の崩壊	平成23年11月22日	千第781号	千第784号
69	いすみ市下布施	下布施18	急傾斜地の崩壊	平成23年11月22日	千第781号	千第784号
70	いすみ市上布施	上布施10	急傾斜地の崩壊	平成23年11月22日	千第781号	千第784号
71	いすみ市小沢	小沢2	急傾斜地の崩壊	平成23年11月22日	千第781号	千第784号
72	いすみ市小沢	小沢3	急傾斜地の崩壊	平成23年11月22日	千第781号	千第784号
73	いすみ市小沢	小沢4	急傾斜地の崩壊	平成23年11月22日	千第781号	千第784号
74	いすみ市小沢	小沢5	急傾斜地の崩壊	平成23年11月22日	千第781号	千第784号
75	いすみ市小沢	小沢7	急傾斜地の崩壊	平成23年11月22日	千第781号	千第784号
76	いすみ市小沢	小沢8	急傾斜地の崩壊	平成23年11月22日	千第781号	千第784号
77	いすみ市小沢	小沢10	急傾斜地の崩壊	平成23年11月22日	千第781号	千第784号
78	いすみ市小沢	小沢11	急傾斜地の崩壊	平成23年11月22日	千第781号	千第784号
79	いすみ市小沢	小沢12	急傾斜地の崩壊	平成23年11月22日	千第781号	千第784号
80	いすみ市小沢	小沢13	急傾斜地の崩壊	平成23年11月22日	千第781号	千第784号
81	いすみ市小沢	小沢14	急傾斜地の崩壊	平成23年11月22日	千第781号	千第784号
82	いすみ市小沢	小沢15	急傾斜地の崩壊	平成23年11月22日	千第781号	千第784号
83	いすみ市岩船	岩船8	急傾斜地の崩壊	平成23年11月22日	千第781号	千第784号
84	いすみ市岩船	岩船13	急傾斜地の崩壊	平成23年11月22日	千第781号	千第784号
85	いすみ市岩船	岩船17	急傾斜地の崩壊	平成23年11月22日	千第781号	千第784号
86	いすみ市岩船	岩船18	急傾斜地の崩壊	平成23年11月22日	千第781号	千第784号
87	いすみ市岩船	岩船19	急傾斜地の崩壊	平成23年11月22日	千第781号	千第784号
88	いすみ市小沢	小沢1	急傾斜地の崩壊	平成23年11月22日	千第781号	千第784号
89	いすみ市小池	小池4	急傾斜地の崩壊	平成23年11月22日	千第781号	千第784号
90	いすみ市小池	小池5	急傾斜地の崩壊	平成23年11月22日	千第781号	千第784号
91	いすみ市大原	大原18	急傾斜地の崩壊	平成23年11月22日	千第781号	千第784号
92	いすみ市大原台	大原台1	急傾斜地の崩壊	平成23年11月22日	千第781号	千第784号
93	いすみ市小沢	小沢21	急傾斜地の崩壊	平成23年11月22日	千第781号	千第784号
94	いすみ市岩船	岩船21	急傾斜地の崩壊	平成23年11月22日	千第781号	千第784号

番号	指定箇所	区域の名称	自然現象の種類	告示日	警戒区域告示番号	特別警戒区域告示番号
95	いすみ市小池	小池1	急傾斜地の崩壊	平成23年11月22日	千第781号	千第784号
96	いすみ市大原	大原1	急傾斜地の崩壊	平成23年11月22日	千第781号	千第784号
97	いすみ市小沢	小沢22	急傾斜地の崩壊	平成23年11月22日	千第781号	千第784号
98	いすみ市小沢	小沢23	急傾斜地の崩壊	平成23年11月22日	千第781号	千第784号
99	いすみ市小沢	小沢24	急傾斜地の崩壊	平成23年11月22日	千第781号	千第784号
100	いすみ市小沢	小沢25	急傾斜地の崩壊	平成23年11月22日	千第781号	千第784号
101	いすみ市小沢	小沢26	急傾斜地の崩壊	平成23年11月22日	千第781号	千第784号
102	いすみ市小沢	小沢27	急傾斜地の崩壊	平成23年11月22日	千第781号	千第784号
103	いすみ市小沢	小沢28	急傾斜地の崩壊	平成23年11月22日	千第781号	千第784号
104	いすみ市小沢	小沢29	急傾斜地の崩壊	平成23年11月22日	千第781号	千第784号
105	いすみ市小池	小池10	急傾斜地の崩壊	平成23年11月22日	千第781号	千第784号
106	いすみ市岩船	谷畑1	急傾斜地の崩壊	平成23年11月22日	千第781号	特別警戒区域なし
107	いすみ市岩船	谷畑2	急傾斜地の崩壊	平成23年11月22日	千第781号	千第784号
108	いすみ市岩船	井戸谷	急傾斜地の崩壊	平成23年11月22日	千第781号	千第784号
109	いすみ市岩船	中ノ谷1	急傾斜地の崩壊	平成23年11月22日	千第781号	千第784号
110	いすみ市岩船	中ノ谷2	急傾斜地の崩壊	平成23年11月22日	千第781号	千第784号
111	いすみ市岩船	中ノ谷3	急傾斜地の崩壊	平成23年11月22日	千第781号	千第784号
112	いすみ市小池	小池13	急傾斜地の崩壊	平成23年11月22日	千第781号	千第784号
113	いすみ市小池	小池14	急傾斜地の崩壊	平成23年11月22日	千第781号	千第784号
114	いすみ市小池	小池11	急傾斜地の崩壊	平成23年11月22日	千第781号	千第784号
115	いすみ市下布施	下布施1	急傾斜地の崩壊	平成23年11月22日	千第781号	千第784号
116	いすみ市山田	山田5	急傾斜地の崩壊	平成24年12月21日	千第715号	千第717号
117	いすみ市大原	大原8	急傾斜地の崩壊	平成25年3月8日	千第114号	千第115号
118	いすみ市大原	大原9	急傾斜地の崩壊	平成25年3月8日	千第114号	千第115号
119	いすみ市大原	大原12	急傾斜地の崩壊	平成25年3月8日	千第114号	千第115号
120	いすみ市大原	大原37	急傾斜地の崩壊	平成25年3月8日	千第114号	千第115号
121	いすみ市大原	大原38	急傾斜地の崩壊	平成25年3月8日	千第114号	千第115号
122	いすみ市大原	大原39	急傾斜地の崩壊	平成25年3月8日	千第114号	千第115号
123	いすみ市新田	新田13	急傾斜地の崩壊	平成25年3月8日	千第114号	千第115号
124	いすみ市新田	新田15	急傾斜地の崩壊	平成25年3月8日	千第114号	千第115号
125	いすみ市新田	新田16	急傾斜地の崩壊	平成25年3月8日	千第114号	千第115号

番号	指定箇所	区域の名称	自然現象の種類	告示日	警戒区域告示番号	特別警戒区域告示番号
126	いすみ市新田	新田17	急傾斜地の崩壊	平成25年3月8日	千第114号	千第115号
127	いすみ市下布施	下布施2	急傾斜地の崩壊	平成25年3月8日	千第114号	千第115号
128	いすみ市下布施	下布施23	急傾斜地の崩壊	平成25年3月8日	千第114号	千第115号
129	いすみ市下布施	下布施24	急傾斜地の崩壊	平成25年3月8日	千第114号	千第115号
130	いすみ市下布施	下布施25	急傾斜地の崩壊	平成25年3月8日	千第114号	千第115号
131	いすみ市上布施	上布施11	急傾斜地の崩壊	平成25年3月8日	千第114号	千第115号
132	いすみ市岬町岩熊	岩熊3	急傾斜地の崩壊	平成26年1月10日	千第9号	千第11号
133	いすみ市岬町岩熊	岩熊4	急傾斜地の崩壊	平成26年1月10日	千第9号	千第11号
134	いすみ市岬町岩熊	岩熊5	急傾斜地の崩壊	平成26年1月10日	千第9号	千第11号
135	いすみ市岬町岩熊	岩熊6	急傾斜地の崩壊	平成26年1月10日	千第9号	千第11号
136	いすみ市岬町岩熊	岩熊7	急傾斜地の崩壊	平成26年1月10日	千第9号	千第11号
137	いすみ市岬町岩熊	岩熊10	急傾斜地の崩壊	平成26年1月10日	千第9号	千第11号
138	いすみ市岬町岩熊	岩熊11	急傾斜地の崩壊	平成26年1月10日	千第9号	千第11号
139	いすみ市岬町岩熊	岩熊13	急傾斜地の崩壊	平成26年1月10日	千第9号	千第11号
140	いすみ市岬町岩熊	岩熊24	急傾斜地の崩壊	平成26年1月10日	千第9号	千第11号
141	いすみ市岬町岩熊	岩熊32	急傾斜地の崩壊	平成26年1月10日	千第9号	千第11号
142	いすみ市岬町岩熊	岩熊33	急傾斜地の崩壊	平成26年1月10日	千第9号	千第11号
143	いすみ市岬町岩熊	岩熊34	急傾斜地の崩壊	平成26年1月10日	千第9号	千第11号
144	いすみ市岬町岩熊	岩熊35	急傾斜地の崩壊	平成26年1月10日	千第9号	千第11号
145	いすみ市岬町榎沢	榎沢1	急傾斜地の崩壊	平成26年1月10日	千第9号	千第11号
146	いすみ市岬町榎沢	榎沢2	急傾斜地の崩壊	平成26年1月10日	千第9号	千第11号
147	いすみ市岬町榎沢	榎沢3	急傾斜地の崩壊	平成26年1月10日	千第9号	千第11号
148	いすみ市岬町榎沢	榎沢4	急傾斜地の崩壊	平成26年1月10日	千第9号	千第11号
149	いすみ市岬町榎沢	榎沢6	急傾斜地の崩壊	平成26年1月10日	千第9号	千第11号
150	いすみ市岬町榎沢	榎沢7	急傾斜地の崩壊	平成26年1月10日	千第9号	千第11号
151	いすみ市岬町榎沢	榎沢8	急傾斜地の崩壊	平成26年1月10日	千第9号	千第11号
152	いすみ市岬町榎沢	榎沢9	急傾斜地の崩壊	平成26年1月10日	千第9号	千第11号
153	いすみ市岬町榎沢	榎沢10	急傾斜地の崩壊	平成26年1月10日	千第9号	千第11号
154	いすみ市岬町榎沢	榎沢11	急傾斜地の崩壊	平成26年1月10日	千第9号	千第11号
155	いすみ市岬町榎沢	榎沢12	急傾斜地の崩壊	平成26年1月10日	千第9号	千第11号
156	いすみ市岬町榎沢	榎沢13	急傾斜地の崩壊	平成26年1月10日	千第9号	千第11号
157	いすみ市岬町榎沢	榎沢14	急傾斜地の崩壊	平成26年1月10日	千第9号	千第11号

番号	指定箇所	区域の名称	自然現象の種類	告示日	警戒区域告示番号	特別警戒区域告示番号
158	いすみ市岬町榎沢	榎沢30	急傾斜地の崩壊	平成26年1月10日	千第9号	千第11号
159	いすみ市岬町榎沢	榎沢31	急傾斜地の崩壊	平成26年1月10日	千第9号	千第11号
160	いすみ市岬町榎沢	榎沢32	急傾斜地の崩壊	平成26年1月10日	千第9号	千第11号
161	いすみ市岬町榎沢	榎沢33	急傾斜地の崩壊	平成26年1月10日	千第9号	千第11号
162	いすみ市岬町榎沢	榎沢34	急傾斜地の崩壊	平成26年1月10日	千第9号	千第11号
163	いすみ市岬町榎沢	榎沢35	急傾斜地の崩壊	平成26年1月10日	千第9号	千第11号
164	いすみ市岬町椎木	椎木1	急傾斜地の崩壊	平成26年1月10日	千第9号	千第11号
165	いすみ市岬町椎木	椎木2	急傾斜地の崩壊	平成26年1月10日	千第9号	千第11号
166	いすみ市岬町椎木、長生郡一宮町網田	椎木3	急傾斜地の崩壊	平成26年1月10日	千第9号	千第11号
167	いすみ市岬町椎木	椎木5	急傾斜地の崩壊	平成26年1月10日	千第9号	千第11号
168	いすみ市岬町椎木	椎木6	急傾斜地の崩壊	平成26年1月10日	千第9号	千第11号
169	いすみ市岬町椎木	椎木7	急傾斜地の崩壊	平成26年1月10日	千第9号	千第11号
170	いすみ市岬町椎木	椎木8	急傾斜地の崩壊	平成26年1月10日	千第9号	千第11号
171	いすみ市岬町椎木	椎木9	急傾斜地の崩壊	平成26年1月10日	千第9号	千第11号
172	いすみ市岬町椎木	椎木10	急傾斜地の崩壊	平成26年1月10日	千第9号	千第11号
173	いすみ市岬町谷上	谷上1	急傾斜地の崩壊	平成26年1月10日	千第9号	千第11号
174	いすみ市岬町谷上	谷上3	急傾斜地の崩壊	平成26年1月10日	千第9号	千第11号
175	いすみ市岬町谷上	谷上5	急傾斜地の崩壊	平成26年1月10日	千第9号	千第11号
176	いすみ市岬町谷上	谷上6	急傾斜地の崩壊	平成26年1月10日	千第9号	千第11号
177	いすみ市岬町谷上	谷上7	急傾斜地の崩壊	平成26年1月10日	千第9号	千第11号
178	いすみ市岬町谷上	谷上8	急傾斜地の崩壊	平成26年1月10日	千第9号	千第11号
179	いすみ市岬町谷上	谷上9	急傾斜地の崩壊	平成26年1月10日	千第9号	千第11号
180	いすみ市岬町谷上	谷上10	急傾斜地の崩壊	平成26年1月10日	千第9号	千第11号
181	いすみ市岬町谷上	谷上12	急傾斜地の崩壊	平成26年1月10日	千第9号	千第11号
182	いすみ市岬町谷上	谷上13	急傾斜地の崩壊	平成26年1月10日	千第9号	千第11号
183	いすみ市岬町谷上	谷上16	急傾斜地の崩壊	平成26年1月10日	千第9号	千第11号
184	いすみ市岬町谷上	谷上17	急傾斜地の崩壊	平成26年1月10日	千第9号	千第11号
185	いすみ市岬町谷上	谷上18	急傾斜地の崩壊	平成26年1月10日	千第9号	千第11号
186	いすみ市岬町谷上	谷上19	急傾斜地の崩壊	平成26年1月10日	千第9号	千第11号
187	いすみ市岬町谷上	谷上20	急傾斜地の崩壊	平成26年1月10日	千第9号	千第11号
188	いすみ市岬町谷上	谷上21	急傾斜地の崩壊	平成26年1月10日	千第9号	千第11号
189	いすみ市岬町谷上	谷上22	急傾斜地の崩壊	平成26年1月10日	千第9号	千第11号

番号	指定箇所	区域の名称	自然現象の種類	告示日	警戒区域告示番号	特別警戒区域告示番号
190	いすみ市岬町谷上	谷上23	急傾斜地の崩壊	平成26年1月10日	千第9号	千第11号
191	いすみ市岬町谷上	谷上24	急傾斜地の崩壊	平成26年1月10日	千第9号	千第11号
192	いすみ市岬町市野々	市野々1	急傾斜地の崩壊	平成26年1月10日	千第9号	千第11号
193	いすみ市岬町市野々	市野々2	急傾斜地の崩壊	平成26年1月10日	千第9号	千第11号
194	いすみ市岬町市野々	市野々3	急傾斜地の崩壊	平成26年1月10日	千第9号	千第11号
195	いすみ市岬町市野々	市野々4	急傾斜地の崩壊	平成26年1月10日	千第9号	千第11号
196	いすみ市岬町市野々	市野々5	急傾斜地の崩壊	平成26年1月10日	千第9号	千第11号
197	いすみ市岬町市野々	市野々6	急傾斜地の崩壊	平成26年1月10日	千第9号	千第11号
198	いすみ市岬町市野々	市野々7	急傾斜地の崩壊	平成26年1月10日	千第9号	千第11号
199	いすみ市岬町市野々	市野々8	急傾斜地の崩壊	平成26年1月10日	千第9号	千第11号
200	いすみ市岬町市野々	市野々12	急傾斜地の崩壊	平成26年1月10日	千第9号	千第11号
201	いすみ市岬町市野々	市野々14	急傾斜地の崩壊	平成26年1月10日	千第9号	千第11号
202	いすみ市須賀谷	須賀谷1	急傾斜地の崩壊	平成26年1月10日	千第9号	千第11号
203	いすみ市須賀谷	須賀谷10	急傾斜地の崩壊	平成26年1月10日	千第9号	千第11号
204	いすみ市須賀谷	須賀谷11	急傾斜地の崩壊	平成26年1月10日	千第9号	千第11号
205	いすみ市須賀谷	須賀谷12	急傾斜地の崩壊	平成26年1月10日	千第9号	千第11号
206	いすみ市須賀谷	須賀谷13	急傾斜地の崩壊	平成26年1月10日	千第9号	千第11号
207	いすみ市須賀谷	須賀谷14	急傾斜地の崩壊	平成26年1月10日	千第9号	千第11号
208	いすみ市須賀谷	須賀谷18	急傾斜地の崩壊	平成26年1月10日	千第9号	千第11号
209	いすみ市須賀谷	須賀谷19	急傾斜地の崩壊	平成26年1月10日	千第9号	千第11号
210	いすみ市須賀谷	須賀谷20	急傾斜地の崩壊	平成26年1月10日	千第9号	千第11号
211	いすみ市須賀谷	須賀谷21	急傾斜地の崩壊	平成26年1月10日	千第9号	千第11号
212	いすみ市須賀谷	須賀谷22	急傾斜地の崩壊	平成26年1月10日	千第9号	千第11号
213	いすみ市須賀谷	須賀谷23	急傾斜地の崩壊	平成26年1月10日	千第9号	千第11号
214	いすみ市須賀谷	須賀谷24	急傾斜地の崩壊	平成26年1月10日	千第9号	千第11号
215	いすみ市須賀谷	須賀谷25	急傾斜地の崩壊	平成26年1月10日	千第9号	千第11号
216	いすみ市須賀谷	須賀谷29	急傾斜地の崩壊	平成26年1月10日	千第9号	千第11号
217	いすみ市須賀谷	須賀谷30	急傾斜地の崩壊	平成26年1月10日	千第9号	千第11号
218	いすみ市須賀谷	須賀谷31	急傾斜地の崩壊	平成26年1月10日	千第9号	千第11号
219	いすみ市須賀谷	須賀谷32	急傾斜地の崩壊	平成26年1月10日	千第9号	千第11号
220	いすみ市須賀谷	須賀谷33	急傾斜地の崩壊	平成26年1月10日	千第9号	千第11号
221	いすみ市須賀谷	須賀谷34	急傾斜地の崩壊	平成26年1月10日	千第9号	千第11号

番号	指定箇所	区域の名称	自然現象の種類	告示日	警戒区域告示番号	特別警戒区域告示番号
222	いすみ市小又井	小又井1	急傾斜地の崩壊	平成26年1月10日	千第9号	千第11号
223	いすみ市小又井	小又井2	急傾斜地の崩壊	平成26年1月10日	千第9号	千第11号
224	いすみ市小又井	小又井3	急傾斜地の崩壊	平成26年1月10日	千第9号	千第11号
225	いすみ市小又井	小又井4	急傾斜地の崩壊	平成26年1月10日	千第9号	千第11号
226	いすみ市神置	神置2	急傾斜地の崩壊	平成26年1月10日	千第9号	千第11号
227	いすみ市小高	小高1	急傾斜地の崩壊	平成26年1月10日	千第9号	千第11号
228	いすみ市小高	小高4	急傾斜地の崩壊	平成26年1月10日	千第9号	千第11号
229	いすみ市小高	小高7	急傾斜地の崩壊	平成26年1月10日	千第9号	千第11号
230	いすみ市高谷	大練	急傾斜地の崩壊	平成28年10月18日	千第522号	千第523号
231	いすみ市岬町和泉	弥勒堂	急傾斜地の崩壊	平成28年10月18日	千第522号	千第523号
232	いすみ市下原	細尾3	急傾斜地の崩壊	平成28年10月18日	千第522号	千第523号
233	いすみ市下原	細尾4	急傾斜地の崩壊	平成28年10月18日	千第522号	千第523号
234	いすみ市若山	若山1	急傾斜地の崩壊	平成28年10月18日	千第522号	千第523号
235	いすみ市若山	若山4	急傾斜地の崩壊	平成28年10月18日	千第522号	千第523号
236	いすみ市若山	若山5	急傾斜地の崩壊	平成28年10月18日	千第522号	千第523号
237	いすみ市若山	若山6	急傾斜地の崩壊	平成28年10月18日	千第522号	千第523号
238	いすみ市若山	若山7	急傾斜地の崩壊	平成28年10月18日	千第522号	千第523号
239	いすみ市若山	若山8	急傾斜地の崩壊	平成28年10月18日	千第522号	千第523号
240	いすみ市若山	若山9	急傾斜地の崩壊	平成28年10月18日	千第522号	千第523号
241	いすみ市若山	若山10	急傾斜地の崩壊	平成28年10月18日	千第522号	千第523号
242	いすみ市新田	新田3	急傾斜地の崩壊	平成28年10月18日	千第522号	千第523号
243	いすみ市新田	新田4	急傾斜地の崩壊	平成28年10月18日	千第522号	千第523号
244	いすみ市新田	新田7	急傾斜地の崩壊	平成28年10月18日	千第522号	千第523号
245	いすみ市新田	新田8	急傾斜地の崩壊	平成28年10月18日	千第522号	千第523号
246	いすみ市新田	新田9	急傾斜地の崩壊	平成28年10月18日	千第522号	千第523号
247	いすみ市山田	山田4	急傾斜地の崩壊	平成28年10月18日	千第522号	千第523号
248	いすみ市山田	山田6	急傾斜地の崩壊	平成28年10月18日	千第522号	千第523号
249	いすみ市山田	山田9	急傾斜地の崩壊	平成28年10月18日	千第522号	千第523号
250	いすみ市山田	山田29	急傾斜地の崩壊	平成28年10月18日	千第522号	千第523号
251	いすみ市山田	山田30	急傾斜地の崩壊	平成28年10月18日	千第522号	千第523号
252	いすみ市大原	大原11	急傾斜地の崩壊	平成28年10月18日	千第522号	千第523号
253	いすみ市大原	大原25	急傾斜地の崩壊	平成28年10月18日	千第522号	千第523号

番号	指定箇所	区域の名称	自然現象の種類	告示日	警戒区域告示番号	特別警戒区域告示番号
254	いすみ市大原	大原28	急傾斜地の崩壊	平成28年10月18日	千第522号	千第523号
255	いすみ市大原	大原29	急傾斜地の崩壊	平成28年10月18日	千第522号	千第523号
256	いすみ市大原	大原40	急傾斜地の崩壊	平成28年10月18日	千第522号	千第523号
257	いすみ市大原	大原41	急傾斜地の崩壊	平成28年10月18日	千第522号	千第523号
258	いすみ市下布施	下布施3	急傾斜地の崩壊	平成28年10月18日	千第522号	千第523号
259	いすみ市下布施	下布施9	急傾斜地の崩壊	平成28年10月18日	千第522号	千第523号
260	いすみ市下布施	下布施12	急傾斜地の崩壊	平成28年10月18日	千第522号	千第523号
261	いすみ市下布施	下布施13	急傾斜地の崩壊	平成28年10月18日	千第522号	千第523号
262	いすみ市下布施	下布施14	急傾斜地の崩壊	平成28年10月18日	千第522号	千第523号
263	いすみ市下布施	下布施27	急傾斜地の崩壊	平成28年10月18日	千第522号	千第523号
264	いすみ市新田	下布施28	急傾斜地の崩壊	平成28年10月18日	千第522号	千第523号
265	いすみ市下布施	下布施29	急傾斜地の崩壊	平成28年10月18日	千第522号	千第523号
266	いすみ市上布施	上布施8	急傾斜地の崩壊	平成28年10月18日	千第522号	千第523号
267	いすみ市岬町井沢	井沢3	急傾斜地の崩壊	平成28年10月18日	千第522号	千第523号
268	いすみ市岬町井沢	井沢4	急傾斜地の崩壊	平成28年10月18日	千第522号	千第523号
269	いすみ市岬町井沢	井沢6	急傾斜地の崩壊	平成28年10月18日	千第522号	千第523号
270	いすみ市岬町岩熊	岩熊15	急傾斜地の崩壊	平成28年10月18日	千第522号	千第523号
271	いすみ市岬町岩熊	岩熊16	急傾斜地の崩壊	平成28年10月18日	千第522号	千第523号
272	いすみ市岬町岩熊	岩熊17	急傾斜地の崩壊	平成28年10月18日	千第522号	千第523号
273	いすみ市岬町岩熊	岩熊18	急傾斜地の崩壊	平成28年10月18日	千第522号	千第523号
274	いすみ市岬町岩熊	岩熊20	急傾斜地の崩壊	平成28年10月18日	千第522号	千第523号
275	いすみ市岬町岩熊	岩熊21	急傾斜地の崩壊	平成28年10月18日	千第522号	千第523号
276	いすみ市岬町岩熊	岩熊22	急傾斜地の崩壊	平成28年10月18日	千第522号	千第523号
277	いすみ市岬町岩熊	岩熊23	急傾斜地の崩壊	平成28年10月18日	千第522号	千第523号
278	いすみ市岬町岩熊	岩熊27	急傾斜地の崩壊	平成28年10月18日	千第522号	千第523号
279	いすみ市岬町岩熊	岩熊28	急傾斜地の崩壊	平成28年10月18日	千第522号	千第523号
280	いすみ市岬町岩熊	岩熊29	急傾斜地の崩壊	平成28年10月18日	千第522号	千第523号
281	いすみ市岬町岩熊	岩熊30	急傾斜地の崩壊	平成28年10月18日	千第522号	千第523号
282	いすみ市岬町岩熊	岩熊36	急傾斜地の崩壊	平成28年10月18日	千第522号	千第523号
283	いすみ市岬町岩熊	岩熊37	急傾斜地の崩壊	平成28年10月18日	千第522号	千第523号
284	いすみ市岬町岩熊	岩熊38	急傾斜地の崩壊	平成28年10月18日	千第522号	千第523号
285	いすみ市岬町岩熊	岩熊39	急傾斜地の崩壊	平成28年10月18日	千第522号	千第523号

番号	指定箇所	区域の名称	自然現象の種類	告示日	警戒区域告示番号	特別警戒区域告示番号
286	いすみ市岬町和泉	和泉4	急傾斜地の崩壊	平成28年10月18日	千第522号	千第523号
287	いすみ市岬町和泉	和泉5	急傾斜地の崩壊	平成28年10月18日	千第522号	千第523号
288	いすみ市岬町和泉	和泉7	急傾斜地の崩壊	平成28年10月18日	千第522号	千第523号
289	いすみ市岬町和泉	和泉13	急傾斜地の崩壊	平成28年10月18日	千第522号	千第523号
290	いすみ市岬町和泉	和泉14	急傾斜地の崩壊	平成28年10月18日	千第522号	千第523号
291	いすみ市岬町和泉	和泉15	急傾斜地の崩壊	平成28年10月18日	千第522号	千第523号
292	いすみ市岬町和泉	和泉16	急傾斜地の崩壊	平成28年10月18日	千第522号	千第523号
293	いすみ市須賀谷	須賀谷27	急傾斜地の崩壊	平成28年10月18日	千第522号	千第523号
294	いすみ市須賀谷	須賀谷28	急傾斜地の崩壊	平成28年10月18日	千第522号	千第523号
295	いすみ市須賀谷	須賀谷35	急傾斜地の崩壊	平成28年10月18日	千第522号	千第523号
296	いすみ市須賀谷	須賀谷36	急傾斜地の崩壊	平成28年10月18日	千第522号	千第523号
297	いすみ市神置	神置3	急傾斜地の崩壊	平成28年10月18日	千第522号	千第523号
298	いすみ市神置	神置4	急傾斜地の崩壊	平成28年10月18日	千第522号	千第523号
299	いすみ市神置	神置5	急傾斜地の崩壊	平成28年10月18日	千第522号	千第523号
300	いすみ市神置	神置6	急傾斜地の崩壊	平成28年10月18日	千第522号	千第523号
301	いすみ市小高	小高2	急傾斜地の崩壊	平成28年10月18日	千第522号	千第523号
302	いすみ市小高	小高3	急傾斜地の崩壊	平成28年10月18日	千第522号	千第523号
303	いすみ市小高	小高6	急傾斜地の崩壊	平成28年10月18日	千第522号	千第523号
304	いすみ市松丸	松丸1	急傾斜地の崩壊	平成28年10月18日	千第522号	千第523号
305	いすみ市下原	下原	急傾斜地の崩壊	平成28年10月18日	千第522号	千第523号
306	いすみ市岬町三門	三門3	急傾斜地の崩壊	平成28年10月18日	千第522号	特別警戒区域なし
307	いすみ市岩船	岩船1	急傾斜地の崩壊	平成32年9月11日	千第510号	千第514号
308	いすみ市岩船	岩船4	急傾斜地の崩壊	平成32年9月11日	千第510号	千第514号
309	いすみ市岩船	岩船5	急傾斜地の崩壊	平成32年9月11日	千第510号	千第514号
310	いすみ市岩船	岩船6	急傾斜地の崩壊	平成32年9月11日	千第510号	特別警戒区域なし
311	いすみ市岩船	岩船16	急傾斜地の崩壊	平成32年9月11日	千第510号	千第514号
312	いすみ市岩船	岩船20	急傾斜地の崩壊	平成32年9月11日	千第510号	千第514号
313	いすみ市小池	小池7	急傾斜地の崩壊	平成32年9月11日	千第510号	千第514号
314	いすみ市小池	小池9	急傾斜地の崩壊	平成32年9月11日	千第510号	千第514号
315	いすみ市小池	小池17	急傾斜地の崩壊	平成32年9月11日	千第510号	千第514号

番号	指定箇所	区域の名称	自然現象の種類	告示日	警戒区域告示番号	特別警戒区域告示番号
316	いすみ市小池	小池18	急傾斜地の崩壊	平成32年9月11日	千第510号	千第514号
317	いすみ市小沢	小沢30	急傾斜地の崩壊	平成32年9月11日	千第510号	千第514号
318	夷隅郡御宿町岩和田、いすみ市小池	岩和田33	急傾斜地の崩壊	平成33年3月19日	千第166号	千第170号
319	いすみ市新田	新田5	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
320	いすみ市新田	新田10	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
321	いすみ市新田	新田11	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
322	いすみ市新田	新田12	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
323	いすみ市新田	新田14	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
324	いすみ市新田	新田19	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
325	いすみ市新田	新田24	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
326	いすみ市新田	新田25	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
327	いすみ市新田、釈迦谷	新田26	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
328	いすみ市新田	新田28	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
329	いすみ市新田	新田29	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
330	いすみ市新田	新田30	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
331	いすみ市新田	新田31	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
332	いすみ市新田	新田32	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
333	いすみ市新田	新田33	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
334	いすみ市新田	新田34	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
335	いすみ市新田	新田35	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
336	いすみ市新田	新田36	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
337	いすみ市新田	新田37	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
338	いすみ市新田	新田38	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
339	いすみ市新田、釈迦谷	新田39	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
340	いすみ市新田	新田41	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
341	いすみ市新田	新田42	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
342	いすみ市新田	新田43	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
343	いすみ市新田	新田44	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
344	いすみ市新田	新田45	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
345	いすみ市新田	新田46	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
346	いすみ市新田	新田47	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
347	いすみ市新田	新田48	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号

番号	指定箇所	区域の名称	自然現象の種類	告示日	警戒区域告示番号	特別警戒区域告示番号
348	いすみ市新田	新田50	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
349	いすみ市新田	新田51	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
350	いすみ市新田	新田52	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
351	いすみ市新田	新田53	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	特別警戒区域なし
352	いすみ市新田	新田54	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
353	いすみ市釈迦谷	釈迦谷1	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
354	いすみ市釈迦谷	釈迦谷2	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
355	いすみ市釈迦谷、新田	釈迦谷3	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
356	いすみ市釈迦谷	釈迦谷4	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
357	いすみ市釈迦谷	釈迦谷5	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
358	いすみ市釈迦谷	釈迦谷6	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
359	いすみ市釈迦谷	釈迦谷7	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
360	いすみ市釈迦谷	釈迦谷8	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
361	いすみ市釈迦谷	釈迦谷9	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
362	いすみ市釈迦谷	釈迦谷10	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
363	いすみ市釈迦谷	釈迦谷11	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
364	いすみ市釈迦谷	釈迦谷12	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
365	いすみ市釈迦谷	釈迦谷13	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
366	いすみ市釈迦谷	釈迦谷14	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
367	いすみ市釈迦谷	釈迦谷15	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
368	いすみ市釈迦谷	釈迦谷16	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
369	いすみ市釈迦谷	釈迦谷17	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
370	いすみ市釈迦谷	釈迦谷18	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
371	いすみ市釈迦谷	釈迦谷19	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
372	いすみ市釈迦谷	釈迦谷20	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
373	いすみ市釈迦谷	釈迦谷21	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
374	いすみ市釈迦谷	釈迦谷22	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
375	いすみ市釈迦谷	釈迦谷23	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
376	いすみ市釈迦谷	釈迦谷24	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
377	いすみ市釈迦谷	釈迦谷25	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
378	いすみ市釈迦谷	釈迦谷26	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号

番号	指定箇所	区域の名称	自然現象の種類	告示日	警戒区域告示番号	特別警戒区域告示番号
379	いすみ市釈迦谷、新田	釈迦谷27	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
380	いすみ市細尾、下原	細尾1	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
381	いすみ市細尾、下原、高谷	細尾6	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
382	いすみ市長志	長志2	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
383	いすみ市長志	長志3	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
384	いすみ市長志	長志4	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
385	いすみ市長志	長志5	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
386	いすみ市長志	長志6	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
387	いすみ市長志	長志7	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
388	いすみ市長志	長志8	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
389	いすみ市長志	長志9	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
390	いすみ市長志	長志11	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
391	いすみ市長志	長志12	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
392	いすみ市長志	長志13	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
393	いすみ市長志	長志14	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
394	いすみ市長志	長志15	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
395	いすみ市長志	長志16	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
396	いすみ市長志	長志18	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
397	いすみ市長志	長志20	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
398	いすみ市長志	長志21	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
399	いすみ市長志	長志22	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
400	いすみ市岬町鴨根	岬町鴨根1	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
401	いすみ市岬町鴨根	岬町鴨根2	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
402	いすみ市岬町鴨根	岬町鴨根3	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
403	いすみ市岬町鴨根	岬町鴨根4	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
404	いすみ市岬町鴨根	岬町鴨根5	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
405	いすみ市岬町鴨根	岬町鴨根6	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
406	いすみ市岬町鴨根	岬町鴨根7	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
407	いすみ市岬町鴨根	岬町鴨根8	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
408	いすみ市岬町鴨根	岬町鴨根9	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
409	いすみ市岬町鴨根	岬町鴨根10	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
410	いすみ市岬町鴨根	岬町鴨根11	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号

番号	指定箇所	区域の名称	自然現象の種類	告示日	警戒区域告示番号	特別警戒区域告示番号
411	いすみ市岬町鴨根、岬町東小高	岬町鴨根12	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
412	いすみ市岬町鴨根	岬町鴨根13	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
413	いすみ市岬町鴨根、岬町嘉谷	岬町鴨根14	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
414	いすみ市岬町鴨根、岬町中滝	岬町鴨根15	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
415	いすみ市岬町鴨根	岬町鴨根16	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
416	いすみ市岬町鴨根	岬町鴨根17	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
417	いすみ市岬町鴨根	岬町鴨根18	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
418	いすみ市岬町鴨根、岬町東小高、岬町三門	岬町鴨根19	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
419	いすみ市岬町鴨根	岬町鴨根20	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
420	いすみ市岬町鴨根	岬町鴨根21	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
421	いすみ市岬町鴨根	岬町鴨根22	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
422	いすみ市岬町鴨根	岬町鴨根23	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
423	いすみ市岬町鴨根	岬町鴨根24	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
424	いすみ市岬町鴨根	岬町鴨根25	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
425	いすみ市岬町鴨根、岬町東小高	岬町鴨根26	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
426	いすみ市岬町鴨根	岬町鴨根27	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
427	いすみ市岬町鴨根	岬町鴨根28	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
428	いすみ市岬町鴨根	岬町鴨根29	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
429	いすみ市岬町鴨根	岬町鴨根30	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
430	いすみ市岬町鴨根、岬町中滝	岬町鴨根31	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
431	いすみ市岬町鴨根	岬町鴨根32	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
432	いすみ市正立寺、夷隅郡大多喜町森宮	正立寺1	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
433	いすみ市正立寺	正立寺2	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
434	いすみ市大原	大原2	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
435	いすみ市大原	大原3	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
436	いすみ市大原	大原4	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
437	いすみ市大原	大原5	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
438	いすみ市大原	大原6	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
439	いすみ市大原	大原7	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
440	いすみ市大原	大原13	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
441	いすみ市大原	大原14	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
442	いすみ市大原	大原15	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号

番号	指定箇所	区域の名称	自然現象の種類	告示日	警戒区域告示番号	特別警戒区域告示番号
443	いすみ市大原	大原26	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
444	いすみ市大原	大原27	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
445	いすみ市大原	大原35	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
446	いすみ市大原	大原36	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
447	いすみ市大原、小沢	大原42	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
448	いすみ市大原	大原43	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
449	いすみ市大原	大原44	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
450	いすみ市大原	大原45	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
451	いすみ市大原	大原46	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
452	いすみ市大原	大原47	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
453	いすみ市大原	大原48	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
454	いすみ市大原	大原49	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
455	いすみ市大原	大原50	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
456	いすみ市大原	大原51	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
457	いすみ市大原	大原52	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
458	いすみ市大原	大原53	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
459	いすみ市大原、新田	大原54	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
460	いすみ市大原	大原55	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
461	いすみ市大原	大原56	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
462	いすみ市大原	大原57	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
463	いすみ市大原	大原58	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
464	いすみ市大原	大原59	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
465	いすみ市大原	大原60	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
466	いすみ市大原	大原61	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
467	いすみ市大原	大原62	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
468	いすみ市大原	大原63	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
469	いすみ市大原	大原64	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
470	いすみ市大原	大原65	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
471	いすみ市大原	大原66	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
472	いすみ市大原	大原67	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
473	いすみ市大原	大原68	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
474	いすみ市大原	大原69	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号

番号	指定箇所	区域の名称	自然現象の種類	告示日	警戒区域告示番号	特別警戒区域告示番号
475	いすみ市大原	大原70	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
476	いすみ市大原	大原71	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
477	いすみ市大原	大原72	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
478	いすみ市大原	大原73	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
479	いすみ市大原、大原最上台	大原74	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
480	いすみ市大原	大原75	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
481	いすみ市大原	大原79	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
482	いすみ市大原	大原80	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
483	いすみ市大原	大原81	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
484	いすみ市大原	大原82	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
485	いすみ市大原	大原84	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
486	いすみ市大原	大原85	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
487	いすみ市大原	大原86	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
488	いすみ市大原	大原87	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
489	いすみ市大原	大原88	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
490	いすみ市大原	大原89	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
491	いすみ市大原	大原90	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
492	いすみ市大原	大原91	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
493	いすみ市大原	大原92	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
494	いすみ市大原	大原93	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
495	いすみ市大原	大原94	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
496	いすみ市大原	大原95	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
497	いすみ市大原	大原97	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
498	いすみ市大原	大原98	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
499	いすみ市大原	大原99	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
500	いすみ市大原	大原100	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
501	いすみ市大原、深堀	大原101	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
502	いすみ市大原	大原102	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
503	いすみ市大原	大原103	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
504	いすみ市大原	大原104	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
505	いすみ市大原	大原106	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
506	いすみ市大原	大原107	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号

番号	指定箇所	区域の名称	自然現象の種類	告示日	警戒区域告示番号	特別警戒区域告示番号
507	いすみ市大原	大原108	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
508	いすみ市大原	大原109	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
509	いすみ市大原	大原110	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
510	いすみ市大原	大原111	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
511	いすみ市大原	大原112	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
512	いすみ市新田野	新田野3	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
513	いすみ市新田野	新田野4	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
514	いすみ市新田野	新田野5	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
515	いすみ市新田野、山田	新田野6	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
516	いすみ市新田野	新田野7	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
517	いすみ市新田野	新田野8	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
518	いすみ市新田野	新田野10	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
519	いすみ市新田野	新田野11	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
520	いすみ市新田野	新田野12	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
521	いすみ市新田野	新田野13	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
522	いすみ市山田	山田1	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
523	いすみ市山田	山田2	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
524	いすみ市山田	山田10	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
525	いすみ市山田	山田11	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
526	いすみ市山田	山田12	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
527	いすみ市山田	山田13	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
528	いすみ市山田	山田14	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
529	いすみ市山田	山田15	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
530	いすみ市山田	山田16	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
531	いすみ市山田	山田18	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
532	いすみ市山田	山田19	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
533	いすみ市山田	山田20	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
534	いすみ市山田	山田21	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
535	いすみ市山田	山田25	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
536	いすみ市山田	山田26	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
537	いすみ市山田	山田27	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
538	いすみ市山田	山田31	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号

番号	指定箇所	区域の名称	自然現象の種類	告示日	警戒区域告示番号	特別警戒区域告示番号
539	いすみ市山田	山田32	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
540	いすみ市山田	山田33	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
541	いすみ市山田	山田34	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
542	いすみ市山田	山田35	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
543	いすみ市山田	山田36	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
544	いすみ市山田	山田38	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
545	いすみ市山田	山田40	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
546	いすみ市山田	山田41	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
547	いすみ市山田	山田42	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
548	いすみ市山田	山田43	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
549	いすみ市山田	山田44	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
550	いすみ市山田	山田45	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
551	いすみ市山田	山田46	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
552	いすみ市山田	山田47	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
553	いすみ市山田	山田48	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
554	いすみ市山田	山田50	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
555	いすみ市山田	山田51	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
556	いすみ市山田	山田52	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
557	いすみ市山田	山田53	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
558	いすみ市山田	山田54	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
559	いすみ市山田	山田55	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
560	いすみ市山田	山田56	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
561	いすみ市山田	山田57	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
562	いすみ市山田	山田58	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
563	いすみ市山田	山田59	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
564	いすみ市山田	山田60	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
565	いすみ市山田	山田61	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
566	いすみ市山田	山田62	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
567	いすみ市山田	山田63	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
568	いすみ市山田	山田65	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
569	いすみ市山田	山田66	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
570	いすみ市小又井、岬町市野々	小又井5	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号

番号	指定箇所	区域の名称	自然現象の種類	告示日	警戒区域告示番号	特別警戒区域告示番号
571	いすみ市岬町岩熊	岬町岩熊1	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
572	いすみ市岬町岩熊	岬町岩熊2	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
573	いすみ市岬町岩熊	岬町岩熊3	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
574	いすみ市岬町岩熊	岬町岩熊4	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
575	いすみ市岬町岩熊	岬町岩熊5	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
576	いすみ市岬町岩熊	岬町岩熊6	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
577	いすみ市岬町岩熊	岬町岩熊7	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
578	いすみ市岬町岩熊	岬町岩熊8	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
579	いすみ市岬町岩熊	岬町岩熊9	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
580	いすみ市岬町岩熊	岬町岩熊10	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	特別警戒区域なし
581	いすみ市岬町岩熊	岬町岩熊11	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
582	いすみ市岬町岩熊	岬町岩熊12	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
583	いすみ市下布施	下布施8	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
584	いすみ市下布施	下布施15	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
585	いすみ市下布施	下布施16	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
586	いすみ市下布施	下布施19	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
587	いすみ市下布施	下布施30	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
588	いすみ市下布施	下布施31	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
589	いすみ市下布施	下布施32	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
590	いすみ市下布施	下布施33	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
591	いすみ市下布施	下布施35	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
592	いすみ市下布施、上布施	下布施36	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
593	いすみ市下布施、上布施	下布施37	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
594	いすみ市下布施	下布施40	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
595	いすみ市深堀、新田	深堀1	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
596	いすみ市深堀	深堀2	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
597	いすみ市深堀	深堀3	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
598	いすみ市深堀	深堀4	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
599	いすみ市深堀	深堀5	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
600	いすみ市深堀	深堀6	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
601	いすみ市能実	能実1	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号

番号	指定箇所	区域の名称	自然現象の種類	告示日	警戒区域告示番号	特別警戒区域告示番号
602	いすみ市能実	能実2	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
603	いすみ市能実	能実3	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
604	いすみ市能実、須賀谷	能実4	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
605	いすみ市能実	能実5	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
606	いすみ市能実	能実6	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
607	いすみ市能実	能実7	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
608	いすみ市能実	能実8	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
609	いすみ市能実	能実9	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
610	いすみ市能実	能実10	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
611	いすみ市能実	能実16	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
612	いすみ市能実	能実17	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
613	いすみ市能実	能実18	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
614	いすみ市能実	能実19	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
615	いすみ市能実	能実20	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
616	いすみ市能実	能実22	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
617	いすみ市能実	能実23	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
618	いすみ市能実	能実24	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
619	いすみ市能実	能実25	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
620	いすみ市松丸、島	松丸3	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
621	いすみ市松丸、島	松丸4	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
622	いすみ市松丸、島	松丸5	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
623	いすみ市松丸	松丸6	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
624	いすみ市松丸	松丸7	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
625	いすみ市松丸	松丸8	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	特別警戒区域なし
626	いすみ市岬町榎沢	岬町榎沢3	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
627	いすみ市岬町榎沢	岬町榎沢4	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
628	いすみ市岬町榎沢	岬町榎沢5	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
629	いすみ市岬町榎沢	岬町榎沢6	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
630	いすみ市岬町榎沢	岬町榎沢7	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
631	いすみ市岬町榎沢	岬町榎沢8	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
632	いすみ市岬町榎沢	岬町榎沢9	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号

番号	指定箇所	区域の名称	自然現象の種類	告示日	警戒区域告示番号	特別警戒区域告示番号
633	いすみ市岬町榎沢	岬町榎沢10	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
634	いすみ市岬町榎沢	岬町榎沢11	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
635	いすみ市岬町榎沢	岬町榎沢12	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
636	いすみ市岬町榎沢	岬町榎沢13	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
637	いすみ市岬町榎沢	岬町榎沢14	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
638	いすみ市岬町榎沢	岬町榎沢15	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
639	いすみ市岬町榎沢	岬町榎沢17	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
640	いすみ市岬町榎沢	岬町榎沢18	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
641	いすみ市岬町榎沢	岬町榎沢19	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
642	いすみ市岬町榎沢	岬町榎沢20	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
643	いすみ市岬町榎沢	岬町榎沢21	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
644	いすみ市岬町榎沢	岬町榎沢22	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
645	いすみ市岬町榎沢	岬町榎沢23	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
646	いすみ市岬町榎沢	岬町榎沢24	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
647	いすみ市岬町榎沢	岬町榎沢25	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
648	いすみ市岬町榎沢	岬町榎沢26	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
649	いすみ市岬町榎沢	岬町榎沢27	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
650	いすみ市岬町榎沢	岬町榎沢28	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
651	いすみ市岬町榎沢	岬町榎沢29	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
652	いすみ市岬町榎沢	岬町榎沢30	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
653	いすみ市岬町榎沢	岬町榎沢31	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
654	いすみ市岬町榎沢	岬町榎沢32	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
655	いすみ市岬町榎沢	岬町榎沢33	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
656	いすみ市岬町榎沢	岬町榎沢34	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
657	いすみ市岬町榎沢	岬町榎沢35	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
658	いすみ市岬町榎沢	岬町榎沢36	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
659	いすみ市岬町榎沢	岬町榎沢37	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
660	いすみ市岬町榎沢、岬町桑田	岬町榎沢38	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
661	いすみ市岬町榎沢	岬町榎沢39	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
662	いすみ市岬町東小高	岬町東小高1	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
663	いすみ市岬町東小高	岬町東小高2	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
664	いすみ市岬町東小高	岬町東小高3	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号

番号	指定箇所	区域の名称	自然現象の種類	告示日	警戒区域告示番号	特別警戒区域告示番号
665	いすみ市岬町東小高	岬町東小高4	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
666	いすみ市岬町東小高	岬町東小高5	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
667	いすみ市岬町東小高	岬町東小高6	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
668	いすみ市岬町東小高	岬町東小高7	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
669	いすみ市岬町東小高	岬町東小高8	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
670	いすみ市岬町東小高	岬町東小高9	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
671	いすみ市岬町東小高	岬町東小高10	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
672	いすみ市岬町東小高	岬町東小高11	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
673	いすみ市岬町東小高	岬町東小高12	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
674	いすみ市岬町東小高	岬町東小高13	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
675	いすみ市岬町東小高	岬町東小高14	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
676	いすみ市岬町東小高	岬町東小高15	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
677	いすみ市岬町東小高	岬町東小高16	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
678	いすみ市岬町東小高	岬町東小高17	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
679	いすみ市岬町東小高	岬町東小高18	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
680	いすみ市岬町東小高	岬町東小高19	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
681	いすみ市岬町東小高	岬町東小高20	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
682	いすみ市岬町東小高	岬町東小高21	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
683	いすみ市岬町東小高	岬町東小高22	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
684	いすみ市荻原	荻原1	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
685	いすみ市荻原	荻原2	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
686	いすみ市荻原	荻原3	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
687	いすみ市荻原	荻原4	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
688	いすみ市荻原	荻原5	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
689	いすみ市荻原	荻原6	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
690	いすみ市荻原	荻原7	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
691	いすみ市荻原	荻原8	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
692	いすみ市荻原	荻原9	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
693	いすみ市荻原	荻原10	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
694	いすみ市荻原	荻原11	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
695	いすみ市荻原	荻原12	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
696	いすみ市荻原	荻原13	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号

番号	指定箇所	区域の名称	自然現象の種類	告示日	警戒区域告示番号	特別警戒区域告示番号
697	いすみ市荻原	荻原14	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
698	いすみ市荻原	荻原15	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
699	いすみ市荻原	荻原16	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
700	いすみ市荻原	荻原17	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
701	いすみ市荻原	荻原18	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
702	いすみ市荻原	荻原19	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
703	いすみ市荻原	荻原20	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
704	いすみ市荻原	荻原21	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
705	いすみ市荻原	荻原22	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
706	いすみ市荻原	荻原23	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
707	いすみ市荻原	荻原24	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
708	いすみ市荻原	荻原25	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
709	いすみ市荻原	荻原26	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
710	いすみ市荻原	荻原27	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
711	いすみ市荻原	荻原28	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
712	いすみ市荻原	荻原29	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
713	いすみ市荻原	荻原30	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
714	いすみ市荻原	荻原31	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
715	いすみ市荻原	荻原32	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
716	いすみ市荻原	荻原33	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
717	いすみ市荻原	荻原34	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
718	いすみ市荻原	荻原35	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
719	いすみ市荻原	荻原36	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
720	いすみ市荻原	荻原37	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
721	いすみ市荻原	荻原38	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
722	いすみ市荻原	荻原39	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
723	いすみ市荻原	荻原40	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
724	いすみ市荻原	荻原42	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
725	いすみ市荻原	荻原43	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
726	いすみ市荻原	荻原44	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
727	いすみ市荻原	荻原45	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
728	いすみ市荻原	荻原46	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号

番号	指定箇所	区域の名称	自然現象の種類	告示日	警戒区域告示番号	特別警戒区域告示番号
729	いすみ市荻原	荻原47	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
730	いすみ市荻原	荻原48	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
731	いすみ市荻原、能実	荻原50	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
732	いすみ市荻原	荻原51	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
733	いすみ市荻原	荻原52	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
734	いすみ市荻原	荻原53	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
735	いすみ市荻原	荻原54	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
736	いすみ市荻原	荻原55	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
737	いすみ市荻原	荻原56	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
738	いすみ市荻原	荻原60	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
739	いすみ市荻原	荻原61	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
740	いすみ市荻原	荻原62	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
741	いすみ市荻原	荻原63	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
742	いすみ市荻原	荻原64	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
743	いすみ市荻原	荻原65	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
744	いすみ市荻原	荻原66	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
745	いすみ市荻原	荻原68	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
746	いすみ市荻原	荻原69	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
747	いすみ市荻原	荻原70	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
748	いすみ市荻原	荻原71	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
749	いすみ市荻原	荻原72	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
750	いすみ市荻原、今関	荻原73	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
751	いすみ市荻原	荻原74	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
752	いすみ市荻原	荻原75	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
753	いすみ市荻原	荻原76	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
754	いすみ市荻原	荻原7	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
755	いすみ市荻原	荻原78	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
756	いすみ市荻原	荻原79	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
757	いすみ市荻原	荻原80	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
758	いすみ市荻原	荻原81	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
759	いすみ市荻原	荻原86	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
760	いすみ市荻原	荻原87	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号

番号	指定箇所	区域の名称	自然現象の種類	告示日	警戒区域告示番号	特別警戒区域告示番号
761	いすみ市荻原	荻原88	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
762	いすみ市荻原	荻原89	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
763	いすみ市荻原	荻原90	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
764	いすみ市荻原	荻原91	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
765	いすみ市荻原	荻原92	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
766	いすみ市荻原、能実	荻原93	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
767	いすみ市荻原、能実	荻原94	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
768	いすみ市荻原	荻原95	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
769	いすみ市荻原	荻原96	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
770	いすみ市荻原	荻原97	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
771	いすみ市荻原	荻原98	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
772	いすみ市荻原	荻原99	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
773	いすみ市荻原	荻原100	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
774	いすみ市荻原	荻原101	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
775	いすみ市荻原	荻原102	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
776	いすみ市作田	作田1	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
777	いすみ市作田	作田2	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
778	いすみ市作田	作田3	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
779	いすみ市作田	作田4	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
780	いすみ市作田	作田5	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
781	いすみ市作田	作田6	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
782	いすみ市作田	作田7	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
783	いすみ市作田、八乙女	作田8	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
784	いすみ市作田	作田9	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
785	いすみ市作田	作田10	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
786	いすみ市作田	作田12	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
787	いすみ市作田	作田13	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
788	いすみ市作田	作田14	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
789	いすみ市作田	作田15	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
790	いすみ市作田	作田17	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
791	いすみ市作田	作田18	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
792	いすみ市作田	作田19	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号

番号	指定箇所	区域の名称	自然現象の種類	告示日	警戒区域告示番号	特別警戒区域告示番号
793	いすみ市作田、八乙女	作田20	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
794	いすみ市作田	作田23	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
795	いすみ市作田	作田24	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
796	いすみ市弥正、深谷	弥正1	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
797	いすみ市弥正、深谷	弥正2	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
798	いすみ市行川	行川1	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
799	いすみ市行川	行川2	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
800	いすみ市札森	札森2	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
801	いすみ市札森	札森3	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
802	いすみ市札森	札森4	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
803	いすみ市札森	札森5	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
804	いすみ市札森	札森6	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
805	いすみ市札森	札森7	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
806	いすみ市下原	下原3	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
807	いすみ市下原	下原4	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
808	いすみ市高谷	高谷2	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
809	いすみ市高谷	高谷3	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
810	いすみ市高谷	高谷5	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
811	いすみ市高谷	高谷6	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
812	いすみ市高谷	高谷7	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
813	いすみ市高谷、佐室	高谷10	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
814	いすみ市高谷	高谷11	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
815	いすみ市高谷、下原	高谷12	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
816	いすみ市佐室	佐室1	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
817	いすみ市佐室、高谷	佐室2	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
818	いすみ市佐室	佐室3	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
819	いすみ市佐室	佐室4	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
820	いすみ市佐室	佐室6	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
821	いすみ市佐室	佐室7	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
822	いすみ市佐室	佐室8	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
823	いすみ市佐室	佐室9	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
824	いすみ市佐室	佐室10	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号

番号	指定箇所	区域の名称	自然現象の種類	告示日	警戒区域告示番号	特別警戒区域告示番号
825	いすみ市佐室、高谷	佐室12	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
826	いすみ市佐室	佐室13	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
827	いすみ市佐室、高谷	佐室14	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
828	いすみ市佐室	佐室16	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	特別警戒区域なし
829	いすみ市佐室、高谷	佐室17	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
830	いすみ市佐室、高谷	佐室18	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
831	いすみ市沢部	沢部1	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
832	いすみ市沢部	沢部2	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
833	いすみ市沢部	沢部3	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
834	いすみ市沢部	沢部4	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
835	いすみ市沢部	沢部5	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
836	いすみ市沢部	沢部7	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
837	いすみ市沢部	沢部8	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
838	いすみ市沢部	沢部9	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
839	いすみ市沢部	沢部10	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
840	いすみ市沢部	沢部11	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
841	いすみ市上布施	上布施12	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
842	いすみ市上布施	上布施13	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
843	いすみ市上布施、下布施	上布施14	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
844	いすみ市上布施	上布施27	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
845	いすみ市上布施	上布施31	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
846	いすみ市小沢	小沢16	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
847	いすみ市小沢	小沢17	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
848	いすみ市小沢	小沢18	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
849	いすみ市小沢	小沢19	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
850	いすみ市小沢	小沢20	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
851	いすみ市小沢	小沢33	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
852	いすみ市小沢	小沢38	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
853	いすみ市小沢	小沢39	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
854	いすみ市小沢	小沢40	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
855	いすみ市小沢	小沢41	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号

番号	指定箇所	区域の名称	自然現象の種類	告示日	警戒区域告示番号	特別警戒区域告示番号
856	いすみ市小沢	小沢43	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
857	いすみ市小沢	小沢44	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
858	いすみ市小沢	小沢45	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
859	いすみ市小沢、大原	小沢46	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
860	いすみ市小池	小池2	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
861	いすみ市小池	小池3	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
862	いすみ市小池	小池8	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
863	いすみ市小池	小池21	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
864	いすみ市小池	小池22	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
865	いすみ市小池	小池23	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
866	いすみ市小池	小池25	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
867	いすみ市小池、大原台	小池26	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
868	いすみ市岬町井沢、岬町中滝	岬町井沢2	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
869	いすみ市岬町井沢	岬町井沢4	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
870	いすみ市岬町井沢	岬町井沢5	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
871	いすみ市岬町井沢	岬町井沢6	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
872	いすみ市岬町井沢	岬町井沢7	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
873	いすみ市岬町中滝	岬町中滝1	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
874	いすみ市岬町中滝	岬町中滝2	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
875	いすみ市岬町中滝	岬町中滝3	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
876	いすみ市岬町嘉谷	岬町嘉谷1	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
877	いすみ市岬町嘉谷	岬町嘉谷2	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
878	いすみ市岬町嘉谷	岬町嘉谷3	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
879	いすみ市岬町嘉谷	岬町嘉谷4	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
880	いすみ市岬町谷上	岬町谷上1	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
881	いすみ市岬町谷上	岬町谷上2	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
882	いすみ市岬町谷上	岬町谷上3	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
883	いすみ市岬町谷上	岬町谷上4	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
884	いすみ市岬町谷上	岬町谷上5	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
885	いすみ市岬町谷上	岬町谷上6	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
886	いすみ市岬町谷上	岬町谷上7	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
887	いすみ市岬町谷上	岬町谷上8	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号

番号	指定箇所	区域の名称	自然現象の種類	告示日	警戒区域告示番号	特別警戒区域告示番号
888	いすみ市岬町谷上	岬町谷上9	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
889	いすみ市岬町谷上	岬町谷上10	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
890	いすみ市岬町谷上	岬町谷上11	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
891	いすみ市岬町谷上	岬町谷上12	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
892	いすみ市岬町谷上	岬町谷上13	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
893	いすみ市岬町谷上	岬町谷上14	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
894	いすみ市岬町谷上	岬町谷上15	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
895	いすみ市岬町谷上	岬町谷上16	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
896	いすみ市岬町中原	岬町中原1	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
897	いすみ市岬町中原	岬町中原2	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
898	いすみ市岬町中原	岬町中原3	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
899	いすみ市岬町中原	岬町中原4	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
900	いすみ市岬町中原	岬町中原5	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
901	いすみ市岬町中原	岬町中原6	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
902	いすみ市岬町中原	岬町中原7	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
903	いすみ市岬町中原	岬町中原8	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
904	いすみ市岬町中原	岬町中原14	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
905	いすみ市岬町中原	岬町中原21	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
906	いすみ市岬町中原	岬町中原22	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
907	いすみ市岬町中原	岬町中原23	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
908	いすみ市岬町中原	岬町中原24	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
909	いすみ市岬町中原	岬町中原25	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
910	いすみ市岬町中原	岬町中原26	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
911	いすみ市岬町中原、岬町和泉	岬町中原27	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
912	いすみ市岬町桑田	岬町桑田1	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
913	いすみ市岬町桑田	岬町桑田2	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
914	いすみ市岬町桑田	岬町桑田3	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
915	いすみ市岬町和泉	岬町和泉2	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
916	いすみ市岬町和泉	岬町和泉3	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
917	いすみ市岬町和泉	岬町和泉4	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
918	いすみ市岬町和泉	岬町和泉5	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
919	いすみ市岬町和泉	岬町和泉6	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号

番号	指定箇所	区域の名称	自然現象の種類	告示日	警戒区域告示番号	特別警戒区域告示番号
920	いすみ市岬町和泉	岬町和泉7	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
921	いすみ市岬町和泉	岬町和泉8	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
922	いすみ市岬町和泉	岬町和泉9	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
923	いすみ市岬町和泉	岬町和泉10	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
924	いすみ市岬町和泉	岬町和泉11	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
925	いすみ市岬町和泉	岬町和泉12	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
926	いすみ市岬町和泉	岬町和泉14	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
927	いすみ市岬町和泉	岬町和泉15	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
928	いすみ市岬町和泉	岬町和泉16	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
929	いすみ市岬町和泉	岬町和泉17	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
930	いすみ市岬町和泉	岬町和泉18	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
931	いすみ市岬町和泉	岬町和泉19	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
932	いすみ市岬町和泉、岬町中原	岬町和泉20	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
933	いすみ市岬町和泉	岬町和泉21	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
934	いすみ市岬町和泉	岬町和泉22	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
935	いすみ市岬町和泉	岬町和泉23	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
936	いすみ市岬町和泉	岬町和泉24	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
937	いすみ市岬町和泉	岬町和泉25	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
938	いすみ市岬町和泉	岬町和泉26	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
939	いすみ市岬町三門	岬町三門1	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
940	いすみ市岬町三門	岬町三門2	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
941	いすみ市岬町三門	岬町三門5	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
942	いすみ市岬町三門	岬町三門6	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
943	いすみ市岬町三門	岬町三門7	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
944	いすみ市岬町三門	岬町三門8	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
945	いすみ市岬町三門	岬町三門9	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
946	いすみ市岬町三門、日在	岬町三門10	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
947	いすみ市岬町三門、日在	岬町三門11	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
948	いすみ市須賀谷	須賀谷2	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
949	いすみ市須賀谷	須賀谷3	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
950	いすみ市須賀谷	須賀谷4	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
951	いすみ市須賀谷	須賀谷5	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号

番号	指定箇所	区域の名称	自然現象の種類	告示日	警戒区域告示番号	特別警戒区域告示番号
952	いすみ市須賀谷	須賀谷6	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
953	いすみ市須賀谷	須賀谷7	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
954	いすみ市須賀谷	須賀谷8	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
955	いすみ市須賀谷	須賀谷9	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
956	いすみ市須賀谷	須賀谷15	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
957	いすみ市須賀谷	須賀谷16	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
958	いすみ市須賀谷	須賀谷17	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
959	いすみ市須賀谷	須賀谷26	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
960	いすみ市須賀谷	須賀谷37	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
961	いすみ市須賀谷	須賀谷38	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
962	いすみ市須賀谷	須賀谷39	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
963	いすみ市須賀谷	須賀谷40	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
964	いすみ市須賀谷	須賀谷41	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
965	いすみ市須賀谷	須賀谷42	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
966	いすみ市須賀谷	須賀谷43	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
967	いすみ市須賀谷	須賀谷44	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
968	いすみ市須賀谷	須賀谷46	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
969	いすみ市須賀谷	須賀谷47	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
970	いすみ市須賀谷	須賀谷48	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
971	いすみ市須賀谷	須賀谷49	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
972	いすみ市須賀谷	須賀谷50	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
973	いすみ市須賀谷	須賀谷51	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
974	いすみ市須賀谷	須賀谷52	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
975	いすみ市須賀谷	須賀谷53	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
976	いすみ市須賀谷	須賀谷54	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
977	いすみ市須賀谷	須賀谷55	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
978	いすみ市須賀谷	須賀谷56	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
979	いすみ市須賀谷	須賀谷57	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
980	いすみ市須賀谷	須賀谷58	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
981	いすみ市深谷、荻原	深谷1	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
982	いすみ市深谷	深谷2	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
983	いすみ市深谷	深谷3	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号

番号	指定箇所	区域の名称	自然現象の種類	告示日	警戒区域告示番号	特別警戒区域告示番号
984	いすみ市深谷	深谷4	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
985	いすみ市深谷	深谷5	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
986	いすみ市万木	万木1	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
987	いすみ市万木	万木2	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
988	いすみ市万木	万木3	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
989	いすみ市国府台、大野	国府台1	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
990	いすみ市国府台	国府台2	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
991	いすみ市国府台	国府台3	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
992	いすみ市国府台	国府台4	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
993	いすみ市国府台	国府台5	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
994	いすみ市国府台	国府台6	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
995	いすみ市国府台	国府台7	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
996	いすみ市国府台	国府台8	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
997	いすみ市八乙女	八乙女1	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
998	いすみ市八乙女	八乙女2	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
999	いすみ市八乙女	八乙女3	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
1000	いすみ市八乙女	八乙女5	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
1001	いすみ市八乙女	八乙女6	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
1002	いすみ市八乙女	八乙女7	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
1003	いすみ市八乙女	八乙女8	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
1004	いすみ市八乙女	八乙女9	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
1005	いすみ市八乙女、引田	八乙女10	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
1006	いすみ市八乙女	八乙女11	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
1007	いすみ市増田	増田1	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
1008	いすみ市増田	増田2	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
1009	いすみ市増田	増田4	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
1010	いすみ市増田	増田5	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
1011	いすみ市増田	増田6	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
1012	いすみ市柿和田	柿和田1	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
1013	いすみ市柿和田	柿和田4	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
1014	いすみ市柿和田	柿和田6	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
1015	いすみ市柿和田	柿和田7	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号

番号	指定箇所	区域の名称	自然現象の種類	告示日	警戒区域告示番号	特別警戒区域告示番号
1016	いすみ市大野	大野2	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
1017	いすみ市大野	大野4	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
1018	いすみ市大野	大野5	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
1019	いすみ市大野	大野6	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
1020	いすみ市大野	大野7	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
1021	いすみ市大野	大野8	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
1022	いすみ市大野	大野9	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
1023	いすみ市大野、山田	大野10	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
1024	いすみ市大野	大野11	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
1025	いすみ市大野	大野13	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
1026	いすみ市大野	大野15	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
1027	いすみ市大野	大野16	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
1028	いすみ市大野	大野20	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
1029	いすみ市大野	大野21	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
1030	いすみ市大野	大野22	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
1031	いすみ市大野	大野23	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
1032	いすみ市日在、岬町三門	日在1	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
1033	いすみ市岩船	岩船23	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
1034	いすみ市岩船	岩船24	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
1035	いすみ市岩船	岩船25	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
1036	いすみ市岩船	岩船26	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
1037	いすみ市岩船	岩船27	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
1038	いすみ市岩船	岩船28	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
1039	いすみ市島	島1	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
1040	いすみ市島	島2	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
1041	いすみ市島	島3	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
1042	いすみ市岬町市野々	岬町市野々1	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
1043	いすみ市岬町市野々	岬町市野々2	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
1044	いすみ市岬町市野々	岬町市野々3	急傾斜地の崩壊	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
1045	いすみ市札森、大野	札森沢	土石流	平成33年3月23日	千第187号	特別警戒区域なし

番号	指定箇所	区域の名称	自然現象の種類	告示日	警戒区域告示番号	特別警戒区域告示番号
1046	いすみ市作田	下沢1	土石流	平成33年3月23日	千第187号	特別警戒区域なし
1047	いすみ市作田	下沢2	土石流	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
1048	いすみ市作田	大沢川	土石流	平成33年3月23日	千第187号	特別警戒区域なし
1049	いすみ市大野	川目沢1	土石流	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
1050	いすみ市大野	川目沢2	土石流	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
1051	いすみ市荻原	荻原沢	土石流	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
1052	いすみ市岩船	長者部沢1	土石流	平成33年3月23日	千第187号	特別警戒区域なし
1053	いすみ市岩船	長者部沢2	土石流	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
1054	いすみ市大原	桐木谷	土石流	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
1055	いすみ市小沢	妙見沢	土石流	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
1056	いすみ市岩船	菖蒲ヶ谷	土石流	平成33年3月23日	千第187号	特別警戒区域なし
1057	いすみ市岩船	大釜谷	土石流	平成33年3月23日	千第187号	特別警戒区域なし
1058	いすみ市岩船	寺ノ谷1	土石流	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
1059	いすみ市岩船	寺ノ谷2	土石流	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
1060	いすみ市下布施	和田沢	土石流	平成33年3月23日	千第187号	特別警戒区域なし
1061	いすみ市長志	殿谷	土石流	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
1062	いすみ市山田	荷塚沢	土石流	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
1063	いすみ市岬町岩熊	天王前沢	土石流	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
1064	いすみ市岬町榎沢	雁羽崎沢	土石流	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
1065	いすみ市深谷	根方沢	土石流	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
1066	いすみ市荻原	関谷沢	土石流	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
1067	いすみ市須賀谷	須賀谷	土石流	平成33年3月23日	千第187号	特別警戒区域なし
1068	いすみ市岩船	真間沢	土石流	平成33年3月23日	千第187号	特別警戒区域なし

番号	指定箇所	区域の名称	自然現象の種類	告示日	警戒区域告示番号	特別警戒区域告示番号
1069	いすみ市岩船	中ノ谷	土石流	平成33年3月23日	千第187号	特別警戒区域なし
1070	いすみ市大原	北七曲北沢	土石流	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
1071	いすみ市大原	南七曲沢	土石流	平成33年3月23日	千第187号	特別警戒区域なし
1072	いすみ市大原	北高根木沢	土石流	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
1073	いすみ市小池	原ノ谷	土石流	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
1074	いすみ市小池	縄下沢	土石流	平成33年3月23日	千第187号	特別警戒区域なし
1075	いすみ市小沢、小池	田ノ上沢	土石流	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
1076	いすみ市小沢	小沢沢1	土石流	平成33年3月23日	千第187号	特別警戒区域なし
1077	いすみ市小沢	小沢沢2	土石流	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
1078	いすみ市小沢	小沢沢3	土石流	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
1079	いすみ市小沢	小沢沢4	土石流	平成33年3月23日	千第187号	特別警戒区域なし
1080	いすみ市小沢	千谷	土石流	平成33年3月23日	千第187号	特別警戒区域なし
1081	いすみ市岩船	安古沢	土石流	平成33年3月23日	千第187号	特別警戒区域なし
1082	いすみ市岩船	飛谷	土石流	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
1083	いすみ市岩船	姥田沢	土石流	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
1084	いすみ市岩船	神田沢	土石流	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
1085	いすみ市岩船	中山沢	土石流	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
1086	いすみ市岩船	狭間沢	土石流	平成33年3月23日	千第187号	特別警戒区域なし
1087	いすみ市大原	高野間谷	土石流	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
1088	いすみ市大原	榎谷	土石流	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
1089	いすみ市新田	美シ部田沢	土石流	平成33年3月23日	千第187号	特別警戒区域なし
1090	いすみ市新田	大黒塚南沢	土石流	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
1091	いすみ市新田	大黒塚北沢	土石流	平成33年3月23日	千第187号	千第189号

番号	指定箇所	区域の名称	自然現象の種類	告示日	警戒区域告示番号	特別警戒区域告示番号
1092	いすみ市新田	上岸沢	土石流	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
1093	いすみ市新田	下岸沢	土石流	平成33年3月23日	千第187号	特別警戒区域なし
1094	いすみ市若山、新田	茅尻沢	土石流	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
1095	いすみ市若山	吾妻山沢	土石流	平成33年3月23日	千第187号	特別警戒区域なし
1096	いすみ市若山	谷	土石流	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
1097	いすみ市新田野	谷2	土石流	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
1098	いすみ市下布施	東谷	土石流	平成33年3月23日	千第187号	特別警戒区域なし
1099	いすみ市下布施	沢ノ谷	土石流	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
1100	いすみ市下布施	小谷	土石流	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
1101	いすみ市長志	金山沢	土石流	平成33年3月23日	千第187号	特別警戒区域なし
1102	いすみ市長志	千光寺沢	土石流	平成33年3月23日	千第187号	特別警戒区域なし
1103	いすみ市山田	奥沢	土石流	平成33年3月23日	千第187号	特別警戒区域なし
1104	いすみ市山田	下大谷	土石流	平成33年3月23日	千第187号	特別警戒区域なし
1105	いすみ市山田	向清水尻沢	土石流	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
1106	いすみ市山田	木ノ根沢	土石流	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
1107	いすみ市山田	上網谷	土石流	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
1108	いすみ市山田	滝ノ谷	土石流	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
1109	いすみ市山田	杉ノ谷	土石流	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
1110	いすみ市細尾、下原	松ノ木谷	土石流	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
1111	いすみ市細尾、下原	細尾	土石流	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
1112	いすみ市長志	長志	土石流	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
1113	いすみ市山田	山田沢	土石流	平成33年3月23日	千第187号	特別警戒区域なし
1114	いすみ市新田	新田	土石流	平成33年3月23日	千第187号	特別警戒区域なし

番号	指定箇所	区域の名称	自然現象の種類	告示日	警戒区域告示番号	特別警戒区域告示番号
1115	いすみ市大原	大原	土石流	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
1116	いすみ市下布施	下布施	土石流	平成33年3月23日	千第187号	特別警戒区域なし
1117	いすみ市岬町市野々	赤木之谷	土石流	平成33年3月23日	千第187号	特別警戒区域なし
1118	いすみ市岬町市野々	萩ノ谷	土石流	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
1119	いすみ市岬町岩熊	和田ノ谷	土石流	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
1120	いすみ市岬町岩熊	御舘谷	土石流	平成33年3月23日	千第187号	特別警戒区域なし
1121	いすみ市岬町岩熊	住吉沢	土石流	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
1122	いすみ市岬町岩熊	外之谷	土石流	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
1123	いすみ市岬町嘉谷	桜谷	土石流	平成33年3月23日	千第187号	特別警戒区域なし
1124	いすみ市岬町榎沢	糠返沢	土石流	平成33年3月23日	千第187号	特別警戒区域なし
1125	いすみ市岬町榎沢	君五老沢	土石流	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
1126	いすみ市岬町鴨根	西之谷	土石流	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
1127	いすみ市岬町鴨根	大屋敷沢	土石流	平成33年3月23日	千第187号	特別警戒区域なし
1128	いすみ市岬町東小高	砂後谷	土石流	平成33年3月23日	千第187号	特別警戒区域なし
1129	いすみ市岬町東小高	殿ノ谷	土石流	平成33年3月23日	千第187号	特別警戒区域なし
1130	いすみ市岬町東小高	椎ヶ沢北沢	土石流	平成33年3月23日	千第187号	特別警戒区域なし
1131	いすみ市岬町東小高	椎ヶ沢南沢	土石流	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
1132	いすみ市岬町東小高	寺之台沢2	土石流	平成33年3月23日	千第187号	特別警戒区域なし
1133	いすみ市岬町東小高	娘田沢	土石流	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
1134	いすみ市岬町東小高	星山沢	土石流	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
1135	いすみ市岬町東小高	草敷沢	土石流	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
1136	いすみ市岬町鴨根	鴨根	土石流	平成33年3月23日	千第187号	千第189号

番号	指定箇所	区域の名称	自然現象の種類	告示日	警戒区域告示番号	特別警戒区域告示番号
1137	いすみ市新田	新田谷1	土石流	平成33年3月23日	千第187号	千第189号
1138	いすみ市新田	新田谷2	土石流	平成33年3月23日	千第187号	特別警戒区域なし
1139	いすみ市苅谷、国府台	苅谷	地滑り	平成33年3月23日	千第187号	特別警戒区域なし
1140	いすみ市山田	山田	地滑り	平成33年3月23日	千第187号	特別警戒区域なし

[資料 21-1]防災関係機関一覧

いすみ市防災関係機関等一覧表

1　指定地方行政機関

機関名	防災担当課	所在地	電話番号
関東管区警察局	広域調整部広域調整第二課	さいたま市中央区新都心 2-1	048-600-6000
千葉県情報通信部	機動通信課	千葉市中央区長洲 1-9-1	043-201-0110
関東財務局	総務部総務課	さいたま市中央区新都心 1-1	48-600-1111
千葉財務事務所	総務課	千葉市中央区椿森 5-6-1	043-251-7212
関東信越厚生局	総務課	さいたま市中央区新都心 1-1	048-740-0705
千葉労働局	総務課	千葉市中央区中央 4-11-1	043-221-4312
関東農政局	防災課	さいたま市中央区新都心 2-1	048-740-0308
千葉県拠点	農政推進グループ	千葉市稲毛区轟町 5-1-4	043-251-8302
関東森林管理局	企画調整室	前橋市岩神町 4-16-25	027-210-1150
千葉森林管理事務所	総務調査官	千葉市稲毛区稲毛 1-7-20	043-242-4656
関東経済産業局	総務課	さいたま市中央区新都心 1-1	048-600-0213
関東東北産業保安監督部	管理課	さいたま市中央区新都心 1-1	048-600-0433
関東運輸局	総務課	横浜市中区北仲通 5-57	045-211-7269
千葉運輸支局	総務企画担当	千葉市美浜区新港 198	043-242-7336
関東地方整備局	総括防災グループ	さいたま市中央区新都心 2-1	048-600-1333
千葉国道事務所	防災情報課	千葉市稲毛区天台 5-27-1	043-285-0343
海上保安庁	警備救難部環境防災課	東京都千代田区霞ヶ関 2-1-3	03-3591-6361
第三管区海上保安部	救難課	横浜市中区北仲通 5-57	045-211-1118
銚子海上保安部	警備救難課	銚子市川口町 2-6431	0479-22-1359
勝浦海上保安署		勝浦市浜勝浦 499	0470-73-4999
東京管区気象台	総務部業務課	東京都清瀬市中清戸 3-235	042-495-3159
銚子地方気象台	防災業務係	銚子市川口町 2-6431	0479-23-7705
関東総合通信局	防災対策推進室	東京都千代田区九段南 1-2-1	03-6238-1790

2　指定公共機関

機関名	防災担当課	所在地	電話番号
東日本電信電話㈱ 千葉事業部	サービス運営部災害対策室 千葉災害対策室	東京都新宿区西新宿 3-19-2 千葉市美浜区中瀬 1-6	03-5359-4830 043-211-8652
㈱ＮＴＴドコモ 千葉支店	災害対策室 ネットワーク部	東京都千代田区永田町 2-11-1 千葉市中央区新町 1000	03-5156-1111 043-301-0500
日本赤十字社 千葉県支部	事業局救護･福祉部救護課 事業部救護福祉課	東京都港区芝大門 1-1-3 千葉市中央区千葉港 5-7	03-3438-1311 043-241-7531
日本放送協会 千葉放送局	総務局総務・地域部 企画総務	東京都渋谷区神南 2-2-1 千葉市中央区千葉港 5-1	03-3465-1111 043-203-0597
東日本高速道路㈱ 関東支社 千葉管理事務所 市原管理事務所	 管理事業部 庶務課 総務担当	東京都千代田区霞が関 3-3-2 さいたま市大宮区桜木町 1-11-20 大宮ＪＰビルディング 千葉市稲毛区長沼原町 177 市原市村上 815	03-3506-0318 048-631-0185 043-259-5221 0436-21-0091
東日本旅客鉄道㈱ 千葉支社	安全企画部 総務部安全企画室	東京都渋谷区代々木 2-2-2 千葉市中央区弁天 2-23-3	03-5334-1167 043-225-9136
日本通運㈱ 千葉支店	総務部総務課 総務課	東京都港区東新橋 1-9-3 千葉市美浜区中瀬 1-3	03-6251-1111 043-307-3754
東京電力パワーグリッド㈱ 千葉総支社	業務総括部総務･広報グループ 防災グループ	東京都千代田区内幸町 1-1-3 千葉市中央区富士見 2-9-5	03-6373-1111 050-3181-2975
ＫＤＤＩ㈱ 千倉技術保守センター	運用管理部特別通信対策室	東京都新宿区西新宿 2-3-2 南房総市千倉町瀬戸字浜田 2980-15	03-3347-6633 0470-44-4000
日本郵便㈱ 千葉中央郵便局	郵便事業総本部総務部 業務企画室	東京都千代田区霞が関 1-3-2 千葉市中央区中央港 1-14-1	03-3504-9945 043-246-0083

3　指定地方公共機関

機関名	防災担当課	所在地	電話番号
(一社) 千葉県ＬＰガス協会	事務局	千葉市中央区中央港 1-13-1 千葉県ガス石油会館内	043-246-1725
いすみ鉄道㈱	工務課	夷隅郡大多喜町大多喜 264	0470-82-2161
(公社) 千葉県医師会	事務局	千葉市中央区千葉港 4-1	043-242-4271
(公社) 夷隅医師会	事務局	いすみ市大原 8853	0470-63-0411
(一社) 千葉県歯科医師会 夷隅郡市歯科医師会	事務局	千葉市美浜区新港 32-17	043-241-6471
(一社) 千葉県薬剤師会 外房薬剤師会	事務局 事務局	千葉市中央区問屋町 9-2 茂原市高師 189-7	043-242-3801
千葉テレビ放送㈱	報道製作局報道部	千葉市中央区都町 1-1-25	043-231-3100
㈱ニッポン放送	総務部	東京都千代田区有楽町 1-9-3	03-3287-1111
㈱ベイエフエム	総務部	千葉市美浜区中瀬 2-6-1	043-351-7878
(一社) 千葉県トラック協会 長夷支部	事務局 事務局	千葉市美浜区新港 212-10 茂原市上永吉 1609-1	043-247-1131 0475-24-5098
(一社) 千葉県バス協会	事務局	千葉市中央区市場町 7-9	043-246-8151
千葉県道路公社	道路部工務課	千葉市中央区中央 2-5-1	043-222-8161

4　公共的団体

機関名	所在地	電話番号
いすみ農業協同組合	いすみ市国府台 1515-1	0470-86-3711
夷隅東部漁業協同組合	いすみ市漁港埋立地	0470-62-0111
いすみ市商工会 夷隅支所 岬支所	いすみ市大原 7400-8 いすみ市苅谷 535-3 いすみ市岬町椎木 1300-1	0470-62-1191 0470-86-3105 0470-87-2835
社会福祉法人　いすみ市社会福祉協議会	いすみ市岬町東中滝 720-1	0470-87-8857

5　自主防災組織

令和4年2月28日現在

番号	自主防災組織名	結成年月日	所在地
1	山田六区自主防災会	平成19年 9月 1日	いすみ市山田
2	楽町区区自主防災会	平成21年 1月 1日	いすみ市楽町
3	共栄会自主防災会	平成21年10月20日	いすみ市岬町市野々
4	国府台自主防災会	平成22年 3月20日	いすみ市国府台
5	伊能滝自主防災会	平成23年 5月13日	いすみ市深堀
6	四堰地区自主防災会	平成23年12月15日	いすみ市岬押日
7	上寄瀬区自主防災会	平成24年 9月 2日	いすみ市大原
8	長者区第五自主防災会	平成24年10月 1日	いすみ市岬町長者
9	長者第一町自主防災会	平成25年10月24日	いすみ市岬町長者
10	新田区防災会	平成28年 9月 3日	いすみ市大原
11	北日在自主防災会	平成29年 2月19日	いすみ市日在
12	部田自主防災会	平成30年 4月 1日	いすみ市岬町中
13	停車場地区自主防災会	平成30年 4月15日	いすみ市岬町椎木
14	新田谷自主防災会	平成31年 4月14日	いすみ市新田
15	シックス・タウンコミュニティ防災会	令和 3年 4月 9日	いすみ市岬町長者
16	南日在区自主防災会	令和 3年 8月 1日	いすみ市日在
17	島地区自主防災会	令和 4年 2月 6日	いすみ市島

6　一部事務組合

機関名			所在地	電話番号
夷隅郡市広域市町村圏事務組合		総務課	いすみ市弥正88-1	0470-86-6660
夷隅郡市広域市町村圏事務組合	消防本部	総務課	夷隅郡大多喜町船子73-2	0470-80-0131
		予防課	〃	0470-80-0132
		警防課	〃	0470-80-0133
		大原消防署	いすみ市大原6779-1	0470-80-0137
		岬分署	いすみ市岬町東中滝745-1	0470-80-0138
		夷隅分署	いすみ市弥正770-1	0470-80-0139
夷隅郡環境衛生組合		いすみ衛生センター	いすみ市万木5	0470-86-2155
国保国吉病院組合		いすみ医療センター	いすみ市苅谷1177	0470-86-2311

7　千葉県

機関名			所在地	電話番号
防災危機管理部	危機管理課	災害対策室	千葉市中央区市場 1-1	043-223-2175
		危機管理室	〃	043-223-2168
防災危機管理部	防災政策課	地域防災力向上班	〃	043-223-2176
		復旧復興推進室	〃	043-223-3672
夷隅地域振興事務所		地域振興課	夷隅郡大多喜町猿稲 14	0470-82-2211
県土整備部	河川環境課	河川海岸管理室	千葉市中央区市場 1-1	043-223-3132
			〃	043-223-3156
夷隅土木事務所		総務課	いすみ市大原 8513-1	0470-62-3311
		管理課	〃	0470-62-3314
健康福祉部	健康福祉政策課	健康危機対策室	千葉市中央区市場 1-1	043-223-2315
夷隅健康福祉センター		総務企画課	勝浦市出水 1224	0470-73-0145
夷隅農業事務所			いすみ市大原 8523-1	0470-62-2155
南部林業事務所			鴨川市広場 820	04-7092-1318
南部家畜保健衛生所			鴨川市八色 52	04-7092-2304
勝浦水産事務所			勝浦市墨名 815-12	0470-73-0108
南部漁港事務所			館山市北条 402-1	0470-23-4751
教育庁東上総教育事務所			茂原市八千代 2-10	0475-23-8125
夷隅分室			夷隅郡大多喜町猿稲 14	0470-82-2411
いすみ警察署			いすみ市大原 8312-4	0470-62-0110

8　自衛隊

区分	駐屯地（基地）	部隊名	所在地	電話番号
陸上自衛隊	習志野	第 1 空挺団本部	船橋市薬円台 3-20-1	047-466-2141
	下志津	高射学校企画室	千葉市若葉区若松町 902	043-422-0221
	木更津	第 1 ヘリコプター団本部	木更津市吾妻地先	0438-23-3411
	松戸	需品学校企画室	松戸市五香六実 17	047-387-2171
海上自衛隊	下総	教育航空集団司令部	柏市藤ケ谷 1614-1	04-7191-2321
	館山	第 21 航空群司令部	館山市宮城無番地	0470-22-3191
	木更津	航空補給処計画部	木更津市江川無番地	0438-23-2361
航空自衛隊	木更津	第 1 補給処企画課	木更津市岩根 1-4-1	0438-41-1111